

新発田市地域防災計画

－震災対策編－

令和7年12月修正



新発田市防災会議

震災対策編 目次

第1編 震災等共通対策

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨等.....	1
第2節	市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第3節	新発田市の地質と過去の地震災害.....	14
第4節	複合災害時の対策.....	15
第5節	新発田市の地震被害想定.....	18
第6節	緊急地震速報と地震情報.....	24

第2章 災害予防

第1節	防災教育計画.....	27
第2節	防災訓練計画.....	31
第3節	自主防災組織育成計画.....	34
第4節	防災都市計画.....	37
第5節	集落孤立対策計画.....	43
第6節	地盤災害予防計画.....	46
第7節	建築物等災害予防計画.....	51
第8節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策.....	55
第9節	漁港施設の地震対策.....	58
第10節	鉄道事業者の地震対策.....	59
第11節	治山・砂防施設の地震対策.....	61
第12節	河川・海岸施設の地震対策.....	62
第13節	農地・農業用施設等の地震対策.....	65
第14節	防災通信施設の整備と地震対策.....	68
第15節	コミュニティ放送等放送事業者の地震対策.....	72
第16節	電気通信事業者の地震対策.....	73
第17節	電力供給事業者の地震対策.....	76
第18節	ガス事業者等の地震対策.....	78
第19節	上水道の地震対策.....	81
第20節	下水道の地震対策.....	85
第21節	危険物等施設の地震対策.....	89
第22節	津波災害予防計画.....	93
第23節	地震火災予防計画.....	94
第24節	廃棄物処理体制の整備.....	97
第25節	救急・救助体制の整備.....	100

第 26 節	医療救護体制の整備.....	104
第 27 節	避難体制の整備.....	109
第 28 節	要配慮者の安全確保計画.....	119
第 29 節	食料・生活必需品等の確保計画.....	126
第 30 節	学校等の地震防災対策.....	130
第 31 節	文化財の地震防災対策.....	134
第 32 節	ボランティアの受入体制の整備.....	136
第 33 節	事業所等の事業継続.....	138
第 34 節	行政機関等の業務継続計画.....	141

第 3 章 災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール.....	145

第 1 節	災害対策本部の組織・運営計画.....	151
第 2 節	地震・津波配備計画.....	167
第 3 節	防災関係機関の相互協力体制.....	171
第 4 節	災害時の通信確保.....	179
第 5 節	津波避難計画.....	185
第 6 節	被災状況等収集伝達計画.....	186
第 7 節	広報計画.....	195
第 8 節	住民等避難計画.....	202
第 9 節	避難所運営計画.....	208
第 10 節	避難所外避難者の支援計画.....	216
第 11 節	自衛隊の災害派遣計画.....	219
第 12 節	輸送計画.....	225
第 13 節	警備・保安及び交通規制計画.....	233
第 14 節	海上における災害応急対策.....	240
第 15 節	消火活動計画.....	243
第 16 節	救急・救助活動計画.....	249
第 17 節	医療救護活動計画.....	257
第 18 節	防疫及び保健衛生計画.....	270
第 19 節	こころのケア対策計画.....	276
第 20 節	児童生徒等に対するこころのケア対策計画.....	279
第 21 節	廃棄物の処理計画.....	281
第 22 節	トイレ対策計画.....	287
第 23 節	入浴対策計画.....	291
第 24 節	食料・生活必需品等供給計画.....	293
第 25 節	要配慮者の応急対策.....	303

第 26 節	建物の応急危険度判定計画.....	307
第 27 節	宅地等の応急危険度判定計画.....	311
第 28 節	学校等における応急対策.....	315
第 29 節	文化財応急対策.....	320
第 30 節	障害物の処理計画.....	322
第 31 節	遺体等の捜索・処理・埋葬計画.....	326
第 32 節	愛玩動物の保護対策.....	330
第 33 節	災害時の放送.....	334
第 34 節	公衆通信の確保.....	336
第 35 節	電力供給応急対策.....	339
第 36 節	ガスの安全、供給対策.....	342
第 37 節	給水・上水道施設応急対策.....	346
第 38 節	下水道等施設応急対策.....	351
第 39 節	危険物等施設応急対策.....	356
第 40 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策.....	362
第 41 節	漁港施設の応急対策.....	365
第 42 節	鉄道事業者の応急対策.....	368
第 43 節	治山・砂防施設等の応急対策.....	371
第 44 節	河川・海岸施設の応急対策.....	374
第 45 節	農地・農業用施設等の応急対策.....	380
第 46 節	農林水産業応急対策.....	384
第 47 節	商工業応急対策.....	392
第 48 節	応急住宅対策.....	395
第 49 節	被害認定調査・罹災証明書発行対策.....	403
第 50 節	ボランティアの受入れ計画.....	405
第 51 節	義援金の受入れ・配分計画.....	408
第 52 節	義援物資対策.....	410
第 53 節	災害救助法による救助.....	413

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	民生安定化対策.....	416
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	423
第 3 節	公共施設等災害復旧対策.....	435
第 4 節	災害復興対策.....	439

第 2 編 津波災害対策

第 1 章 津波災害対策

第 1 節	総則.....	443
第 2 節	災害予防.....	451
第 3 節	災害応急対策.....	473
第 4 節	津波避難計画.....	478
第 5 節	災害復旧・復興計画.....	489

第 1 編 震災等共通対策

第 1 章 総則

第 1 節	計画作成の趣旨等.....	1
第 2 節	市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	4
第 3 節	新発田市の地質と過去の地震災害.....	14
第 4 節	複合災害時の対策.....	15
第 5 節	新発田市の地震被害想定.....	18
第 6 節	緊急地震速報と地震情報.....	24

第 1 節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

本計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、市、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興計画を実施するとともに、地域防災対策（平成 9 年 6 月 19 日「新発田市防災安全都市宣言」）を推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき新発田市防災会議が策定した「新発田市地域防災計画」のうち、次に掲げる震災等に関する計画であり、市の地域における震災等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

新発田市地域防災計画は、本編の「震災対策編」並びに別冊の「風水害等対策編」、「資料編」で構成する。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

(1) 新潟県地域防災計画との関係

本計画は、新潟県地域防災計画（震災対策編）との整合性を有する。

(2) その他法令等に基づく計画との関係

本計画の策定に当たっては、国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）や市の地域に係る地震防災総合対策の基本としての性格を有するものであり、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分については、本計画と整合性を図るものとする。

4 計画の修正

本計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 細部要領等の策定

市及び防災関係機関は、本計画に基づき、それぞれ処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な地震災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整備する。

6 計画の習熟等

市及び防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、本計画の習熟及び周知に努めるとともに、本計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

7 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

8 共通用語等

用語の定義は、次のとおり。

(1) 自主防災組織

市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。(法第2条の2関係)

(2) 要配慮者

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。(法第8条第2項関係)

(3) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。(法第49条の10関係)

(4) 地区防災計画

地区居住者が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。(法第42条第3項及び第42条の2関係)

(5) 避難場所

災害の危機が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

(6) 指定緊急避難場所

避難場所のうち市が指定したもの。(法第49条の4から第49条の6及び第49条の8関係)

(7) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(8) 指定避難所

避難所のうち市が指定したもの。(法第49条の7及び第49条の8関係)

(9) 罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。(法第 90 条の 2 関係)

(10) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。(法第 90 条の 3 関係)

第2節 市民及び防災関係機関等の責務と 処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

- (1) 市民、地域及び行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制の構築

市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって市民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて市、県を中心に市民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、市民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自然災害に対する施設能力や行政主導の避難対策等には限界があることを理解した上で、市民、地域、行政（防災関係機関）の各主体がそれぞれの責務を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互協力により補完し、もって災害予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

たとえ、大規模な地震が発生しても、「ハード（施設・設備等）・ソフト（情報・知識、意識・行動等）の総合力」で危機的・壊滅的な状況に陥らせない「災害に強い新発田市」を実現していく。

ア 市民等に求められる役割

- (ア) 市民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (イ) 市民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。
- (ウ) 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- (エ) 市及び県は、市民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 市民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (イ) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (ウ) 企業等は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

(エ) 市及び県は、市民及び企業等による安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割

(ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時における市民等の安全確保と被災者の救済及び支援等の応急対策全般を迅速かつ有効に実施できるよう、次の取組により災害対応能力の維持・向上に努める。

- a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
- b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
- c 職員の教育、研修及び訓練の実施
- d 市及び国県の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築
- e ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化
- f 災害対応業務のプログラム化、標準化
- g 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時からの構築
- h 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・公有財産の有効活用

(イ) 市、県及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実を図る。

(ウ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

(エ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

(オ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図る。

(カ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(キ) 市は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう市の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

(ク) 内閣府は、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」等の取組を通じて、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング支援等を行うことにより、地方公共団体等の災害対応における先進技術の導入を促進する。

エ 支援と協力による補完体制の整備

市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援やNPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

(2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策

ア 各業務の計画の策定及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

また、在日・訪日外国人が増加していることから、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性やニーズなどが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害発生時に、要配慮者として外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 各業務の計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 感染症対策の観点を取り入れた防災対策

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(4) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季波浪による海岸決壊や高潮災害など比較的少ないが、本市の自然条件に鑑み、積雪期などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）に備え、各業務においてあらかじめ考慮する。第4節「複合災害時の対策」において総括的な方針を示すほか、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

(5) 計画の実行性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

ア 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

イ 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。

ウ 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

(6) 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標を設定するとともに、市民・企業等も広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

2 市民及び防災関係機関の責務

(1) 市民及び企業等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民及び企業等はその自覚を持ち、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民及び企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(2) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(3) 新発田地域広域事務組合

新発田地域広域事務組合は、市と連携して防災活動を実施する。

また、新発田地域広域事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、あらゆる災害に対応できるよう、組織及び施設の整備拡充を図り、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防の任務に当たる。

(4) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

ア 政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

イ 災害応急対策への協力が期待される建築業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。

また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

オ 平時から自主防災組織やNPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図る。

カ 新潟県地域防災計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

(5) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(7) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

市の地域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内のその他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

なお、次表に記載のない機関については、新潟県地域防災計画を参照する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
新発田市	1 新発田市防災会議に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		2 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報伝達に関すること 5 災害時の広報活動及び高齢者等避難の発令、避難指示、緊急安全確保に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 11 要配慮者の相談及び援護に関すること 12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設及び設備の整備に関すること 15 水道公営事業の災害対策に関すること
新発田地域広域事務組合	消防関係	1 火災予防及び火災による災害防止対策、指導に関すること 2 消防活動に関すること 3 災害時における消火、救助及び救急活動に関すること
	衛生関係	1 一般廃棄物処理施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 2 老人ホーム等の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること 3 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること
新潟県		1 新潟県防災会議に関すること 2 市及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務又は業務の実施の総合調整に関すること 3 災害予警報等の情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報に関すること 6 避難の指示等に関すること 7 市の実施する高齢者等避難の発令に係る情報提供・技術的支援に関すること 8 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること 9 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		10 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 11 市の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び援助に関すること 12 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること 13 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 14 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること 15 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 16 緊急通行車両の確認に関すること 17 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設及び設備の整備に関すること 18 自衛隊の災害派遣要請に関すること 19 他の都道府県に対する応援要請に関すること
新潟県警察本部（新発田警察署）		1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること 2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること 3 行方不明者の捜索及び死体の検死に関すること 4 犯罪の予防及び取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること
指定地方 行政機関	北陸農政局(新潟地域センター)	1 国営農業用施設の整備並びにその防災管理及び災害復旧に関すること 2 農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること 3 農業用施設における事前防災の徹底に関すること 4 災害時における応急食料の緊急引渡しに関すること
	関東森林管理局(下越森林管理署)	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持及び造成に関すること 2 民有林直轄治山事業の実施に関すること 3 災害復旧用資材(国有林材)の供給に関すること
	第九管区海上保安本部(新潟海上保安部)	1 災害予防に係わる防災訓練、海難防災講習会等啓蒙活動及び調査研究に関すること 2 災害応急対策に係わる警報等の伝達、情報の収集、海難救助等に関すること 3 災害応急対策に係わる人員及び物資の緊急輸送並びに物資の無償貸与又は譲与に関すること 4 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること 5 海上における流出油の防除、交通安全の確保、警戒区域の設定、治安の維持及び危険物の保安措置に関すること 6 災害復旧・復興対策に係わる海洋環境の汚染防止及び海上交通安全の確保に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
東京管区気象台(新潟地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局の臨機の措置に関すること 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車等及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること
新潟労働局(新発田労働基準監督署)	災害時における産業安全確保に関すること
北陸地方整備局	1 台風及び波浪から港湾及び市民を保護するための海岸保全施設等の整備推進に関すること 2 一級河川水系における指定区間外の管理及び改修、維持修繕、災害復旧等の工事の実施に関すること 3 国土交通大臣の指定した直轄工事施工区域内においての砂防の実施及び災害復旧に関すること 4 土砂災害緊急情報の発表等に関すること 5 一般国道指定区間の改築、管理、維持修繕、除雪及び災害復旧工事に関すること 6 国が行う海洋の汚染の防除に関すること 7 油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する指導 8 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	北陸地方測量部	1 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用への支援・協力に関すること 2 国土地理院が提供及び公開する防災関係情報の利活用の支援・協力に関すること 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること 4 災害復旧・復興のための公共測量の技術的助言に関すること
	北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること
陸上自衛隊(第30普通科連隊)		1 防災関係資料の収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害時における県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急救護活動の実施に関すること
指定公共機関	東日本旅客鉄道(株)(新潟支社)	災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	NTT東日本(新潟支店)、(株)NTTドコモ(新潟支店)、KDDI(株)(新潟支店)、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル(株)	1 電気通信設備の整備及び防災管理に関すること 2 災害時における緊急通話手段の確保及び気象警報等の伝達に関すること
	日本赤十字社(新潟県支部)	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること 3 災害時における輸血用血液の供給に関すること 4 災害救援(義援)金の募集、受付及び配分に関すること 5 労働奉仕班の編成、派遣の斡旋及び連絡調整に関すること
	日本放送協会(NHK新潟放送局)	1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東日本高速道路(株)(新潟支社)	1 高速自動車国道の防災管理に関すること 2 災害時の高速自動車国道における交通路の確保に関すること 3 高速自動車国道の早期災害復旧に関すること
	東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)(新発田電力センター)	1 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること 2 災害時における電力の供給の確保に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	日本通運(株)(新発田支店)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便(株)(新発田支店)	災害時における郵政事業運営の確保、郵政事業に係る特別事務取扱及び援護対策に関すること
指定地方公共機関	土地改良区	水門、水路、ため池等の施設の防災管理及び災害復旧に関すること
	新発田ガス(株)	1 都市ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時における都市ガスの安定供給に関すること
	(社)法人新潟県LPガス協会(新発田支部)	1 LPガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるLPガスの安定的供給に関すること
	新潟交通観光バス(株)(新発田営業所)、 (社)新潟県トラック協会(下越支部)	災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	(株)新潟放送、(株)新潟総合テレビ、(株)テレビ新潟放送網、(株)新潟テレビ21、(株)エフエムラジオ新潟、 (株)エフエムしばた	1 津波警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	(株)新潟日報社(新発田支局)	災害時における広報活動に関すること
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	北新潟農業協同組合、さくら森林組合、新潟漁業協同組合北蒲原支所、各種組合等	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること 3 災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること
	(社)新発田北蒲原医師会	災害時における医療救護に関すること
	病院・診療所	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること
	公庫・金融機関	災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること
	一般運輸事業者	災害時における緊急輸送に関すること
	一般建設事業者	災害時における応急復旧の協力に関すること
	ダム施設の管理者	ダム操作等施設の防災管理に関すること
	危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること
	災害応援・救援協定企業	災害時における救援物資の供給又は応急復旧の協力等に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
	社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	市災害ボランティアセンターの設置に関すること
	コミュニティ組織、自治会・町内会、集落、自主防災組織等	1 防災活動への協力に関すること 2 避難誘導への協力に関すること 3 避難所運営への協力に関すること 4 防災知識の普及に関すること 5 自主防災組織の組織化の促進に関すること

第3節 新発田市の地質と過去の地震災害

1 新発田市の地質、地形などの特性

(1) 地形

本市の山間地域の県境付近には、二王子岳（標高 1,420m）をはじめ、飯豊山（標高 2,105 m）、最高峰の大日岳（標高 2,128m）と 2,000m級の山が連なる飯豊連峰があり、これらの山岳から加治川を水源とする水田が広がり、そのほとんどが山地を形成している。

(2) 地質

本市の地質は、平野部では主に第四紀沖積世の扇状地性堆積物、氾濫性堆積物からなり、泥、砂、礫で構成されている。

また、福島潟周辺は、三角州堆積物からなり、泥、砂で構成され、全体的に軟弱な基盤となっている。土壌はいずれもグライ土壌が広く分布し、広大な耕地をなしている。

山間部では、主に新第三紀の泥岩で構成され、土壌は褐色森林土壌が分布され、岩石地となっており主に花崗岩、粘板岩で構成されている。

海岸部では、表層の大部分が細砂の砂質土で構成され、表層以降は砂質土とレキ質土で構成された魚沼層と呼ばれる層からなっている。

2 過去の地震災害

発生年月日	規模	地 名	災害の状況
1669.5.5（寛文 9）		越後国 新発田	・新発田城の石垣崩壊 ・余震が 30 日間続く
1964.6.16（昭和 39） （新潟地震）	M7.5	粟島付近	・人的被害：死者 1 名、負傷者 4 名 ・建物被害：500 棟以上 （全壊・半壊、一部損壊含む。）
1995.4.1（平成 7） （新潟県北部地震）	M5.6	北蒲原南部	・人的被害：負傷者 10 名 ・建物被害：住家全壊 3、半壊 12、一部破損 541、県指定文化財市島家住宅「湖月閣」倒壊

3 新潟県北部地震の被害の概要

(1) 震源、規模

新潟県北部を中心に震度 4 を観測した。震源に近い旧笹神村の一部では震度 6 に近い揺れがあったものと推定される。

ア 発生日：1995年（平成 7 年）4 月 1 日 12時49分

イ 震源：新潟県下越地方 北緯37度53.4分、東経139度14.8分

ウ 規模：深さ約16km、マグニチュード5.6

(2) 被害の状況

ア 人的被害：負傷者 10 名

イ 建物被害：住家全壊 3 棟、半壊 12 棟、一部破損 541 棟
県指定文化財市島家住宅「湖月閣」が倒壊

第4節 複合災害時の対策

1 計画の方針

(1) 複合災害への備えの充実

市、県及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

市、県及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早急に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

(4) 原子力災害への対応

原子力災害が複合的に発生した場合の対応は、風水害等共通対策編第2編第7章「原子力災害対策」の定めるところによる。

2 積雪期における地震と対策

(1) 積雪期における影響

積雪期においては、他の時期と異なり気象の状況、特に降積雪の状況が地震災害に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本市は、豪雪地という条件を持っており、震災対策を検討する上では、積雪期の地震を想定し、対策を検討しておく必要がある。

(2) 積雪期の気象状況

シベリア地方から噴き出す寒気は、日本海を渡るとき大量の水蒸気が補給され、強い雪雲となって日本列島に上陸する。これらの雲は三国山脈などの高い山地にぶつかり雪を降らせる。

この雪は、山沿いに多く降ることから、山雪と呼ばれる。また、西高東低の気圧配置がやや緩み、海岸、平野部でも多く降ることがある。この雪は里雪と呼ばれる。

当市の雪は、高緯度地方の雪と異なり非常に湿った重い雪であり、山間部では長期にわたって深い積雪が継続することが特徴となっている。

(3) 積雪の地震被害に対する影響

積雪は、地震に対し被害を拡大させ、応急対策の実施を阻害し、あるいは応急対策需要を増加させる要因として機能することが考えられる。

ア 被害拡大要因

(ア) 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。

(イ) 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。

屋内の火気使用源の内、殆どの暖房器具は対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターがほぼ100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

しかし、倒壊しやすい古い家屋ほど豆炭などの旧来の燃料や旧式の暖房器具を使用している可能性が高く、発火源となる可能性がある。

(ウ) 雪崩の発生

地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期的に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で、大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

(エ) 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大する恐れがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下したり、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。

また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

イ 応急対策阻害要因

(ア) 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が多発し、被害状況の把握が困難となることが予想される。

それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

(イ) 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっている上、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

(ウ) 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

(エ) 救出活動の阻害

倒壊家屋等は雪に埋まっているため、下敷きになった者の発見・救出が困難になると予想される。

(オ) 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は除雪しないと被害個所に到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

ウ 応急対策需要増加要因

(ア) 被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要が生じる。

また、雪崩の危険等のため避難の指示・勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難などにより、避難生活が長期化することが予想される。

エ 地震後の積雪による影響

(ア) 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地すべりが発生するおそれがある。中越大震災後直後の冬には、雪崩と土砂災害が同時に発生する「土砂雪崩」が多発した。

(イ) 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。中越大震災において、地震による全壊家屋がその後の屋根積雪により倒壊した棟数は、住家 93 棟、非住家 98 棟にのぼった。

(ウ) 被災建物屋根保護のためのシートに積もった雪の落雪

中越大震災では、被災建物の屋根等を保護するためにブルーシート等で覆っていたが、その上に積もった雪は、通常よりも落雪の危険性が高く、小千谷市ではブルーシート上の雪が落下し、2 名が死亡する事案も発生している。

(エ) 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

(4) 積雪期の地震対策の基本方針

積雪は様々な面で地震被害を拡大・深刻化することが予想されるため、豪雪地帯においては積雪期の地震発生を前提として地震対策を講じる必要がある。

本計画では、次に掲げる基本方針を基に、関係する業務の各節において具体的な災害予防・応急対策を記述するものとする。

ア 救助・消防活動の迅速な実施が困難であることを前提に、各建物の被害発生防止策を推進する（対震化、屋根の無雪化、室内の地震対策の徹底、出火防止策の徹底）

イ 孤立可能性のある地区を中心に、自立的防災力の向上を図る（通信手段・電源の確保、家庭備蓄の強化、公的備蓄資機材の事前配置、自主防災活動の強化）

ウ 積雪・寒冷、悪天候等を想定した応急対策実施方法を工夫する（全被災者の屋内への収容、暖房対策、早期の温食提供、ヘリ飛行不能に備えた対策）

エ 雪に強い輸送経路・輸送手段の確保と早期回復力の整備に努める（スノーシェッド等の道路雪崩対策、装軌車両の確保、緊急除雪体制の整備など）

オ スキー場の安全確保対策を推進する（施設の地震対策、非常用電源の確保、スキー客の避難・誘導、遭難者の救出、宿泊施設等への一時的収容、関係機関の連絡体制整備）

第5節 新発田市の地震被害想定

1 地震被害想定の実施

同一規模の地震災害であっても、発生地域の地質、地形等の自然条件や都市規模、人口密度等の社会的条件によって被害の様相が異なることから、本市において想定される地震の被害予測を統計的・科学的手法を用いて、調査・解析を行い、「災害避難地図～新発田市ハザードマップ」として被害想定結果を、平成19年3月に作成・公表を行った。

2 調査の概要

(1) 被害想定対象項目

1995年（平成7年）1月17日に発生した阪神・淡路大震災（M7.3）では、建物やライフライン、道路など様々な構造物や施設に被害が生じ、都市機能に支障を来した。本市で行った被害想定は、これまでの地震の経験を踏まえ、以下の項目を評価対象とした。

大項目	小項目	評価内容
建 物 被 害	木 造 建 物	地震動・液状化による全壊・半壊棟数
	非木造建物	
出 火 ・ 延 焼	出 火	地震時の炎上出火件数
	延 焼	焼失棟数
人 的 被 害	死 者	建物被害等に伴う死者数
	負 傷 者	建物被害等に伴う重傷者・軽傷者数
	避 難 者	当面の住居を失う長期避難者数 ライフラインの支障に伴う短期避難者数
ライフライン被害	上 水 道	地震動・液状化による埋設管被害箇所数 断水世帯数・復旧日数・要応急給水量
	下 水 道	地震動・液状化による埋設管被害箇所数 要応急給水量
	都 市 ガ ス	地震動・液状化による埋設管被害箇所数 供給支障件数・復旧日数
	電 力	地震動・液状化・火災による配電線支持物被害基数、 停電世帯数、復旧日数
	電 話	地震動・液状化・火災による電話線支持物被害 基数、機能支障回線数、復旧日数
交 通 施 設 被 害	道 路	地震動・液状化による道路施設被害程度
	鉄 道	地震動・液状化による鉄道施設被害程度
地 震 水 害	た め 池	ため池の危険度

(2) 対象地震

被害想定を実施した想定地震は、以下の地震を対象とした。

ア 月岡活断層

イ 加治川活断層・坂町付近の活断層

(3) 本市周辺の活断層

本市周辺で確認されている主な活断層は下図のとおりであり、これ以外にも、活断層が表層に現れていないところで地震が起こる場合がある。



(4) 調査の性格

本調査は、調査の性格上、自然災害の全体像を把握するための目安として活用するものであり、調査結果の活用にあたっては、次の点に留意が必要である。

ア 想定地震

本調査では、本市直下、又は本市周辺の内陸型地震及び海溝型地震を想定している。あくまでも想定した地震であり、地震の震源位置や規模を推定するための情報としては不確かなものが多く、実際に想定どおりの地震が発生するとは言い難い。

その一つの要因として、内陸では活断層が認められなくてもマグニチュード6クラスの地震が発生し、今回想定した地震以外にも被害を引き起こす地震が本市及びその周辺地域で発生する可能性があるからである。

また、想定地震は、地表に現れている活断層の長さから平均的な規模を統計的に推定したものであるため、今回の調査結果において被害が軽微な結果であっても、それは今回の想定地震に限ってのことである。そのため、必ずしも地震防災の必要性が低いことを決定するものではないことを十分認識し活用する必要がある。

イ 季節・時刻等の条件

地震による被害のうち、特に出火や人的被害は、発生する季節や時刻、気象条件等により異なり、それに伴い死傷者数や建物焼失棟数などが大きく変化する。本調査では、以下のとおりとした。

(ア) 出火・延焼被害想定は、夏及び冬のケースについて検討した。時刻は、出火危険度の高い時刻（13～14時）を選定している。

- (イ) 人的被害想定は、夏及び冬のケースについて検討した。時刻は、自宅に居住する時間帯（夜間）を選定している。
- (ウ) ライフライン（電力、通信施設）の被害想定は、地震火災の影響が大きくなる冬のケースを検討した。
- (エ) 津波の被害想定は、海浜利用者への被害と松塚漁港に対する被害を検討した。

ウ 基礎データ

地盤や構造物等の基礎データは、それらの特性を把握するという目的に合わせて資料を収集・整理しているため、以下の点などで現状と異なる場合があるため、利用する際は留意が必要となる。

- (ア) 地盤状況については、字・地形境界単位毎に地盤条件を設定しているため、その単位より小さい、つまり局所的な地盤の変化まで表現しているとは限らない。そのため、個別構造物の存在地点の地盤を表していないこともあり、利用の際はあくまでも設定単位での評価として取り扱う必要がある。
- (イ) 構造物データについても、資料収集時点で入手可能な情報に基づいており、耐震化が日々進んでいる現状の最新データで評価したものではないため留意が必要となる。

なお、施設により耐震性を把握するのに十分な情報が得られない施設も存在する。地震時に想定される全体像を把握するために、本調査ではそれらの施設についても、あえて被害想定（危険度評価）を実施している点も留意が必要となる。

エ 想定方法

本調査では、整理した基礎データを基に、過去の震災事例から導かれた経験式や現時点で適切と認められる理論式を用いて被害量等を計算している。この分野の研究は発展途上にあり、本調査で採用した計算式等は、今後の各分野での調査研究成果等により修正され得るものである。そのため経年した場合、また新しい想定方法が用いられるようになった場合には、本調査の調査結果を利用する際には留意が必要である。

オ 想定結果の表現

地盤や建物等は本来複雑な分布をするが、本調査では基本的にそれらの基礎資料を字・地形境界で整理している。

そのため例えば、本調査で震度6弱であると表現されている区域でも、局所的な地盤条件によりそれ以上あるいはそれ以下の震度が出現し得るということである。

しかし、本調査の結果はあくまで字の代表値または平均値を表現しているものであるということに留意して利用する必要がある。

カ 個別調査との関係

本調査は、先に示したように自然災害の全体像を把握するものであり、個々の施設や建物の被害を想定するものではない。そのため、個々の施設や建物の被害を想定するのに本調査結果をそのまま利用することは非常に難しいといえる。

このことから本調査結果は、施設管理者等が個々の施設について詳細な耐震診断を実施しその結果に基づいて対策を講ずる場合等に、その施設管理者等の検討結果を制約するものではない。

キ 調査対象外の災害要素

実際の大規模地震災害では、被災者の精神的な打撃、コミュニティの破壊、生活環境の悪化等目に見えない、あるいは数量化できない被害が発生する。また、運行中の大量輸送機関の被害等不確かな要素も含んでいる。本調査は、想定し得る人的・物的被害を求めるもので、これらの災害要素については調査対象外としている。

3 想定地震

本調査は、本市周辺及び日本海で想定される大規模地震により予測される物的・人的被害の状況を総合的に把握し、地震災害対策を検討するための基礎資料とするものであり、地震を予知したものではなく、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを意味するものではない。

断層帯名 (起震断層/活動区間)	予想地震 規模(M)	ランク	地震発生確率 (今後30年以内)	最新活動時期
				平均活動間隔
櫛形山脈断層帯	6.8 程度	S *	0.3%～5%	約 3,200 年～2,600 年前
				約 2,300 年～4,200 年
月岡断層帯	7.3 程度	A *	ほぼ 0%～1%	約 6,500 年～900 年前
				7,500 年以上

※地震発生確率の算定起算日は、平成 31 年 1 月 1 日。

※地震発生確率値は有効数字 1 桁で記述している。ただし、30 年確率が 10% 台の場合は 2 桁で記述する。また「ほぼ 0%」とあるのは、 $10^{-3}\%$ 未満の値を表す。

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3% 以上を「S ランク」、0.1～3% を「A ランク」、0.1% 未満を「Z ランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「X ランク」と表記している。

※最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値が地震後経過率。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。地震後経過率が 0.7 以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

4 調査結果

各想定地震における本市の被害等の一覧は、別表「各想定地震における被害想定結果」に示すとおりである。

本調査結果から、今回想定した地震が発生した場合、過去に経験した地震の被害を上回る程の建物の倒壊や火災、人的被害等、様々な被害が発生しえることが予想される。

5 月岡活断層の長期評価（平成 14 年 9 月 11 日公表）

月岡断層帯の長期評価の長期評価は、越後平野の東縁に位置する活断層帯で、平成 8・9 年度に県によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、地震調査研究推進本部（文部科学省）が、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 断層帯の位置及び形態

月岡断層帯は、本市から五泉市（旧村松町）にかけて、概ね北北東から南南西方向に延びている。全体として長さは約 30 km で、西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。本断層帯は月岡断層、村松断層などの断層から構成されている。

(2) 断層帯の過去の活動

月岡断層帯は、0.4m/千年程度の平均的な上下方向のずれの速度を有していると推定される。本断層帯の最新の活動は約 6 千 5 百年前以後、約 9 百年前以前にあったと推定される。活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に 3 m 程度若しくはそれ以上隆起した可能性がある。本断層帯の平均的な活動間隔は 7 千 5 百年以上であった可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

月岡断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード 7.3 程度の地震が発生する可能性がある。また、その時、断層の近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に 3 m 程度もしくはそれ以上高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。

今後 30 年以内に本断層帯で地震が発生する確率は、0～1%である。本評価で得られた地震発生 の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、全国の活断層の中ではやや高いグループに属することになる。

(4) 今後に向けて

月岡断層帯の将来の活動性を明確にするためには、最新の活動時期、1 回の活動におけるずれの量及び活動間隔を精度良く求める必要がある。また、本断層帯の北方に位置する橿形山脈断層帯との連続性・連動性についても詳しく検討する必要がある。

6 橿形山脈断層帯の長期評価（一部改訂 平成 18 年 10 月 17 日公表）

橿形山脈断層帯は、越後平野の東縁に位置する活断層帯である。平成 10～12 年度に県、平成 17 年度に産業技術総合研究所によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、地震調査研究推進本部（文部科学省）が、この断層帯の諸特性を次のように評価した。

(1) 断層帯の位置及び形態

橿形山脈断層帯は、村上市（旧荒川町）から胎内市を経て、本市に至る断層帯である。長さは約 16 km で、概ね北北東～南南西方向に延びる。ただし、両端の位置には不確かさがある。本断層帯は、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。本断層帯は加治川断層、橿形山地西方断層などから構成されている。

(2) 断層帯の過去の活動

橿形山脈断層帯の平均的な上下方向のずれの速度は、0.2～0.4 m / 千年程度の可能性がある。最新活動時期は、約 3 千 2 百年前以後、約 2 千 6 百年前以前と推定され、活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に 1 m 程度隆起した可能性がある。

また、平均活動間隔は、約 2 千 8 百～4 千 2 百年と推定される。

(3) 断層帯の将来の活動

橿形山脈断層帯は、全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 6.8 程度の地震が発生する可能性がある。その時、断層の近傍の地表面では、断層の西側が東側に対して相対的に 1 m 程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。今後 30 年以内に本断層帯で地震が発生する確率は、0.3～5%である。本評価で得られた地震発生 の長期確率には幅があるが、その最大値をとると、全国の活断層の中では高いグループに属することになる。

(4) 今後に向けて

今回の評価では、最新活動時期や平均活動間隔がより精度良く求めることができ、将来の地震発生確率について信頼度の高い評価とすることができた。

しかし、本断層帯の位置及び長さが正確に把握されていないため、将来の活動時の地震の規模の信頼度はいまだに低い。本断層帯の将来の活動をより明確にするためには、付近の断層帯を含め、それらの性状についてより精度の良い資料を得ることが望ましい。

別表

各想定地震における被害想定結果

被害 想定 項目	対象			各想定地震における推定被害量等及び被害率			
	細項目		現況数 (母数)	想定内容	単位	月岡 活断層	加治川断層・ 坂町付近の断層
建物 被害	木造建物		65,310 棟	全壊棟数	棟 (%)	9,517 (14.57)	2,142 (3.28)
				半壊棟数	棟 (%)	19,577 (29.98)	5,269 (8.07)
	非木造建物		9,295 棟	大破棟数	棟 (%)	1,291 (13.89)	189 (2.03)
				小破棟数	棟 (%)	1,980 (21.30)	428 (4.60)
出火 延焼 被害	出火			炎上出火件数	件	89	30
	延焼		74,605 棟	焼失棟数	棟 (%)	1,678 (2.25)	30 (0.04)
人的 被害	人口		105,365 人	死者数	人 (%)	158 (0.15)	38 (0.04)
				重傷者数	人 (%)	414 (0.39)	152 (0.14)
				軽傷者数	人 (%)	7,895 (7.49)	2,972 (2.82)
				長期避難者数	人 (%)	47,598 (45.17)	10,239 (9.72)
				短期避難者数	人 (%)	60,236 (57.17)	18,824 (17.87)
ライフ ライン 被害	上水道	配水管	735.08 km	被害箇所数	箇所 (箇所/km)	1,127 (1.53)	477 (0.65)
		供給人口	105,365 人	断水人口	人 (%)	95,662 (90.79)	88,681 (84.17)
	都市 ガス	配管	356.81 km	被害箇所数	箇所 (箇所/km)	209 (0.59)	67 (0.19)
		供給世帯	24,641 世帯	供給停止件数	世帯 (%)	24,641 (100.0)	5,673 (23.02)
	下水道	排水管	291.26 km	被害箇所数	箇所 (箇所/km)	122 (0.42)	34 (0.12)
	電力	電柱	20,623 基	電柱被害件数	件 (%)	401 (1.94)	31 (0.15)
		供給世帯	54,365 世帯	停電世帯数	世帯 (%)	13,379 (24.61)	5,461 (10.05)
	通信 施設	電柱	19,862 基	電柱被害件数	基 (%)	91 (0.45)	28 (0.14)
		地中ケーブル	292,408m	被害延長	m (%)	3,479 (1.18)	963 (0.32)
		電話回線	49,036 回線	支障回線数	回線 (%)	11,609 (23.67)	3,214 (6.55)
交通 施設 被害	道路	橋梁	52 箇所	被害箇所数	箇所 (%)	19 (35.8)	2 (3.3)
		斜面	35 箇所	被害箇所数	箇所 (%)	3 (8.3)	2 (4.9)
	鉄道施設		27.7 km	被害箇所数	箇所 (箇所/km)	43 (1.54)	39 (1.40)
地震 水害	ため池	ため池	19 箇所	A ランク	箇所 (%)	10 (52.6)	3 (15.7)
				B ランク	箇所 (%)	7 (36.8)	5 (26.3)
		対象人家	135 戸	A ランク	戸 (%)	57 (42.2)	15 (11.1)
				B ランク	戸 (%)	52 (38.5)	47 (34.8)

平成 19 年 3 月現在

第6節 緊急地震速報と地震情報

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れ又は長周期地震動階級4を予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

新潟地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

地震及び津波警報等発表の流れは、第2編第1章第4章「津波避難計画」による。

緊急地震速報で用いる区域の名称

県名	区域の名称	郡市区町村名
新潟県	新潟県下越	新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡[聖籠町]、西蒲原郡[弥彦村]、東蒲原郡[阿賀町]、岩船郡[関川村、粟島浦村]

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

(2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による緊急告知FMラジオ等を通して市民に伝達される。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れた硝子の落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

入手場所	とるべき行動の具体例
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

(4) 普及啓発の促進

新潟地方気象台は、市及び県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、市民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

2 地震情報の種類とその内容

新潟地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、新潟県や市町村、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・ 震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分、新潟県は新潟県上越、新潟県中越、新潟県下越、新潟県佐渡の 4 区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・ 震度 3 以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
震源・震度情報	・ 震度 1 以上 ・ 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から 10 分後程度で 1 回発表)。
その他情報	・ 顕著な地震の震源要素を	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ

情報の種類	発表基準	内 容
	更新した場合や地震が多発した場合など	や地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・新潟地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 （詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・（担当地域沿岸で）大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、自身解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の新潟県及びその周辺の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料

第 1 編 震災等共通対策

第 2 章 災害予防

第 1 節	防災教育計画.....	27
第 2 節	防災訓練計画.....	31
第 3 節	自主防災組織育成計画.....	34
第 4 節	防災都市計画.....	37
第 5 節	集落孤立対策計画.....	43
第 6 節	地盤災害予防計画.....	46
第 7 節	建築物等災害予防計画.....	51
第 8 節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策.....	55
第 9 節	漁港施設の地震対策.....	58
第 10 節	鉄道事業者の地震対策.....	59
第 11 節	治山・砂防施設の地震対策.....	61
第 12 節	河川・海岸施設の地震対策.....	62
第 13 節	農地・農業用施設等の地震対策.....	65
第 14 節	防災通信施設の整備と地震対策.....	68
第 15 節	コミュニティ放送等放送事業者の地震対策.....	72
第 16 節	電気通信事業者の地震対策.....	73
第 17 節	電力供給事業者の地震対策.....	76
第 18 節	ガス事業者等の地震対策.....	78
第 19 節	上水道の地震対策.....	81
第 20 節	下水道の地震対策.....	85
第 21 節	危険物等施設の地震対策.....	89
第 22 節	津波災害予防計画.....	93
第 23 節	地震火災予防計画.....	94
第 24 節	廃棄物処理体制の整備.....	97
第 25 節	救急・救助体制の整備.....	100
第 26 節	医療救護体制の整備.....	104
第 27 節	避難体制の整備.....	109
第 28 節	要配慮者の安全確保計画.....	119
第 29 節	食料・生活必需品等の確保計画.....	126
第 30 節	学校等の地震防災対策.....	130
第 31 節	文化財の地震防災対策.....	134
第 32 節	ボランティアの受入体制の整備.....	136
第 33 節	事業所等の事業継続.....	138
第 34 節	行政機関等の業務継続計画.....	141

第 1 節 防災教育計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育及び職場教育の場を通じて、地震・津波に関する基礎的な知識の普及と「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図り、住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力の基盤となる市民及び企業等による、自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。

また、市、県及び防災関係機関において、ハザード情報等、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を図り、地域の防災関連情報を整理し、企業・団体・NPOや関係機関と連携して繰り返し周知していく。

各地域で、防災情報を正しく伝達できるリーダーを大学やNPOと連携して育成する。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。

イ 市の責務

市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。

ウ 県の責務

県は、市民の防災教育に必要な学習材料の提供及び学習環境の整備、市の防災教育及び専門的な職員育成の支援並びに県職員の防災研修を行うとともに、県立学校等における児童生徒等の防災教育を行う。

エ 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮しなければならない。

(3) 達成目標

ア 児童生徒が、発達段階に応じて、地震・津波発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。

イ 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージでき、自らの判断で避難行動をとることができる。

ウ 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得するとともに、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。

エ 市、県、防災関係機関において、全ての職員が地震・津波に関する基礎知識を持ち、かつ、市民が行うべき事前の地震・津波対策を自ら率先して実行できる。

オ 市及び県において、防災に関する専門研修を受けた男女の職員が防災担当部門に配置されている。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるよう対策を講じる。

(5) 積雪期での対応

冬期間の積雪、寒冷、悪天候により、直接又は間接に被害が拡大することやその対応が積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育及び研修において配慮する。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 市の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への地震・津波による被災経験の伝承
- エ 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- カ 住宅の耐震診断及び耐震化の実施に努める
- キ 地震保険や共済制度の有効性を理解し、加入等に努める

(2) 地域の役割

- ア 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の災害被害危険箇所の把握、点検及び確認
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 市及び県の地震・津波に関する広報、ハザードマップ等事前の防災情報の熟読
- イ 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、自治会、自主防災組織等と情報を共有し防災教育を推進する。

(1) 市立学校及び幼稚園、保育園等における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、に応じ学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップや液状化しやすさマップ等の液状化に関する情報について、情報の背景、解釈の仕方から、災害種別（地震・津波・水害等）ごとの特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知するとともに、避難に関する情報等を企業、団体、NPO や関係機関と連携し、住民に適切かつ繰り返し周知していく。

(4) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

また、国が認定するNIPPON防災資産の活用や、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく次世代に伝えていくよう努める。

(5) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の防災学習

- イ 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習
- (6) 市職員の防災教育及び防災部門の人材育成
- (7) 消防団員の防災教育・研修
- (8) 住宅の耐震化のための、耐震診断及び耐震改修の普及促進
- (9) 地震保険や共済制度の普及促進

4 県の役割

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 学校における防災教育の推進

ア 県立学校等における防災教育

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目的等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

イ 私立学校に対する啓発

私立学校設置者に対し、公立学校と同様に防災教育を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、専門家の知見を活用しながら、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。また、社会教育施設において防災広報を実施する。

(3) 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

ア 高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児

在宅避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への支援知識の普及・啓発活動を促進する。

イ 外国人

市や外国人関係団体（外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等）に協力して、地震・津波から身を守るための基礎知識の普及に努める。

災害時に、外国人（就業者、留学生、旅行者、定住して間もない者等）の安全確保に当たるべき立場の者（事業所、学校、宿泊・観光施設、交通関係者、家族等）及び市が、防災マップ等を活用して外国人への防災知識の周知を図るよう支援する。

(4) 市に対する防災に関する基礎情報の提供

ア 市が実施する防災教育に関し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報の提供を行う。

イ 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報（津波浸水想定及び地震被害想定）等の提供、その他、市の要請に応じ可能な範囲での情報の提供を行う。

ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

エ 平時から新潟県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

オ 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報に関する情報の提供を行う。

カ 住宅の耐震化について、旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修（耐震シェルターを含む）の補助制度の活用を、市町村と連携して推進する。

キ 地震保険や共済制度は、「自助」の生活再建対策として重要なため、市町村や業界団体等と連携して、それらの制度の普及促進に努める。

(5) 市職員の防災教育の支援

- ア 市職員の専門的な防災教育機会の創出
- イ 市の防災教育に必要な情報の提供
- ウ 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

(6) 県職員の防災教育、防災部門の人材育成

- ア 外部講師等による防災教育研修の実施
- イ 消防大学校など専門研修機関への計画的な職員派遣
- ウ 録画研修を通じた自己学習の促進

5 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育及び研修のほか、次の項目について市民への普及・啓発を図る。

(1) 県警察における防災教育

運転免許の更新時講習等を通じて自動車運転時における災害発生時の自動車運転者としての措置等

(2) 新潟地方気象台

- ア 地震によるリスク情報の基礎となる防災情報の整備
- イ 地震・津波、及び緊急地震速報等に関する基礎的な知識の普及・啓発

(3) 第九管区海上保安本部

船舶・海事関係者等への地震・津波発生時の注意事項等

(4) 北陸地方整備局

新潟地震や中越大震災、中越沖地震等、過去の地震災害記録の公開及び実態に即した液化化リスクをはじめとする地震に関する情報の提供

(5) 北陸地方測量部

災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供

(6) 北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組を支援するために助言を行う「運輸防災マネジメント」の推進

(7) 東北電力(株)、東北電力ネットワーク(株)

感震ブレーカーの普及に努めるなど、一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(8) 都市ガス供給事業者、L P ガス販売店（(一社)新潟県L P ガス協会）

- ア 地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項
- イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(9) 日本赤十字社新潟県支部

一次救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、企業（災害救援協定企業含む。）、近隣市町村等が防災活動を的確に実施できるよう平時から防災訓練を実施する。

訓練の実施については、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、課題を発見するための訓練の実施にも努める。また、市民、自治会や自主防災組織等の地域による自らの安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を支援する。

さらに、災害情報の収集・伝達・共有は、災害対応の要であることから、市、県及び関係機関において、新潟県総合防災情報システム、地理空間情報（GIS・GPS）など各種手段を使った「情報の共有化」が図れるよう、平時からデータの整備、人材の育成に努める。

(2) 達成目標

災害発生時における防災活動を迅速かつ的確に実施するため、行政、防災関係機関及び市民との協力体制の確立を図り、災害対応能力の強化に努める。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全の確保を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及・啓発に努めるとともに、新発田市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難誘導計画等により、実践的な避難誘導訓練を行う。

(4) 積雪期での対応

災害の発生時期により、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

(5) 複合災害を想定した訓練

市、県及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時において、まず必要とされる自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静に判断して実践していくことが極めて重要となる。

そのため、市や地域、自主防災組織、企業等が行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網等をあらかじめ把握する。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。

このため、自治会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制・避難誘導体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、病院、学校等の役割

企業・事業所、病院、学校等は、初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。

また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

また、病院・福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人に比べて困難な人が多いことから、施設管理者は、施設入所者の状況を常に把握するとともに、職員及び関係者に対し避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の支援体制を整備する。

3 市の役割

市は、災害発生前後の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯組織、自主防災組織、地域団体、市民との協力体制の確立などに重点をおき、市民の避難行動等、災害発生時に市民が取るべき行動について配慮した実践的な防災訓練を実施すると共に、市民による自ら安全を確保するための取組及び地域における安全を確保するための取組を促進する。なお、避難所運営訓練等は、女性や小中学生、若者の参加を促進していく。

防災訓練の実施に当たっては、自衛隊、消防、警察等の実働部隊の相互連携・調整訓練を実施することに努めるとともに、学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア団体、医療関係機関、要配慮者を含む地域住民等の多様な主体と連携した訓練とする。

また、新潟県総合防災情報システム、地理情報システム（GIS・GPS）、ソーシャルメディア、携帯電話等の移動通信手段など各種手段を使い、災害情報の収集・伝達・共有を迅速に行えるよう、人材育成も含めた訓練に努める。

(1) 総合防災訓練

ア 市総合防災訓練

(ア) 実施時期

原則として、毎年1回実施する。なお、防災の日（9月1日）等の機会をとらえて行う。

(イ) 実施場所

原則として、新発田、豊浦、紫雲寺、加治川各地区持ち回りとして実施できるよう考慮する。

(ウ) 訓練方法

実動訓練とし、各地域により訓練が必要とされる災害の種類が異なることから、特に地震災害（津波）、水害、土砂災害等、訓練の必要性が高い災害を想定し、地域の実情に応じた訓練を防災関係機関と連携して実施する。

(エ) 訓練概要

市内において、大規模な災害が発生したとの想定で、市、自治会及び自主防災組織等の地域を核とした住民主導型訓練を中心に、各種対応型訓練を実施する。また、要配慮者の参加による住民避難誘導訓練を実施するよう考慮する。

イ 図上訓練

(ア) 災害対策本部に配置する職員の状況判断能力向上や防災関係機関との協力体制の強化を図るため、職員非常招集訓練及び図上訓練を実施する。

(イ) 災害時における通信確保対策の一環として、非常無線通信訓練を実施する。

(ウ) 災害時における受援体制の確立のため、他市町村等との広域合同訓練の実施に努める。

(2) 無線通信訓練

市総合防災訓練や図上訓練、市が加入する信越地方非常通信協議会の訓練を通じ無線通信訓練を行う。また、業務において日常点検を行う。

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練、市総合防災訓練を活用するとともに、福祉施設等の利用者は、自力で避難することが通常の人と比べて困難な人が多いことから、施設管理者は、施設入所者の状況を常に把握するとともに、職員及び関係者に対し避難誘導訓練を行い、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する。

(4) 地域の実情に応じた情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

市総合防災訓練等を活用し、訓練、支援を行う。

(5) 学校等における防災訓練

学校等の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検も含めた訓練を実施する。

(6) 平時からの避難所運営訓練等の実施

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

1 計画の方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、地域住民自らが自分の命を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や市民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

2 自主防災組織の概要

(1) 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

(2) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織をとりまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する市民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編制を定めることが望ましい。

なお、班編制は組織の規模や地域の実情によって異なるため、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

(3) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア 平時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ウ) 火気使用設備器具の点検

(エ) 防災資機材等の整備及び管理

(オ) 危険箇所の点検・把握

(カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

(ア) 初期消火の実施

(イ) 地域内の被害状況等の情報収集

(ウ) 救出・救護の実施及び協力

- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- (カ) 避難所の運営・協力
- (キ) 避難行動要支援者の避難支援
- (ク) 給食・給水及び救援物資等の配分
- (4) 達成目標
 - ア 市は、「自主防災組織の手引き（平成 23 年 3 月：消防庁）」を活用し、自治会等を母体とした地域コミュニティでの自主防災活動を推進し、避難行動要支援者の避難支援及び避難所の運営・協力、確実な情報の伝達ができる自主防災組織の育成を図る。
 - イ 市民は、平時から地域コミュニティ活動を通じて自主防災活動に参画する。

3 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、自治会等における各種活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日頃から防災訓練をはじめとする地域の自主防災活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災に関する知識及び技術の習得に努める。

4 市の役割

- (1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、市民に対し自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、各種補助事業、市及び県の単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

また、自主防災組織の円滑な運営を目的とした住民主導型の「新発田市防災協会」と連携して、防災に関する情報提供等を通じて地域防災力の向上に努める。
- (2) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識及び技術の習得を支援する。
- (3) 防災リーダーの育成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組の推進は、その中核となるリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、新発田市防災協会と連携し、研修会の開催、先進事例の紹介等を通じ、防災情報を正しく理解し、説明できる防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、育成にあたっては、新潟県防災リーダーの積極的な活用に努める。

5 県の役割

- (1) 自主防災組織の組織化と活動の活性化

県は、市が行う自主防災組織及び防災リーダーの育成に積極的に協力し、市が行う防災資機材等の整備及び訓練活動等の支援、研修会等の開催等に対して助成を行うほか、県の広報紙等による普及啓発や講演会を開催するなどして、自主防災組織の組織化と活動の活性化を進める。
- (2) 防災リーダーの育成支援

県は、学校やNPO等と連携し、各地域で防災情報を正しく伝達できるリーダーを育成する。特に女性が防災分野で活躍できる機会を増やし、若者や子どもが防災について学べる機会を作ることに重点を置き、また、育成した女性防災リーダーが活躍できる場を提供することを支援する。

また、防災情報を正しく理解し、説明できる人材の育成を図るため、地域の防災リーダー等に対して指導・助言を行う「新潟県防災リーダー」を養成し、継続的な知識の習得やスキルアップを支援するなどして、地域防災力の向上を進める。

6 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

第4節 防災都市計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するためには、市及び国、県等の各種機関が協力して総合的なまちづくりの施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制・誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 市街地における積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 防災力向上のための根幹的な公共施設の整備

カ 復興事前準備の取組の推進

(2) 達成目標

ア 市本庁舎など災害発生時の拠点施設や学校、病院など甚大な人的被害を招くおそれのある建築物の損壊を防ぐため、耐震化及び不燃化を推進する。

イ 海岸施設の維持強化や海岸林の保全促進など津波被害を軽減するための措置を講じる。

ウ 幹線道路や集落へのアクセラ道路網の整備、地すべり、がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保を実施するなど、災害に強い都市基盤整備を推進する。

(3) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設ユニバーサルデザイン化を図る。

(4) 積雪地域での対応

公共施設の計画及び整備に当たっては、地形や土地利用状況等を踏まえ、必要に応じて積雪に配慮した構造及び設備等の整備を推進する。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性の確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日常的な地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参画

(2) 地域の役割

住民合意により、その地域にふさわしく防災性の向上につながる建築のルールや地区施設の配置等を定める地区計画を策定するなど、地域の個性を生かした災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地の水準を確保するため、公共施設や排水施設など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含まないようにする。含める場合は、必ず必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強いまちづくりを進めるに当たっては、市の基本的な考え方を示す総合的な計画づくりが重要である。このため、都市防災を念頭に新発田市まちづくり総合計画や新発田市都市マスタープランなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場の整備に努めるとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点施設としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

さらに、市は、液状化に関する情報（液状化しやすさマップ等）を適切な防災行動や事前対策に結びつけるため、関係機関と連携して住民への繰り返し周知を図る。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

市は、県とともに道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 地域地区（用途地域、防火・準防火地域等）による火災に強い市街地の整備用途地域により、住居、商業、工業等の適正な配置を誘導するとともに、準防火地域や防火地域により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等に定めるところにより、道路用地及び公園用地の確保並びに建築物の適正な誘導により一体的に災害に強い市街地整備を図る。

ウ 災害のおそれのある区域での開発抑制

無秩序な市街化による防災上危険な市街地の形成を防止するため、災害のおそれのある区域で開発を抑制するなど、防災面に配慮した計画的な土地利用に努める。

(3) 防災上危険な市街地の解消

市は県とともに、土地区画整理事業、市街地開発事業、防災街区整備事業等により防災上危険な木造密集市街地等の計画的な改善に努める。

(4) 災害に強い宅地造成の推進

市は、必要に応じて宅地ハザードマップ（仮称）や液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 緊急輸送ネットワークの形成

市は、国及び県の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。

また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ ライフラインの耐震性の確保

市は県とともに、災害時の電気・電話・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ウ 避難路ネットワークの形成

市は、震災時の市民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また、避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

エ 避難場所の整備

市は、県の協力を得て、公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難場所の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の市民等の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

オ 防災公園の整備

市は、県とともに食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

カ 災害救援協定締結企業等施設の活用

市は、災害救援協定に基づき、協定企業の施設を緊急物資拠点施設、避難施設等として活用する防災拠点施設として位置付ける。

(6) 所有者不明土地を活用した防災対策の推進

市は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(7) 復興事前準備の取組の推進

市は、被害後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握するなどの復興事前準備の取組を推進する。

4 県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

(2) 防災上危険な市街地の解消

県は市とともに次のことを推進する。

ア 土砂災害危険箇所等の整備の推進

イ 木造密集市街地等における市街地整備

(3) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

(4) 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成工事規制区域の指定

イ 特定盛土等規制区域の指定

ウ 造成宅地防災区域の指定

(5) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 緊急輸送ネットワークの形成

県は、市及び国の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

県は、市とともに、震災火災を防止する幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、地震に伴う火災による被害を最小限に防止することを推進する。

ウ ライフラインの耐震性の確保

本節「3市の役割」に同じ。

(6) 復興事前準備の取組の推進

県は、市が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、市が行う復興事前準備の取組の推進を支援する。

5 防災関係機関の役割

経済産業省

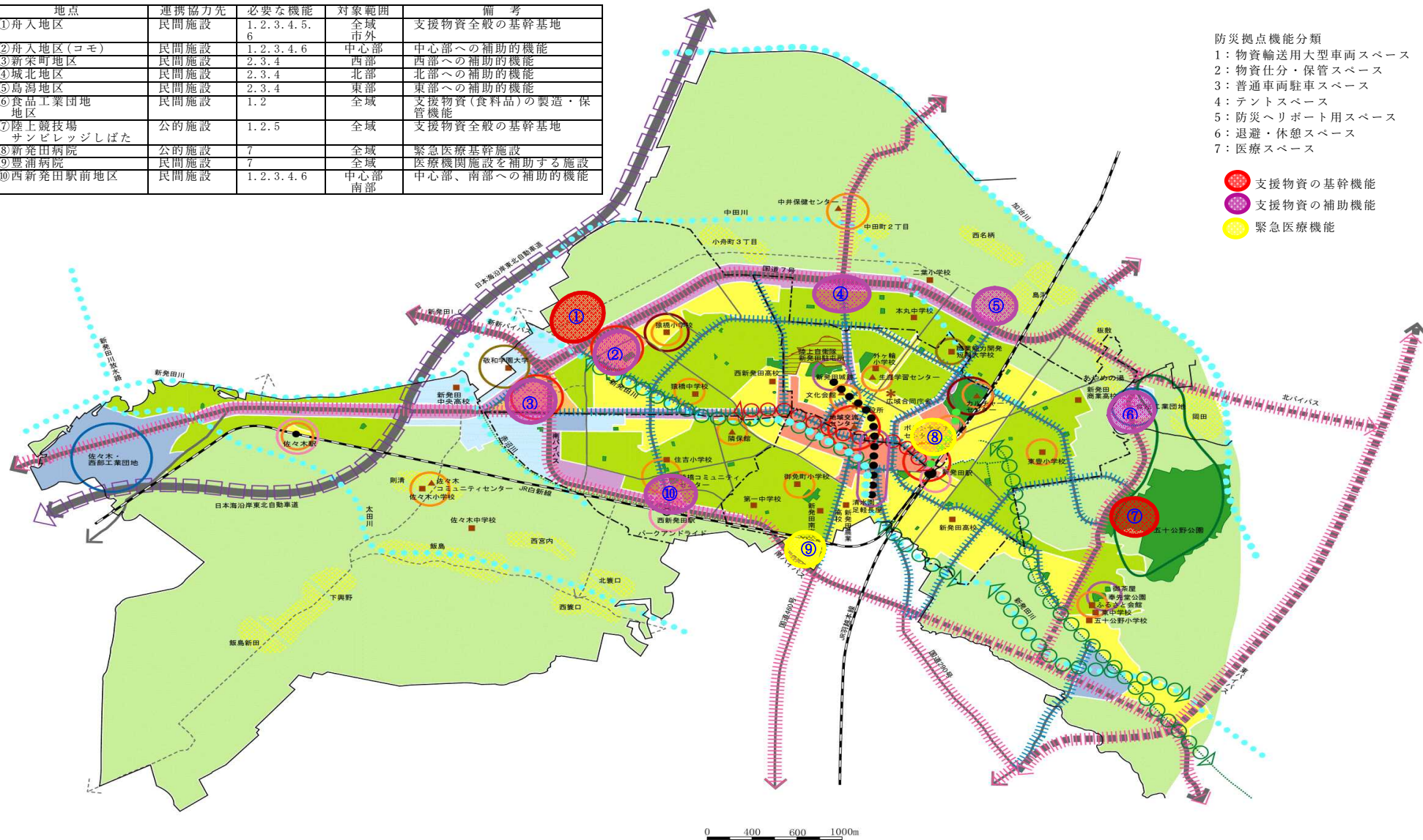
災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

北陸地方整備局（新潟国道事務所新発田維持出張所）

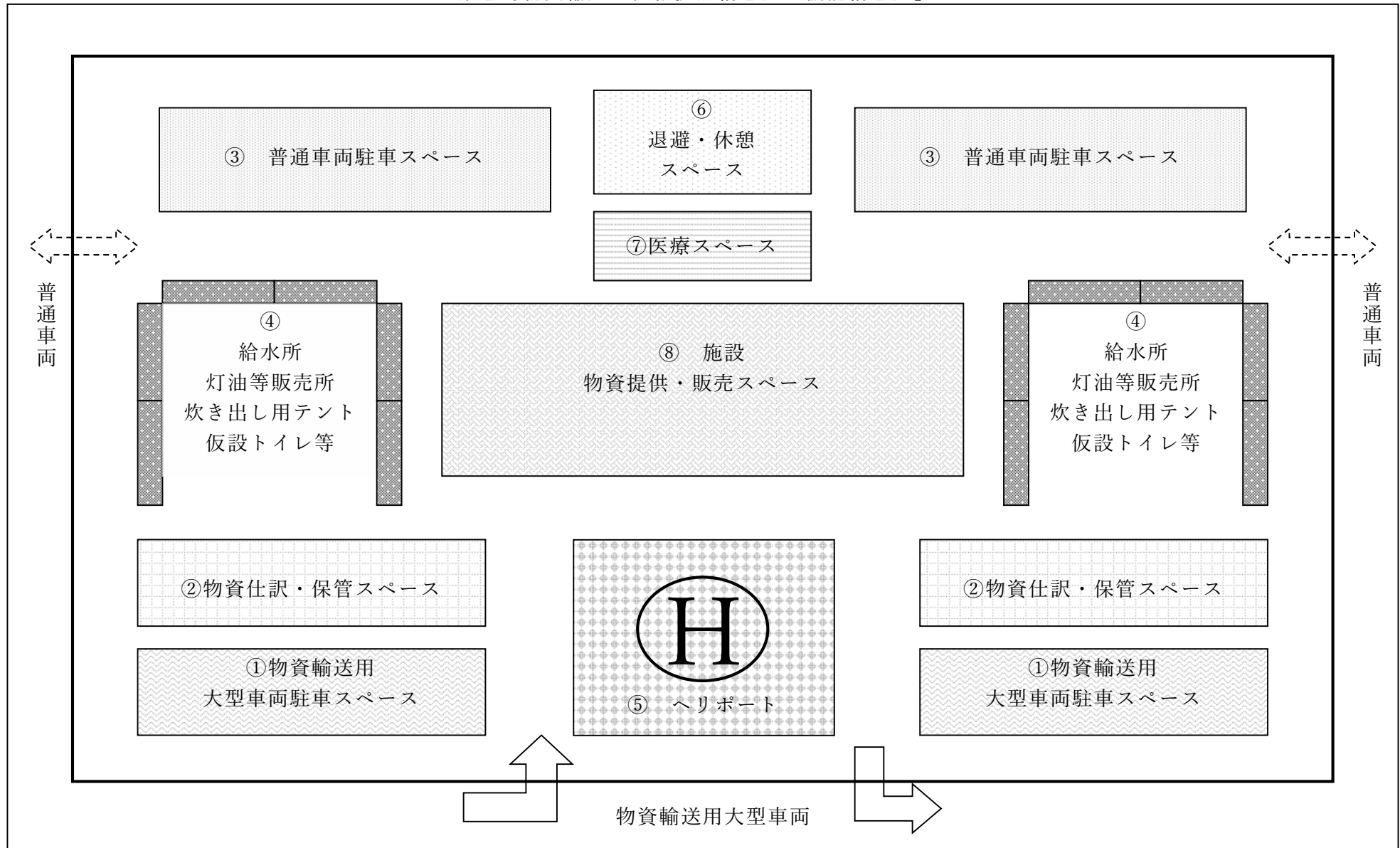
災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、市及び県と連携して、総合的なまちづくり施策を展開する。

「緊急時物資輸送・供給拠点想定図」

地点	連携協力先	必要な機能	対象範囲	備 考
①舟入地区	民間施設	1. 2. 3. 4. 5. 6	全域 市外	支援物資全般の基幹基地
②舟入地区(コモ)	民間施設	1. 2. 3. 4. 6	中心部	中心部への補助的機能
③新栄町地区	民間施設	2. 3. 4	西部	西部への補助的機能
④城北地区	民間施設	2. 3. 4	北部	北部への補助的機能
⑤島島地区	民間施設	2. 3. 4	東部	東部への補助的機能
⑥食品工業団地地区	民間施設	1. 2	全域	支援物資(食料品)の製造・保管機能
⑦陸上競技場サンビレッジしばた	公的施設	1. 2. 5	全域	支援物資全般の基幹基地
⑧新栄田病院	公的施設	7	全域	緊急医療基幹施設
⑨豊浦病院	民間施設	7	全域	医療機関施設を補助する施設
⑩西新栄田駅前地区	民間施設	1. 2. 3. 4. 6	中心部 南部	中心部、南部への補助的機能



「緊急時物資輸送・供給拠点構想図の機能構想図」



第5節 集落孤立対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

中山間地域など、地震の際の、土砂崩れや津波、雪崩や豪雪により交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、道路、通信、水道や電気等が復旧し、又は救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

また、孤立が長期化した場合における集団避難の考え方についても事前に検討を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

孤立予想集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、地域の自主防災活動に積極的に参加する。

イ 市の責務

(ア) 孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

孤立発生時に「集団避難」の可能性がある場合は、事前に避難先や避難方法等について住民と考え方の確認を行う。

(イ) 孤立予想集落の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

ウ 県の責務

県は、市等の施設整備や備蓄体制の強化を支援するとともに、関係機関とともに市民の救出・救助体制を整備する。

(3) 達成目標

ア 集落が孤立状態であっても通信が確保されている。

イ 住民が安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。

ウ 消防団及び自治会、自主防災組織等により最低限の初動対応及び防災活動と避難生活ができる。

エ 危険が迫った場合は、速やかに市民が安全な場所に集団避難できる。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受入先を確保する。なお、地区外避難はインフラの復旧方法や見通し等の状況を見据えて適切に行うこと。

(5) コミュニティへの配慮

コミュニティ単位での避難先の確保、および地域の復旧・復興までのコミュニティの維持もしくは再建を考慮した避難生活の在り方に配慮する。

(6) 積雪地域での対応

豪雪、雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所等の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

孤立予想集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

孤立状態となった時には、住民の安否確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行う。そのために、集落で共有する資機材の整備や物資の備蓄を行うよう努めるとともに、自治会や自主防災組織等による資機材等を活用した防災訓練等を実施する。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自治会や自主防災組織等の住民組織と協議するよう努める。

通信事業者は孤立発生時における通信確保体制を構築しておく。

3 市の役割

(1) 孤立予想集落の把握及び市民への周知

ア 孤立予想集落周辺の道路状況や地形条件を整理し、災害時に交通遮断となる可能性のある集落を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、県との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

(2) 通信手段の確保、通信機器等が扱える人材育成及び使用方法の周知

ア 孤立した集落との連絡体制を確保するため、避難所への防災行政無線、衛星携帯電話、緊急告知FMラジオの配備等を行い、通信を確保する。

イ 消防団に配備された防災行政無線（携帯型・車載型）を活用し、孤立した集落との通信を確保する。

(3) 集落防災拠点施設の確保

小学校、中学校、コミュニティセンター等の防災拠点施設の耐震化を推進し、安心して「避難できる避難所の整備を行う。

(4) 孤立状態に一定期間対応できる資機材（電源、水源、電熱等）の整備、物資の備蓄と事前配置の強化

国、県の補助事業制度等を活用し、消防団及び自主防災組織等の資機材整備を支援する。

(5) 市民の自主組織を自主防災組織として整備

「自主防災組織づくりと活動の手引き」に基づき、地域で支え合う自主防災組織の育成を図り、自主防災組織への補助金による運営及び資機材の支援を行う。

(6) 集落内のヘリポートとしての適地の確保

冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

また、積雪期のヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、県と協議し、必要に応じて訓練を行う。

(7) 無人航空機等や衛星通信等の最新技術の導入や活用（平時の利活用含む）

(8) 積雪期に備えた装軌車両の確保

降雪期において、豪雪・雪崩により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と連携しクローラ式除雪車等の装軌車両の確保に努めるものとする。

(9) 土砂災害、雪崩等の危険箇所の周知

土砂災害、雪崩等の危険箇所及びそれらの前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。

(10) 企業・事業所等との緊急支援体制

企業・事業所等との災害時の応援協定等による緊急支援体制を整備する。

- (1) 「集団避難」の可能性がある場合の避難先や避難方法等についての考え方の確認
- (12) 関係資料（資料編を参照）
 - ア 孤立危険集落
 - イ 土砂災害危険箇所
 - ウ 雪崩発生危険箇所
 - エ 災害備蓄物資保管状況
 - オ ヘリポート適地

4 県の役割

- (1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施
 - ア 災害時等における孤立可能性がある集落の把握を市町村と連携して行い、関係機関と情報共有する。
 - イ 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、市町村を通じ、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。
 - ウ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。
- (2) 孤立集落の資機材整備や備蓄体制の強化に対する支援と最新技術の活用促進
 - ア 県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材の整備や備蓄体制の強化を支援する。
 - イ 物資輸送における無人航空機等や通信確保における衛星通信等の最新技術の導入や活用を促進する。
- (3) 積雪期のヘリコプター運用
 - 積雪期のヘリコプターによる市民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

第6節 地盤災害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の地震活動・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。

このため、予防計画は、①「地震が発生する前に行うもの」、②「地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの」からなる。また、地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右されることから、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払う。

また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したときは、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市の責務

市は、土砂災害警戒区域等を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県の責務

県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(3) 達成目標

ア 市及び国、県は、地震発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれがある土地について、地形・地質等の状況及び利用状況等を把握する。

イ 危険な箇所においては、必要な災害防止対策を実施し、宅地造成工事の規制などの措置を講じる。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、自治会や自主防災組織等に対し、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉関係者に土砂災害に関する啓発を行う。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(5) 積雪地域での対応

- ア 市は、自治会や自主防災組織等と積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、安全かつ迅速な避難支援活動を行う。
- イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制を支援する。また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、市、消防機関及び警察機関へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難路、避難場所について位置を把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織を結成し、避難訓練等の活動の実施に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に適当でない区域は、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められる場合を除き、開発計画には含めないようにする。

市地域防災計画（資料編）に示された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

3 市の役割

(1) 市民への土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により市民に周知する。
また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材の整備に努める。

(3) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内又は土砂災害特別警戒区域にある住宅、若しくはがけ地に近接する住宅の移転を促進する。

(4) 情報伝達体制の整備

- ア 住民の避難のための情報伝達体制を整備する。
- イ 緊急時の伝達媒体である緊急告知FMラジオ等の整備に努める。
- ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

- ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。
 - (ア) 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
 - (イ) 警戒区域内にある要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

(ウ) 上記当該施設の所有者、又は管理者に対する土砂災害に係る情報等の伝達に関する事項

(エ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ウ 土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所や指定避難所及び避難経路に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 地すべり巡視員の設置

県から地すべり防止区域の巡視業務を委託されたとき、市は、業務を実施するため、地すべり巡視員を配置するとともに、効率的な巡視計画を定め、業務を実施する。

(7) 二次災害の予防

ア 土砂災害警戒区域等の調査点検

地盤災害が広範囲にわたり発生するような地震が観測された場合、県が行う土砂災害危険箇所及び対策施設の調査点検に協力する。異常が発見された場合は、県及び関係機関へ報告するとともに、直ちに避難を含めた対策を講じる。

イ 避難指示等の実施

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築、又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視を強化する。

(8) 警戒体制の確立

地震発生時の被害を最小限に食い止めるため、平時から市民に対し、災害時にはできる限り速やかに、土砂災害危険箇所から避難するよう周知する。

また、危険地区の住民又は土地、家屋等の所有者に対し、防災措置についての助言、指導に努めるとともに、危険地区との情報伝達体制の確立を図る。

4 国・県の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

(2) 砂防事業の実施

(3) 地すべり対策事業の実施

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

(5) 土砂災害警戒区域等の調査及び住民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害警戒区域等を定期的に調査し、市を通じ、地域住民へ周知する。また、土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、地域住民へ周知する。

(6) 情報伝達体制の整備

県は、市を通じて行う、市民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(7) 市の防災体制整備への支援

県は市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を行う。

(8) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にあたる住宅、若しくはがけ地に近接する住宅を移転する市を支援する。

(9) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の建築のための特定開発行為に対する許可制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告等による移転者への融資、資金の確保

(10) 地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、地すべり防止区域の巡視業務を市に委託し、実施する。

(11) 専門技術ボランティア等の活用

ア 県治山防災ヘルパーの活用

イ 砂防・治山ボランティアとの連携

(12) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び北陸地方整備局は、重大な土砂災害が想定される場合に、その地の区域及び時期を明らかにする調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市に提供できる体制を整備する。

(13) 二次災害の予防

ア 迅速な応急対策への備え

イ 土砂災害警戒区域等の調査点検

ウ 土砂災害警戒区域等の応急対策

エ 二次的な土砂災害への対策

5 関係機関の役割

各協会

災害における応急対策活動を円滑に実施するため、非常時の連絡体制を確立するとともに、平時から会員ごとの応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 7 節 建築物等災害予防計画

1 計画の方針

大規模な地震により建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。

また、地震発生後の建築物等による二次災害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 指定避難所、あるいは復旧・救援活動の拠点施設である防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を次のとおり位置付ける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市本庁舎、豊浦支所、その他市所管施設等）
- b 医療救護活動のための施設（病院、診療所等）
- c 応急対策活動のための施設（新発田警察署、消防本部及び各署・所、市等の出先機関の庁舎等）
- d 避難者の収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- e 社会福祉施設等（養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を次のとおり実施する。

a 建築物及び構造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。建築物の所有者等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）による新耐震基準施行（昭和 56 年 6 月）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要が認められるものから、非構造部材を含む耐震対策等、順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

b 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実 他

c 耐震性の高い施設整備

市及び県は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に耐震性に配慮した施設整備を行う。

d 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ア) 不特定多数の人が出入りし、災害時に甚大な被害が発生するおそれのある多様な施設を次のとおり位置付ける。

a 駅舎等

(イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、組織的な防災管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を次のとおり実施する。

a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集・伝達体制整備

b 不特定多数の人を避難誘導するための体制整備

c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難等の協力の徹底

d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底

e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

f 個々のテナントに対する災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法等の技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から、防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物等については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。

また、ガラスや天井等、非構造部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、建築物が密集する市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

市及び県は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じる。

a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導・助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導する。

b 特殊建築物のうち、不特定多数の人が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要な指導・助言を行う。

c 新耐震基準施行（昭和56年6月）前に建築された住宅・建築物については、耐震診断及び改修について啓発・指導を行う。

d 地震時による建築物の窓ガラスや看板、煙突の折損等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の所有者等に対し、安全確保に関する啓発・指導を行う。

また、高層建築物等における長周期地震動対策や住宅・宅地の液状化対策について啓発等を図る。

- e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対して、安全確保について啓発・指導を行う。
- f かけ地等における安全立地について
建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。
- g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- h 市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 達成目標

- ア 建築物の減災対策を行うことは、物的・人的被害の軽減に結びつくことから、市民に対し、耐震診断や耐震改修に係る補助制度、融資制度を周知し、耐震率を向上させる。
- イ 学校等の校舎、体育館の耐震化を推進し、安心して避難できる環境づくりを推進する。

(3) 要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設及び設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル等における各テナントによる避難の協力等の徹底を図る。
- ウ 高齢者や障がい者世帯等にとって、住宅の耐震化工事は費用負担が大きいことなどを考慮し、耐震改修とともに比較的安価に設置が可能な耐震シェルターや耐震ベッドを勧めていく。

(4) 積雪地域での対応

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便の確保に努める。
- イ 住宅等の一般建築物においては、積雪期の震災による被害を防止するため、克雪住宅の普及・促進をはじめ、無雪化等を推進する。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、自らが居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に耐震化や非構造部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

自治会、自主防災組織等において、地域内で著しく老朽化した建築物、落下物の発生するおそれのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は、計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全、避難誘導体制の整備を図る。
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
ア 市が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
イ 事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
所有者又は管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 建築物の耐震化の推進
建築関係団体等の協力を得て、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。
- (4) 老朽化した建築物の長寿命化計画
市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (5) 特定行政庁（建築主事を置く市）
建築物の敷地、構造又は建築設備について、保安上危険となるおそれが認められる場合は、保安上必要な措置をとるよう指導、助言を行う。

4 県の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
ア 県が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進する。
イ 市及び事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
所有者又は管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 住宅・建築物の耐震化の推進
実際に市民の窓口となる市及び耐震改修を実施する設計者、施工者等の建築関係団体等の協力を得ながら、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め、普及啓発を図る。
加えて、住宅の耐震化を推進するため、耐震診断や耐震改修、耐震シェルター設置等の補助制度について、事業主体である市と連携して取り組む。
また、建築物の耐震化を効果的かつ効率的に促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、平成19年3月に策定した新潟県耐震改修促進計画に基づいて、県有建築物における耐震化の進捗状況を確認するとともに公表方法について検討する。

5 防災関係機関の役割

- (1) 新潟地方気象台
高層建築物等における長周期地震動対策として、長周期地震動に関する情報提供を図る。
- (2) 消防本部
防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第8節 道路・橋梁・トンネル等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災等の二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体（以下「道路管理者等」という。）は、耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保に当たる体制を整備する。

(2) 達成目標

市はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

(3) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、1次から3次の緊急輸送道路として指定する。

(ア) 1次緊急輸送道路

高速自動車国道と次の防災拠点を連絡する道路（県庁所在地、地方中心都市等）

(イ) 2次緊急輸送道路

1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、次の主要な防災拠点を連絡する道路（市庁舎等の行政機関及び公共機関、主要駅、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）

(ウ) 3次緊急輸送道路

1次、2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ 市の緊急輸送道路ネットワークの形成

県指定の緊急輸送ネットワークを踏まえ、市で指定する。（資料編を参照）

ウ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 道路管理者等は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路は災害発生時の広域支援ルートの要となり、通行止めとなることで二次災害等の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者等はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、道路管理者等は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋梁

a 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

次に拠り設計する。

国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日）

(イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

ウ 排水施設等の十分な能力の確保

地震時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な強度を備えるとともに、日常点検等により防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施し適切に管理する。

エ 道路付帯施設

道路付帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路管理者等は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行うよう努める。

(ウ) トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

道路管理者等は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関や県において、災害時の応援業務に関する協定を結んでいる(社)新潟県建設業協会や(一社)新潟県地質調査業協会などは、被災時の迅速で的確な協力を備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行う。

ウ 道路通行規制

各道路管理者等は、被災時の構造物及び法面の安全点検等のための道路交通規制に関する震度の基準等（路線又は区間ごと）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第9節 漁港施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 漁港管理者（市）の責務

老朽化した漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 企業・事業所の責務

平時より関係機関と情報交換を行い、地震発生に備え防災体制を整備する。

(ウ) 県の責務

県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるように、関係機関と協議する。

(2) 達成目標

市は、地震の発生に備え防災体制を確立し災害予防に努め、被災時における応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と協定を結び、対応の整備を図るとともに、災害防止のための漁港施設の整備に努める。

2 市の役割

(1) 防災体制の確立

ア 地震災害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平時より関係機関、団体と災害時救援協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制の整備に努める。

(2) 耐震強化岸壁の整備

平時はもとより、地震発生時には重要な防災拠点として耐震性を考慮した、耐震強化岸壁を漁港施設整備計画に位置付け、施設整備に努める。

(3) 避難緑地等の整備

漁港施設は緊急物資の輸送の拠点としての役割を有する他、地域住民の避難場所としての役割も有することから、避難緑地、避難広場の整備に努める。

(4) 適切な維持管理

港湾施設及び漁港施設について、長寿命化計画の作成に努め、必要な補修等の実施により、その適切な維持管理に努める。

3 関係機関の役割

漁協の役割

災害発生時における円滑な応急対策活動を図るため、漁協は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 10 節 鉄道事業者の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

東日本旅客鉄道(株)及び日本貨物鉄道(株)（以下、「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

(2) 達成目標

施設の保守管理等の補強、取替等の計画を定め、減災対策に取り組むとともに、市、県との緊急な連絡体制及び部内期間相互間の情報伝達体制を整備し必要な訓練を実施する。

2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

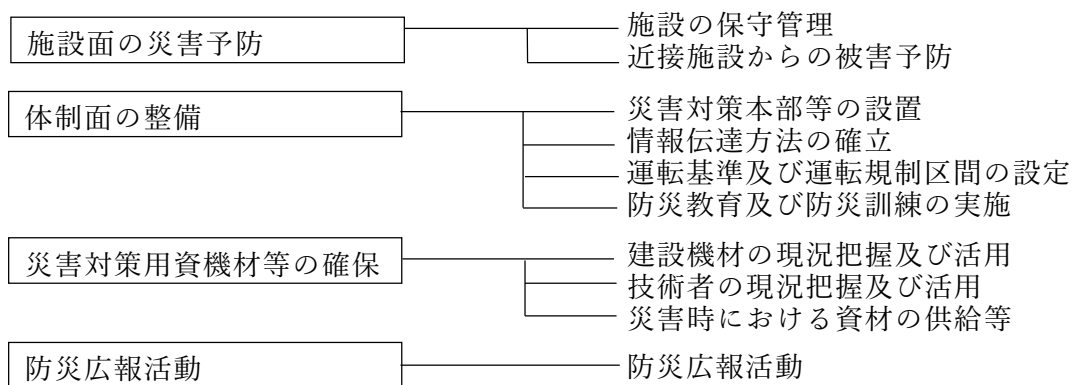
3 県の役割

連絡体制の整備

県（防災局）はあらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

4 各鉄道事業者の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、市及び県との緊急な連絡及び機関部内相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 地震計を設置するとともに、観測情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し、次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資機材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第 11 節 治山・砂防施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減のための維持・修繕を推進する。

(2) 達成目標

ア 地すべり、がけ崩れ防止や堤防強化など山地や河川の安全確保を推進する。

イ 土砂災害危険箇所、土砂災害の前兆現象、避難方法等を土砂災害ハザードマップの作成、配付等により地域住民へ周知する。

2 市及び国・県の役割

(1) 耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）が適用される治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

(2) 耐震性の強化

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、地震に対する安全性を確保するため、各設計指針（耐震基準）により、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

(3) 施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施し、耐震機能が低下している施設について、維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(4) 老朽化した治山・砂防施設の長寿命化計画

老朽化した治山・砂防施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第12節 河川・海岸施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震に伴う被害を最小限に食い止めるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、平時から市が指定した避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所の確認及び非常用食料等を準備しておく。

また、地震発生時においては、新潟地方気象台や市からの地震情報を収集するとともに、避難指示等に対する確に行動する。

イ 市の責務

市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。(準用河川、普通河川)

ウ 国・県の責務

国・県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進する。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環や景観へも配慮する。

また、市や市民へ地震に関する情報提供をできるよう、体制の整備を図る。

(3) 達成目標

ア 市及び県は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、市民等の安全確保を図る。

イ 市は、津波ハザードマップ（浸水想定図や避難地図）の作成、配布等により浸水危険箇所を地域住民へ周知する。

(4) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(5) 積雪地域での対応

ア 市及び県は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

イ 県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプター、無人航空機等の活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に関係機関と協議する。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民及び企業等の役割

市民及び企業等は、平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水、亀裂等の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認したときは市、県、消防本部、新発田警察署へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時より確認しておく。

(2) 地域の役割

市民は、自治会及び自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。また、地震を想定した避難訓練等の実施に努める。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防（準用河川、普通河川）

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋梁、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 排水機場、頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した対応がとれるよう関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備・徹底を図る。

ウ 防災体制等の整備

(ア) 出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような、体制整備を行う。

(イ) 地震発生後は、緊急車両用道路、避難場所、ライフライン等の河川区域内の使用の要請が予測されるため、基本的な対応方針を決めておく。

エ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

地震による河川災害が発生した場合に、要配慮者等の施設利用者が円滑かつ迅速に避難できるよう、施設への情報伝達方法について水防計画に定めておくものとする。

オ 警戒体制及び避難体制の整備

(ア) 避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制をはじめとする警戒体制及び避難体制を整備するものとする。

(イ) 緊急時の情報伝達媒体となる緊急告知FMラジオの整備や広報車両の確保、(株)エフエムしばたによる緊急割込放送により情報伝達体制を整備する。

カ 市民の防災意識向上に向けた啓発

自治会及び自主防災組織等と連携し、防災訓練の実施やハザードマップの活用等により、市民の防災意識の向上を図る。

4 県の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検及び耐震性の強化、施設の維持管理

イ 排水機場、頭首工等における管理体制の整備

ウ 防災体制等の整備

(2) ダム施設

ア 施設点検及び耐震性の強化、施設の維持管理

イ ダム管理体制の整備

(3) 海岸保全区域の整備・改修

ア 施設点検、耐震性の確保、施設の維持管理

イ 災害危険箇所の調査、整備

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

- ア 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、県・市等が行う、被災状況、県・市のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。
- イ 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。
- ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として県・市等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の支援を行う。
- エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県、市等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第 13 節 農地・農業用施設等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

農地・農業用施設等の災害の未然防止及び被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、地盤沈下対策、中山間地における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備・強化を図る。

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 震災時に一貫した管理が取れるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ウ) 震災時に応急措置を施すことができるよう、平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(エ) 基幹農道、農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 農業用ダム施設の災害予防対策

農業用ダムのうち、国営・県営事業で築造したものについては、耐震性を考慮して設計・施工されているが、築造年代の古いものについては、計画的に順次現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある農業用ダムについて、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

エ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管、排水機場等のうち、耐震性を考慮して設計・施行されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

オ ため池施設の災害予防対策

ため池で老朽化の甚だしいもの及び耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、市民の生命、身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、直ちに応急措置を施す。

(3) 達成目標

ア 各施設管理者は、地震による被害軽減のために、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行う。

また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い安全確保に努める。

イ 用排水施設管理者は、地震及び津波の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行う。

また、その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び新発田警察署に通知するとともに、地域住民に周知させる。

2 市の役割

(1) 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、市民に対する避難のための勧告又は指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。

また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し復旧工事に着手する。

(6) 緊急用資材等の備蓄及び緊急調達

緊急用資材等について、災害時における応援業務に関する協定等に基づき、各種協定締結企業等の流通備蓄を緊急調達する。

3 県の役割

(1) 市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。また、市が行う防災重点農業用ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合は、各関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市、土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害状況を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

市の役割に同じ。

4 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、地震活動等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により、市と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡し、市民の避難が必要な場合は、関係機関と連携のもとに適切な避難誘導を実施する。

(4) 被害状況の把握

市の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(5) 応急対策等の実施

市の役割に同じ。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸農政局

ア 国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

ウ 農業用施設における事前防災の徹底に関すること。

(2) 新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第 14 節 防災通信施設の整備と地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

(2) 達成目標

ア 市は、通信施設のバックアップとして、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットなど、特性の違う複数の情報伝達手段の導入及び整備に努める。

イ 県は消防防災ヘリコプター、テレビ携帯電話などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を配信できる体制を構築する。

2 市の役割

(1) 防災行政無線の整備

ア 緊急告知 F M ラジオの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市民に対し迅速かつ的確な情報伝達を行うための調査及び必要な整備を推進するものとする。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのデジタル移動通信システムを整備する。

ウ 地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関等生活関連機関との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため、通信施設の整備に努める。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努める。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（S O B O - W E B）に情報を集約できるよう努めるものとする。

(4) 緊急地震速報受信設備の整備

市民への迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び受信設備等を整備する。
また、新発田あんしんメール等の活用など多様な情報伝達手段の確保に努める。

(5) 市・県（V S A T）防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、信越地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(6) 無線以外の通信手段の確保

- ア 防災行政無線の交信不能地域に衛星携帯電話を配備し、情報連絡手段を確保する。
- イ インターネットや携帯電話によるメールを有効に活用し、災害情報を関係職員等に一斉に配信するなど、情報の共有化を図るための整備を進める。

(7) 停電対策

商業電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(8) 耐震対策

通信設備が揺れにより倒壊したり、移動したりしないよう、堅牢に固定する等、耐震対策を図る。

(9) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

3 県の役割

(1) 新潟県震度情報ネットワークの整備

地震発生時の震度情報等を迅速に入手し、的確な初動体制を確保するため、新潟県震度情報ネットワークの整備改修を図る。

(2) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意志決定を支援し、市民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

併せて、国等との情報共有を図るため、令和6年4月より運用を開始した新総合防災情報システム（S O B O－W E B）に情報を集約できるよう努めるものとする。

(3) 新潟県防災行政無線施設の整備

- ア 地上系、衛星系無線施設
- イ 移動系無線施設

(4) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

(5) 緊急地震速報受信設備の整備

緊急地震速報の有効な活用のため、受信設備等の整備を図る。

(6) 停電対策

ア 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ 発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で72時間以上、有人施設で6時間以上を目安とする。

(7) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、順次、耐震対策を図る。

(8) 新潟県防災行政無線施設の運用

ア 新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、これを運用する。

- イ 通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。
 - ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。
 - エ 非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。
 - オ 平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。
- (9) 通信機器の配備及び調達体制の整備
- ア 無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業者の提供する衛星携帯電話等の移動通信機器の配備を図る。
 - イ 通信施設のバックアップ及び通信途絶地域で部隊や派遣職員等が活動する場合等を想定し、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット、公共安全モバイルシステムなど、通信事業者の提供する情報伝達手段の導入及び整備を図る。
 - ウ 通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。
 - エ ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、SAR衛星などにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。
 - オ ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対策を講じる。

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 水防・道路用通信施設の整備

- (ア) 画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線統合化の計画的な推進に努める。
- (イ) 衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。
- (ウ) 災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。
- (エ) 情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ 停電対策

- (ア) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。
- (イ) 発電設備の無給油による連続運転可能時間を72時間以上確保の整備に努める。

ウ 耐震対策

通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備、情報機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性能の強化に努める。

エ 点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

(2) 新潟海上保安部

ア 通信設備の維持管理

- (ア) ヘリテレ伝送装置の迅速かつ的確な映像伝送ができるよう取扱いを含めた伝送訓練を定期的実施する。
- (イ) 管内無線施設の非常用発電機を含めた通信機器の定期的な保守・点検を行う。

イ 通信系の確保

災害発生時において、現場画像の情報伝送や非常用通信回線設定等により、早期の状況把握及び適切な対策の実施を図るため、臨時の情報通信回線の確保に努める。

ウ 通信訓練への参加

防災関係機関による通信訓練に積極的に参加し、災害時における円滑な通信の確保に努める。

(3) 警察本部、関東管区警察局

ア 警察無線通信施設の整備

(ア) 通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

(イ) N T T 東日本専用回線の 2 ルート化に努める。

イ 停電対策

(ア) 定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(イ) 商用電源の 2 ルート化に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図る。

エ 通信の確保

(ア) 平時から通信設備の総点検を定期的実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(4) 消防本部

ア 消防デジタル無線の整備

広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの保守点検に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第 15 節 コミュニティ放送等放送事業者の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

放送は、地震発生時において、緊急地震速報・地震情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び市民の取るべき行動等を迅速かつ広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送機器の落下、転倒防止等施設の耐震対策及び防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

(2) 達成目標

放送事業者は、平時から防災体制の整備を図るとともに、地震発生時における放送の責務を果たすため、安全確保と十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう体制を整備し、非常時を想定した指揮体制の整備を図る。

2 (株)エフエムしばたの対策

(1) 必要な対策

- ア 放送設備の落下又は転倒を防止するための地震対策に努める。
- イ 重要部品、資機材等の常備に努める。
- ウ 非常用電源の確保に努める。

(2) 対策の計画

- ア 被害想定に基づく、予備機器等の整備の検討
- イ 防災意識の高揚
- ウ 各種防災対策の強化

(3) 体制面の整備

- ア 災害時の対応について、連絡体制の整備を図る。
- イ 新発田市災害緊急放送に関する協定に基づき、緊急割込放送及び緊急告知FMラジオを活用した情報伝達体制の整備・強化を図る。
- ウ 市が実施する防災訓練等に積極的に参加・協力する。

第 16 節 電気通信事業者の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

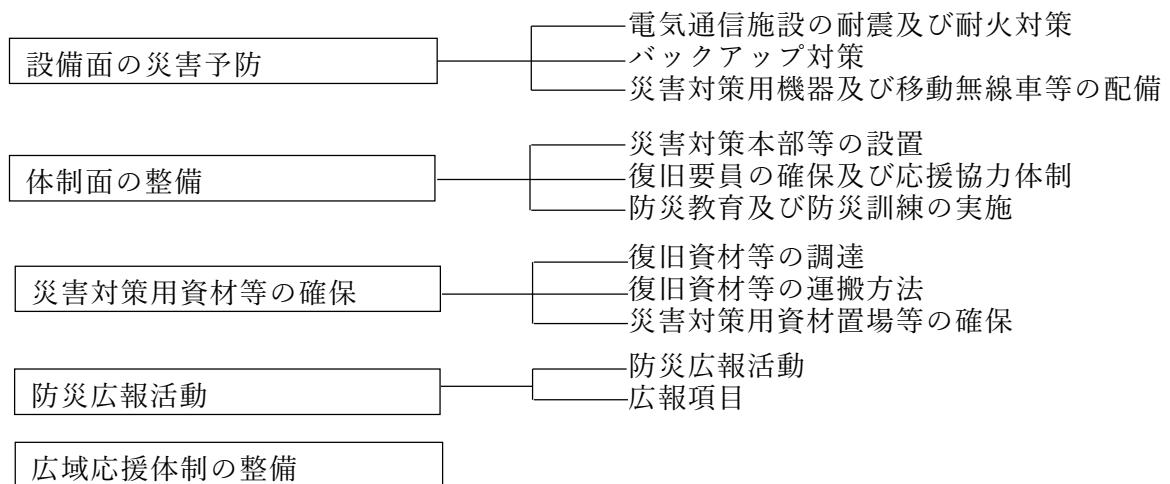
電気通信事業の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

(2) 達成目標

平時から設備の耐震対策に努め、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置を図る。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり、麻痺しないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的整備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図るものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

地震災害時における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

- ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
 - イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。
 - ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。
- (3) 災害対策用機器および移動無線者などの配備
- 主要拠点施設等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。
- ア 衛星携帯電話
 - イ 可搬型移動無線機
 - ウ 移動電源車及び可搬電源装置
 - エ 応急復旧用光ケーブル
 - オ ポータブル衛星車
 - カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 支援本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ グループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県、市が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施並びに各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、電気通信事業者（N T T等）が保有する資材及び全国より資材等の調達を行う。

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難な場合は、市又は県に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者の対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかな広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

- ア 被害状況
- イ 復旧見込み
- ウ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- エ 災害用伝言サービス提供に関する事項
- オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、電気通信事業者（N T T等）は防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第 17 節 電力供給事業者の地震対策

1 計画の方針

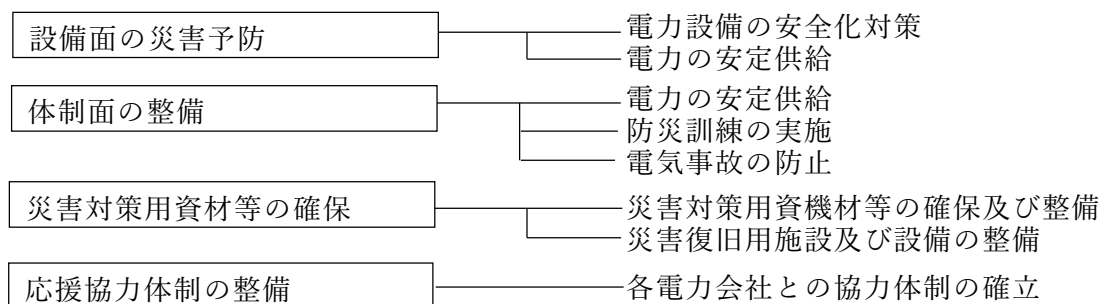
(1) 基本方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

(2) 達成目標

電力設備の各設備毎に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分に考慮するとともに、災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計及び設置を図る。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験を生かして万全の予防措置を講じる。

施設名	耐震設計基準
送電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う
変電設備	変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う
配電設備	電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や軟弱地盤箇所については支持物の補強を行う
通信設備	電気設備に関する技術基準及び電力保安通信規定に基づき耐震設計を行う

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

(2) 電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連携して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連携し、県内の水力・火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送・配電線は2回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを抑制する通信系等も2重化を行う。

4 体制面の整備

(1) 電力の安定供給

新潟給電指令所、新発田電力センターにおいて24時間の監視体制を行っており、非常時には、できるだけ停電を防ぐよう送・配電設備の切り替え操作を行う。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、市及び国、県が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するように確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車両、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備するとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社についても「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第 18 節 ガス事業者等の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

新発田ガス(株)及びL P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）は、各主体の責務に定める対策を行うこと。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、地震発生時の取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

イ 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）の責務

(ア) 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(イ) 消費者に対して、地震発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

ウ L P ガス事業者の責務

指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

エ 市の責務

(ア) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

(イ) 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 県の責務

県は、地震発生時の安全措置等の重要性について普及・啓発を図る。

(3) 達成目標

ガス事業者は、地震による被害を最小限に食い止めるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、地震に強い信頼性の高いガス設備の設計・設置を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

地震発生時において、要配慮者が居住するガス設備の安全措置が実施できる体制を整備するとともに、保護責任者に対して知識の普及・啓発を図る。

(5) 積雪地域での対応

ア 市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

イ ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 地震により被害を最小限に食い止めるとともに、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(イ) 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対し、地震発生時に取るべき安全措置をあらかじめ周知する。

- (イ) 緊急措置及び点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- (ウ) L P ガス事業者は、地震時による土砂崩れ等により流出・埋没した容器の回収に必要な体制を整備する。
- (エ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を市及び県へ連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所に配備するとともに、消費者に対してガスメーター及びL P ガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- (5) L P ガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのL P ガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民及び企業等の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- (2) 地震発生時に取るべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検及び安全確認点検のため、L P ガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用できなくなった場合のL P ガス等による代替措置を検討し、災害救援協定に基づき、L P ガス協会によりL P ガス等による代替措置を確保する。
- (2) 一般家庭及び事業所等に対し、地震発生時に取るべき安全措置等の重要性やマイコンメーター・感震装置など災害時に作動する安全機器等について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対し、地震時の安全措置について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練において、地域住民と共に、避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 県の役割

L P ガス事業者に対し、次の事項について指導する。

ア L P ガス充てん所の法定耐震基準の維持・向上

イ 被害の生じたL P ガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備

ウ 都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備

エ 一般家庭及び事業所等における地震発生時に取るべき安全措置の重要性、及びマイコンメーター、感震装置等の災害時に作動する安全機器についての普及・啓発

6 防災関係機関の役割

(1) 新潟県ガス協会

ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対し、地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ 地震発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対し、普及・啓発を図る。

(2) (社)新潟県LPガス協会（新発田支部）

ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対し、地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給体制を整備する。

エ 地震発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対し、普及・啓発を図る。

第 19 節 上水道の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災市民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、避難や救助活動を実施する上で大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水・生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講じる。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、概ね 3 日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。
また、水道施設被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

ウ 市の責務

市は、水道事業者と連絡をとり、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応援体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

エ 県の責務

県は、水道事業者及び市による緊急時における飲料水等の確保対策が促進されるよう支援体制の充実及び強化を図る。

(3) 達成目標（応急給水目標水量）

ア 市民は、概ね 3 日間に必要な飲料水は、自ら備蓄する。

イ 市は、震災による水道の断減水を最小限に食い止めるとともに、緊急時における飲料水、生活用水を確保するため、水道施設耐震化計画を作成し上水道施設の設計及び設置を図る。

ウ 被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間の経過日数ごと、1 人当たりの応急給水目標水量を設定する。

エ 施設の耐震化率等の現状を考慮の上、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	地震発生後、概ね 1 ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの 1 人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3 ㍓／日） ・1 週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30 ㍓／日） ・2 週間後は生活水量の確保（40 ㍓／日） ・1 ヶ月後は各戸 1 給水栓の設置

(4) 積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

(ア) 水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては、大規模な地震発生による地盤沈下や周辺地盤の崩壊などの地盤破壊に伴い、水道施設の倒壊・流出のおそれがある

ることから、水道施設の設置又は建設にあたっては、その位置や耐震構造の選定に配慮する。

- (イ) 市は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。
- (ウ) 水道事業者は、集中型の水道システムが長期間にわたり復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。
- (エ) 市及び県は、地域全体の大規模な復旧・復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧・復興を図る。

イ 積雪期での対応

市は、積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

2 水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市が行う緊急時における飲料水等の確保対策に応じて、緊急時における飲料水等の確保に努める。

(1) 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送・配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送・配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

(ウ) 隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて1日以上（孤立が予想される集落は3日以上）連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化対策

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水及び応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

- a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。
- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

- a 応急復旧期間を設定する。
- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
- c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
- d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備・確保

- a 給水拠点となる浄水場、配水池等の施設を整備する。
- b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。

エ 災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力・応援体制を確立しておく。

(3) 施設の長寿命化

水道事業者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 水道事業者・市の役割

(1) 飲料水等の確保

飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。

(2) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。

(3) 防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、市民、自治会等に対して、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 県の役割

(1) 水道事業者及び市からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策及び他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び市に対して助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

市からの応援要請に対応できるよう、平時から（㊟）日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、震災時に通信不能とならないように通信手段の多様化を図る。

5 防災関係機関の役割

(1) （㊟）日本水道協会新潟県支部

災害時における水道事業者及び県からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第 20 節 下水道の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による被害を最小限に食い止めるため、下水道施設の耐震性の強化と、資機材の整備や関係機関との協力体制などの整備を図るものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業・事業所、学校等）の責務

(ア) 地震により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠等が被害を受け、下水処理機能及び下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

(イ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできる限り自粛する。

(ウ) 地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

(ア) あらかじめ地震災害から市民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

(イ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

(ウ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保する。

(エ) 施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県の責務

(ア) あらかじめ地震災害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転管理マニュアルを作成しておく。

(イ) 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

(ウ) 流域下水道の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講じることができるように準備しておく。

(エ) 被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに市に連絡し、市から下水道使用不能地域の情報を市民に周知することができるようにしておく。

(オ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄又は災害時に確保できるようにする。

(カ) 施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

(3) 達成目標

ア 市民は、地震発生から3日程度に必要な携帯トイレ等は自らの備蓄で賄う。

イ 市は、地震発生時において、直ちに被害調査、復旧工事に着手できるように、組織体制を整備し、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成しておく。

ウ 市及び県は、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備え、地震に強い信頼性の高い下水道設備の設計及び設置を図る。

エ 市及び県は、下水道施設等の復旧を、概ね次の計画を目安にする。

地震後～ 3日目程度	○市民への情報提供、使用制限の広報 ○処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
地震後 3日目程度 ～1週間程度	○応急調査着手、応急計画策定 ○施設応急対策実施
地震後 1週間程度 ～1ヶ月程度	○本復旧調査着手 ○応急復旧着手・完了
地震後 1ヶ月～	○本復旧調査完了、本復旧計画策定 ○災害査定実施、本復旧着手

オ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

カ 市及び県は、新設及び既存の施設に対し、耐震対策を講じるように努める。

キ 下水道等管理者は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化(ストックマネジメント)計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない、又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し、被害を受けないように配慮するように努める。

(5) 積雪地域での対応

市及び県は、積雪地域における下水道等施設の設置状況を把握し、積雪期における道路除雪対応の把握など必要な対応がとれるように準備しておく。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民及び地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ・簡易トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は地域の指定避難所における携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道等施設に流入させる水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道等施設の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- オ 応急対策マニュアル等の作成
- (2) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
 - ア 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。
 - イ マンホールトイレの整備に努めるとともに、災害時の活用について普及啓発を図るように努める。
- (3) 下水道等施設の管理
 - ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
 - イ 県と協力し、早期に機能回復できるように努める。
 - ウ 下水道等施設の被災に関する情報を市民、関係機関等に周知するように努める。
 - エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

4 県の役割

- (1) 緊急体制の整備
 - ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備
 - イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - エ 流域下水道の応急対策マニュアルの作成
- (2) 市に対する支援体制の整備
 - ア 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
 - イ 市の応急対策マニュアルの作成支援を行う体制を整備するように努める。
 - ウ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。
- (3) 災害時における下水道等の使用に関する市民への普及啓発
 - 一般家庭及び事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等の使用について、普及啓発を図るように努める。
- (4) 流域下水道施設の管理
 - ア 流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。
 - イ 流域関連公共下水道管理者である市の協力を得ながら早期に機能回復できるように努める。
 - ウ 流域下水道に関する情報について、市、関係機関、市民に周知するように努める。
 - エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達ができるように努める。

5 関係機関の役割

- (1) 地方共同法人日本下水道事業団
 - ア 県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (2) (一社)地域環境資源センター
 - ア 県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) (㊦) 日本下水道管路管理業協会

ア 県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 被災した下水道管路施設の復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

(4) (一社)新潟県下水道維持改築協会

ア 県・市からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧に必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕修繕等、災害時の対応に協力するよう努める。

(5) (㊦) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部

ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するよう努める。

ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するよう努める。

第 21 節 危険物等施設の地震対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、有害物質（石綿含む）等の危険物品及び放射性物質（放射線発生装置を含む。以下同じ。）（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講ずるとともに、地震による災害の未然防止を図るため、事業者、市、消防本部、新潟海上保安部、県は、必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 事業者の責務

事業者は、適切な保安体制を維持し、法令に定める保安措置を講じるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害発生の未然防止を図る。

イ 市及び県、消防本部の責務

市及び県、消防本部は、危険物等を取り扱う事業者に対し、法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(3) 達成目標

ア 市及び県、消防本部は、危険物等を取り扱う事業者に対し、法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

イ 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、地震による災害発生の未然防止を図る。

(4) 積雪地域での対応

ア 事業者は、地震動に起因する落雪、雪崩による危険物等施設の損傷を防止する措置を講じる。

イ 市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防本部、新潟警察署等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し、保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的の実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、同法の規定に基づき、早期に耐震改修を図る。

イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材調達等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等、体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

- ア 火薬類取締法の基準を遵守することにより災害を未然に防止し、公共の安全を確保する。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。
- ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応について定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に管理するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。
- イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
- ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物貯蔵施設等

- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

- ア 大気汚染防止、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
- イ 災害発生時に、石綿飛散、ばく露防止に係る応急対応を迅速に実施するため、建築物等における石綿使用状況を把握しておく。

(7) 放射性物質使用施設等

- ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
- イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講じる。
- ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。
- エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

(8) 危険物等積載船舶等

- ア 危険物、高圧ガス等の臨海施設及びパイプライン等の保守、点検等を行うとともに、専用岸壁における保安体制及びオイルフェンス、油処理剤等を整備する。
- イ 海難事故、危険物等の海上への流出防止のための従業者等の教育訓練を徹底する。

3 市の役割

- (1) 危険物等施設の設置状況を把握する。
- (2) 危険物等施設の安全対策

県、消防本部、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物等施設の管理者に対し、法令及び安全規則の遵守等による適正な施設の管理について、適切な指導及び助言を行う。

また、危険物等取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物等の爆発や漏えい、放射性同位元素による被爆等による災害の防止及び被害拡大防止を図るよう指導に努める。

(3) 学校や研究施設等における危険物等の安全対策

県、消防本部、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量の危険物、薬品等について、管理者に法令及び安全規則の遵守等による適正な管理について指導及び助言する。

また、施設及び設備の耐震化及び免震化による危険物等の落下による被害の防止について指導及び助言する。

(4) 火薬類製造施設等、高圧ガス製造施設等、毒物劇物貯蔵施設及び有害物質取扱施設等に関する規制事務において、県から権限移譲を受けた場合、その対象施設に係り、次の「4 県の役割」で定める事項

4 県の役割

(1) 危険物施設安全対策

ア 市、消防本部に対し、危険物施設の耐震性の強化を図るよう事業者へ指導するとともに、効果的で重点的な立入検査を実施し、危険物施設の安全確保を図るよう要請する。

イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導及び啓発に努める。

(2) 火薬類製造施設等安全対策

ア 火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ 消防本部と情報の共有を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ (一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

(3) 高圧ガス製造施設等安全対策

ア 高圧ガス製造施設等に対し、高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するよう指導するとともに、高圧ガス保安法の耐震設計基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行うよう指導する。

イ 高圧ガス製造施設等に対して、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

ウ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

エ (一社)新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県LPガス協会及び新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

オ 高圧ガス関係協会に対して、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援及び協力できる体制を整備するよう指導する。

(4) 毒物劇物貯蔵施設安全対策

ア 毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対し、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施して、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規定等を確認し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ 届出を要しない毒物劇物を取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

(5) 有害物質取扱施設等安全対策

ア 有害物質取扱施設等に対し、大気汚染防止、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。

イ 届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防本部

ア 所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 新潟海上保安部

危険物等積載船舶及び荷役岸壁等からの海上流出災害を予防するため、平素からこれら船舶及び岸壁の点検を実施して、必要に応じ指導を行うとともに、訪船等を通じ、船舶乗組員及び荷役関係者等に対し災害意識の普及・啓発を行う。

第 22 節 津波災害予防計画

(第 2 編 「津波災害対策編」を参照)

第 23 節 地震火災予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、市民、地域、企業・事業所、学校、市及び県は耐震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講ずる。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民（各家庭、地域、企業・事業所、学校等）は、耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置等により、地震発生時及び商用電源復旧時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市及び消防本部の責務

市は、市民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防施設の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県の責務

県は、市、消防本部の協力を得ながら防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県の責務

市及び県は、木造建築物密集地域等において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な延焼防止、避難誘導体制の整備に努める。

(3) 達成目標

ア 市民（各家庭、地域、企業・事業所、学校等）は、自治会や自主防災組織を通じた初期消火訓練等への参加、各家庭での消火器具等の備えにより地震発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための知識を身につける。

イ 市は、消防本部と連携し、自治会や自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努めるとともに、消防施設・資機材の整備及び消防団の充実・強化を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、消防本部と連携し、要配慮者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理の普及を図る。

(5) 積雪地域での対応

市及び消防本部は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用や感震ブレーカーの設置に努める。

イ 消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
- オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
- キ 家具類の転倒・落下防止措置に努める。
- ク 自治会や市が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

自治会・自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備を行う。
- ウ 厨房設備等の適切な使用、維持管理を徹底するとともに、火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防本部と連携して、消防職員、消防団員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

(3) 消防団の充実強化

- ア 地域住民、事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団協力事業所表示制度の活用、消防団員を雇用する事業所と消防団との情報交換及び自主防災組織との連携を促進する。
- イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 自主防災組織の育成強化

県と連携して、地域の自主防災組織の育成強化と防火防災教育を実施・支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。また、消防団との連携を促進する。

(5) 防火思想の普及促進

地域住民に対して、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

(6) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、陸上競技場、野球場、駐車場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。

(7) 出火防止対策

地震発生時の火災発生を防止するため、消防本部及び消防団と協力し耐震自動消火装置付火気器具の普及に努めるとともに、台所など火を使う場所の不燃化、カーテン、じゅうたん等への防災製品の使用を推進・啓発する。

(8) 初期消火体制

消防本部及び消防団と協力し、消防訓練やチラシ等を通じて住民の防火意識の向上を図るとともに、消火器等を使った初期消火訓練、避難訓練等の実施を促進する。

(9) 火災拡大防止体制

地震発生時には、同時多発火災及び大規模火災が予想されることから、消防力の整備・充実に努め、被害の軽減を図る。

4 県の役割

(1) 防火思想の普及促進

市民に対し、市、消防本部の協力を得ながら、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置及び維持管理を促進する。

(2) 自主防災組織の育成強化の支援

市と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化や防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止及び火災発生時の被害の軽減を図る。

(3) 消防設備士等の活用

消防設備士、防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、事業所等における防火管理及び防災管理体制の整備を図る。

(4) 広域消防応援体制の整備

県内の消防応援体制に加え、近隣県との相互消防応援体制の整備を図る。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防本部

ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務づけられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 市民等に対し、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物や防災管理対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理及び防災管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立及び地震災害の防止を図るため、防災管理者及び防火管理者の選任義務のある事業所等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、近接消防本部応援協定及び新潟県広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施する。

(2) 新潟海上保安部

地震発生時の船舶等からの火災発生に備え、関係機関と協同で消火訓練を実施するなど、体制のより一層の充実に努める。

第 24 節 廃棄物処理体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模地震や津波発生後、大量に発生する廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物、落下物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭等）の責務

(ア) 市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

(イ) 家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。

イ 市の責務

市は、災害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平時から市民に対して協力を求める事項について周知する。

ウ 新発田地域広域事務組合の責務

新発田地域広域事務組合は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧体制の整備に努める。

エ 県の責務

県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係団体、近隣県、国との協力体制を整備する。

(3) 達成目標

市は、震災時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を作成し、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備に努める。

2 市民の役割

(1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊及び家具・家財等の破損の防止に努める。

(2) 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法等を理解し、災害時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について、周知を図るとともに、防災訓練等に際して、啓発を行う。

(2) 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、自治会、自主防災組織等の地域組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 新発田地域広域事務組合の役割

- (1) 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。併せて、災害時での稼働、電力供給や熱供給等の拠点としての活用も想定し、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (2) 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

5 県の役割

広域処理体制の整備

- (1) 県内市町村間の広域処理体制を整備する。
県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。
- (2) 関係団体との協力体制
災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。
- (3) 近隣他県との協力体制
災害廃棄物処理に関し、地域ブロック協議会の活用などにより近隣他県、国との協力体制を整備する。

6 関係機関の役割

- (1) 環境省関東地方環境事務所

ア 災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携を図るため、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の事務局を務める。
イ 大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画を策定し、ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。

- (2) 新潟県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請によるし尿・災害ごみの収集及び運搬に備える。
イ 組合員への緊急連絡体制を整備する。

- (3) (一社)新潟県産業資源循環協会（新発田支部）

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。
イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

- (4) (一社)新潟県浄化槽整備協会（新発田支部）

ア 県との災害時応援協定に基づき、県・市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。
イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

- (5) (一社)新潟県解体工事業協会（下越支部）

ア 県・市からの要請による損壊家屋の解体に備える。
イ 会員への緊急連絡体制を整備する。

- (6) (公財)新潟県環境保全事業団
県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 25 節 救急・救助体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(2) 各主体の責務

ア 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

イ 市及び新発田警察署、消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

なお、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

ウ 県は、新潟海上保安部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、新発田警察署、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

エ 県、消防本部、(社)新発田北蒲原医師会（以下「医師会」という。）及び医療関係団体は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、県、市、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療資器材等を確保する体制を整備する。

オ 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、新発田警察署及び消防本部は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

カ 市、県、消防本部及び消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

キ 市民は、大規模災害時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

ク 県、県警察本部、消防機関、新潟海上保安部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院は、職員の安全を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

ケ 県及び消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

(3) 達成目標

ア 市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき自ら定める計画に基づき、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等の計画的な整備充実を図る。

イ 新発田警察署は、関係機関との情報共有、装備資機材の整備充実など迅速かつ的確な警察活動を実施できる体制の確立を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、県、県警察、市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

(5) 積雪期での対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の災害時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民及び医療機関・団体等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から地域、学区、自治会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関・団体等の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入れや医療従事者の確保施策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療資器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材・拠点施設の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(2) 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、新発田警察署、近隣消防本部（局）、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 市民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部及び消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

市は、地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、新発田警察署、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講じる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有・伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会等を通じて、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会、関係業者等と協定を締結し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 県内広域消防相互応援等の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

また、デジタル技術の活用による情報収集、分析などの指揮支援体制の強化のための施設・設備の整備等を推進する。

4 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察、市及び消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立

広域災害救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政、消防本部及び医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMAT（災害派遣医療チーム）が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化

県消防学校において、必要に応じて教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療資器材等の供給協定

市における医療資器材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、(株)新潟県薬剤師会、(一社)新潟県医療機器販売業協会、東北新潟歯科用品商協同組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災体制の充実

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等との協力体制の確保

県、県警察、新潟海上保安部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 新潟海上保安部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救助技術の向上及び資機材の整備充実に努める。

また、海上のみでなく、陸上における救急・救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急救助体制の充実強化に努める。

(2) 県医師会

県から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要がある場合の協力体制を整備する。

(3) (社)新発田北蒲原医師会

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、市から要請があったときは、速やかに医療活動を行う。

(4) 日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護に当たる。

(5) 新潟DMA T指定医療機関（県立新発田病院）等の対策

ア 新潟DMA T指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ ドクターヘリ基地病院は、ドクターヘリを活用した新潟DMA Tの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

第 26 節 医療救護体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制をあらかじめ構築するものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市及び県の責務

(ア) 市及び県は、災害から市民の生命及び健康を守るため、それぞれの地域の実情に合わせた医療救護体制の整備を行う。

(イ) 市及び県は、医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液等血液製剤、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制の整備を行う。

イ 県の責務

(ア) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DP A T）、災害支援ナース、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。

(イ) 広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防本部及び医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(ウ) 被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者の受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(3) 活動の調整

ア 県災害対策本部は、救護班の派遣調整等を行うため、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会など医療関係団体、新潟DMA T、新潟DP A T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防本部、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。

イ 県は、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、新発田保健所長を災害医療コーディネーターとし、(一社)新発田北蒲原医師会、(一社)新発田市歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院（県立新発田病院等）、市、新発田保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとして、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

(4) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制の整備を図る。

(5) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(6) 降雪地域での対応

降雪期における雪下ろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民及び医療機関等の役割

(1) 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるよう、平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

(ア) 病院

病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

(イ) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

- a 災害対策委員会の設置
- b 防災体制に関する事項（ライフラインの確保、備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
- c 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡・指揮命令系統の確立、情報収集等）
- d 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
- e 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- f 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
- g その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(ウ) 広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ 診療所

診療所は、病床の有無及び規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行う。

ウ 災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整備しておくものとする。

(ア) 地域災害拠点病院（県立新発田病院）

- a 地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- b 地域災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。

(イ) 基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院及び長岡赤十字病院）

- a 基幹災害拠点病院は、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害拠点病院は、災害時の衛星電話等の通信手段、患者受入れ、自家発電設備等に係る施設・設備の整備、燃料、食糧、水、医療資器材等の備蓄に努める。
また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ 新潟DMA T指定医療機関

新潟DMA T指定医療機関は、県からDMA Tの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でDMA Tを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟DMA Tの技術の向上等を図るため、編成した新潟DMA Tの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）

ドクターヘリ基地病院は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ 医療関係団体（県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県助産師会、県栄養士会、県災害リハビリテーション連絡協議会等）

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するとともに、J M A T（日本医師会災害医療チーム）、J D A T（日本災害歯科支援チーム）、被災地支援薬剤師、災害支援ナース、J D A - D A T（日本栄養士会災害支援チーム）、災害リハビリテーション支援チームなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

3 市の役割

(1) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位により患者の振り分け）を伴う医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班（医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名）及び歯科医療救護班（歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名）の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

4 県の役割

(1) 新潟DMA Tの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後48時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行う。

新潟DMA Tは、原則として1チームにつき医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名で構成する。

(2) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア 県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者1名の5名で構成し、全県で30班編成とする。

イ 県歯科医療救護班（新潟JDA Tを含む）

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名の4名で構成し、全県で6班編成とする。

(3) 新潟DPA Tの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の精神保健医療活動を支援するため、新潟DPA Tの派遣体制の整備を行う。

新潟DPA Tは、原則として精神科医師、看護師、業務調整員を含めた4～5名で構成する。

(4) 災害支援ナースの派遣体制の整備

県は、災害発生時に被災地域の看護医療活動を支援するため、災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

災害支援ナースは、原則として、看護師2～3名で構成する。

(5) 救護センター（患者の動向等を踏まえた一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア 救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ 救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名の編成計画を定める。

ウ 救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

(6) 災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

(7) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防本部及び医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(8) 医療資器材等の確保

ア 医療資器材等の配備

県は、県医療救護班と県歯科医療救護班が携行する医療機器セットを購入し、救護班を編成する団体に配備する。

また、災害の規模等によっては要請の可能性があるため、3群市医師会に配備する。

イ 医療資器材等の供給支援

県は、市及び医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液等血液製剤の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(9) 広域医療搬送拠点・SCUの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（SCU）・設備の確保に努める。

(10) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

(11) 平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

第 27 節 避難体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に抑えるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市民、市、県及び防災関係機関は、次の事項に留意して各自の責任で災害に備え、市民が主体的かつ適切に避難行動がとれる体制を整備する。

なお、津波に備えた避難体制の詳細は、第 2 編「津波災害対策」による。

ア 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

エ 避難誘導體制の整備

オ 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知、指定避難所の機能・環境の整備

特に、市、県及び防災関係機関は、市民が災害の危険性を「わがこと」として捉え、「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち避難行動を起こせるよう支援する。

(2) 達成目標

ア 市民は、市が配布した「災害避難地図～新発田市ハザードマップ」から安全に避難するための知識の習得に努める。また、近隣住民等が被災者となることも想定し、地域で支え合い救助活動や避難行動を行う体制づくりに努める。

イ 要配慮者が利用する施設の管理者や不特定多数の人が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を作成する。

ウ 市は、ハザードマップ等を配布し危険区域や指定避難所を周知し、災害予防、減災対策を啓発する。

(3) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達

ウ 防災・福祉関係者及び自治会・自主防災組織等による避難支援体制の整備

エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(4) 積雪期での対応

冬期間の積雪、寒冷、天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮する。

ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保

イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(5) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保

ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア 市民及び企業等の役割

自らの責任において、自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平時から努めるものとする。

(ア) ハザードマップ・液状化しやすさマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認するとともに、地域の防災訓練などを通じて、市民同士の呼びかけによる避難体制を構築しておくこと。

(ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

(エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意し、気象官署や行政から発信される情報を「わがこと」として捉えて行動すること。

(オ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。

イ 多数の人が利用・所在する施設の管理者等の責務

次の事項に十分留意したうえ、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

c 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d 近隣の企業・事業所、自治会、自主防災組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(イ) その他の不特定多数の人が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じること。

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自治会・自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、次の事項により平時から努める。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。

- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 市と協働で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 企業等の役割

地域社会の一員として次の事項により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援する。
- (イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供する。
- (ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するとともに、帰宅困難者対策を行う。

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難指示等の発令区域やタイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、指定緊急避難場所、指定避難所の指定と周知及び即応体制の整備、「避難行動要支援者避難支援プラン」策定及び福祉避難所の指定等を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

- ア 市民及び企業等に対して、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民に配布して周知を図る。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいいため池から、ハザードマップの作成・周知を図り、耐震化や統廃合などを促進するものとする。なお、防災マップの作成にあたっては、市民も参加する等の工夫により、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。
- ウ 防災情報を正しく理解し、周囲に伝播できる自主防災組織のリーダー等の育成に努める。

(2) 避難指示等の情報伝達体制の整備

- ア 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。
- イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、緊急告知FMラジオ、Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、市民・企業等へ避難指示等を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。
- ウ 小学校就学前の子供達の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- エ 在宅の要配慮者に対する避難指示等の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 避難指示等の伝達に当たり、(株)エフエムしばたとの災害緊急放送に関する協定に基づき、迅速な情報配信が行えるよう体制を整備する。

カ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、市民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。

キ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 避難指示等の発令の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する。

ア 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難指示等の発令基準を設定する。

イ その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア 避難指示等が発令された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自治会、自主防災組織等による避難誘導体制を地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の避難行動要支援者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難行動要支援者避難支援プラン」を策定する。

ウ 一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法の確立に努める。

エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(5) 避難場所、避難所等の指定

ア 指定と周知

(ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用した分かりやすい標識の設置、広報紙・ハザードマップ・防災マップ等の配布、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

- (ウ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねている場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。

- (エ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

イ 指定に当たっての注意点

- (ア) 指定緊急避難場所について、市は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設（学校グラウンド等）、又は構造上安全な施設を指定する。また、市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- (イ) 指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。
- (エ) 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。
- (オ) 避難者の誘致圏域及び人口に見合った面積を確保する。なお、面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は避難者1人当たり3.5~4㎡のスペースとすることに努める。
- (カ) 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、災害発生前から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。
- (キ) 避難所等の耐震性や、地域のハザード情報等も踏まえて、災害時に避難所として安全性について事前確認に努める。

- (ク) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
 - (ケ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。
 - (コ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制づくりに努め、避難所環境や設備等の確保、運営体制づくりを推進する。
 - (サ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没及び土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努める。
 - (シ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、ＴＶ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
 - (ス) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
 - (セ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。
 - (ソ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
 - (タ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係課等や地域住民等の関係者と調整を図ること。
 - (チ) 指定管理施設又は民間施設が指定避難所となっている場合には、当該管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担を定めるように努めるものとする。
 - (ツ) 指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
 - (テ) 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換や、高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保険体制の構築に努めるものとする。
- ウ 即応体制の整備
- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
 - (イ) 指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行うための、管理体制の整備に努める。
 - (ウ) 指定避難所管理に当たる職員を、施設近傍に居住する職員の中から事前に指定するよう努める。

- (エ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及につとめる。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- (オ) 指定避難所予定施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (カ) 指定避難所の開設・運営について、自治会、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。
- (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (ケ) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
- (コ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (サ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 市長は、障がい者等、指定避難所内の一般避難スペースでの共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
 - (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
 - (ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (6) 広域避難に係る体制の整備
- ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備
- (ア) 市は、避難の際に必要な住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
 - (イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。
 - (ウ) 災害の想定によっては、必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることも含め検討する。
- イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
 - (イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。
- (7) 住民避難誘導訓練の実施
- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
 - イ 市民等、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
 - ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、指定避難所等やマップを活用した訓練を行う。
 - エ 特に土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

4 県の役割

- (1) 市民への防災に関する情報の提供
- ア 地震に関する基礎的な知識と避難に当たり、注意事項等の普及・啓発を行う。
 - イ 県の設置した震度計の震度情報等、気象庁を通じて市民に提供する。
 - ウ 県の防災専用ホームページにより防災情報を市民に提供する。
- (2) 市の避難体制整備の支援
- ア 地域の危険情報の市への提供
 - (ア) 地震被害想定や津波浸水想定区域図を策定・提供する。
 - (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。
 - (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域図等を提供する。
 - (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を策定・提供する。
 - イ 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援
 - (ア) 県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。
 - (イ) 市の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
 - (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。
 - (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。
 - (オ) 市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。
 - ウ 避難場所、避難所等の確保への協力
 - (ア) 市の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
- (ウ) ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
- (エ) 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (オ) 住民主体による避難所運営を目指し、自主防災組織の活動の向上を図るとともに、女性の視点、妊婦、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の多様な視点を取り入れた避難所運営委員会等の体制作りについて市を支援する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

- (ア) 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
- (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市の調整

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援

市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難市民の移送に必要となる車両等の状況を、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援

市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

- ア 市が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 過去の地震災害の記録や、「液状化しやすさマップ」等の技術資料を公表し、市民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。

(2) 新潟地方気象台

- ア 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知広報に努める。

イ 地震情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、住民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

ウ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3) 北陸地方測量部

避難所等に位置情報を付与したデータの収集を行い、国土地理院のウェブ地図等により情報を公開する。

(4) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市の避難行動要支援者避難支援プランの定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防本部との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第 28 節 要配慮者の安全確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であり、又は自らの行動等に制約がある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等という。」）が協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

【要配慮者の安全確保計画の体系】

大項目	中項目	小項目
要配慮者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・避難行動要支援者対象の防災訓練
避難誘導、 避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策	防災教育	・外国人への防災知識の普及啓発 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	・多言語支援窓口の設置・運営体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 新発田市避難行動要支援者避難支援プラン

市は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難情報に関するガイドラインや「新発田市避難行動要支援者避難支援プラン」等を作成するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画である「新発田市避難行動要支援者個別避難支援プラン」等を自主防災組織等と協力して策定する。また、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等、地域住民及び要配慮者を支援する者の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。また、職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

(イ) 避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

イ 県の責務

県は、市、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設及び市民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。

また、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施及び地域の関係者向けセミナーの開催等の取組を通じた支援に努めるものとする。

ウ 介護保健事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市又は県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体計画を作成する。

エ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、市や県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ 地域住民、自治会、自主防災組織等の責務

地域住民、自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、民生委員、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画である避難行動要支援者個別避難支援プランを策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、援助が必要なことがあれば、市及び地域住民等に対し、情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市は避難行動要支援者名簿を整備するとともに避難行動要支援者マップの整備にも努める。また、地理空間情報（GIS・GPS）を活用し、情報共有に努める。

(3) 積雪期での対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等の必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確保のため、適時除雪等を実施する。

(4) 公衆の出入りする事業所等における防火・防災管理体制の整備

多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設においては、外国人や障害者等に配慮した情報伝達及び避難誘導が実施されるよう配慮する。

(5) 達成目標

ア 市は、避難行動要支援者の安全確保を図るため、市民や関係機関・団体と連携し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援体制など具体的な事項を定めた避難行動要支援者支援プランを作成する。

また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。

イ 避難支援者等は、災害発生時における円滑な避難支援体制を構築するため、市及び防災関係機関等の協力を得て、避難行動要支援者個別避難支援プランの作成に努める。

ウ 行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、要配慮者の受入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を整備する。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日頃から地域全体で取り組む意識を持ち、市、自主防災組織、民生委員、自治会等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員等の福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県及び防災関係者と協力して、特に避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受入体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第30節「学校等の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

ア 国際交流協会

市及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

イ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認体制を整備する。

ウ 訪日外国人等が利用する施設の管理者

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(5) 企業等の役割

障がい者を雇用している企業及び特別支援学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるよう努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

市は、防災担当課等と福祉担当課等との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた新発田市避難行動要支援者避難支援プラン、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、消防本部、新発田警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援実施者の同意を得ることにより、又は市条例の定めによりあらかじめ提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じた上で、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、新発田警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定により福祉避難所を確保するよう努める。

(7) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者の多様な視点を取り入れた体制づくりに努め、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障がい者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障がい特性に配慮した多様な情報伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等、要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力も得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(オ) 在宅や車中泊など、避難所外に避難する避難行動要支援者については、個別避難計画の作成により安否確認する体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

また、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、要配慮者の収容先として優先的な確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を行えるように体制整備を図る。

また、県や他市町村、災害福祉支援チーム等応援の受入れ、市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制を図る。

特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回等による健康相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき、自主防災組織、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制の整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者の障がいの種類及び程度に応じて的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障がい者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真、などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(エ) 緊急の通報

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備推進を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援

ア 現状・ニーズ把握、普及啓発等

市は、日頃から、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。また、地域に住む外国人や訪日外国人旅行者に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化に努める。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

4 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、市の要請により支援を行う体制整備を図る。また、避難行動要支援者の移送に必要な車両、船艇等の確保支援体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等は、要配慮者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、市が行う宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア 実施体制の確保

県は、市からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては、国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。また、必要がある時は新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会に対してDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請する。

イ 保健対策

市が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、市保健師と協力して巡回等による健康相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

市が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設、旅館及びホテル等への緊急入所など)等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。

また、地域の実情や必要に応じて、福祉関連施設等の指定等により福祉避難所を確保するよう、市へ働きかけるとともに、福祉避難所の運営に資する人材や備蓄物資の確保について、市や関係機関と連携して取り組む。

旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、避難行動要支援者の障がいの種類及び程度に応じて的確に情報提供されるように市を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう市を支援する体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付（特別）等の適切な措置を講ずる。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第 29 節 食料・生活必需品等の確保計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

住家や施設の被災により備蓄した飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）が確保できない住民や一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。

また、備蓄及び物資の調達は、必要最低限の備蓄以外は救援協定企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を実施する。

市及び県は、新物資システムを活用し、備蓄物資や物資の輸送拠点の登録に努めるとともに、あらかじめ、登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民（各家庭、企業・事業所、学校等）は、避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本として、家庭・企業・事業所内の備蓄や避難時の持ち出し品も備えておく。

地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでの「最低3日、推奨1週間」分の必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「食料及び物資等」という。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

(ア) 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

(イ) 市は、備蓄及び物資等の調達は、必要最低限の備蓄以外は救援協定企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を行う。

ウ 県の責務

県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、燃料や物資等の提供又は調達の代行を行う。

エ 市及び県の責務

(ア) 市及び県は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(イ) 市及び県は、民間事業者に委託可能な業務（物資の保管、荷捌き及び輸送）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な施設を確保しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用ものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(ウ) 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、養成手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(エ) 市及び県は、交通の途絶等により地域が孤立した場合においても、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(3) 達成目標

ア 市民（家庭、企業・事業所、地域、学校等）は、地震発生から流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な物資等は、自らの備蓄で賄う。

イ 災害救援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに物資等を被災者へ供給できるよう、緊急連絡・調達体制を整備する。

ウ 市は、市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、簡易トイレ等）の公的備蓄に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を「大規模災害に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シュミレーター（厚生労働省）」等を活用し適切に把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに提供できる体制の整備する。食料の備蓄、提供方法、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県は、市の体制整備を支援する。

イ 市は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等に必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。

県は、市の体制整備を支援する。

(5) 夏季における対応

市は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

(6) 積雪地域での対応

ア 輸送の困難を想定し、備蓄食料及び物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

イ 避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

ウ 避難所予定施設において、停電時でも災害状況の把握ができるよう、緊急告知FMラジオ等を事前配備する。

(7) 孤立可能性集落における対応

ア 市は、交通の途絶等により地域が孤立した場合に備え、集落共有の備蓄や保管場所の確保等、物資の供給体制を事前に検討し、整備する。県は、市の体制整備を支援する。

イ 孤立発生時における、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

2 市民及び企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 各家庭において、食料及び物資等については、平時から家族の3日分程度、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。

イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の食料及び物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時においても業務継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な食料及び物資等の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等並びに非常用発電等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 市・県の備蓄分担割合に基づき水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。
- イ 発電機等災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取っ出して使用・配布できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関等から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。※第3章12章「輸送計画」を参照

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 自治会、自主防災組織等及び市災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(5) 市民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所の備蓄物資の確認及び使用配布の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 県の役割

(1) 物資等の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、市・県の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の備蓄拠点に水、食料、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ等応急対策に必要な物資・資機材を備蓄する。

(2) 物資拠点の選定

県は、災害発生時に円滑な物資輸送を行うため、物資の集積・配送等ができる施設（広域物資輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。
- ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配布体制を整備する。
- エ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(4) 燃料の緊急供給体制の整備

- ア 石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備するとともに、災害時に優先的な燃料供給が必要な重要施設に係る情報（施設に至る経路や燃料関連施設の状況等）の共有に努める。また、平時からの受注機会の増大などに配慮するよう努める。
- イ 大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとする。

(5) 市に対する支援体制の整備

市に対して、燃料や物資等の提供・代行調達、輸送・配布等の支援を行う体制を整備する。

(6) 市民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料及び物資の供給計画について、食育推進計画等と連携して、普及啓発する。
- イ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にする。

(2) (社)新潟県トラック協会（下越支部）

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

(3) 新潟県石油業協同組合北蒲原支部新発田支会（災害救援協定締結団体）

- ア 市からの供給依頼に備え、緊急時に供給を行う給油取扱所を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第 30 節 学校等の地震防災対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震や津波等により災害が発生した場合、学校、保育園等における児童生徒、教職員等の安全確保のほか、施設の保全について迅速な対応を図る。

(2) 各主体の責務

ア 学校の責務

各学校は、市及び県地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

イ 学校設置者（市、県、学校法人等）の責務

学校設置者は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても、最低限の機能を維持できるよう配慮する。

ウ 市の責務

市は、学校設置者としての役割のほか、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

エ 県の責務

県は、学校設置者としての役割のほか、県以外の学校設置者に対し、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。

また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(3) 達成目標

ア 市は、本計画、学校防災計画に基づき学校、保育園等の取組を支援するとともに、学校間の緊急連絡網を整備する。

また、学校は震災時に避難所として使用されることから、地震発生に備えて耐震補強、耐震診断等を実施して地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回路の途絶等の事態に備えて、最低限の機能を確保できる災害に強い施設づくりを推進する。

イ 学校は、学校防災計画を作成し、防災訓練等の予防対策及び応急対策を実施するとともに、教職員、児童生徒に対する防災教育を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第 28 節「要配慮者の安全確保計画」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(5) 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 施設・設備等の点検・整備
- (ウ) 防災用具等の整備
- (エ) 防災教育の実施
- (オ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (カ) 家庭との連絡体制の整備 など

イ 応急対策

- (ア) 地震発生直後の生徒等の安全確保
 - (イ) 避難誘導
 - (ウ) 生徒等の安否確認
 - (エ) 被災状況の把握と報告
 - (オ) 下校又は保護継続
 - (カ) 避難所開設・運営協力
 - (キ) 教育活動の再開
 - (ク) 生徒等の心のケア など
- (2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成
- 学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、及びマニュアルに定められた事項等について、教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。
- また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。
- (3) 施設・設備等の点検・整備
- 学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努める。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。
- また、冬期には雪囲い用の資材が倒れないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路を確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。
- (4) 防災用具、非常持出し物等の点検・整備
- 医薬品、緊急告知FMラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。
- 生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。
- (5) 教職員の緊急出動体制
- 校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。
- (6) 家庭との連絡体制
- あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引渡し方法について保護者と確認し徹底しておく。
- また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。
- なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止方法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対し、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に応じ、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然体験生活、福祉体験、ボランティア活動等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。

3 学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、本計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。

なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

- (ア) 備蓄倉庫の整備
- (イ) 避難場所の確保
- (ウ) 和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備
- (エ) 飲料水、生活用水等の確保
 - a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備
 - b 生活雑用水確保のための井戸等の整備
- イ 設備整備
 - (ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備
 - (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実
- ウ 情報連絡体制
 - (ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
 - (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
 - (ウ) 情報収集のためのテレビ・緊急告知FMラジオの整備

4 市の役割

- (1) 市立学校の設置者としての役割（前項記載のとおり）
- (2) 学校に対する支援及び助言
市は、本計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割
第3項記載のとおり
- (2) 他の学校設置者等に対する指導・助言
県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう指導・助言を行う。
- (3) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言
県教育委員会は、各学校が学校防災計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデル等を示し、各学校の取組を支援する。
- (4) 公立学校教職員に対する防災教育
県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第 31 節 文化財の地震防災対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

文化財調査や文化財所有者に適宜予防措置等の指導・助言を行い、文化財所有者は、地震から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

(2) 各主体の責務

ア 文化財所有者及び管理責任者（以下、「文化財所有者等」という）の責務

文化財所有者等は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の管理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ 市の責務

市は、適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講じるとともに、文化財所有者等に対してもその指導・助言を行う。

ウ 県の責務

県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市及び文化財所有者等に対し、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(3) 達成目標

ア 市は、本計画に基づき、施設・設備等は定期的に点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・修繕に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪期の避難路を確保し、避難訓練の実施に努める。

イ 文化財所有者等は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修繕、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

(4) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者等は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者等は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は、定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。市及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民及び地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者等

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。

また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び文化財所有者等と事前に調整し確認しておく。

イ 市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、文化財所有者等に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復や災害時の対応に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて文化財の防災対策や災害時の対応についての啓発・助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、文化財所有者等に対し、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、市を通じて支援や助言を行う。

第 32 節 ボランティアの受入体制の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、平常時から県及び関係機関と連携し、支援・協力体制、役割分担について整備する。

なお、体制整備に当たっては、県内のボランティア組織をはじめとして、全国的に活動する組織や専門家の知見を取り入れるよう努める。

(2) 達成目標

市は、災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう、研修や新発田市社会福祉協議会及び各種団体等とのネットワークを形成する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受入体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる拠点を事前に指定する。

イ 災害ボランティアセンターの体制整備については、新発田市社会福祉協議会と協議する。

(2) 市災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

ア 災害ボランティアセンターの設置・運営を支援する体制を整備する。

イ 災害ボランティアセンターと市災害対策本部との情報を共有するための体制を整備する。

(3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

防災訓練時などに、市民等の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

(4) ボランティア関係団体との連携

災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、新発田市社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

3 県の役割

(1) 協力体制の確立

行政・社会福祉協議会・県災害ボランティア調整会議構成団体等の連携により、災害時におけるボランティア活動の受入れ調整を行う体制や災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を図る。

(2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援

被災者とボランティアを繋ぐ役割を担う災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営できるように支援する。

(3) 災害支援コーディネーターの養成支援

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想され、災害ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要であることから、こうした調整機能を担う災害支援コーディネーターの養成を支援する。

4 新発田市社会福祉協議会の役割

- (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営体制の整備
訓練・研修を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営体制を整備する。
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営計画の作成
市と協議を行い、災害ボランティアセンターの設置・運営計画を定める。
- (3) ボランティア関係団体との連携
災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

5 県社会福祉協議会の役割

- (1) 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた支援
新発田市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、ボランティアの受入れが円滑に進むような体制を整備できるように、訓練・研修を実施する。
- (2) 災害支援コーディネーターの養成
災害発生時において、ボランティアの需給調整や関係機関との連携調整等を行う災害支援コーディネーターを養成するとともに、その資質の向上に努める。
- (3) ボランティア関係団体との連携
災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、県内外の社会福祉協議会やボランティア関係団体との連携強化を図る。

6 新潟県災害ボランティア調整会議の役割

- 災害ボランティア活動が円滑・効果的に行われるよう、構成団体間の連携体制の整備・ボランティア関連情報の共有に努める。

第 33 節 事業所等の事業継続

1 計画の方針

企業・事業所（以下、「事業所等」とする。）は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントを実施することで、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2 市の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

(2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

(3) 地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(4) 事業継続力強化支援計画の策定

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工団体と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

3 県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定などを促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

(1) 実態の把握

事業所等の事業継続計画策定状況など、危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

- (2) 事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発
事業所等が災害に強い企業となるよう、防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

4 新発田商工会議所等の商工団体の役割

- (1) 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- (2) 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。
- (3) 市等の行政の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。
- (4) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

5 事業所等の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

- (1) 災害時に事業所等が果たす役割

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ 二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、市等の行政、取引先企業等と連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、市民や市等との協調の下、企業の特徴を活かした活動による地域貢献に努める。

- (2) 平時の防災対策

ア 事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ 事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ 平時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、緊急地震速報受信装置等の積極的な活用、損害保険等への加入や融資枠の確保による資金の確保を実施するなど、平時からの危機管理体制の構築に努める。

〔参考〕

国において、事業継続の取組を促進するため、各種ガイドライン等を策定し公開している。

【内閣府】

- 中央防災会議・民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会「事業継続ガイドライン第一版」
- 「企業等の事業継続・防災評価検討委員会」の検討の経緯と成果について

【中小企業庁】

- 「中小企業BCP策定運用指針」

第 34 節 行政機関等の業務継続計画

1 計画の方針

地震発生時における市の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、市の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 市の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首庁不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時ともつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくよう努める。

業務継続計画の策定にあたっては、内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を参考とする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や限定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保や定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(1) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 非常時優先業務の対象

大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務を「非常時優先業務」という。非常時優先業務は、災害応急対策業務や早期実施の優先度の高い災害復旧・復興業務等のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

イ 非常時優先業務の選定基準

選定にあたっては、「災害発生時 1 か月以内に業務を実施できなかった場合に、社会的影響が発生する業務」に該当することを基準とする。

ウ 業務開始目標時間の設定

非常時優先業務を実施できなかった場合に社会的影響が発生する時間帯を「業務開始目標時間」とし、各業務において業務開始目標時間を定める。

エ 平時の取組

各所属は、職員の参集可能時間を考慮した要因の氏名等を行うとともに、職員が被災等により非常時優先業務を実施できない事態等に備え、業務マニュアル等の整備、代替要員の氏名、関係機関との応援協定締結の検討を実施するものとする。

(2) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第3章第2節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

非常時優先業務について、必要な要員を確保し、迅速に実施体制を構築するため、平時から職員の安否確認の実施方法を整備する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等への反映に努める。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

(ア) 主管課等内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他課などによる応援体制の確立に努める。

(イ) 主管課等は課等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、課等としての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各課等の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策の検討に努める。

(3) 執務環境の確保

ア 庁舎

庁舎管理者は、発災後速やかに庁舎の被災状況を確認し、使用の可否を判断するとともに、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 執務スペース

(ア) 物品の安全対策

キャビネット等の転倒やガラスの飛散等の防止対策を実施する。また、キャビネットの上など、高所に書類等を置かないように徹底する。

(イ) 執務スペースに被害があった場合の対応

非常時優先業務の継続に支障のない範囲で散乱した机やキャビネット等を片付け、執務環境を整える。また、必要に応じて災害対策本部に対して資機材の提供や応援を要請する。

ウ 通信（電話・防災行政無線）

(ア) 通信障害対策

不測の故障が生じないよう経年劣化を考慮し、通信設備等の改修及び更新を行う。

(イ) 障害があった場合の対応

関係業者に復旧等を依頼するとともに、必要に応じ、代替通信手段を選定する。

エ 通信（電子メール）

（ア）庁内 LAN の復旧対策

通信事業者との間に災害時における庁内 LAN 回線の優先的な復旧についての取り決めを行う。

（イ）障害があった場合の対応

庁内 LAN 回線については、通信事業者に対して優先的な復旧を要請する。また、庁外との回線については、通信事業者に故障対応を依頼し、復旧の見通しを確認する。

オ 情報システム

（ア）システムを利用しない代替手段等の設定

公金支払い等の緊急を要する非常時優先業務については、システムを利用しない手作業等による代替手段及び復旧後のシステムへの反映方法を定める。

（イ）システムの復旧対策

システムの迅速な復旧のため、データの遠隔地保管等、障害等への対応マニュアルを作成する。また、システム運用保守業者との契約において、発災後の早期対応が図られる内容とするよう努める。

（ウ）停電が起こった場合の対応

停電の優先的な復旧について、電気事業者に要請するとともに、自家発電設備の燃料供給体制を確立する。

（エ）障害があった場合の対応

復旧手順マニュアルに基づき、通信事業者と協力し、迅速なシステム復旧を図る。

カ 電源

（ア）長時間の停電対策

自家発電設備が継続稼働できる燃料の調達方法などを検討する。なお、必要な燃料は、72 時間分備えるよう努める。

（イ）停電対応訓練

非常時発電機による電源供給箇所の確認、停電時にとるべき対応等を確認するため、停電対応訓練を実施する。

キ 上下水道、工業用水道（雑用水）

（ア）断水対策

早期使用再開のため、事業者との調整や協定に基づく飲料水の確保等を明確にしておく。また、下水道の断水を想定した、仮設・簡易トイレの配置計画を策定し、体制整備を進める。

（イ）断水が起こった場合の対応

発災後速やかに給排水管の被災状況を確認し、早期に給排水を再開するための必要な措置を講じる。また、受水槽の貯留水等を飲料水として使用するとともに、復旧までの間、トイレを使用停止とし、仮設・簡易トイレ等で対応する。

ク エレベーター・空調設備

（ア）エレベーター

エレベーター内での閉じ込めが発生した場合の対処方法を確認する。

（イ）空調設備

冬期の不具合を想定した防寒対策を行う。

（ウ）停止した場合の対応

保険点検業者に対し、優先的な点検及び復旧を要請し、早期の運転再開に努める。

ケ 職員の非常食・飲料水・簡易トイレ

(ア) 職員の備蓄対策

家庭において最低3日分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄し、非常時には2～3日分の食料品等を携帯し登庁するよう周知する。また、職場においても最低1食分の食料等を備蓄するよう周知する。

(イ) 物資提供協定

災害時における食料品等物資の提供に関する協定を複数事業者と締結する。

(ウ) 発災後の対応

備蓄している物資を計画的に供給するとともに、災害時における食料品等物資の提供に関する協定の締結先に物資の供給を依頼する。

コ 庁舎の代替庁舎施設

(ア) 代替庁舎への移転の検討

地震等の発生により一時的に庁舎の一部機能が停止、又は庁舎周辺の被災による職員の参集不能等により、庁舎を長期的に利用できないと判断される場合は、代替庁舎への移転を検討するものとする。

(イ) 移転の決定

庁舎の被害状況等を踏まえ、災害対策本部会議において、本部長が決定する。

(ウ) 本庁舎の移転に係る対応

- ・ 移転先の施設は、あらかじめ選定した候補から、災害対策本部で被害状況等を考慮して決定する。
- ・ 移転する業務は、災害対策本部業務及び非常時優先業務を優先する。また、通常業務は、在宅勤務による実施や業務の中止を検討する。

サ その他

所属長は、上記の他、重要業務を実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(5) 教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

(6) 業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

3 防災関係機関の役割

上記「2市の役割」の冒頭から(1)までを準用するものとする。

第 1 編 震災等共通対策

第 3 章 災害応急対策

災害応急対策タイムスケジュール.....	145
第 1 節 災害対策本部の組織・運営計画.....	151
第 2 節 地震・津波配備計画.....	167
第 3 節 防災関係機関の相互協力体制.....	171
第 4 節 災害時の通信確保.....	179
第 5 節 津波避難計画.....	185
第 6 節 被災状況等収集伝達計画.....	186
第 7 節 広報計画.....	195
第 8 節 住民等避難計画.....	202
第 9 節 避難所運営計画.....	208
第 10 節 避難所外避難者の支援計画.....	216
第 11 節 自衛隊の災害派遣計画.....	219
第 12 節 輸送計画.....	225
第 13 節 警備・保安及び交通規制計画.....	233
第 14 節 海上における災害応急対策.....	240
第 15 節 消火活動計画.....	243
第 16 節 救急・救助活動計画.....	249
第 17 節 医療救護活動計画.....	257
第 18 節 防疫及び保健衛生計画.....	270
第 19 節 こころのケア対策計画.....	276
第 20 節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画.....	279
第 21 節 廃棄物の処理計画.....	281
第 22 節 トイレ対策計画.....	287
第 23 節 入浴対策計画.....	291
第 24 節 食料・生活必需品等供給計画.....	293
第 25 節 要配慮者の応急対策.....	303
第 26 節 建物の応急危険度判定計画.....	307
第 27 節 宅地等の応急危険度判定計画.....	311
第 28 節 学校等における応急対策.....	315
第 29 節 文化財応急対策.....	320
第 30 節 障害物の処理計画.....	322
第 31 節 遺体等の捜索・処理・埋葬計画.....	326
第 32 節 愛玩動物の保護対策.....	330
第 33 節 災害時の放送.....	334

第 34 節	公衆通信の確保.....	336
第 35 節	電力供給応急対策.....	339
第 36 節	ガスの安全、供給対策.....	342
第 37 節	給水・上水道施設応急対策.....	346
第 38 節	下水道等施設応急対策.....	351
第 39 節	危険物等施設応急対策.....	356
第 40 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策.....	362
第 41 節	漁港施設の応急対策.....	365
第 42 節	鉄道事業者の応急対策.....	368
第 43 節	治山・砂防施設等の応急対策.....	371
第 44 節	河川・海岸施設の応急対策.....	374
第 45 節	農地・農業用施設等の応急対策.....	380
第 46 節	農林水産業応急対策.....	384
第 47 節	商工業応急対策.....	392
第 48 節	応急住宅対策.....	395
第 49 節	被害認定調査・罹災証明書発行対策.....	403
第 50 節	ボランティアの受入れ計画.....	405
第 51 節	義援金の受入れ・配分計画.....	408
第 52 節	義援物資対策.....	410
第 53 節	災害救助法による救助.....	413

災害応急対策タイムスケジュール

1 計画の方針

地震発生後の災害応急対策としては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震発生後の各段階に応じた作業の優先順位を市民、防災関係機関がともに理解し、行動しなければならない。

地震発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示すと次のとおりである。

(1) 地震発生から1時間以内

- 津波に関する情報（警報・注意報）の伝達、避難
- 初期消火、消火活動
- 危険な建物・場所からの避難
- 建物等の下敷きになった者等の救出（地域の住民等の助け合いによる）
- 避難行動要支援者の安全確保
- 防災関係機関職員への緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 概括的被害情報の収集
- 自衛隊等の出動準備要請又は派遣要請、広域応援の要請
- 市長、県知事等の緊急アピール

(2) 地震発生から3時間以内

- 被害情報の収集
- 指定避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 緊急道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被災地への救護所の設置
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送
- 県災害ボランティア支援センターの設置
- ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急措置

(3) 地震発生から6時間以内

- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 避難所への避難者の概数及び食糧等必要量の把握
- 市内各地の被害状況の把握
- 被災地外からの医療救護班の派遣
- 輸送用車両の確保

(4) 地震発生から 12 時間以内

- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食糧・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施

(5) 地震発生から 24 時間以内

- 避難所等の生活環境の整備
- 被災建築物応急危険度判定
- 市災害ボランティアセンターの設置・ボランティアの受入れ
- 義援金の受付

(6) 地震発生から72時間(3日)以内

- 避難所外避難者の状況の把握
- 被災宅地応急危険度判定
- ボランティア受入れの広報の発信
- 義援物資の輸送

2 災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との整合に留意して効率的な実施を図る。

本計画の災害応急対策の全業務の時系列的進行目標を参考までに別表に示す。

災害応急対策タイムスケジュール 【震災対策編】

No.	節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
1	災害対策本部の組織・運営計画	・災害対策本部設置 ・第1回災害対策本部会議の開催	・第2回災害対策本部会議の開催 ・関係機関へ防災会議連絡員室への派遣要請	・災害救助法	
2	地震・津波配備計画	・職員の登庁(夜間・休日) ・職員の非常配備 ・稼働可能職員の確認	・職員配備体制の強化		
3	防災関係機関の相互協力体制	・消防本部への緊急消防援助隊の派遣要請 ・県に対し自衛隊の派遣要請	・応援協定に基づく応援要請 ・災害救援協定締結企業、民間団体等に対する要請		
4	災害時の通信確保	・防災行政無線の疎通状況確認 ・被災地との通信インフラ確認 ・防災相互波の開局確認	・非常通信の取扱い要請	・無線局開局	
5	津波避難計画	・地震・津波警報の伝達(最優先) ・住民等の避難(最優先)	・住民の避難状況確認 ・孤立者等の救助		
6	被災状況等収集伝達計画	・市有施設(防災拠点・指定避難所)状況把握 ・火災の発生状況 ・津波の状況	・市管理施設(道路・河川・砂防)施設の状況把握 ・人的被害、被災状況の把握	・県への被災状況報告	
7	広報計画	・地震発生の呼びかけ ・避難情報の発表・発令(以後、随時) ・その他、初動対策に必要な情報の提供	(以降随時) ・被害状況の発表 ・ライフラインに関する情報の提供 ・交通に関する情報の提供 ・避難所に関する情報の提供 ・市民等の安否に関する情報の提供		・水や食料、生活必需品供給に関する情報の提供 ・人的、建物、公共施設被害状況 ・公共土木施設被災状況 ・医療機関被災情報、受入可否
8	住民等避難計画	・屋外への退避 ・危険地域からの自主避難	・指定避難所等への避難 ・警戒区域の設定	・避難行動要支援者の安否確認	
9	避難所運営計画		・指定避難所の開設	・避難者名簿の作成(人数、内訳等把握) ・日用品等提供依頼 ・要配慮者別室・別施設の確保	・防災関係機関への支援要請 ・仮設トイレ設置
10	避難所外避難者の支援計画				
11	自衛隊の災害派遣計画	・県に対し派遣要請	・被災状況の把握	・救護活動実施	
12	輸送計画		・緊急交通路の確保(中継基地・ヘリポート) ・医療物資・人員、患者等搬送	・輸送車両の確保	・食料の輸送
13	警備・保安及び交通規制計画		・緊急交通路の確保 ・交通規制 ・救助		
14	海上における災害応急対策	・津波発生状況確認	・必要に応じてオイルフェンス設置		
15	消火活動計画	・初期消火 ・地域の防災力による消火	・県内広域応援による消火	・緊急消防援助隊による消火	
16	救急・救助活動計画	・初期救急・救助活動の実施 ・消防本部等による救助活動	・重傷者等の搬送		
17	医療救護活動計画	・医療機関への被災状況、受入可否 ・職員の招集	・救護所設置 ・医師会への協力要請	・負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 ・医療救護班の派遣 ・関係団体への要請	
18	防疫及び保健衛生計画				・緊急食料の衛生確保 ・炊き出し等の衛生指導 ・井戸水等水質安全確保
19	こころのケア対策計画				(県)こころのケアホットライン開設、災害精神科医療の確保 ①24時間精神科医療体制 ②被災精神病院からの転院)
20	児童生徒等に対するこころのケア対策計画				
21	廃棄物の処理計画			・収集体制の検討	
22	トイレ対策計画		・レンタル会社への打診		・仮設トイレ設置開始
23	入浴対策計画				
24	食料・生活必需品等供給計画	・個人備蓄による対応	・避難所備蓄物資による対応	・食料供給量の把握 ・災害救援協定に基づく救援要請、食料等の調達	・災害救援協定企業等からの避難所食料供給 ・避難所への寝具、生活必需品、乳児用品
25	要配慮者の応急対策	・市、報道機関等により情報提供 ・避難支援者等による避難行動要支援者への情報伝達 ・避難支援者等による安全な場所への避難誘導	・避難支援者等による指定避難所への避難誘導 ・集団避難 ・地域協力による誘導、集団避難 ・福祉避難所の開設	・避難状況の把握、安否確認	・社会福祉施設等の被災状況・受入可否確認

■震災対策編
震災等共通対策 第3章
「災害応急対策タイムスケジュール」

発災から24時間(1日)以内	発災から72時間(3日)以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
	・本部組織の見直し再編	・激甚法		
・市有施設被災状況把握 ・インフラ被害等の取りまとめ	・道路等公共土木施設の復旧状況 ・農業土木施設等の被災状況	・被害金額等の概算集計		
・保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供 ・生徒等の安否	・災害ごみの処理に関する情報の提供 ・その他、応急対策に必要な情報の提供	・被災相談に関する情報の提供 ・その他、復旧対策に必要な情報の提供 被害金額等の概算集計結果	・生活再建に関する情報の提供 ・災害応急対策、復旧に対する意見等聴取	・復興に関する情報の提供 ・復興計画
	・必要に応じて避難所から要配慮者の移動			
		・閉鎖・期間延長の判断	・閉鎖	
	・仮設トイレ設置 ・避難者数・内訳把握 ・避難状況の注意、食料等の配布状況の周知 ・エコノミークラス症候群等の予防・保健指導	・避難者数、内訳把握		
・緊急輸送ネットワークの確保 ・被災地、避難所の警備				
・医療関係ボランティアの把握				
・避難場所環境整備	・健康相談の実施 ・防疫資機材の調達	・感染症予防対策	・巡回栄養指導	
・普及啓発の取組開始 ・避難所内救護所にこころの相談窓口設置	・避難所巡回相談(こころの相談含む)を開始 ・県に対しこころのケアチーム派遣要請	(県は災害時精神医療後方支援体制を整備)		・仮設住宅転居者等の健康相談開始
	・カウンセラー派遣計画	・当該学校教員への説明会	・全校へカウンセラー派遣 ・職員説明 ・児童生徒、保護者への説明	・こころの健康調査 ・ストレスチェックとスクリーニング
・し尿収集開始	ごみ収集開始		・がれき類の収集・廃棄物処理施設の応急復旧・広域応援要請	
・し尿のくみ取り開始				
	・自衛隊入浴支援要請	・旅館、公共入浴施設等への協力要請		
・おにぎり、パン等の供給 ・その他生活必需品の供給 ・広域応援要請	・炊き出し等による食料の供給			
・別室への移動 ・社会福祉施設等への緊急入所	・避難行動要支援者の避難所及び自宅避難等の被災状況等確認			・仮設住宅転居者等の健康相談開始

災害応急対策タイムスケジュール 【震災対策編】

No.	節名	発災から1時間以内	発災から3時間以内	発災から6時間以内	発災から12時間以内
26	建物の応急危険度判定計画			・被災地域、被災建築物の把握 ・応援要請	
27	宅地等の応急危険度判定計画				
28	学校等における応急対策	・在校生徒等の避難・安否確認 ・避難生徒等の安全確保等 ・被災状況の把握、報告	・保護者への安否情報の提供 ・生徒等の帰宅又は保護継続 ・避難所開設・運営協力	・授業実施の判断、連絡	
29	文化財応急対策	・入館者の安全確保(建物の場合)	・被災状況の調査報告	・被害拡大防止措置	
30	障害物の処理計画		・輸送路等障害物情報収集	・緊急輸送道路障害物除去	
31	遺体等の捜索・処理・埋葬計画			・遺体等の捜索	
32	愛玩動物の保護対策				
33	災害時の放送	・地震、津波情報等の放送(速報) ・施設点検	・被害状況の放送 ・インフラ等の状況放送		
34	公衆通信の確保	・被災状況の把握	・復旧人員、資機材の調達 ・重要通信の確保 ・被災状況の広報	・仮復旧工事	
35	電力供給応急対策	・停電状況の把握	・復旧人員、資機材の調達 ・病院等重要施設の復旧 ・被災状況の広報	・復旧工事	
36	ガスの安全、供給対策	・被災状況の把握 ・供給停止判断、措置 ・二次災害防止措置(都市ガス) ・消費先安全確認、供給再開確認(都市ガス)	・二次災害防止措置(LPGガス)		
37	給水・上水道施設応急対策	・被災状況の把握 ・個人備蓄による対応		・市民への広報	
38	下水道等施設応急対策	・処理場等の緊急点検、緊急調査・緊急措置			
39	危険物等施設応急対策	・施設等被災状況把握 ・取扱い作業緊急停止 ・初期消火、流出防止措置	・現地調査 ・二次災害防止措置 ・市民に対する広報	・応急措置 ・危険物流出の場合の応急対策	
40	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	・被害概要調査	・交通規制 ・被災状況点検	・緊急措置 ・緊急交通路の確保	
41	漁港施設の応急対策				
42	鉄道事業者の応急対策	・緊急停止、安全確保 ・乗客への広報	・被災状況の把握	・応急復旧	
43	治山・砂防施設等の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
44	河川・海岸施設の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
45	農地・農業用施設等の応急対策		・緊急措置	・被災概要調査 ・被災点検調査 ・二次災害の防止措置	
46	農林水産業応急対策				
47	商工業応急対策				
48	応急住宅対策				
49	被害認定調査・罹災証明書発行対策				
50	ボランティアの受入れ計画		・県災害ボランティア本部設置	・情報の受発信	・県災害ボランティア本部員の派遣
51	義援金の受入れ・配分計画				
52	義援物資対策				
53	災害救助法による救助				

発災から24時間(1日)以内	発災から72時間(3日)以内	発災から1週間以内	発災から1ヶ月以内	発災から3ヶ月以内
・被災建築物応急危険度判定			→	
・被災宅地地域の把握 ・応援要請 ・非在校児童生徒の安否確認	・被災住宅応急危険度判定	・学用品等の手配 ・学校等再開の時期等の判断、準備		
・その他障害物除去				
・霊柩車、棺、骨つば等の確保 ・火葬場の被災状況確認 ・受入れ可否確認	・遺体安置所へ搬送、検視、身元確認等 ・火葬	(県：動物救済本部の設置)		
・食料等供給に関わる情報発信	・復旧復興に係る生活関連情報の発信 ・本復旧工事			
	・2日以内で消費先の緊急点検完了(LPGガス) ・充填所復旧、消費先安全確認完了(LPGガス)		・14日以内で供給再開完了(都市ガス)	
→	・給水者による運搬給水 ・主要施設の復旧 ・医療機関等への応急復旧	・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧	・仮設給水栓の増設 ・配水管、給水管の応急復旧 ・各戸1給水栓の設置	・恒久復旧
	・応急調査	・本復旧調査	・施設の応急対策 ・下水道施設の復旧計画	
・応急復旧			・公共土木施設災害復旧事業	
・被害概要調査 ・立入禁止等緊急措置 ・市民への広報 ・応急工事		・本復旧		
・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
・応急復旧	・被害状況の広報		・公共土木施設災害復旧事業	
・応急復旧	・被害状況の広報		・災害復旧事業	
・被害状況把握	・二次災害防止	・応急対策		
・被害状況把握				
	・公営住宅の空き家提供 ・空き家情報の広報 ・民間賃貸住宅の斡旋、紹介	・被災戸数の確定 ・供与対象者の選定 ・応急修理	(20日以内) ・仮設住宅の建設着工	・仮設住宅の給与(2ヶ月以内)
・被災建築物応急危険度判定		・被害区域の把握、区域分担地図の作成等、被害認定調査実施に向けた準備	・被害認定調査開始 ・罹災証明の発行	
・市災害ボランティアセンターの設置	・ボランティア受入れの広報発信			
・受入口座の設定及び報道機関を通じた公表			・義援金配分委員会による配分	
・救援物資は原則受け取らないという広報周知	(県：市へ物資輸送)	・今後必要とする物資の公表		
	・被害状況の把握 ・災害救助法の適用手続き ・災害救助法による救助			

第1節 災害対策本部の組織・運営計画

1 計画の方針

市内で大規模な地震・津波による災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合、市は、県及び防災関係機関等と相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整える。

(1) 災害対策本部等の種類

市は、地震・津波が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じて、災害対策基本法の規定に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置する。

設置区分	災害対策基本法に基づく対策本部	被害の発生に備えた対処等
名 称	〇〇災害対策本部	〇〇警戒本部
設 置 者	市長	副市長（防災監）
本 部 長	市長	副市長（防災監）
副 本 部 長	副市長（防災監）、副市長、教育長	地域安全課長（副防災監）
本 部 長 の 職 務 代 理	副本部長	地域安全課長（副防災監）
本 部 員	各対策部長、関係課長等	各対策部長、関係課長等
事務局の名称	〇〇災害対策本部事務局	〇〇警戒本部事務局
事 務 局 長	地域安全課長（副防災監）	地域安全課長（副防災監）

※以下、本節において、地域安全課を所管する副市長を「防災監」、地域安全課長を「副防災監」という。

(2) 災害対策本部等の設置基準

ア 初動時の対応

市内で地震が発生した場合には、震度等の情報に応じて、災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく「災害対策本部」又は、「警戒本部」を設置して、情報収集・提供等を開始する。

イ 情報収集後の対応

被害の状況等から、市長が必要と判断した場合には「災害対策本部」を設置し、被害が小さく各課等がそれぞれ対応する場合には、必要に応じて「警戒本部」を設置する。

【地震・津波による災害対策本部等の設置区分】

次の基準を勘案し、総合的判断により行う。

配備種別	配備基準	初動時の対応	情報収集後の対応
警戒 配備 体制	震度 3	覚知後、地域安全課職員を中心に関係課等、防災関係機関等から必要な情報の収集及び伝達を行う。	1 大きな被害の発生が判明した場合 → 市長の判断で「災害対策本部」を設置 2 被害が小さい場合 → 各課等に対応（警戒体制） （必要に応じ「警戒本部」を設置）
警戒 本部 体制	震度 4	覚知後、主として課長補佐以上（副参事含む）が参集し、気象・被害状況等の情報収集及び伝達を行う。	
	津波注意報	また、必要に応じて応急対策を実施する。	
災害 対策 本部 体制	震度 5 弱以上	全職員が参集し、初動体制を確立し 応急対策を実施する。	
	津波警報 大津波警報		

(3) 災害対策本部等の組織・運営

災害対策本部等の組織・運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例に定めるほか、本節で定める。

なお、災害対策本部等の体制については、災害等の状況、規模等を勘案して本部長がその都度定める。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市長は、市の地域において地震・津波災害が発生した場合、災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、災害対策本部を設置し災害に即応できる組織体制を確立する。

ア 設置基準

- (ア) 市の地域において、地震又は津波により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な災害応急対応が必要であると認められる場合
- (イ) 市の地域において、震度 5 弱以上の地震による揺れが観測された場合
- (ウ) 気象業務法に基づく津波警報又は大津波警報が新潟県下越地方に発表された場合
- (エ) その他市長が必要と認める場合

イ 廃止基準

- (ア) 災害応急対策が概ね完了した場合
- (イ) その他必要がなくなつたと認めた場合

ウ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市本庁舎 5 階会議室 501～504 に設置する。ただし、市本庁舎が被災し機能を確保することができないときは、次の施設とする。

- (ア) 第 1 予備施設:豊浦支所
- (イ) 本部長の指定する他の市有施設

エ 災害対策本部体制の規模

本部長は、災害の規模に応じた必要な体制を指示する。

オ 災害対策本部設置の庁内周知

災害対策本部を設置しようとするとき、又は災害対策本部が設置された場合の各課等への周知は、庁内LANパソコン、災害時職員等参集メールシステム又は庁内放送（本庁）、FAX、無線等により行う。

カ 災害対策本部を設置又は廃止した場合の通知等

(ア) 市長は、災害対策本部が設置された場合、又は廃止された場合は、直ちに次に掲げる防災会議構成機関等に通知等を行う。

- a 県知事への報告
- b 陸上自衛隊第30普通科連隊への通知
- c 新発田警察署への通知
- d 消防本部への通知
- e ライフライン関係機関への通知
- f その他関係機関への通知

(イ) みらい創造課長は、災害対策本部が設置又は廃止された場合には、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページ及び緊急告知FMラジオ等により市民へ周知する。

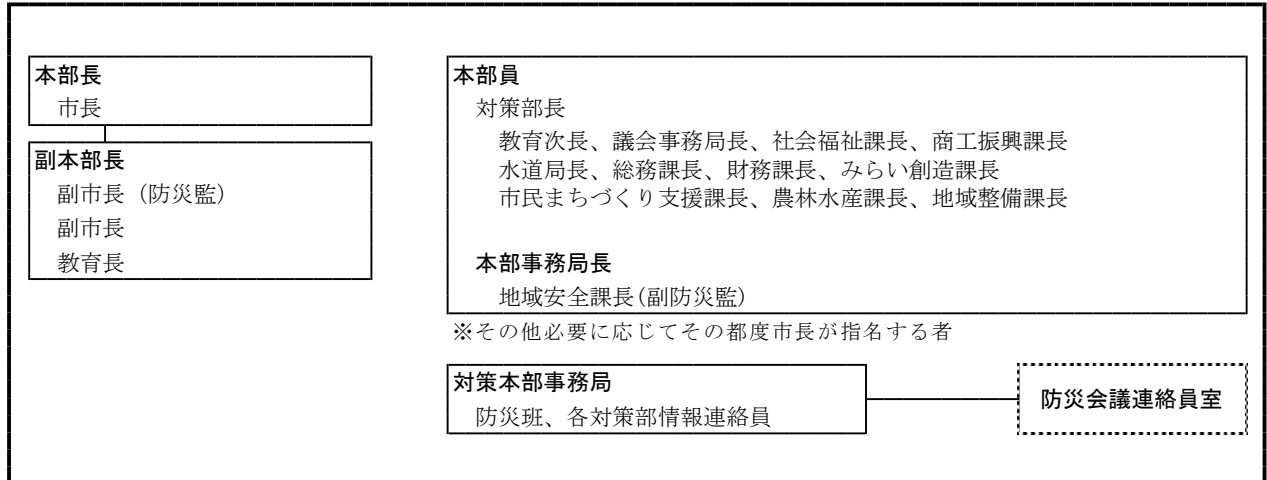
キ 防災会議連絡員室の設置

(ア) 災害対策本部が設置された場合は、新発田市防災会議は市本庁舎5階502、503会議室に連絡員室を設置し、関係機関相互の情報伝達を行う。

(イ) 防災会議構成機関等は、必要に応じて、職員を防災会議連絡員室に派遣・駐在させ、災害対策本部と協働して応急対策を実施する。

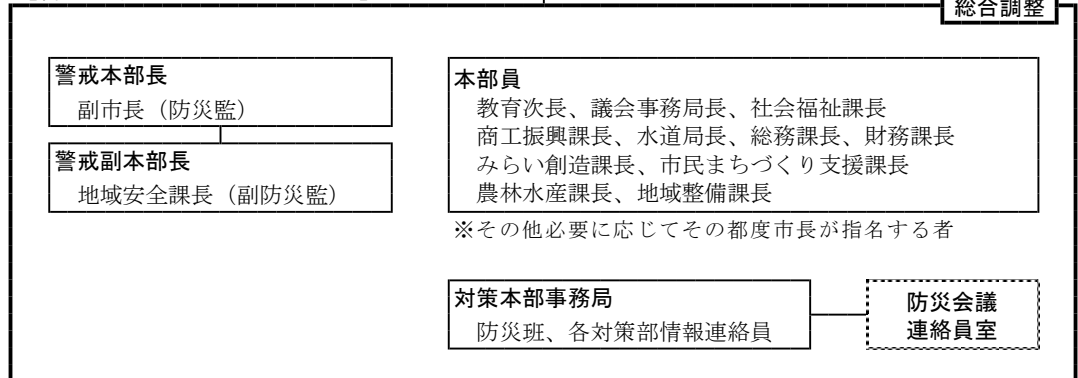
(2) 新発田市災害対策本部組織図

【災害対策本部】



【警戒本部会議（連絡調整会議）】

総合調整



対策部



※各班において、別表（第8条、第9条、第10条関係）の分掌事務の業務を行う。

(3) 災害対策本部の組織、運営等

ア 本部長（市長）

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（防災監、副市長、教育長）

(ア) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(イ) 本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第1順位：防災監

第2順位：副市長

第3順位：教育長

第4順位：副防災監

ウ 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けられないとき、又は時間的余裕がないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告する。

エ 本部員

(ア) 本部員の構成は、災害対策本部運営規程第2条第1項から第3項に規定する者及び本部長が指名する職員をもって充てる。

(イ) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(4) 災害対策本部会議

災害対策に関する重要事項の協議を行うため、災害対策本部に災害対策本部会議を置く。

ア 構成

災害対策本部会議の構成は、本部長、副本部長、本部員及び本部長がその都度指名する職員とする。

イ 分掌事務

災害対策本部会議の分掌事務は、次のとおりとする。

(ア) 被害状況、災害応急対策状況等の総合的な掌握に関すること

(イ) 高齢者等避難、避難指示に関すること

(ウ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること

(エ) 災害救助法等の適用協議に関すること

(オ) 県及び他市町村、自衛隊等への災害派遣要請に関すること

(カ) 現地災害対策本部の設置に関すること

(キ) 防災会議構成機関等との協議に関すること

(ク) その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

ウ 招集

災害対策本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長がその会議の議長に当たる。

エ 開催場所

原則として、市本庁舎5階会議室501で開催する。

(5) 災害対策本部事務局

本部の活動を掌理するとともに、各対策部、現地本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行うため、災害対策本部に事務局を置く。

ア 構成

(ア) 事務局長

a 災害対策本部事務局に、事務局長を置き、副防災監をもって充てる。

b 事務局長は、本部長の命を受け、災害対策本部事務局の事務を掌理する。

(イ) 事務局次長

a 災害対策本部事務局に、事務局長次長を置き、地域安全課課長補佐をもって充てる。

b 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ウ) 事務局員

a 事務局員は、地域安全課職員及び事務局長が指名する者をもって充てる。

b 事務局員は、事務局長の指揮の下、災害対策本部事務局の事務に従事する。

イ 分掌事務

災害対策本部事務局の分掌事務は、別表のとおりとする。

(6) 連絡調整会議

ア 事務局長は、災害応急対策に関して各対策部及び県、防災関係機関との連絡及び情報共有を図るため、必要に応じて連絡調整会議を招集する。

イ 連絡調整会議の構成は、災害対策本部事務局、防災会議連絡員室の職員及び事務局長がその都度指名する職員等で構成する。

(7) 対策部

災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に対策部を置く。部は、本部長の指揮の下、応急対策業務を遂行する。

ア 部長

(ア) 部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 部長は、本部長の命を受け部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

イ 副部長

(ア) 副部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(8) 部の組織

部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、別表のとおりとする。

ア 班長

(ア) 班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

イ 副班長

(ア) 副班長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その事務を代行する。

ウ 班員

(ア) 班員は、班長又は副班長の所属する課又は機関の職員とする。

(イ) 班員は、班長の指揮の下、班の事務に従事する。

(9) 情報連絡員

部に情報連絡員を置く。

ア 情報連絡員は、対策部長が所属対策部の職員のうちからあらかじめ指名した別表に掲げる者をもって充て、災害対策本部に派遣する。

イ 情報連絡員は、対策部長に対し所属対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況等を報告し、対策部長の指示等を所属対策部各班の長へ伝達する事務を行う。

また、防災関係機関及び県との連絡調整や情報を共有し効果的な災害対応策を検討する。

ウ 情報連絡員に事故のあるときは、対策部長が所属対策部の職員のうちから指名する者がその職務を代理する。

(10) 現地災害対策本部

本部長は、地震・津波により局地的に人身被害、住家被害等が多数に及んだ場合には、必要に応じ本部の一部の事務を行う「現地災害対策本部」（以下「現地本部」）を置く。

ア 現地本部の設置場所

現地本部は、災害現場又は災害地域に近い支所庁舎又は他の市有施設に設置する。

イ 現地本部の組織

現地本部の組織は、次のとおりとする。

(ア) 現地本部長

- a 現地本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する。
- b 現地本部長は、現地本部の事務を掌理し、現地本部員を指揮監督する。

(イ) 現地本部員

- a 現地本部員は、災害対策本部の本部員のうちから本部長が指名する。
- b 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。

(ウ) 現地本部要員

- a 現地本部長は、現地本部要員を確保するため、関係する部の職員の派遣を当該部長に求めることができる。
- b 現地本部要員は、現地本部長の指揮の下、現地本部の事務に従事する。

ウ 現地本部の設置期間

現地本部は現地での主要な災害応急活動が概ね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

3 警戒本部の設置

防災監は、市の地域において、地震災害が発生し、かつ災害対策本部の設置基準に満たない場合、災害に対する警戒のため、警戒本部を設置することができる。

(1) 設置基準

- ア 市内で震度4の地震による揺れを観測した場合
- イ 本市沿岸に津波注意報が発表された場合

(2) 廃止基準

- ア 災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合
- イ 被害が軽減又は発生せず、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- ウ その他警戒本部長が必要なくなったと判断した場合

(3) 設置場所

警戒本部は、市本庁舎5階会議室501～504に設置する。

(4) 警戒本部設置又は廃止の周知等

ア 警戒本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次により関係方面に周知する。

(ア) 市各課等

庁内LANパソコン、災害時職員等参集メールシステム、庁内放送（本庁）、FAX、無線等

(イ) 県、防災会議構成機関等

新潟県総合防災情報システム、FAX又はメール等

- イ 警戒本部を設置又は廃止した場合は、みらい創造課を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに、市ホームページ及び緊急告知FMラジオ等により市民へ周知する。

(5) 警戒本部の組織

ア 警戒本部長

- (ア) 警戒本部長は、防災監をもって充てる。
- (イ) 警戒本部長は、警戒本部の事務を総括し、警戒本部職員を指揮監督する。

イ 警戒副本部長

- (ア) 警戒副本部長は、副防災監をもって充てる。
- (イ) 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

ウ 警戒本部を構成する課等

- (ア) 警戒本部を構成する部局・課等は、本章第2節「地震・津波配備計画」のとおりとする。
- (イ) 人員及び課等は、災害の状況等に応じ、警戒本部長が拡充又は縮小することができる。

エ 分掌事務

- (ア) 警戒本部に必要な人員の配備
- (イ) 気象情報及び防災関係機関等からの災害関連情報の収集・伝達・処理
- (ウ) 災害の発生が予想される地域への警戒パトロール及び広報活動
- (エ) 市民及び報道機関等への情報提供
- (オ) その他地震・津波災害警戒及び応急対応に必要な事務

(6) 警戒本部会議

地震又は津波警戒に関する指示の徹底及び各課等の情報交換と対応の調整のため、必要に応じて警戒本部会議を開催する。

ア 警戒本部会議は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部を構成する課等の長をもって構成し、本部長が主宰する。

イ 警戒本部長は、必要に応じ防災会議構成機関等の職員に警戒本部会議への出席を依頼することができる。

(7) 警戒本部事務局

警戒本部の活動を掌理するとともに、庁内及び防災会議構成機関等との連絡・調整を円滑に行うため、警戒本部に事務局を置く。

ア 警戒本部事務局に、事務局長を置き、副防災監をもって充てる。

イ 事務局長は、警戒本部長の命を受け、警戒本部事務局の事務を掌理する。

ウ 事務局員は、地域安全課職員及び事務局長が指名する者をもって充てる。

エ 警戒本部を構成する課等

- (ア) 警戒本部を構成する課等は、本章第2節「地震・津波配備体制」のとおりとする。
- (イ) 人員及び課等は、災害の状況等に応じ、警戒本部長が拡充又は縮小することができる。

る。

4 市の活動体制

市は、市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、市・県地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含めあらかじめ定める。

また、対策部等の分掌事務に記載のない事項についても、災害の状況により他部への動員又は協力により横断的かつ効果的な災害応急対策を実施する。

(2) 配備指令

配備体制による指令は、次のとおりとする。

ア 警戒体制（警戒配備体制）

副防災監

イ 警戒本部（警戒本部配備体制）

防災監

ウ 対策本部（災害対策本部配備体制）

本部長（市長）

(3) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事（防災局危機対策課）へ報告するとともに、新発田警察署、消防本部等の防災会議構成機関に通知等を行う。

(4) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、市に災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

(5) 勤務時間外における体制の整備

市長は、休日及び夜間等の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整備する。

(6) 避難所の開設

市長は、災害状況に応じて、施設管理者、自治会、自主防災組織、市民等と協働で避難所の開設を行う。避難所を開設する職員は、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地域の被害状況の調査を行うよう努める。

5 災害時行動マニュアルの作成及び見直し

(1) 災害時行動マニュアルの作成及び見直し

各対策部各班は、本計画を踏まえ、各対策部各班の分掌事務を十分考慮しそれぞれ災害時を想定した災害時行動マニュアルを作成する。

また、作成したマニュアルは、防災訓練などの機会に確認・検証するとともに適時見直しを行い、効果的かつ実効性のあるマニュアルとする。

(2) 災害対策本部事務局への提出

災害時行動マニュアルを作成し、又は修正した場合は、速やかに災害対策本部事務局長へ提出する。

(3) 所属職員への周知徹底

作成した災害時行動マニュアルは、所属職員へ周知・徹底し、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合には迅速かつ的確な初動体制を確立する。

(4) 災害時行動マニュアル掲載事項（共通）

災害時行動マニュアルの作成に当たっては、以下の事項を盛り込むこととする。

ア 各班の全ての分掌事務に対応した時系列活動に関する事項

- イ 他班、関係機関及び関係協定団体等との連絡方法及び具体的手順に関する事項
- ウ 各種伝達系統図に関する事項
- エ 職員の配備計画に関する事項
- オ その他各班が応急対策を行うために必要な事項

6 防災関係機関等の活動体制

防災関係機関等は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整備する。

別表（第8条、第9条、第10条関係）

災害対策本部事務局の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
災害対策本部事務局 事務局長 地域安全課長 （副防災監） 事務局次長 地域安全課長補佐（防 災班長兼務）	防災班 地域安全課 班長 地域安全課長補佐	1 災害状況等の収集・伝達の総括に関する こと 2 災害対策本部及び警戒本部の設置及 び廃止に関すること 3 災害対策本部及び警戒本部の運営・庶 務に関すること 4 現地災害対策本部との連絡調整に関 すること 5 連絡調整会議に関すること 6 各対策部との連絡調整に関すること 7 防災行政無線局等の機能確保に関す ること 8 消防団員の警戒・出動に関すること ※（注1）緊急時に消防団員が避難所開 設にあたる場合の消防団員への指示 を含む 9 県災害対策本部及び防災会議構成機 関等との連絡調整に関すること 10 自衛隊及び防災関係機関・団体等への 災害派遣要請及び受入れに関すること 11 災害救助法等の適用申請事務に関す ること 12 被害状況、応急対策状況等の取りまと めに関すること 13 事務分掌外事案に係る対応調整に関 すること	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

対策部・班等の分掌事務

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
議会対策部 部長 議会事務局長 副部長・情報連絡員 議会事務局次長	議会対策班 議会事務局 班長 庶務調査係長	1 市議会議員の安否確認・連絡調整に関すること	
総務対策部 部長 総務課長 副部長 情報政策課長（庁舎車両管理班長兼務） 情報連絡員 情報政策課長補佐	庁舎車両管理班 総務課 総務係・庶務文書係 ふるさと応援係・秘書係 車両係 法制執務室 ○情報政策課 選挙管理委員会事務局 （総務課兼務） 選挙管理室	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 本部長及び副本部長の秘書に関すること 4 本庁舎及び公用自動車の被害状況の調査に関すること 5 本庁舎非常用電源、非常回線電話等の管理に関すること 6 応急対策車両の配車及び借上げに関すること 7 緊急通行車両の確認手続事務に関すること 8 車両の管理及び配車に関すること 9 人員及び救援物資の輸送に関すること 10 情報システムの機能確保及び管理に関すること	左記に加え 11 災害関係法令等の解釈に関すること 12 災害情報関連システムの調整に関すること
	人事調整班 総務課 人事係・人材育成係 給与係 班長 総務課長補佐	1 職員の配備体制及び人員の調整に関すること 2 職員及びその家族の安否確認並びに被害状況の把握に関すること 3 本部員等の保健衛生に関すること 4 他自治体等への職員の派遣要請及び受入れに関すること	
財務・物資・会計対策部 部長 財務課長 副部長 会計課長 （会計班長兼務） 情報連絡員 財務課長補佐	財務班 財務課 班長 財務係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 災害対策関係予算に関すること	左記に加え 4 市有財産関係の被害金額の取りまとめに関すること 5 災害関係予算の算定等に関すること 6 災害関係補助金等の調整に関すること
	物資支援班 ○契約検査課 検査・技術管理室 監査委員事務局	1 食糧、物資等に関する集約及び対応に関すること 2 応援協定及び災害救援協定に基づく県、他市町村及び民間企業等からの食糧・物資の調達に関すること 3 物資調達業者及び工事関係業者の指導及び連絡等に関すること 4 支援物資の受入窓口の開設及び受付等に関すること	同左
	会計班 ○会計課	1 義援金の受付、受入窓口等に関すること 2 災害見舞金の受入れ、管理等に関すること 3 勤務時間外における災害発生時等の市役所代表電話の交換に関すること	左記に加え 4 義援金の配分委員会設置、配分額等に関すること

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
渉外・広報対策部 部長 みらい創造課長 副部長 UJIタウン支援専門官 情報連絡員 みらい創造課長補佐	渉外班 みらい創造課 企画政策係・行革推進係 班長 企画政策係長	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 被災地の視察、慰問、激励等の調整に関すること 4 被災地の視察者等の接遇に関すること 5 国、県等への要望の総括に関すること	左記に加え 6 災害に係る陳情、請願等に関すること
	広報班 みらい創造課 広報広聴係・ライフデザイン係 班長 広報広聴係長	1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害情報等の伝達・広報に関すること 2 市ホームページ等の情報伝達媒体を活用した各種情報提供に関すること 3 災害情報等の放送要請に関すること 4 報道機関への災害情報の発表及び災害情報の収集に関すること	左記に加え 5 災害記録（写真・映像）に関すること 6 災害復興記録等の作成に関すること
市民支援対策部 部長 市民まちづくり支援課長 副部長 税務課長 情報連絡員 人権啓発課長補佐	市民支援班 市民まちづくり支援課 公共交通推進室 ○市民生活課 人権啓発課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 市民の安否確認及び問合せに関すること 4 外国人に対する支援に関すること 5 被災外国人との連絡調整に関すること 6 自治会・町内会長等への連絡調整に関すること 7 人権擁護に関すること 8 交通関係機関の被害状況及び連絡調整に関すること 9 埋火葬の総括に関すること	左記に加え 10 被災者等の市民相談の総括に関すること
	家屋調査班 ○税務課	1 家屋及び土地の現地被害調査及び被害認定に関すること	左記に加え 2 建物被害調査に関すること 3 被災者台帳作成事務に関すること 4 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行事務に関すること 5 税金の災害減免に関すること
	環境衛生班 ○環境衛生課	1 廃棄物の臨時集積及び投入場所の選定に関すること 2 応急仮設トイレの設置に関すること 3 し尿浄化槽又は浄化槽の衛生管理に関すること 4 死亡した獣畜等の除去に関すること 5 廃棄物の収集・運搬及び処理・処分に関すること 6 ごみの臨時ステーションの選定に関すること 7 ごみ及びし尿の収集状況の把握に関すること 8 防疫薬剤の確保、保管及び配布等に関すること 9 ペット等被災動物に関すること 10 消毒の実施に関すること	同左
	支所班 ○豊浦支所 ○紫雲寺支所 ○加治川支所	1 支所区域内の情報収集、伝達及び連絡調整に関すること 2 支所区域内の被害状況、応急対策状況等の取りまとめに関すること 3 支所区域内に所在する避難所の開設及び運営への協力に関すること 4 支所区域内の自治会、町内会会長等への連絡調整の協力に関すること	左記に加え 6 支所区域の被災者の相談に関すること

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
医療・福祉対策部 部長 社会福祉課長 副部長 健康推進課長（健康医療 班長兼務） 情報連絡員 健康推進課長補佐 社会福祉課長補佐 スポーツ推進課長補佐	保健医療班 ○健康推進課	1 救護班の編成及び救護所の設置に 関すること 2 医療資器材等の調達に関すること 3 医療関係団体等の連絡調整に関す ること 4 感染症発生予防及び発生時の対策 に関すること 5 臨時予防接種の実施に関すること 6 避難所の衛生指導に関すること 7 健康調査、健康診断及び助産に関す ること 8 避難所の栄養管理指導に関すること 9 こころのケア対策の総括に関すること 10 職員の保健衛生及び健康の保持に 関すること	同左
	社会福祉班 保険年金課 ○高齢福祉課 健康長寿アクト交流センター こども課 こども家庭センター こども発達相談室 社会福祉課 ふれあい福祉センター 新発田駅前複合施設 避難所担当職員	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整 に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況 の取りまとめに関すること 3 要配慮者対策等の総括に関すること 4 避難所運営の総括に関すること 5 福祉避難所の開設及び運営の総括 に関すること 6 避難所担当職員に関すること 7 避難住民の誘導及び収容に関すること 8 避難者名簿の作成に関すること 9 社会福祉施設等の被害状況の取り まとめ及び応急対策の総括に関すること 10 社会福祉団体との連絡調整に関すること 11 遺体の安置及び移送に関すること 12 災害ボランティア活動の支援の総 括に関すること 13 災害ボランティア関係団体との連 絡調整に関すること 14 県・市営住宅の被害調査及び災害対 策に関すること 15 園児(幼稚園、保育園、ひまわり学園 等)の避難・誘導に関すること 16 園児及び職員の被災状況及び保育 への影響状況調査に関すること 17 保育施設等の被害情報の収集及び 応急対策に関すること	左記に加え 18 災害弔慰金、災害 障害見舞金及び被 災者生活再建支援 金の支給に関する こと 19 災害援護資金、生 活福祉資金及び 母子寡婦福祉資金 の貸付等に関する こと 20 生業資金の貸付 けに関すること 21 応急仮設住宅入 居者選定に関する こと
	体育施設班 ○スポーツ推進課	1 社会体育施設の被害状況等の把握 及び応急復旧に関すること 2 社会体育施設の使用に関すること 3 避難所の開設及び運営への協力に 関すること	同左
商工・観光対策部 部長 商工振興課長 副部長 観光振興課長（観光対策 班長兼務） 情報連絡員 観光振興課長補佐	商工対策班 ○商工振興課 班長 商工振興課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整 に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況 の取りまとめに関すること 3 商工業関係の被害調査、報告等に 関すること 4 商工業関係団体との連絡調整に 関すること	5 商工業者に対す る災害融資関連事 業に関すること
	観光対策班 ○観光振興課	1 観光施設の被害状況の把握に関す ること 2 観光関係団体との連絡調整に関す ること 3 観光滞在者の対応に関すること	左記に加え 4 観光施設の風評 被害対策に関する こと

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
農林水産対策部 部長 農林水産課長 副部長 農業委員会事務局長（農 林対策班長兼務） 情報連絡員 農業委員会事務局次長	農水対策班 ○農林水産課（里山保全係除 く） 班長 農林水産課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調 整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状 況の取りまとめに関する事 3 農業、水産業施設等の被害状況及 び応急対策の取りまとめに関する 事 4 農業、水産業及び港湾関係団体と の連絡調整に関する事 5 家畜伝染病の防疫に関する事	左記に加え 6 農業、水産業者に対 する災害融資関連事 務に関する事 7 農・水産物の風評被害 対策に関する事
	農林対策班 農林水産課里山保全係 ○農業委員会事務局	1 林業施設等の被害状況及び応急 対策の取りまとめに関する事 2 貯木及び流木の災害対策に関す る事 3 林業関係団体との連絡調整に関 する事	左記に加え 4 林業者に対する災 害融資関連事務に関 する事 5 林産物の風評被害 対策に関する事
土木・建築対策部 部長 地域整備課長 副部長 維持管理課長 情報連絡員 財産管理課長補佐	地域整備班 地域整備課 維持管理課 ○財産管理課	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調 整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状 況の取りまとめに関する事 3 道路、公園及び河川の被害状況の 把握並びに応急対策に関する事 4 路上障害物の排除及び道路交通 の確保に関する事 5 排水機場の運転及び機能確保に 関する事 6 緊急車両の運行経路及び避難経 路の確保に関する事 7 除排雪に関する事 8 災害復旧に関する資機材の調達 及び輸送に関する事 9 風水害等の予防、警戒及び防衛に 関する事 10 市有地の使用に関する事 11 漁港施設の被害状況の把握及び 連絡調整に関する事 12 農地及び農業用施設の被害状況 の把握、応急対策等に関する事 13 農地のたん水排除に関する事	左記に加え 14 応急仮設住宅用地 の確保に関する事
	建築班 ○建築課	1 建築物及び宅地等の応急危険度 判定に関する事 2 被災建築物及び宅地等に係る二 次災害防止指導及び監督等に関す る事	左記に加え 3 市有施設の応急修 繕に関する事 4 応急仮設住宅の 建設に関する事 5 災害復興住宅資金 等の融資相談に関す る事 6 住宅相談の実施に 関する事
上下水道対策部 部長 水道局長（水道局業務課 長） 副部長 水道局浄水課長（上水道 班長兼務） 情報連絡員 下水道課長補佐	上水道班 水道局業務課 ○水道局浄水課 副班長 水道局業務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調 整に関する事 2 部内の被害状況及び応急対策状 況の取りまとめに関する事 3 水道施設の被害状況及び応急対 策状況の取りまとめに関する事 4 水道水の応急給水に関する事 5 水道施設の機能・安全確保に関す る事 6 上水道情報の広報に関する事 7 給水応援の受入れに関する事 8 災害関係費用に関する事 9 資材、燃料等の確保・調達に関す る事	同左
	下水道班 ○下水道課	1 下水道施設の被害状況及び応急 対策状況の取りまとめに関する事 2 下水道施設の機能・安全確保に関 する事 3 下水道情報の広報に関する事	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

対策部名 対策部長等	班名 班長・班員等	分掌事務	
		初動対応期	応急復旧期
教育対策部 部長 教育次長（教育総務課長） 副部長 教育総務課長 生涯学習課長 情報連絡員 教育総務課長補佐	教育支援班 教育総務課 ○学校教育課 共同調理場各施設 副班長 教育総務課長補佐	1 部内の情報収集・伝達及び連絡調整に関すること 2 部内の被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること 3 避難所の開設及び運営への協力に関すること 4 教育施設等の被害情報の収集及び応急対策に関すること 5 児童生徒の被害情報の収集及び応急対策に関すること 6 児童生徒のこころのケア対策に関すること 7 学校教職員の災害時出動体制の指導に関すること 8 学校への指示、伝達等に関すること 9 給食調理施設の使用に関すること	左記に加え 10 応急教育の指導に関すること
	文化施設班 ○文化行政課 文化芸術振興室 中央図書館 歴史図書館 生涯学習課 新発田地区公民館 豊浦地区公民館 紫雲寺地区公民館 加治川地区公民館 生涯学習センター 青少年健全育成センター 児童センター	1 生涯学習施設の被害状況等の把握及び応急復旧に関すること 2 文化財の被害状況等の把握に関すること 3 生涯学習施設の使用に関すること 4 避難所の開設及び運営への協力に関すること	同左

※「初動対応期」 災害発生直後など人命を優先し初動対応を行う期間

※「応急復旧期」 初動対応が安定し応急復旧が可能になった期間

※○印のある課・機関の長が班長、これ以外の課・機関の長が副班長

全対策部共通分掌事務

1 対策部間の協力・応援に関すること 2 所管施設利用者の安全確保に関すること 3 所管施設の被害調査及び応急対策、応急復旧等に関すること 4 災害対策本部事務局への報告に関すること (1)災害対策活動状況 (2)職員の活動状況 (3)その他必要な事項 5 各対策部情報連絡員は災害対策本部事務局に参集すること 6 地域防災計画に基づいた災害時行動マニュアルの作成及び災害対策本部事務局への提出に関すること（平常時）

第2節 地震・津波配備計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波等による被害を最小限に食い止めるため、以下の対応に必要な職員の配備を実施する。

配備体制については、下記の地震・津波配備基本方針をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

なお、地震覚知後各配備職員として指定されている職員は、原則配備の指示を待つことなく直ちに配備につき迅速かつ的確な初動体制を確立する。

【地震・津波配備基本方針】

配備種別	配備基準	主な活動内容
警戒 配備 体制	震度 3	1 必要な職員の配備 2 関係機関等への情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ災害の発生が予想される危険地域への警戒パトロール及び広報 4 災害の警戒及び応急対策上必要な活動の実施 5 必要に応じ、警戒本部配備体制に移行
警戒 本部 配備 体制	震度 4	(警戒配備体制の活動に加え) 1 必要な職員の配備 2 情報収集・伝達及び処理 3 必要に応じ避難者の受入れ 4 市管理施設、その他公共施設及び災害危険箇所等の緊急点検の実施による被害状況の把握
	津波注意報	5 必要に応じ応急活動の実施 6 必要に応じ広報活動の実施 7 市幹部職員等への状況報告 8 必要に応じ、災害対策本部配備体制に移行
災害 対策 本部 配備 体制	震度 5 弱 以上	1 全職員の配備 2 災害応急対策が最大限機能する体制の確立 3 各対策部のマニュアルに基づいた応急対策
	津波警報 大津波警報	

※平時夜間・休日等は本庁警備員との連絡体制を確立し、24 時間体制で災害に備える。

(2) 達成目標

地域安全課において、災害等発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に各課等に職員配備の連絡を行い、各対策部各班は、災害時行動マニュアルに基づき初動体制を確立し、速やかに必要な応急対策を行う。

(3) 被災地及び積雪期での対応

被災地や降雪期における災害時には、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、登庁が不可能な職員は、電話又は災害時職員等参集メール等を活用してその旨所属長等に報告し必要な指示を受ける。

2 業務の内容

(1) 勤務時間内における対応

ア 配備基準の要件となる情報の伝達方法

地域安全課職員は、地震覚知後速やかに庁内LANパソコン又は庁内放送（本庁）、災害時職員等参集メールシステム、電話、FAX、無線等により各対策部へ情報を伝達する。

イ 配備指令

勤務時間内において、地震が発生した場合、災害対策本部事務局の指令の下、各対策部は必要に応じて応急対策を実施する。

また、各対策部は、地震覚知後、災害対策本部事務局の照会を待つことなく、市管理施設、その他の公共施設、災害危険箇所の点検、市民生活への影響等の被害情報等を実施し被害の有無等について、災害対策本部事務局へ報告する。

この場合、学校、幼稚園、保育園、その他公共施設の所管課等においては、児童生徒、市民等の安全確保に努める。

(2) 勤務時間外（夜間・休日）における対応

ア 配備基準の要件となる情報の伝達方法

地域安全課職員は、配備基準となる地震の覚知、市本庁舎警備員室を通じての新潟地方気象台からの地震情報又はテレビやラジオ等から情報を得た場合は、速やかに登庁し情報収集に当たる。

また、必要に応じて災害時職員等参集メールシステム、電話等により職員等に配備を伝達する。

イ 配備指令

地震発生時に迅速な初動対応を行うため、地震覚知後速やかにテレビやラジオ等により情報を入手・確認し、別表に基づき、参集の指示を待つことなく直ちに参集し災害応急対策に当たる。

ウ 初動対応

登庁した職員は、速やかに所属対策部長、又は班長へ登庁報告を行い、被害状況等の情報収集・伝達及び必要な応急対策を実施する。

エ 参集体制の原則

市内において、警戒本部配備体制・災害対策本部配備体制に係る配備基準に該当する事態が発生した場合、職員は、テレビやラジオ等で情報を確認し、配備の指示を待つことなく、次の参集区分により、直ちにあらかじめ指定された場所へ参集する。

別表【地震・津波発生時の参集区分】

配備種別	配備基準	参集区分	参集場所
警戒 配備 体制	震度 3	1 副防災監 2 地域安全課職員 ※上記以外の職員は待機	執務室
警戒 本部 配備 体制	震度 4	※上記警戒配備体制の参集区分に加え 1 防災監 2 防災監付 3 対策部長	警戒本部 (会議室 501～504)
		5 情報連絡員	警戒本部事務局
		6 課長補佐以上の職員（副参事含む）	執務室
		7 対策部長が参集を必要と判断した当該 対策部員	対策部長が指定した 場所
		※いずれにも該当しない職員は待機	
	津波注意報	※上記警戒本部配備体制における震度 4 の 参集区分に加え、一部（1 か所）の避難所 開設を担当する職員（消防団員を含む）	指定された避難所
災害 対策 本部 配備 体制	震度 5 弱 以上	1 災害対策本部長 2 災害対策副本部長 3 防災監付 4 副防災監 5 対策部長	災害対策本部 (会議室 501～504)
		7 情報連絡員 8 地域安全課職員	災害対策本部事務局
	津波警報 大津波警報	9 避難所開設を担当する全職員（消防団員 を含む） ※津波警報の場合は、一部（19 か所）の避難 所開設を担当する職員（消防団員を含む）	指定された避難所
		10 いずれにも該当しない職員	執務室
		11 被災状況により参集できない職員	自らの居住地に近い 市本庁舎又は各支所 庁舎、水道局庁舎、地 域整備庁舎

オ 参集手段

参集時の交通手段は、原則自転車、バイク又は徒歩とする。

カ 参集途中の措置

職員は、参集途中において、可能な限り被害状況を調査し、所属対策部長又は班長に報告する。また、要救護者を発見した場合は、救護措置を行った後、速やかに参集する。

キ 参集時の服装

原則、市の作業服（上下）とし、ヘルメット、腕章を着用するが、身の回りに関することは各自の判断で、災害対策に適する服装により参集する。

(3) 配備状況の報告

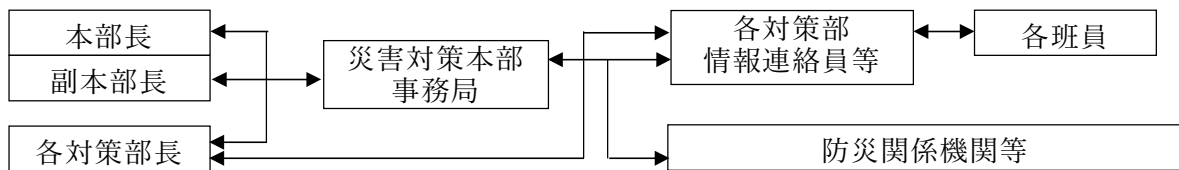
各対策部又は警戒本部を構成する課は、職員の配備状況について、定期的に災害対策本部事務局、又は警戒本部事務局に報告する。

(4) 職員の調整

総務対策部長は、災害対策本部会議で決定した災害応急対策計画に基づき職員の配置について調整を行う。

3 情報伝達系統図（基本）

情報の伝達系統は次のとおりとする。



4 防災関係機関等の配備体制

災害初動対応が必要な防災関係機関等の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定める。

第3節 防災関係機関の相互協力体制

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、事業者等、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、市は事前に県内市町村、県外自治体等と相互応援協定や事業者等と災害時救援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 市が被災したときは、被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行う必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- (イ) 他市町村が被災し、市が応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。
- (ウ) 他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。
- (エ) 市町村間等の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。
- (オ) 被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備に努める。
- (カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国・県や他の地方公共団体から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備に努める。
- (キ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者等と情報共有するなど連携に努める。

イ 県の責務

- (ア) 県は、国、公共機関、被災した市と連絡を密にし、災害事態に対する認識を一致させて必要な応急対策を迅速に実施する。
- (イ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、市に対して被災市町村を応援することを求めるとともに、県と市のみで十分な災害応急対策が実施できない場合には、協

定や応急対策職員派遣制度等に基づき、速やかに他の都道府県や関係機関等に応援又は職員派遣の要請等を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

(ウ) 県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

(エ) 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、道路の啓開や漁港施設等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(オ) 隣接県等との協定の締結促進に努め、相互応援体制の強化を図る。

(カ) 災害規模や被災地のニーズに応じて迅速・的確に国や他の地方公共団体から応援を受けることができるよう、あらかじめ庁内全体の受援担当者及び受援対象業務と当該業務の担当部署・担当者の設定並びに受援対象業務に必要な執務スペースの確保に取り組むものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、円滑な応援受け入れのため、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災対本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の必要な事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

(キ) 市が災害対応能力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。この際は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

(ク) 県は、市と調整の上、市の相互応援が円滑に進むよう他の都道府県の相互応援に関する情報収集にあたりとともに、平時から連絡体制等の構築、応援職員の活用方法の習熟及び発災時における円滑な活用促進に努める。

(ケ) 市と連絡不通時は県職員の派遣、大規模災害時における県の自主的応援を含めた支援を行う。

(コ) 速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

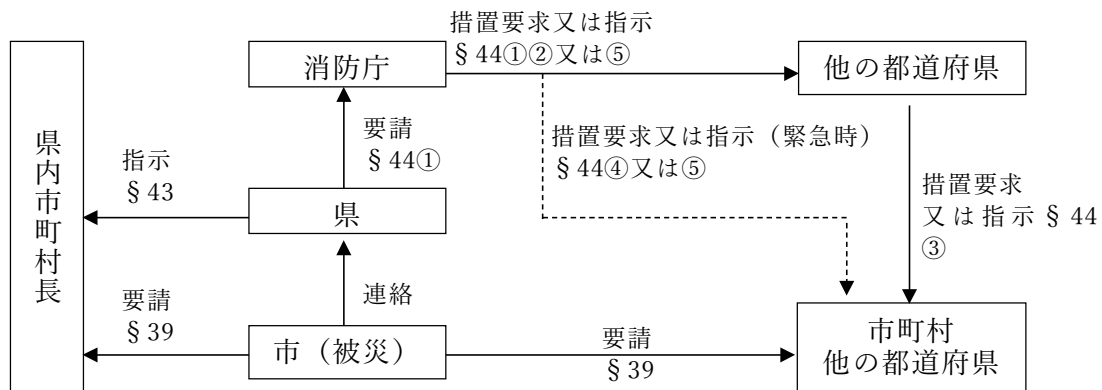
(サ) 県は、在宅避難者等の状況把握や支援等において、ボランティア、NPO及び民間団体等と協力して行うなど、相互協力体制を構築しておくよう努める。

ウ その他の防災関係機関の責務

(ア) その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

- (イ) 国は、被災により、市及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。
 - (ウ) 国〔内閣府〕は、内閣府調査チームを派遣した場合は、国〔各省庁〕にその旨を連絡し、国〔各省庁〕は、その連絡を受け、被害状況を踏まえ、必要に応じ職員を現地に派遣するものとする。この際、国〔各省庁〕は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。
 - (エ) ライフライン事業者は、必要に応じ、災害応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。
 - (オ) 災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。
 - (カ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。
- (3) 達成目標
- 災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入れのための体制を確立する。
- ア 災害時相互応援に関する協定の締結
 - イ 災害時の情報収集、連絡体制の確立
 - ウ 受援計画の整備など応援受入体制の確立
 - エ 応援計画の整備など応援体制の確立
- (4) 積雪期での対応
- 市は、積雪期において、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入体制を確立する。

【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市長	○他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 ○県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 ○民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 ○自衛隊の災害派遣要請の依頼 (第3章第12節) ○消防の広域応援の要請 (第3章第16節、第17節)	災害時相互応援協 定締結市町村長等 県知事 協定事業者等
県知事	○他の市町村への応援の指示等 市が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、消防、福祉、保健その他の必要な事項についての指示又は調整を行う。 ○他の都道府県等への応援の要請 県と県内市町村のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した他都道府県との応援協定や応急対策職員派遣制度、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく応援を要請する。 ○他の都道府県等への応援の要請 上記協定締結県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国知事会を通	他の市町村長 北海道・東北ブロック協 定締結県、五県協定締結 県（福島県、茨城県、栃 木県、群馬県）、三県協 定締結県（群馬県、埼 玉県）、中日本四県協 定締結県（長野県、山 梨県、静岡県）、富山 県、石川県、三重県、 兵庫県、全国知事会 指定行政機関の長、指 定地方行政機関の長、 指定公共機関、指定 地方公共機関

実施主体	対 策	協力依頼先
	じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。 ○指定行政機関等への応急措置の実施要請 県内における応急対策措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。 ○指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や漁港施設等の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ○第九管区海上保安本部への支援要請 人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。 ○民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。 ○自衛隊に対する災害派遣要請 (県地域防災計画第3章第11節) ○消防の広域応援の要請 (県地域防災計画第3章第15節、第16節)	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長 第九管区海上保安本部 民間団体等
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長	○応急措置の実施要請・指示 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、市長、知事又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。	知事、市長、指定公共機関、指定地方公共機関
指定公共機関及び指定地方公共機関	○指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急措置の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市長

※応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、電話等により要請を行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

ア 応援を必要とする理由

- イ 応援を必要とする場所
ウ 応援を必要とする期間
エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（幹旋）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	○職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、他の市町村長若しくは県知事又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣の幹旋の要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員派遣について幹旋を要請する。	県知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関 県知事
県	○職員の派遣要請 県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。 ○職員派遣の幹旋の要請 県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣について幹旋を要請する。	都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関 内閣総理大臣

※職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
ウ 派遣を必要とする期間
エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
市及び県	○情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び県、他の市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。 ○受入体制の確立 国、関係都道府県、他の市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるととも	

実施主体	対 策	協力依頼先
	に、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。	

(4) 防災関係機関の活動拠点施設の指定及び確保

- ア 五十公野公園大駐車場
- イ その他、必要に応じた市有施設

(5) 応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令システムの確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊		事務室設置場所
市・県・国機関		災害対策本部
消防機関		消防本部
自衛隊	統括本部	災害対策本部
	前線本部	災害対策本部

(6) 宿泊場所の確保

- ア 避難所として指定されていない公共施設
- イ 自衛隊については、原則陸上自衛隊第30普通科連隊（新発田駐屯地）とする。
- ウ 被災状況、応援対応の規模等により市で確保することができない場合は、近隣市町村等に依頼し確保する。

(7) 車両集結場所

- ア 宿泊場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。
- イ 不足の場合は状況に応じ、直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げ等により確保する。

(8) 燃料確保及び供給

- ア 災害応援車両への燃料の供給は、災害時における石油等供給に関する協定に基づき、新潟県石油商業組合北蒲原支部新発田支会の協力を得て給油場所を指定し供給する。
- イ 被災状況等により、確保又は供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(9) 食料の供給及び炊事施設の確保

自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

(10) 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

第4節 災害時の通信確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 自力で通信手段を確保できない場合は、県及び防災関係機関、通信事業者等に支援を要請する。

イ 県の責務

(ア) 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

(イ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

(ウ) 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の責務

市又は県から要請があった場合は、通信の確保に協力する。

通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(3) 達成目標

ア 災害発生後1時間以内に通信の状態を確認する。

イ 被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地（現地災害対策本部）間及び防災関係機関との通信を確保する。

ウ 被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

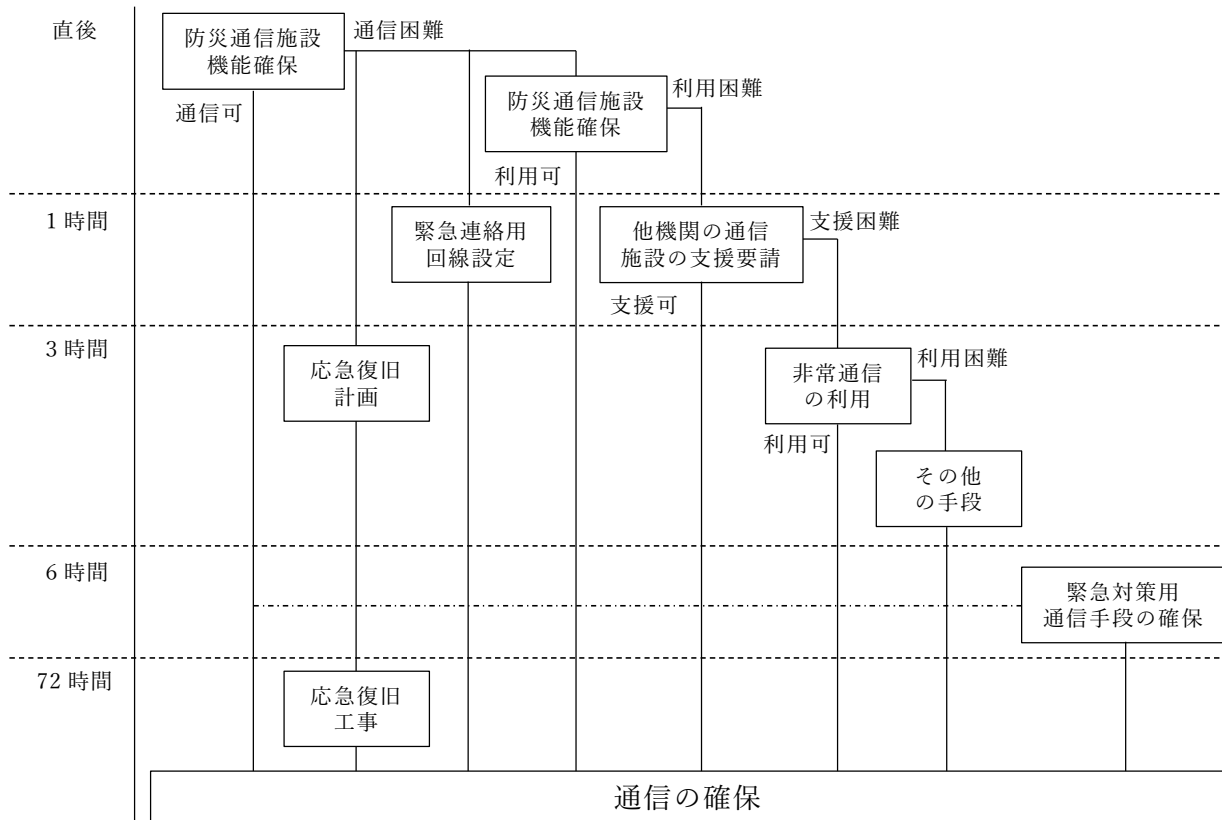
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	○通信施設の状況 ○非常時に利用する通信手段の通知 ○通信手段確保の要請
市	防災関係機関等	○通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○通信施設の状況 ○復旧の見込み ○非常時に利用する通信手段の通知 ○提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	市	○提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系

☆災害発生



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 所管する防災行政無線設備の状況を確認する。 2 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備する。 3 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	県
県	1 遠隔監視装置及び実通話試験により、県防災行政無線の機能を確認する。 2 (一財)自治体衛星通信機構に地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを要請する。 3 消防防災無線の機能を確認する。	県防災行政無線設備設置機関 (一財)自治体衛星通信機構、消防庁、国土交通省

実施主体	対 策	協力依頼先
	4 水防・道路無線の機能を確認する。 5 中央防災無線の機能を確認する。 6 新潟県震度情報ネットワークシステムの機能を確認する。 7 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。 8 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。 9 通信の確保のため必要ある場合は、「新潟県防災行政無線運用規程」に基づく通信の統制を行う。	
県防災行政無線設備設置機関	1 各無線局所の通信管理者は、実通話試験等により県防災行政無線設備の状況を確認し、統制管理者に報告する。 2 庁舎が停電している場合は、無線設備用の非常用発電機が動作していることを確認する。	
防災相互通信用無線設置機関	1 所管する通信設備の状況を確認する。 2 所管する防災相互通信用無線機の機能を確認し、いつでも運用できるよう準備をする。	
(財)自治体衛星通信機構	・県の依頼に基づき、地域衛星通信ネットワーク衛星回線の優先割り当てを行う。	

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 2 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 3 携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者
県	1 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 2 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることをないように、電話番号の秘匿に努める。 3 携帯電話、メール（インターネット、L G W A N等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者
電気通信事業者	・市又は県からの要請に基づき、災害時優先電話の指定を行う。	

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等、総務省
県	1 新発田地域振興局に配備した衛星携帯電話を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 2 県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を市災害対策本部に設置し、通信を確保する。 3 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、市災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等、総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	・市又は県からの要請に基づき通信機器を貸与する。	
総務省	・総務大臣は、非常災害時における重要通信確保のため、無線局の開設、周波数等の指定の変更、無線設置場所等の変更を行う必要がある場合で、緊急やむを得ないと認められるものについては、臨機の措置によりこれを免許又は許可する。	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 2 県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
県	1 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 2 市からの依頼又は自らの判断により必要と認めた場合、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	・県又は市からの要請に基づき通信の仲介又は通信支援を行う。	
自衛隊	・県からの要請に基づき通信支援を行う。	

(5) 応急復旧計画

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・所管する防災行政無線設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・ 県防災行政無線設備の被災状況・代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
防災関係機関	・ 各々が所管する通信設備の被災状況及び代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 2 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
県	1 非常通信協議会の要請会議を通じて他の構成員に対し非常通信の取扱いを要請する。 2 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会構成員	・ 市及び県の要請に基づき通信の仲介をする。	

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 2 いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	(一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部
県	1 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 2 いずれの方法によっても通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	(一社)日本アマチュア無線連盟新潟県支部
(一社)日本アマチュア無線連盟県支部	・ 市又は県からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
県	・ 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
防災関係機関	・ 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を 勘案し、緊急対策用通信手段として利用できる ものを確保する。 2 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災 害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車 の貸与を要請する。 3 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通 信機器の貸与を要請する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
県	1 所管する通信手段の稼働状況及び配備状況を 勘案し、緊急対策用通信手段として利用できる ものを確保する。 2 必要に応じて、総務省（信越総合通信局）に災 害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車 の貸与を要請する。 3 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通 信機器の貸与を要請する。 4 利用可能な通信手段の情報を市に提供する。	総務省（信越総合通信局）、通信事業者、防災関係機関等
総務省（信越総合通信局）	・市又は県からの要請に基づき災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車を貸与する。	
通信事業者、防災関係機関	・市及び県からの要請に基づき利用可能な通信機器を貸与する。	

第 5 節 津波避難計画

(第 2 編「津波災害対策」を参照)

第6節 被災状況等収集伝達計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、市の地域に震度4以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始する。

また、災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、県及び関係機関は、一定の規模以上の地震が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

更に、市、県、その他の防災関係機関は、相互に職位レベルに応じた情報の疎通の体制を整備する。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

市民及び企業等は、地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難に当たっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

イ 市及び消防本部の責務

(ア) 市の地域に震度3以上の地震が発生した場合には、地震発生直後の概括的被害情報を速やかに収集し被害規模を推定するとともに、人命の救助や被害の拡大防止のため初動対応における関連情報を収集する。

(イ) 情報収集に当たっては、消防団、自治会、自主防災組織等から情報収集できる体制をあらかじめ確立する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(ウ) 震度4以上の地震等発生した場合、市は被害の第一報を県防災局へ報告する。

(エ) 震度5弱以上の地震等が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等速報基準」により、消防庁及び県防災局へ報告する。

ウ 県の責務

(ア) 県は県内震度4以上の地震が発生した場合には、市、消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

(イ) 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、新潟海上保安部、北陸地方整備局、JAXA等に対してヘリコプター、無人航空機、高所監視カメラ、巡視船艇、人工衛星等による情報収集を依頼する。

(ウ) 気象庁から県内沿岸に「津波警報」が発表された場合には、航空自衛隊又は陸上自衛隊に津波襲来状況及び被害状況の把握活動を要請する。

(エ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路(株)等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し市に提供する。

(オ) 危機管理センターを上記の情報収集・提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

(カ) 県は収集した情報を集約し、被害の概括を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の市民等に地理空間情報（GIS・GPS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

(キ) 市から県への被災状況の報告ができない場合、県は、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、積極的に情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

(ク) 人的被害の数については、県が一元的に集約、調整を行う。県は市、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。

また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認められるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

(ケ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

エ 県警察本部の責務

(ア) 地震発生時には、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、県警備本部等による一元的な情報収集体制を確立する。

(イ) ヘリコプターテレビシステム・交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ警察災害派遣隊等を活用し、被災地の情報を収集する。

オ 防災関係機関の責務

大規模地震が発生した場合、自衛隊、新潟海上保安部及び北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに、必要に応じヘリコプター、巡視船艇、パトカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

(3) 活動の調整

市、県、新発田警察署、消防本部及び防災関係機関等は、普段から情報の共有化に努め、画像電送情報などを相互に交換するなど災害時における情報の共有化を図る。

(4) 達成目標

災害関連情報等を集約し、市、新発田警察署、消防本部、防災関係機関及びライフライン・公共交通機関に逐次還元し、災害応急対策を進めるとともに報道機関の活用や情報共有のためのシステム構築を推進する。

(5) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対する情報伝達のため、民生委員、自治会、自主防災組織、消防団などの避難誘導體制の整備を進めるとともに、情報伝達手段の多様化を図り、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

県は、警察本部、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(6) 積雪期での対応

市は、災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行について市民等に啓発するとともに、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

県は、関係機関等の協力のもと、市の取組を支援する。

(7) 孤立状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、県、指定公共機関は、それぞれ所管する道路、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、復旧状況と合わせ、情報共有に努める。

また、市は、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など、要配慮者の有無の把握に努める。

(8) 携帯電話事業者に対する位置情報要請

県災害対策本部及び市災害対策本部を含む救助機関は、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
消防団、自治会、自主防災組織、市民等	市、新発田警察署、消防本部等	○地域の状況 ○被害状況等
市、新発田警察署、消防本部等	県、報道機関	
県	国、防災関係機関	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、防災関係機関、報道機関	○地域の状況 ○被害状況等
市、新発田警察署、消防本部等	自治会、自主防災組織、市民等	
自治会、自主防災組織、市民等		

3 業務の体系

第1次情報の収集・伝達

- ・市、消防本部、新発田警察署、防災関係機関による情報収集（県）
「消防庁への火災・災害等即報基準」
「消防庁への直接即報基準」
- ・状況により市へ連絡職員を派遣（県）
- ・県地域機関による情報収集(県)

一般被害情報及び応急活動情報の収集・伝達

- ・市、消防本部、新発田警察署及び防災関係機関による被害情報の把握並びに応急対策活動状況、災害対策本部及び避難所の設置状況等の報告
- ・県地域機関による被害状況の把握と主管課等への報告
- ・消防庁応急対策室及び内閣府（防災担当）被災者行政担当への連絡

一般住民等へ広報

- ・報道機関等への情報伝達及び報道要請
- ・避難指示の伝達

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 本節により詳細な被害状況を調査する。 2 避難所を開設したとき、又は自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。	消防本部、新発田警察署
県	1 震度4以上の市町村、消防本部及び県警本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。 2 消防防災ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。 3 必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局、JAXA等に対し被災状況の把握活動を要請する。 4 必要に応じて市に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。	市、消防本部、警察本部、自衛隊、新潟海上保安部、北陸地方整備局、JAXA
県警察本部	1 パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。 2 ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ、警察災害派遣隊等を出動させ、被災地の情報を収集する。 3 交通規制を実施した場合については、県、市等道路管理者に連絡し、ラジオ、テレビ等各種媒体を通じ、周知徹底を図る。	県、市、消防本部、各種報道機関
防災関係機関	・業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。	

(2) 連絡体制

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 県に被害状況を報告する。 2 避難指示等を発令した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システム等により県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。	
県	1 自衛隊及び消防庁応急対策室に被害状況を報告する。 2 災害救助法の適用が予想される場合は、内閣府(防災担当)被災者行政担当への被害状況を連絡する。	

	3 収集された災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。	
防災関係機関	1 病院は、被害状況及び急患受入れの可否等を県地域医療政策課へ報告する。 2 ライフライン関係機関及び交通関係機関は、その所管施設の被害状況、応急対策活動状況、応急復旧見込状況等を県へ報告する。	

5 災害情報収集・伝達体制

(1) 地震発生直後における情報の収集

ア 収集する情報の内容

地震発生直後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主な内容
地震・津波情報	・地震情報、津波予報の発表状況
人的被害情報	・死者、負傷者、行方不明者の情報（氏名・性別等） ・生き埋め等要救助者の情報 ・避難行動要支援者の情報
危険発生情報	・火災の発生情報 ・土砂災害、河川災害の発生情報 ・危険物の漏えい、ガス漏れ情報
生活関連情報	・公共施設の被害情報 ・ライフライン情報 ・道路など活動上重要な施設の被害状況

イ 情報収集の方法

災害対策本部事務局及び各対策部は、災害対策本部運営規程の分掌事務に基づき、地震発生直後における上記アの災害情報を次の要領により収集する。

(ア) 災害対策本部事務局

- a 県、新発田警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、衛星FAX等による通報又は聴取
- b テレビ、ラジオ等からのモニタリング
- c 各対策部からの報告
- d 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

(イ) 各対策部

- a 所管施設の被害確認
- b 市民等からの通報
- c 職員が参集途上で収集した情報（勤務時間外の場合）

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、災害対策本部事務局及び各対策部、防災関係機関等は、それぞれ担当する情報の収集に当たる。

ア 災害対策本部が行う情報収集

被害の状況等について、災害対策本部事務局及び各対策部、防災関係機関等は、それぞれ主に次表のとおり担当する情報の収集に当たる。

情報区分		収集する情報内容		収集担当
被害情報	人的被害	・被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等 ・負傷者の負傷程度及び収容先	死者・行方不明者・負傷者	医療・福祉対策部
	建物被害	・被災棟数及び被害の程度 ・建物の名称及び所在地 ・罹災世帯及び罹災者数	住家・非住家	土木・建築対策部、市民支援対策部
			企業・事業所等	商工・観光対策部
	市管理施設被害	・被災棟数及び被害の程度 ・建物の名称及び所在地 ・利用者の被災状況及び避難状況	福祉施設	医療・福祉対策部
			教育施設	教育対策部
			その他施設	所管対策部、支所
	市管理土木施設被害	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁 トンネル・公園	土木・建築対策部
	農林水産施設被害	・被害箇所と被害の程度	農林水産関係	農林水産対策部
ライフライン情報		・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況	上・下水道関係	上下水道対策部
避難情報		・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所の設置状況		渉外・広報対策部、医療・福祉対策部、教育対策部
医療救護状況		・医療機関の被害状況 ・医療資器材の需給状況 ・救護所の設置状況		医療・福祉対策部
市職員被災情報		・本人、家族及び家屋等の被災状況		総務対策部
その他情報		・被害箇所と被害の程度	土砂災害	土木・建築対策部
			その他	所管対策部 各支所

イ 防災関係機関等からの情報収集

災害対策本部（警戒本部）及び各対策部は、必要に応じて防災関係機関等から情報を収集する。

収集担当	収集する情報内容	収集先
災害対策本部事務局	・地震、津波等の情報	新潟地方気象台
	・119番通報入電状況 ・火災発生状況及び延焼状況 ・救助、救急事案の発生状況及び対応状況 ・危険物施設の被害状況 ・その他被害発生状況	消防本部

収集担当	収集する情報内容	収集先
	・ライフラインの被害（停電戸数、通信不通回線数、ガス漏れ・ガス供給停止状況等）と復旧状況	東北電力(株)新発田電力センター、N T T 東日本(株)新潟支店、新発田ガス(株)
	・県内の被害情報	県防災局危機対策課
	・死者、行方不明者の状況及び交通規制の状況等	新発田警察署
医療・福祉対策部	・医療施設の被害状況及び診療状況等 ・医療従事者の確保状況	医師会、歯科医師会、下越薬剤師会、日本赤十字社新潟県支部、県看護協会等
	・ボランティア受入状況等	市社会福祉協議会
総務対策部	・物流機能の被害と復旧状況等	県トラック協会
	・バス交通の被害と復旧状況	新潟交通北観光バス(株)
	・鉄道の被害と復旧状況	J R 東日本(株)新潟支社
土木・建築対策部	・国道管理道路、橋梁及びトンネルの被害と復旧状況等	北陸地方整備局新潟国道事務所新発田維持出張所
	・県管理道路及び公園の被害と復旧状況等 ・県管理河川及び海岸の被害状況等	新発田地域振興局
	・高速道路の被害と復旧状況等	東日本高速道路(株)新潟支社新潟管理事務所
市民支援対策部	・清掃施設の被害と復旧状況	新発田地域広域事務組合
農林水産対策部	・漁港施設の被害と復旧状況	新潟漁業協同組合（北蒲原支所）
共通	・分掌事務による必要な情報	各種関係機関・団体

ウ 防災関係機関等が行う情報収集

防災関係機関等は、災害発生直後から防災業務計画に基づき、それぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行い、市及び必要と認める機関に伝達する。

また、災害応急対策、災害復旧対策状況についても同様とする。

なお、防災会議連絡員室が設置された場合、防災会議構成機関は、職員を派遣し情報の収集・伝達を行うとともに、機関相互の情報を共有する。

(3) 防災関係機関等との情報連絡体制の確保

災害対策本部は、防災関係機関等との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保する。

(4) 被害情報等の伝達系統

災害対策本部は、地震発生時の迅速な被害情報等の伝達のため、伝達系統図を作成し、必要に応じ逐次修正する。

要請する主な調査項目

- ア 災害発生状況
- イ 道路・橋梁被害状況
- ウ 建築物被害状況
- エ 公共機関及び施設の被災状況
- オ その他災害発生場所の把握

(7) 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、災害対策本部会議を公開するなど、報道機関、防災関係機関に逐次還元する。

市民等に対しては、本章第7節「広報計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

- ア 緊急割込放送や緊急告知FMラジオによる(株)エフエムしばたの活用
- イ 被災地から全国へ情報配信できるホームページの活用
- ウ 避難所に備え付けられた緊急告知FMラジオの活用
- エ 回覧板、掲示板による情報伝達
- オ 放送事業者の活用（「第33節災害時の放送」に基づき行う。）

(8) 自治会、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、自治会、自主防災組織等と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- ア 避難情報
- イ 人的被害
- ウ 住民避難状況
- エ 住家被害状況
- オ ライフライン被害状況

第7節 広報計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市、県、防災関係機関等は、被害の拡大を防ぎ市民等の安全を確保するため、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報の広報を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業・事業所等

地震・津波に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

イ 市の責務

県からの情報及び自ら収集した情報を市民等に提供し、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、要配慮者にも、的確に情報が伝達されるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

ウ 県の責務

県は、地震発生後、地震・津波に関する全県的な情報を積極的に収集し、避難・救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、市民等の安全を確保する。

エ 新発田警察署の責務

新発田警察署は、生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するために広報活動を行う。

オ 新潟地方気象台の責務

新潟地方気象台は、地震発生後、的確な応急対策が講じられるよう、地震・津波に関する情報を広報する。

カ 北陸地方整備局

民生の安定を図るとともに救援・復旧活動を促進するため、国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を広報する。

キ ライフライン関係機関の責務

ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）は、地震発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ク 公共交通機関の責務

公共交通機関（鉄道、バス）は、避難・救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

ケ 報道機関の責務

報道機関は、地震・津波に関する情報を入信した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

(3) 達成目標

本節「13 災害発生時の各段階における広報」に基づき、多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

(4) 要配慮者に対する配慮

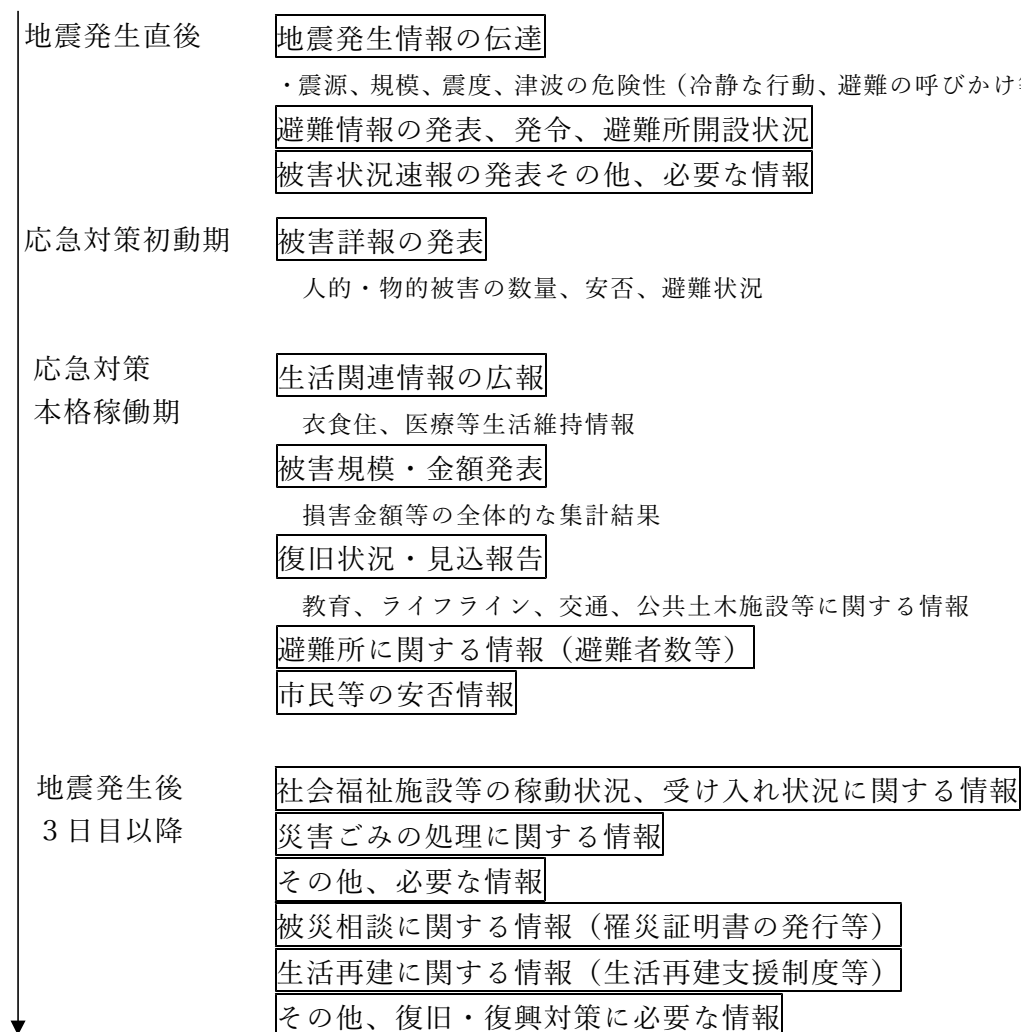
- ア 災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。
- イ 視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。
- ウ 外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、外国語によるFM放送、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するように配慮する。
- エ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。
- オ 高齢者、障がい者等地域の要配慮者に対して、自主防災組織、市民等を通じて災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。
- カ 地理情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

(5) 代替情報提供機能の確保

地震、津波等による情報提供手段の途絶等を考慮し、あらかじめ代替機能の確保に努める。

2 業務の体系

☆地震発生



3 市の役割

- (1) 主に被災地域及び被災者に対する直接的な広報・広聴活動を行う。
- (2) 広報・広聴すべき事項（災害対策本部事務局、渉外・広報対策部）
 - ア 避難、災害対策本部、医療、救護、衛生及び健康（こころのケアを含む）に関する情報
 - イ 被害状況（行方不明者の数を含む人的被害、建築物被害）、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報
 - ウ 給水、炊き出し及び生活必需品の配給の実施に関する情報
 - エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧計画に関する情報
 - オ 自治会、自主防災組織等からの相談・要望等
 - カ 被災者の相談、要望、意見
 - キ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報
- (3) 手段（災害対策本部事務局、渉外・広報対策部）
 - ア 電話、新発田あんしんメール、緊急告知FMラジオ、個別訪問、広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示
 - イ 市民相談窓口の開設
 - ウ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
 - エ 緊急速報メール（エリアメール）による情報発信
 - オ コミュニティ放送への情報発信（平時から㈱エフエムしばたとの協力体制を整えておく。なお、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。）
 - カ インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）
 - キ 新潟県総合防災情報システム及びLアラート（災害情報共有システム）による情報伝達者（放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者など全国の加盟団体）への情報提供

4 県の役割

報道機関への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。

また、市が行う被災者への直接的な広報活動に関して、市からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

5 新潟地方気象台の役割

地震が発生した場合、緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震に関する情報等を提供する。

6 北陸地方整備局の役割

国道等の所管施設の被害状況や復旧状況等の情報を提供する。

7 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

8 公共交通機関（鉄道、バス）の役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

9 県警察の役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

10 その他、防災関係機関等の役割

市民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

11 インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして市民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

12 災害対策基本法第 57 条に基づく報道要請

市又は県は、災害対策基本法第 55 条又は第 56 条の規定による災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・放送申込書により日本放送協会及び民間放送各社に報道を要請する。	日本放送協会及び民間放送各社
報道機関	・報道要請に基づき放送する。	

(1) 要請内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等市民等に危険が及ぶことが予想される場合の避難呼びかけ。

(2) 各報道機関の連絡先

機関名 所在地	電話番号 (昼間)	電話番号 (夜間)	責任者
N H K 日本放送協会新潟放送局 新潟市中央区川岸町 1-49	025-265-1141	同左	コンテンツセンター長
(株)新潟放送 新潟市中央区川岸町 3-18	025-230-1532	025-267-3469	報道担当部長
(株)N S T 新潟総合テレビ 新潟市中央区八千代 2-3-1	025-249-8900	025-249-8850	報道部長
(株)テレビ新潟放送網 新潟市中央区新光町 1-11	025-283-8151	同左	報道部長
(株)新潟テレビ 21 新潟市中央区下大川前六ノ町 2230-19	025-223-7009	同左	報道グループ長
(株)エフエムラジオ新潟 新潟市中央区幸西 4-3-5	025-246-2314	025-246-2314	放送営業部次長

(3) 災害時緊急放送に関する協定による報道機関の連絡先

機関名	電話番号	F A X 番号	責任者
(株)エフエムしばた	23-8800	23-8810	放送部長

13 災害発生時の各段階における広報

(1) 地震発生直後（地震発生後概ね 3～4 時間以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 市民に対する避難指示等 2 津波の心配がある場合は、危険地域の市民等に広報車、新潟県総合防災情報システム（公共情報コモンズ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、エリアメール、緊急告知ＦＭラジオ等を用い広報するとともに、避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。 3 消防団、自主防災組織等と協力して、避難、医療、救護等の情報を漏れなく伝達する。	消防団、自主防災組織
新潟地方気象台	1 地震観測データに基づく情報（緊急地震速報（警報）、津波警報・注意報、津波予報及び地震情報）を関係機関に防災情報提供システム等で直ちに配信する。 2 必要に応じて、県、市、報道機関等に津波警報等、津波予算及び地震・津波等の現象の状況に関する説明会を開催する。	市、県、報道機関
県 (知事)	1 津波発生のおそれがあるときは、直ちに防災行政無線等を通じて、市に避難又は警戒を呼びかける。 2 震度情報や被害状況等を報道機関や県ホームページ等を通じて提供する。 3 緊急情報は防災ポータルに一元的に集約し、情報発信する。 4 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて、緊急事態宣言を行う。	市、報道機関
北陸地方整備局	1 所管施設の被害状況や国道の通行規制情報等を報道機関等を通じて提供する。 2 災害ポータルサイトを開設し、一元的に災害関連情報を提供する体制を整える。	
報道機関	・直ちに被害状況を報道し、市民及び防災関係機関等の事態の把握を支援する。	

(2) 災害応急対策初動期（災害発生後概ね 2 日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難所の開設等 2 医療、救護、衛生及び健康に関する情報 3 給水・炊き出しの実施及び物資の配給	
県	1 人身・家屋・公共施設等の被害及び市民の避難状況に関する情報	

実施主体	対 策	協力依頼先
(知事)	2 公共土木施設及び農業土木施設の被害に関する情報（箇所数等の数量情報） 3 医療機関の被害状況及び救急患者・負傷者受入れの可否 4 教育機関の被害状況及び児童生徒の安否情報 5 ボランティア受入情報 6 物資・食糧の受入情報 7 救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定 8 各種相談窓口に関する情報 9 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、テレビ・ラジオ（多重放送を含む）を通じて被害の状況、県や市の対応状況、他県からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自ら分かりやすく市民に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。	報道機関
県警察	1 災害に乗じた犯罪の抑止情報 2 交通規制情報 3 市長から要求があった場合等の避難指示広報	
北陸地方整備局	・道路等の所管施設の被害及び復旧に関する情報	
ライフライン関係機関	1 被災による使用不能状況 2 使用可能の場合の使用上の注意等	
公共交通機関	1 被災による不通区間の状況、運休及び運行のとりやめ 2 臨時ダイヤ等	

(3) 災害応急対策本格稼働期（地震発生後概ね3日目以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 消毒・衛生・医療救護、健康（心のケアを含む）に関する情報 2 小中学校の授業再開予定 3 仮設住宅への入居	
県	1 被害金額等の概算集計 2 公共土木施設等の復旧状況及び復旧見込み	
(知事)	3 義援金受入 4 災害の復旧計画の方針、今後の見通し等をテレビ・ラジオ（多重放送を含む）等を通じて市民に分かりやすく説明する。	報道機関
北陸地方整備局	・道路等の所管施設の被害状況及び復旧見込み	
ライフライン関係機関、公共交通機関	1 復旧見込み 2 災害時の特例措置の実施状況	

(4) 復旧対策期

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 罹災証明書の発行 2 生活再建資金の貸付け 3 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 4 その他生活再建に関する情報	
県	・広域的な復旧計画等	

14 広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、市や県の災害対応の参考とする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 自治会、自主防災組織等からの相談・要望等の受付 2 被災者のための相談窓口の設置	
県	1 市の行う被災者のための相談活動に対する支援 2 災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取	
ライフライン関係機関	・利用者相談窓口の開設	

15 市民等からの問い合わせに対する対応

市、県は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、DV・ストーカー・児童虐待等の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第8節 住民等避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時は、市民等は緊急地震速報等に基づき自らの判断で地震の第一撃から身を守り、危険な建物・場所から避難する。

市は、関係機関の協力を要請し、孤立して危険な状態におかれている市民をヘリコプター等により輸送する。

津波からの避難については、本章第5節「津波避難計画」による。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

- (ア) 自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。
- (イ) 火災の発生を防止し、出火した場合は直ちに初期消火に当たる。
- (ウ) 家族及び近隣者の安否を確認し、協力して救出活動を行う。
- (エ) 避難する場合は、隣近所で声を掛け合って集団で行動する。
- (オ) 指定避難所以外の場所に避難する場合、自治会長等は市に避難先を連絡する。

イ 企業・事業所等の責務

- (ア) 不特定多数の人が利用する施設においては、利用者を適切に避難・誘導する。
- (イ) 必要に応じて、施設を指定緊急避難場所として提供する。
- (ウ) 近隣での住民の救助活動に協力する。

ウ 市の責務

- (ア) 地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。
- (イ) 指定避難所以外への避難者の状況を確認する。
- (ウ) 避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。
- (エ) 二次災害（津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等）の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に避難を指示する。
- (オ) 避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。
- (カ) 避難指示等を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

エ 県の責務

- (ア) 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。また、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。
- (イ) 前記の情報収集・提供を行う拠点として、県庁舎西回廊危機管理センターとし、市への情報支援体制を確立する。
- (ウ) 市の避難指示等の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁応急対策室に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。
- (エ) 県知事は、避難住民の輸送や救出のため、市からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

- (オ) 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。
- (カ) 北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の確保に係る支援を行う。
- (キ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送の要請を行う。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

オ 県教育委員会の責務

所管する県立学校の指定避難場所としての使用に協力する。

カ 県警察の責務

(ア) 市民等の避難途上の安全確保に協力する。

(イ) 必要に応じて、警察災害派遣隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(3) 達成目標

ア 市は、避難指示等と適切な情報提供により、二次災害による人的被害を防止する。

イ 市民は、避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 情報伝達及び避難行動に制約がある避難行動要支援者に対しては、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。

イ 市は、あらかじめ策定した「個別避難計画（避難行動要支援者避難支援プラン）」に基づき、消防本部、新発田警察署、消防団、自治会、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。

また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか点検する。

ウ 市は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

エ 県は、避難後の要配慮者のケアについて、受入れ施設の提供、人員の派遣等、市を支援する。

(5) 積雪期での対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難指示等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に避難行動要支援者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 倒壊家屋の増加、雪崩の発生、屋根雪の落雪等により生き埋め者が多発する可能性があるため、地域住民による捜索・救助活動を強化する。

エ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

オ スキー場を訪れた多数のスキー客が一時的に帰れない状況になった場合には、市は、宿泊施設の借り上げ等により避難場所を確保する。

(6) 広域避難への対応

ア 市による協議等

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、被災市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県による協議等

県は、市からの協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

ウ 県による助言

県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災市民等の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言する。

エ 市と避難先自治体間の情報共有

市と避難先の都道府県及び市町村は、被災者の所在地等の情報の共有に努める。

2 情報の流れ

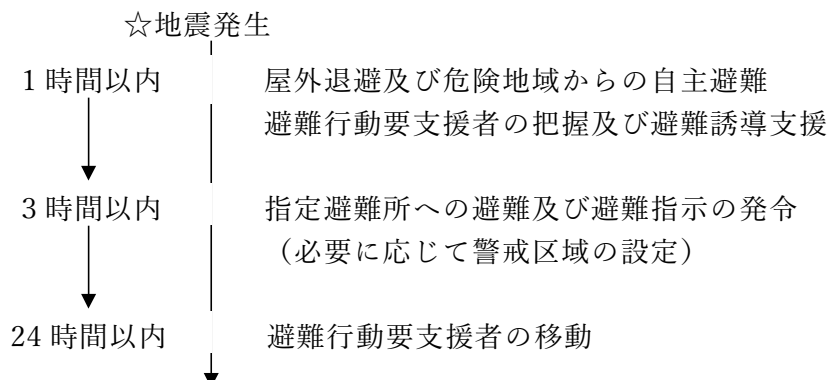
(1) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、地域等	市、消防本部、新発田警察署	○安否情報 ○被害情報 ○被災地ニーズ
市	県	○集約された被害情報 ○集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊自衛隊等	○活動範囲 ○業務内容

(2) 救助活動（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○活動範囲 ○部隊規模 ○受入体制
市	自治会、自主防災組織、市民等	○指定避難所の開設 ○運営協力要請 ○支援体制等の情報
自治会、自主防災組織、市民等	その他の被災地域	○支援体制

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導及び救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織等	・ 自主避難及び自主防災組織等による避難行動要支援者の把握、避難誘導及び救助要請	
市	1 指定避難所の開設と被害状況の収集 2 情報の提供と発信 3 自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要求	指定避難所設置者、消防本部、県、県警察等
県	1 被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 2 自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請 3 管理施設の避難所開放	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関等	1 避難状況の収集及び緊急通報への対応 2 広域応援の必要性の判断及び市との情報交換	市、県警察、消防本部

(2) 指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 市民等への伝達と避難の指示 2 避難の広報及び指定避難誘導 3 避難路の安全確保及び指定避難所の開設 4 報道機関、消防本部、新発田警察署等関係機関への連絡	報道機関、消防本部、県警察
県	1 避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 2 関係機関に災害派遣等を要請 3 応急対策の実施	報道機関、自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、国土交通省、警察本部等
防災関係機関等	1 避難指示等地域からの避難誘導 2 交通規制の実施 3 犯罪予防	県警察、消防本部

5 避難指示の発令

(1) 避難情報の実施者

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（災害対策基本法第60条第1項）	県知事に報告
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認めるとき、又は市長から要請があったとき（災害対策基本法第61条）	市長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示に必要とする場合で、現	

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
		場に警察官がいないときに限る（自衛隊法第94条）	
	県知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき（災害対策基本法第60条第6項）	告示を要する
	県知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（地すべり等防止法第25条）	警察署長に通知
	県知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、市民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき（水防法第29条）	

(2) 避難指示の発令基準

避難指示は、次の状況が認められるときを基準として総合的に判断し発令する。

区分	基準（発令時の状況）	市民に求められる行動
避難指示	1 地震火災の延焼拡大、又は有毒ガスの危険物資等の流出拡散等により、市民に生命の危険が及ぶと認められる場合 2 がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、市民に生命の危険が認められる場合 3 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合 5 その他災害の状況により市民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、本部長（市長）が必要と認める場合	危険な場所から全員避難（立退き避難）する。

(3) 避難情報の発令

ア 避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

- (ア) 避難対象地域
- (イ) 避難理由
- (ウ) 避難時の注意事項

イ 避難情報の発令は、次の事項を明示して行うよう努める。

- (ア) 避難先
- (イ) 避難路

ウ 避難情報を発令したときは、市の広報車及び消防団車両、(株)エフエムしばたによる緊急告知FMラジオを活用した緊急割込放送による伝達のほか、その他報道機関、新発田

警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、直ちに対象地域の住民に的確に伝達し、避難の周知・徹底を行う。

(4) 避難住民の誘導・救助

避難誘導は、市、新発田警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等が協力し、避難行動要支援者の避難誘導を優先して行う。

また、避難住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区 分	実施者	基 準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	市長	市民等の生命、身体の保護を目的	災害対策基本法第 63 条第 1 項
	警察官又は海上保安官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	自衛官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき	災害対策基本法第 63 条第 3 項
火災の現場における警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る	消防法第 28 条第 1 項、第 36 条
水災を除く他の災害の現場における警戒区域設定権	警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	

(2) 警戒区域の設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。

また、警戒区域内への立入の制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等により呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官、又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により、一時的に居所を失った住民がいる場合、市長は必要に応じて避難所を開設して受け入れる。

第9節 避難所運営計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

指定避難所は、地震発生後速やかに開設し、市民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。

避難所の開設・運営は、自治会、自主防災組織等の協力を得て行う。運営に当たっては、避難者の安全の確保、防犯対策、生活環境の維持、感染症対策、要配慮者に対するケア及び男女双方及び性的少数者の視点の違いに十分配慮する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

イ 市の責務

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるとともに、地域住民、施設管理者、応援自治体職員、ボランティア、NPO等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営する。

なお、指定避難所を開設する場合には、予め施設の安全性を確認する。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、予め指定した施設以外の施設についても、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、特定の避難所が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

ウ 県の責務

県は、市の避難所の開設・運営を支援する。

エ 新発田警察署の責務

新発田警察署は、避難所の保安等に当たる。

オ 指定避難所及び避難所予定施設の管理者の責務

指定避難所及び避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について市に協力する。

(3) 達成目標

ア 地震発生後3時間以内に開設する。(施設の安全確認、職員配置)

イ 地震発生6時間後には、避難者、生活必需品の必要量等の概数を把握し、避難行動要支援者の把握と初期的な対応を行う。

ウ 地震発生12時間後には、必要に応じて仮設トイレを設置する。

エ 地震発生から概ね3日以内に、避難者の入浴の機会を確保する。

オ 避難所での生活を概ね地震発生から2か月程度で終了できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋等を行う。

(4) 避難所運営の留意点

ア 一般的事項

(ア) 市は、指定避難所の開設・運営については、自治会・自主防災組織等の運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

(イ) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意する。

- (ウ) 運営体制の構築に当たっては、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の多様な視点を取り入れた体制構築を推進する。また、配置人員の役割分担を明確にする。
- (エ) 避難者に栄養バランスのとれた適温の食事・食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障がい等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。
また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。
- (オ) 避難者 1 人当たり 3.5～4 m²のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、避難所開設当初から、パーティション、段ボールベッド等を設置するよう努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ 2m（最低 1m）空けることを意識するよう努める。
- (カ) 避難所の建物外の避難者には、テントなどの提供に努める。
- (キ) トイレは仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
また、この際、トイレは男女別とし、女性用トイレと男性トイレの比率は 3：1 とするとともに、高齢者や障がい者等に配慮し、洋式便器の配置に努める。
なお、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成する。
- (ク) テレビ、ラジオ、特設公衆電話、スマートフォンの充電サービス等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。
- (ケ) 避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (コ) 入浴施設、洗濯設備の設置や、それらに必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。
- (サ) 非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入など停電対策に努める。
- (シ) 男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等により避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。
- (ス) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置や福祉的な支援を講じるよう努める。
- (セ) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。
- (ソ) 県及び市は、衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請する。
- (タ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。
- (チ) 住民票の有無に関わらず、避難者を適切に受け入れるものとする。

(ツ) 市は、指定緊急避難場所や避難所にペットと同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等におけるペットの受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

(テ) 市は、必要に応じ、被災者支援等の観点からペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

イ 男女共同参画及び性的少数者の視点に立った避難所運営

避難生活において人権を尊重することは、性別にかかわらず必要不可欠であり、どのような状況にあっても、一人ひとりの人間の尊厳、安全を守ることが重要である。

(ア) 男女及び性的少数者それぞれが良好な環境で避難生活ができるよう配慮する

(イ) 避難所への職員配置は、女性と男性の両方を配置するよう努める。

(ウ) 避難住民による避難所管理組織に対しては、女性が参画し、意見が反映できるよう配慮を求める。

(エ) 男女及び性的少数者のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(オ) 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布を行う。

(カ) 夜間の授乳、夜泣き対応のための個室の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(キ) 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供に努める。

(ク) 身体障がい者はもとより、性的少数者が安心して利用できるよう、多目的トイレの設置や入浴できる環境が確保できるよう配慮する。

(5) 要配慮者への配慮

ア 避難所での配慮

(ア) 市は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

(イ) 情報伝達には必ず音声と掲示を併用し、手話・外国人通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮する。

(ウ) 保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。

通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

(エ) 高齢者や妊産婦等の健康相談や口腔ケア等の保健医療体制の構築に努める。

(オ) 県は、避難所の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを避難所へ派遣する。

イ 福祉避難所の開設

(ア) 市は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。

(イ) 福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置するとともに、妊産婦や乳幼児等にも配慮した資機材等を配備する。

(ウ) 県は、(ア)による対応で福祉避難所が不足する等の場合には、新潟県生活衛生同業組合連合会との協定に基づき、旅館及びホテルにおいて福祉避難所を開設する。

(6) 積雪地域での対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房機器及び採暖用具の配置並びに暖かい食事の早期提供に配慮する。

(7) 外来者、一時滞在者への支援

外来者、一時滞在者の避難については、新発田警察署、消防本部、自治会、自主防災組織、施設管理者等の協力を得て行うものとし、避難先については、最寄りの指定避難所とする。

また、交通情報等の周知に努めるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

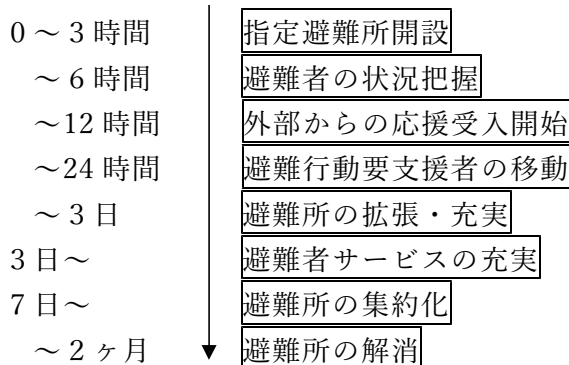
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	市災害対策本部	○避難者数 ○ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部	○避難所・避難者数 ○避難者ニーズ
	市災害ボランティアセンター	
県災害対策本部	国、関係機関等	○避難状況 ○支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	○支援・供給情報
県災害対策本部	市災害対策本部	
市災害対策本部	避難所	

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 避難所の開設・報告

避難所担当職員※は、地震が発生したときは、指定避難所に速やかに参集し、避難所運営マニュアルに基づき、避難所を開設するとともに、災害対策本部事務局へ開設を報告する。

※第3章第2節「参集区分表」参照

ア 避難所担当職員

避難所施設が開設しているときは施設の勤務者、夜間・休日等で施設が閉鎖しているときは、避難所担当職員が主体となり避難所を開設する。

なお、避難所担当職員は、避難所運営職員（医療・福祉対策部）が到着した後、災害対策本部事務局長の指示により所属対策部に復帰し分掌事務による応急対策を実施する。

イ 避難所を開設する時間的余裕がない場合の措置

市民は、緊急に避難を必要とするときは、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り、安全を確保する。

(ア) 避難所及びその周辺の被災状況を観察し、安全を確認する。

(イ) 鍵管理者からの開錠を原則とするが、緊急を要する場合は、出入り口、窓等侵入可能な箇所を破損し避難する。

(ウ) 分散はせずまとまって開設者の到着を待つ。

(エ) 避難所内の危険な場所には近づかない。

ウ 避難所開設の報告

市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間等を県知事に報告する。

エ 応急的居住環境の整備

市は、避難所を開設したときは、速やかに食料品、飲料水、仮設トイレ、毛布等を準備し、被災者の応急的居住環境を整える。

オ 二次災害の回避

市は、避難所を開設したときは、二次災害から避難者を守る措置を講じる。

(2) 避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて、段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。

(3) 管理・運営体制

避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員、国・県・他市町村等の応援職員、自治会、自主防災組織、ボランティア等の相互協力のもと、次の事項に留意し実施する。

ア 管理体制

避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、自治会、自主防災組織等と協力し、避難所運営委員会を組織して管理する。

イ 運営体制

避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。

(ア) 要配慮者を優先した運営

(イ) 保健師等の巡回、健康相談及び医療・救護活動と連携した健康管理

(ウ) 防疫活動による伝染病の発生防止等の衛生管理

(エ) 避難者のプライバシー保護

(オ) 冬期間における暖房器具、防寒衣等の提供

(カ) 男女共同参画及び性的少数者の視点に沿った運営

ウ 情報の提供、聴取対策

避難者への情報の提供及び聴取を次のとおり実施する。

(ア) 掲示板の設置、広報紙の配付等

(イ) テレビ、ラジオ（緊急告知FMラジオ含む。）放送

(ウ) 相談窓口等の設置

(4) 避難所開設後の業務

ア 地震発生後 24 時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 指定避難所開設（～ 3 時間） ア 職員配置及び指定避難所開設報告 イ 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受入れ ウ 施設の安全確認 2 避難者の状況把握（～ 6 時間） ア 避難者数・ニーズの把握及び報告 イ 避難所備蓄物資の提供 ウ 事前に作成した避難所レイアウトに沿って避難者を誘導 3 外部からの応援受入開始（～12 時間） ア 避難所運営応援職員の受入れ イ ボランティアの配置 ウ 食糧・生活必需品提供の開始 エ 仮設トイレ等の設置 オ 冷房器具の手配（夏季） カ 暖房器具及び燃料の手配（冬季） キ 市医療救護班及び市歯科医療救護班の派遣 ク 避難行動要支援者支援要員の配置 4 避難行動要支援者の移動（～24 時間） ア 傷病者等の医療機関への搬送 イ 福祉施設等への緊急入所	県災対本部、介護事業者等、施設管理者 避難者 県災対本部、ボランティアセンター、市医師会、市歯科医師会 保健所、消防本部 保健所、福祉施設
県	1 指定避難所開設時の支援（～ 3 時間） ア 県施設避難所の開設への協力 イ 施設の応急危険度判定要員派遣 2 避難所運営の応援（～12 時間） ア 避難所運営応援職員の派遣 イ 食料・生活必需品の調達・配送 ウ 県備蓄物資の提供 エ 仮設トイレ等の手配 オ 県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣 カ 看護師及び保健師の派遣 3 避難行動要支援者の移動（～24 時間） ア 受入れ医療機関の確保 イ 福祉関係者への協力依頼	市、協定締結道県、協定企業等、県トラック協会、災害拠点病院等、県看護協会、県医師会等、障がい者施設、介護事業者等
避難所予定施設の管理者	避難所予定施設の安全確認（～ 3 時間） ・避難所開設作業への協力	
自衛隊	1 県の要請により食料・物資を輸送	

	2 県の要請により傷病者等を搬送	

イ 地震発生後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	避難所の拡張・充実 ア 屋外避難者へのテント等提供 イ 避難所環境の改善（避難所開設時からパーティション、段ボールベッド等を設置） ウ 避難者による自治組織編成	県災対本部 自治会、避難者
県	・自衛隊に避難者用テント設営を要請	自衛隊
新発田警察署	1 避難所における保安対策の実施 2 住民が避難した地域の保安・警備	市 自主防災組織
自衛隊	・県からの要請により避難者用テントを設営	
電力発電事業者 （東北電力株式会社）、電力送配電事業者 （東北電力ネットワーク株式会社）	・避難所施設の電力供給再開	

ウ 地震発生後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	避難者サービスの充実（3日～） ア 入浴機会の確保 イ 避難所での炊飯開始 ウ 避難者の随伴ペットの保護（原則として飼い主による飼育用資器材、飼料の手配） エ 特設公衆電話等の設置を要請	県災対本部、ボランティアセンター等、新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会、電気通信事業者
県	1 避難者サービス充実への協力（3日～） ア 自衛隊に現地炊飯及び入浴支援を要請 イ 入浴施設への協力依頼 2 避難所・避難者の集約（7日～）	市、自衛隊、新潟県生活衛生同業組合連合会、LPガス協会等
自衛隊	避難者サービス充実への協力（3日～） ・県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	避難者サービス充実への協力（3日～） ・市の要請により、特設公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

5 避難所の開設

避難所の開設は、次の区分により行う。

指定避難所の開設基準

震度 5 弱以上 大津波警報	全ての指定避難所を開設	指定避難所開設職員が指定避難所に参集し安全確認を行った後、指定避難所を開設する。
津波警報	一部の指定避難所を開設（19 か所） ①紫雲寺小学校、②旧米子小学校 ③旧藤塚小学校、④紫雲寺中学校 ⑤佐々木小学校、⑥旧天王小学校 ⑦大島体育館、⑧加治川小学校 ⑨加治川中学校、⑩加治川地区公民館 ⑪加治川地区体育館、⑫加治川地区公民館 中川分館、⑬加治川コミュニティセンター、 ⑭七葉中学校、⑮中井保健センター・ 体育館、⑯二葉小学校、⑰佐々木中学校、 ⑱旧本田小学校 ⑲カルチャーセンター	指定避難所開設職員が指定避難所に参集し安全確認を行った後、指定避難所を開設する。
津波注意報	一部の指定避難所を開設（1 か所） ①旧藤塚小学校	指定避難所開設職員が指定避難所に参集し安全確認を行った後、指定避難所を開設する。
その他、市長が必要と認める場合		

※津波警報・注意報により開設する指定避難所は、津波ハザードマップの浸水想定区域に基づき選定した。

第10節 避難所外避難者の支援計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

「避難所外避難者」とは、指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者をいう。

(2) 各主体の責務

ア 避難所外避難者の責務

避難所外避難者は、市、消防本部、新発田警察署又は最寄りの指定避難所に、現況を連絡する。

イ 市の責務

市は、新発田警察署、消防本部、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める

ウ 県の責務

県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、市からの要請に基づき、ボランティアやNPO、民間支援団体等の関係機関に支援を要請する。

エ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の責務

避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について市へ提供する。

(3) 達成目標

避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮

個別避難計画等の安否確認体制を活用し、要配慮者の所在や安否の確認を行うとともに、指定避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く指定避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(5) 積雪地域での対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

(6) 在宅避難者等の支援拠点への対応

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

(7) 車中泊避難を行うためのスペースへの対応

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

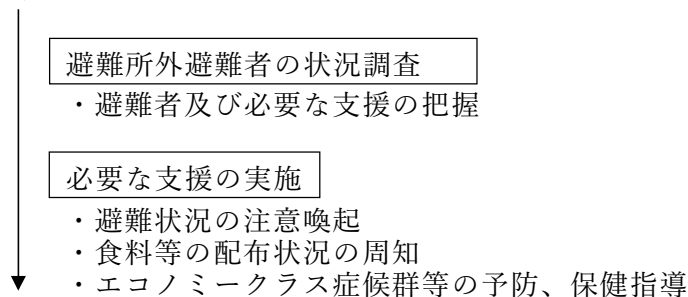
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	市災害対策本部	○避難所外避難者の状況
市災害対策本部	県災害対策本部	○避難所外避難者の支援ニーズ
県災害対策本部	関係機関	○支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	市災害対策本部	○避難所外避難者の支援に関する情報
市災害対策本部	避難所外避難者	○避難所外避難者の支援に関する情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・避難所外での市民の避難状況調査（場所、人数、支援の要否・内容等）	自治会等
県	・市に対する支援（人員、助言等）	応援県等
避難者	・避難状況の市災害対策本部への連絡	避難所管理者

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 新たな避難先の提供（避難施設、テント、ユニットハウスなど） 2 食料、物資の供給 3 避難者の健康管理、健康指導	自治会、県災害ボランティア支援センター、市災害ボランティアセンター、NPO
県	・市に対する支援（物資提供等）	協定県等

(3) エコノミークラス症候群の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えることによる、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、次のとおり避難者に呼びかける。

ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ こまめに十分な水分補給を行う。

ウ アルコール、喫煙を控える。

エ ゆったりとした服装でベルトをきつく締めない。

オ 寝るときは足を上げる。

(4) 排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排気ガスの車内充満等の危険性もあることから、マフラー付近の除雪を心がけるよう呼びかける。

第 11 節 自衛隊の災害派遣計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

(2) 達成目標

市は、災害応急対策又は災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、平時から防災体制を強化し、災害時の応援又は受入れのための体制を確保する。

(3) 積雪期での対応

市は積雪期において、災害が発生し応援要請を行う場合は、災害派遣部隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

2 自衛隊の災害派遣基準

自衛隊の災害派遣は、次の 3 原則が満たされることが基本となっている。

(1) 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(2) 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

(3) 非代替性の原則

自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

3 自衛隊の災害派遣要請手続及び県、自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 市が実施する手続

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県防災局危機対策課経由で県知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨市の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を県知事に通知する。

(2) 派遣要請事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

※ 口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後 F A X で処理すること。

(3) 県の自衛隊災害派遣担当窓口

担当窓口	新潟県防災局危機対策課災害対策係
住所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
N T T回線	TEL：025-285-5511（代表） 内線 6434・6435・6436 TEL：025-282-1638（直通） FAX：025-282-1640
地域衛星通信ネットワーク	8-40120-（6434・6435・6436） FAX：8-401-881

(4) 自衛隊災害派遣要請窓口

ア 陸上自衛隊

災害派遣要請先	新発田駐屯地司令（第30普通科連隊長）
災害派遣要請連絡窓口	陸上自衛隊第30普通科連隊第3科
住所	〒957-8530 新発田市大手町6丁目4番16号
N T T回線	TEL：0254-22-3151 内線 230、236 FAX：0254-22-3151 FAX切替 内537
地域衛星通信ネットワーク	8-451-30

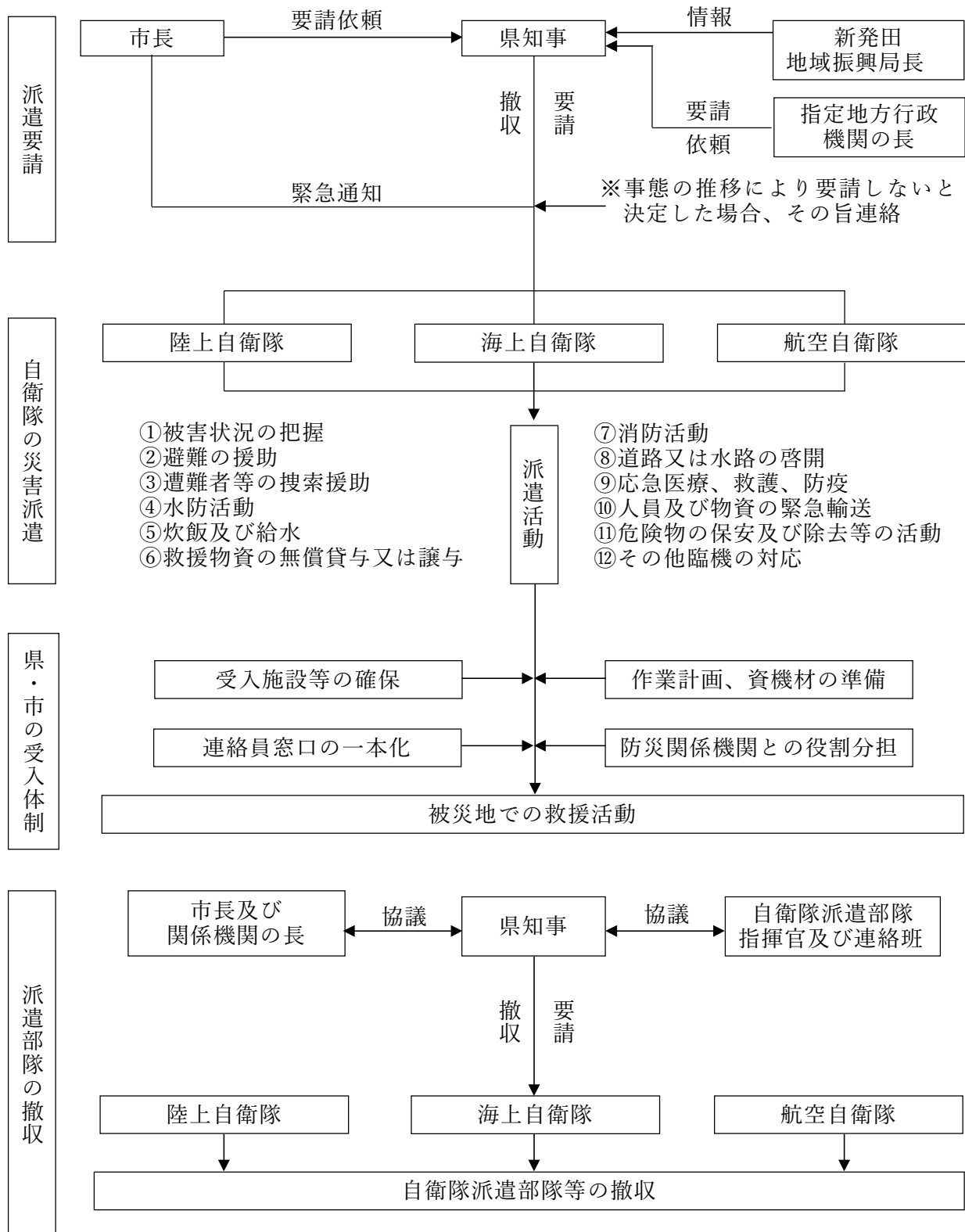
イ 海上自衛隊

災害派遣要請先	舞鶴地方総監
災害派遣要請連絡窓口	海上自衛隊新潟基地分遣隊当直室
住所	〒950-0047 新潟市東区臨海町1番1号
N T T回線	TEL：025-273-7771 内線 431 FAX：025-273-7771 FAX切替
地域衛星通信ネットワーク	8-502-20

ウ 航空自衛隊

災害派遣要請先	航空総隊司令官（偵察機による調査活動） 航空支援集団司令官（輸送機の派遣） 航空救難団司令（救援機の派遣）
災害派遣要請連絡窓口	航空自衛隊新潟救難隊飛行班
住所	〒950-0031 新潟市東区船江町3丁目135
N T T回線	TEL：025-273-9211 内線 218、221 FAX：025-273-9211 FAX切替 内線 227
地域衛星通信ネットワーク	8-503-10

4 自衛隊の災害派遣フロー図



5 自衛隊の災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動内容

救援活動区分	内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合 で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を 援助する。
3 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動 に優先して捜索・救助活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積みみ 等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中 消火が必要場合は、航空機）をもって、消防機関に協力し消 火に当たる。
6 道路又は水路等交通路上 の障害物の除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に 障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置 すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
7 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等 は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援 物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊 急を要する場合）
9 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、 他に適当な手段がない場合）
10 物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関 する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）「防衛省所管に 属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（平成 19 年内閣府令第二号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を 無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
11 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危 険物の保安措置及び除去を行う。
12 その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なも のについて、所要の措置をとる。
13 予防派遣	災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合、そ の被害を未然に防止するための措置を実施する。

(2) 陸・海・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、舟艇、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、 通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

6 自衛隊の災害派遣部隊の受入れ体制

市及び県は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

- (1) 派遣部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画の協議、調整及び資機材の準備
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 作業実施に必要な図面
 - エ 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所
 - オ 派遣部隊との連絡責任、連絡方法及び連絡場所
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等の施設の準備
 - ア 市長は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。
 - (ア) 自衛隊事務室
市災害対策本部設置の施設又は近傍の市施設におく。
 - (イ) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
資料編「ヘリポート」を参照。
 - (ウ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
 - (エ) 宿营地又は宿泊施設
学校施設、公民館等。但し、原則として陸上自衛隊は新発田駐屯地等に駐屯する。
 - イ 県知事は、派遣部隊に対し施設等を確保する。
- (4) 派遣部隊の現地誘導及び市民等への協力要請

7 業務の内容

- (1) 救助、応急復旧、偵察業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	市関係機関
県	1 事前の情報連絡 → 災害派遣要請 2 連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市
防災関係機関	・救助における調整及び情報共有	自治会、市民等

- (2) 給食、医療等民生支援業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・連絡要員等の受入れ、自衛隊通常装備以外の資機材の準備及び受入れ体制整備	自治会、自主防災組織など
県	1 事前の情報連絡 → 災害派遣要請 2 連絡幹部の受入れ	各自衛隊、市
自治会等	・民生支援に対する協力及び各避難所等での協力体制の構築	市民等

8 災害派遣部隊の撤収

知事は、自衛隊災害派遣部隊の撤収要請に当たり民生の安定等に支障がないよう、市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の撤収要請依頼により決定する。

9 救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）は、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

- ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- エ 災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

第 12 節 輸送計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（市、国、県、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート）、物資輸送拠点（広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、総合的・積極的に緊急輸送ができるよう、陸・海・空の交通手段の機能強化を図りつつ、緊急輸送を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にするとともに地域内輸送拠点（資料編に記載）を開設し、県等他機関の協力を得ながら輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- (イ) 地域域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保する。
- (ウ) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

イ 県の責務

- (ア) 道路等の被災情報に基づき、緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- (イ) 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送等の拠点となる広域物資輸送拠点（公共施設、体育館、倉庫等）を確保する。
- (ウ) 広域物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を輸送事業者等と連携して確保する。
- (エ) 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力要請する。
- (オ) 災害発生の初期からヘリコプター等を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- (カ) 離島等において輸送手段の確保が困難な場合は、船舶等による輸送手段を確保する。
- (キ) 災害の規模により、市が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

ウ 新発田警察署の責務

- (ア) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- (イ) 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

エ 輸送関係機関

自動車・海上・漁港運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局及び新潟運輸支局の指導のもと、市・県災害対策本部と連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

オ 輸送施設管理者

道路、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防本部及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して被災地に至る緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

(3) 達成目標

ア 輸送手段の確保

(ア) 車両等の輸送手段は、おおむね 6 時間以内に確保する。

(イ) 避難所への水、食料、生活物資等の供給は、災害救援協定企業から避難所へ直接、配送されるよう調整する。

イ 緊急輸送ネットワークの確保

緊急輸送ネットワークは、おおむね 24 時間以内に確保する。

ウ 輸送活動の優先順位は次のとおりとする。

総括的に 優先されるもの	1 人命の救助及び安全の確保 2 被害の拡大防止 3 災害応急対策の円滑な実施
災害発生直後の 初動期 (第 1 段階)	1 救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 3 被災地外の医療救護機関へ搬送する負傷者及び重傷患者 4 市災害対策本部要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 5 緊急輸送に必要な輸送施設及び物資輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
応急対策活動期 (第 2 段階)	1 第 1 段階の続行 2 食料、水、燃料等生命・生活に必要な物資 3 傷病者及び市外へ退去する被災者 4 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
復旧活動期 (第 3 段階)	1 第 2 段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 生活用品 4 郵便物 5 廃棄物の運搬

(4) 積雪期での対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

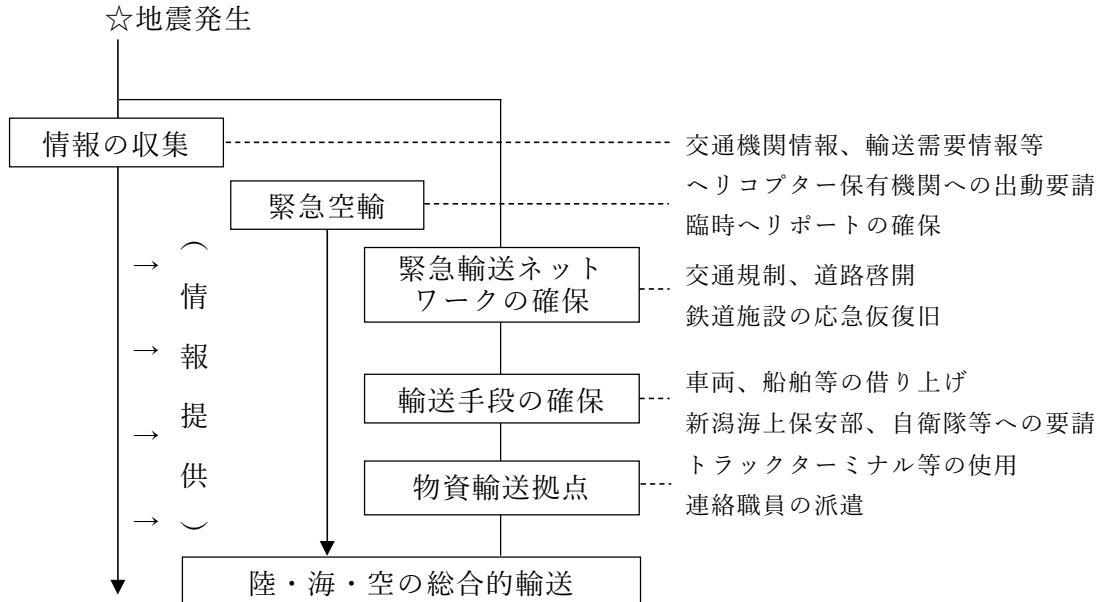
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	市、県	○輸送施設の被災状況 ○交通規制等の状況
市	県	○輸送施設の被災状況 ○臨時ヘリポートの確保状況 ○応援要員及び物資等の輸送需要
県	関係機関	○輸送施設の被災状況(収集した広域的 情報) ○輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○輸送体制確保についての応援の内容 ○輸送施設の被災状況(収集した広域的 情報)
新発田警察署、道路管理者	関係機関、市民	○交通の確保及び交通規制の実施状況 ○渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・発災初期のヘリコプターによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	
県	・緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、	

	応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	・各輸送施設管理者の間で相互に協力し、他の復旧作業に優先して道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
新発田警察署、道路管理者	・緊急輸送路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

ア 緊急輸送道路の指定

(ア) 市は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に災害時緊急輸送道路を指定する。

(イ) 災害時に、緊急性の高い路線から被災後 24 時間及び 72 時間を目標として道路啓開するよう努め、その路線をあらかじめ指定する。

※資料編「緊急輸送ネットワーク計画」（緊急輸送道路 起・終点表（市））を参照

イ 被害情報の収集・伝達

新発田警察署及び道路管理者は、災害発生後直ちに災害緊急輸送道路を主体に被害状況を収集し、速やかに市、県警察本部及び関係機関に伝達する。

ウ 交通規制の実施

市及び新発田警察署は、直ちに道路情報を収集し、緊急輸送道路確保のため、次の措置を行う。

(ア) 市内への車両乗り入れ規制

(イ) 市内の交通規制

(ウ) 広域圏での交通規制

(エ) 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

エ 緊急交通路の啓開

(ア) 市は、新発田警察署、消防本部、自衛隊の協力のもと、建設関係業者等の動員を図り、他の復旧作業に優先して、緊急輸送道路を確保する。

a 道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

b 通行の障害となる路上放置車両の撤去（強制撤去の実施）

c 仮設橋の架橋

d 復旧資材の確保

e 道路除雪（積雪期）

(イ) 市は、国・県道の道路管理者とあらかじめ協議の上、災害発生時の緊急啓開路線及び作業分担等を定める。

(ウ) 輸送経路及び輸送手段の決定

市は、道路の被災状況等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じて新発田警察署及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

(2) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 平時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。	県、災害時相互応援協定締結の他市町村、災害救援協定締結の事業者等

	2 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県等に調達の斡旋を要請する。	
県	・輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。 ・トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送手段を確保する。	北陸信越運輸局、新潟運輸支局、(株)新潟県トラック協会、自衛隊、等防災関係機関

(3) 物資輸送拠点の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる広域物資輸送拠点を確保する。	施設管理者、県倉庫協会
市	・避難所へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資の集積・配送等の拠点となる地域内輸送拠点を確保する。	県、施設管理者

ア 広域物資輸送拠点の機能

(ア) 国、他都道府県及び関係機関等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

(イ) 地域内輸送拠点等への物資の配送

※注 配送にあたっては、輸送車両やヘリコプター等への積み込みを行う。

イ 地域内輸送拠点の機能

(ア) 広域物資輸送拠点等から届く救援物資の一時集積・仕分け・保管

(イ) 避難所等への物資の配送

※注 配送にあたっては、小型車両等への積み込みを行う

ウ 物資輸送拠点の開設に係る市及び県の業務

(ア) 物資輸送拠点の施設管理者との調整

(イ) 物資輸送拠点への職員等の派遣

連絡調整、搬入、仕分け、搬出、管理作業要員や物流事業者等の専門家等

(ウ) 物資輸送拠点への資機材等の配備

(エ) 市と県の災害対策本部との連絡体制の確保

(4) 緊急通行車両の確認

実施主体	対 策	協力依頼先
県、新発田地域振興局	・緊急通行車両の確認（県有車両、県管理施設の災害応急対策を実施する車両、災害応急対策を実施するため県が調達、借上げ等をする車両及び県との災害協定を締結している団体が使用する車両）	
新発田警察署	・緊急通行車両の確認（市、国、公共的団体及びその他の者が所有する車両（県知事が確認する車両以外の車両））	

(5) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県等に応援要請を行う。	県、災害時相互応援協定締結の他市町村、災害救援協定締結の事業者等
県	- 市からの応援要請に基づき、(公社) 県トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 - ヘリコプター、船舶等を集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、航空自衛隊新潟救難隊及び陸上自衛隊、海上自衛隊、第九管区海上保安本部等のヘリコプター、船舶等保有機関に応援を要請する。 - ヘリコプター、船舶等を保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。	(公社)新潟県トラック協会、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、第九管区海上保安本部、他都道府県

(6) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	- 市の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 - 配送、保管にあたり衛生面に配慮する。	県、災害時相互応援協定締結の他市町村、災害救援協定結の事業者等
県	- 県有車両等については、原則として、県災害対策本部が集中管理して運用する。 - 緊急輸送が必要な場合又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプターで空輸する。	陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、北陸信越運輸局新潟運輸支局、第九管区海上保安本部
北陸信越運輸局新潟運輸支局	・災害輸送の必要があると認めるときは、自動車運送業者等の輸送関係機関に対し、輸送力の確保に関しての措置を取るよう指導を行うとともに、県の要請により車両等の斡旋を行う。	
第九管区海上保安本部	・必要に応じ、又は県からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機による緊急輸送を行う。	
自衛隊	・陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊による緊急輸送が必要な場合、第3章第11節「自衛隊の災害派遣計画」により行う。	
消防庁	・県の依頼により、大規模特殊災害時における広域航空消防応援による輸送を行う。	
東京航空局新潟空港事務所	・民間航空機による輸送を必要とする場合は、県の要請により民間航空機の斡旋を行う。	
(公社) 県トラック	・県との協定に基づき、貨物自動車等の供給に協	

協会	力する。	
(㉔) 県バス協会	・県の要請に基づき、人員輸送用のバス等の供給に協力する。	
鉄道事業者	・県の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧資機材等の輸送に協力する。	

5 市の緊急輸送実施体制

(1) 輸送拠点の指定及び確保

市は、緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と効果的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。また、必要に応じ、災害救援協定に基づき、民間施設を活用する。

ア 市指定輸送拠点施設

- (ア) サン・ビレッジしばた
- (イ) 維持管理事務所車庫
- (ウ) その他、必要に応じた市有施設

イ 必要に応じ要請（各災害時協定による手続き）

- (ア) イオンモール新発田店（駐車場）
- (イ) パワーコメリ新発田店（駐車場）
- (ウ) ホームセンタームサシ新発田コモ店（駐車場）

ウ 県指定緊急時輸送施設及び輸送拠点

地区名・施設名	名 称	所在地	ヘリ発着
県施設	新発田地域振興局	新発田市豊町 3-3-2	×
	その他県施設		
港湾・漁港	新潟東港		×
J R ターミナル	新発田駅、中条駅		×
車両ターミナル	新潟運輸(株)新発田支店 東港ターミナル	聖籠町東港 3-6240-42	中
	新潟運輸(株)中条支店 中条ターミナル	胎内市近江新 214-13	中

（注）このほか、必要に応じて近隣市町村に協力を求め、公的施設の提供を受ける。

(2) 輸送拠点の機能

輸送拠点においての業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を活用し次の業務を行う。

ア 他地域からの救援物資（食料、飲料水、生活用品等）の一時集積及び分類

イ 緊急物資の集積及び分類

ウ 配送先別の仕分け

エ 車両、ヘリコプター等への積み替え、配送

(3) 県等への斡旋要請

市は、災害時において必要な車両は市有車両を使用するものとし、不足が生じる場合は、県又は他市町村に対し車両の斡旋を依頼する。

なお、車両の斡旋に当たり、次の事項を明示して要請する。

要請事項

- ア 輸送区間及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量

- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

(4) 燃料の確保

市は、災害時において緊急輸送活動に必要な燃料の調達及び供給は、災害救援協定に基づき、新潟県石油商業組合下越支部新発田支会に依頼し、給油場所を指定し供給する。

(5) 車両による緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規程により、緊急交通路が指定されていない場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

ア 緊急通行車両の確認

市及び公共団体が所有する車両の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、その都度公安委員会（県警察本部交通規制課）、新発田警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があることから、各機関はあらかじめ新発田警察署に手続きを行う。

(ア) 緊急通行車両の申し出は、新発田警察署等に事前に届出るか、又はその都度行う。

(イ) 確認は、新発田警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるため、出動時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。

(ウ) 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し、証明書を携行する。

イ 緊急車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの

(イ) 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

(ウ) 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(オ) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

(キ) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) 上記の他、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの

第 13 節 警備・保安及び交通規制計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

警察本部及び新発田警察署は、平素から国、県及び市並びに防災関係機関・団体と緊密な連携の下に総合的な防災業務の推進に努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに警備体制を確立し、県警察各部門が相互に連携を密にして一体的な災害警備諸対策を実施するものとする。

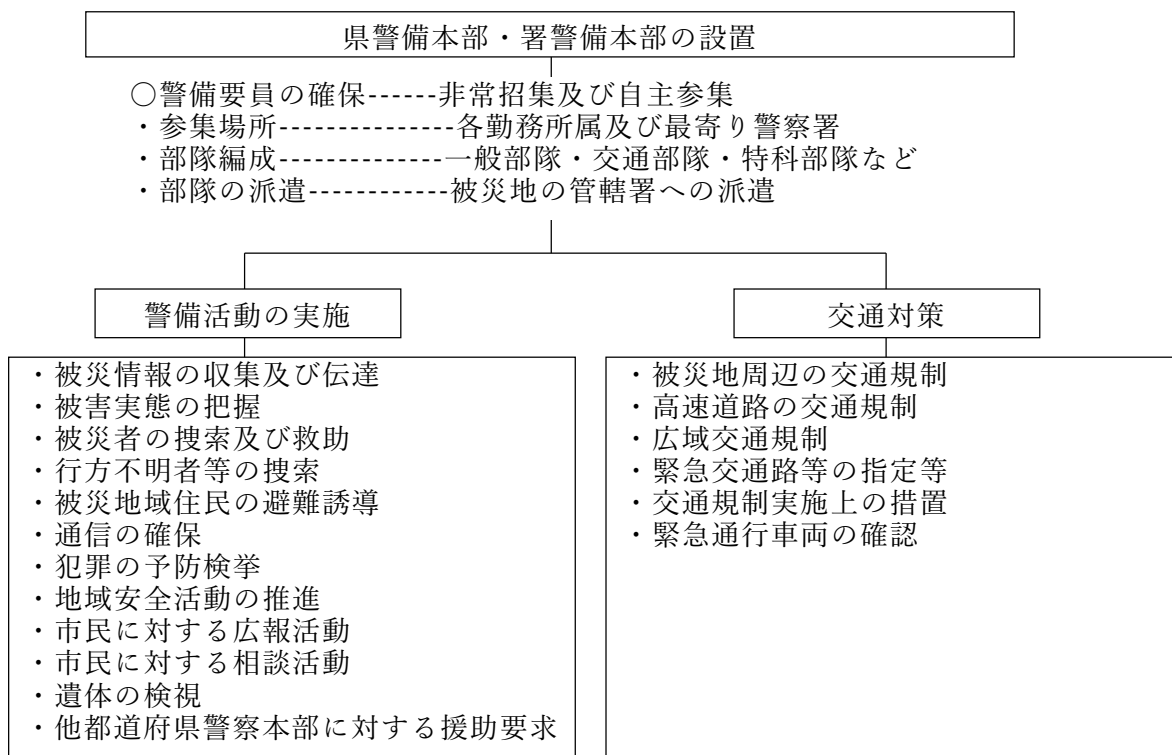
(2) 要配慮者に対する配慮

市民等の避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(3) 積雪期での対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

2 県警察本部における応急対策フロー図



3 大規模災害に備えての措置

警察本部は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行うよう努める。

- (1) 警察施設の耐久性の点検、補強等
- (2) 装備資機材の部隊別必要品目・数量の検討と計画的な設備充実
- (3) 通信施設の防護措置並びに通信資機材の部隊別必要品目・数量の検討及び計画的な整備充実
- (4) 通信指令機能・情報処理機能の防護措置及びバックアップシステムの確保

- (5) 新潟県警察災害警備本部の代替設置施設の確保
- (6) 部隊員用非常用食料及び非常用消耗品の備蓄
- (7) 装備資機材保有業者及びリース業者の把握
- (8) 部隊の宿泊・補給等に必要な施設、敷地及び業者の把握
- (9) 非常時の警察関係車両用燃料及び航空燃料の確保
- (10) 関係機関との連絡体制の整備
- (11) 交通信号機への電源付加装置の設置等電源の確保

4 県警察における警備活動

大規模な災害が発生した場合に次の警備活動を行う。

- (1) 警備体制の確立
 - ア 指揮体制の確立
 - イ 警備要員の確保
- (2) 警備活動の重点
 - ア 情報の収集及び伝達
 - イ 被害実態の把握
 - 市災害対策本部へ連絡員を派遣し、情報の交換に当たる。
- (ア) 初期段階における主な情報収集項目
 - a 津波・火災の発生状況
 - b 死傷者等人的被害の発生状況
 - c 家屋の倒壊等建物被害の発生状況
 - d 住民の避難状況
 - e 主要道路・橋梁及び鉄道の被害状況
 - f 堤防、護岸等の損壊状況
 - g 市・消防本部等の活動状況
 - h 災害拡大の見通し
 - i 危険物貯蔵所及び重要防護施設の被害状況
 - j 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況
- (イ) 初期段階以降における主な情報収集項目
 - a 「初期段階」に掲げる事項
 - b 火災の発生及び被害拡大の原因
 - c 被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し
 - d 市・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況
 - e 被災者の動向
 - f 電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し
 - g 被災地域・避難所等の治安状況及び流言飛語の状況
- ウ 被災者の捜索及び救助

捜索・救助は、火災による類焼危険地域、倒壊家屋の密集地域、学校・病院・デパート・その他多数人の集合する場所、山（崖）崩れによる生き埋め場所等に重点的に、各種救出機材を有効活用し、実施する。負傷者については、応急処置をした後、市、県、消防本部、日本赤十字社等の救護班に引き継ぎ、又は病院に搬送する。

エ 行方不明者等の搜索

大規模災害発生時の混乱の中で予想される事故遭遇者等の行方不明者、迷い子及び迷い人（以下「行方不明者等」という。）の発見、保護、調査等の警察活動を迅速に行うため、次の活動を実施するものとする。

- (ア) 行方不明者等を早期に発見するため、各警備本部及び他都道府県警察本部との連絡に当たるとともに、報道機関の協力を得て積極的に広報を行うこと。
- (イ) 行方不明者等の搜索等に関する相談に応じるため、新発田警察署、主要交番、その他適切な場所に「行方不明者等相談所」を設置すること。
- (ウ) 行方不明者等のうち、保護者その他の引取人がいない者又は判明しない者は、児童相談所、社会福祉事務所又は市等の開設する保護・収容施設に連絡して引き継ぐこと。
- (エ) 行方不明者等について届出を受理した場合は速やかに電算処理を行い、事後の届出、照会及び照合に対応すること。

オ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

(ア) 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条「市町村長の警戒区域の設定」に関し、危険物の爆発、毒物の流出、山（崖）崩れ等のおそれがある場合には、警戒区域を設定して、当該区域への立入禁止、避難等の危険防止措置をとるよう市長に対して通報する。

また、通報するいとまがなく現場の警察官が警戒区域を設定し、立入禁止、退去命令等の措置をとった場合は、直ちに市長に通知する。

(イ) 被災地域住民の避難誘導

- a 市、消防本部、消防団、自主防災組織等関係者等と協力し避難誘導を実施する。
なお、実施に当たっては、本章第8節「住民等避難計画」に基づき実施する。
- b 被災の危険が予想される場合は、市民を早めに避難させること。また、市長と協議の上、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の要配慮者を優先的に避難させること。

多数の市民を避難させる場合には、所要の部隊を配置するとともに、現場広報を積極的に行い、混乱による事件事故の防止を図ること。

- c 駅、学校、病院、福祉施設、その他多数の人が集まる場所における避難は、管理者等の誘導による自主避難を原則とするが、災害の規模・態様により所要の部隊を派遣し、管理者の避難措置に積極的に協力して安全な場所へ誘導する。

カ 通信の確保

キ 犯罪の予防検挙

ク 地域安全活動の推進

- (ア) 被災地域、避難所等に対するパトロールを強化して、被災者から困り事、悩み事等の生の声を聞くなど、幅広い活動を実施して、医療施設等被災住民が望んでいる安全安心情報を収集し「地域安全ニュース」等を発行して幅広く市民に情報を提供する。
- (イ) 危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等被害の有無及び実態、被害拡大のおそれ等を関係機関の協力を得ながら早期に把握し必要な措置をとらせるとともに、状況により所要の部隊を派遣すること。また、漏出が発生した場合は、速やかに警戒区域を設定して立入禁止措置、付近住民の避難措置等を講じること。
- (ウ) 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対しては盗難、紛失等の事故のないよう厳重な保管指導に努めると共に、家屋の倒壊等保管場所が被災した場合には、保管委託又は警察署における一時預かりを依頼するよう指導する。

- (エ) 被災者等からの相談、要望、被災状況及び安否確認などの問い合わせ等については、迅速、適正かつ誠実に対応し、被災者等の不安解消に努める。
- (オ) 自治会等の責任者に対して、地域安全活動の概要を説明して警察活動に対する協力を要請するとともに、防犯、流言飛語の防止等について地域住民への徹底を図るよう要請する。
- (カ) 被災者に対する給食、救援物資等の配分及び市・県、日本赤十字社その他機関が行う緊急物資・救援物資の輸送、遺体処理、医療防疫活動等に対しては、必要によって部隊を派遣する。
- (キ) 事業者に対して、防犯情報の提供及び活動に対する助言により防犯C S R活動を促進するとともに、必要に応じて青色回転灯装備車保有団体に対してパトロールを要請する。

ケ 住民に対する広報活動

コ 相談活動

県警備本部及び署警備本部は、被災者等からの相談、要望、被災状況、安否照会、迷子、行方不明者の照会及び外国人からの照会等の各種問い合わせの相談に応じ、迅速かつ的確な処理に努める。

サ 遺体の検視

災害発生時から検視規則等に基づき遺体の検視を行う。

また、身元不明の遺体は、人相、身体特徴、所持品、着衣等を写真撮影するとともに記録化し、事後の身元確認に備える措置を施し、遺品とともに市に引き継ぐ。

シ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

5 各主体の責務

(1) 市・県

ア 一連の警察活動が迅速・的確に展開できるよう、連絡を密にし、協力を図る。

イ 警察で把握した被害状況、避難の必要性、被災者の動向等の災害情報を積極的に市・県災害対策本部に提供し、情報の共有化を図る。

(2) 消防本部

ア 消火活動及び救急活動に対しては、必要な部隊を派遣して、消防・救急自動車の通行、消火活動のための警戒線設定等に積極的に協力する。

イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の調整を行い、迅速かつ効率的に実施する。

(3) その他関係機関

ア 被災現場における救助・救援活動には関係機関の活動が不可欠であることから、その活動が迅速に行われるよう積極的に協力する。

イ 被災者の捜索・救助活動に当たっては、相互の情報交換を行うとともに、担当区域等の分担及び調整を行い、迅速かつ効率的な活動を実施する。この場合において、警察の活動に関係機関の有する輸送力等が必要な場合には、支援を要請する。

ウ 津波警報が発令された場合には、潮位の変化等の情報提供を要請する。

6 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況を把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。

あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

(1) 情報の収集

下記の道路を確保するため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

ア 緊急交通路の指定等

イ 避難路

ウ 交通規制実施時の迂回路

(2) 交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

ア 被災地周辺の交通規制

新発田警察署は、被災地域に通じる幹線道路の主要交差点に警察官を配置して、緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の被災地への流入を抑制する。

イ 高速道路の交通規制

高速道路の必要な区間を全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、道路管理者と協力して、本線上の車両を聖籠新発田インターチェンジから流出並びに各インターチェンジ等からの車両の流入を禁止する。

ウ 広域交通規制

被災地周辺への流入抑止を広域的に実施するため、主要幹線道路に検問所を設置し広域交通規制を実施する。

(ア) 広域交通規制の対象道路

日本海沿岸東北自動車道、国道7号、国道49号、国道113号

※ただし、上記対象道路の被災状況によっては、他の幹線道路を対象道路に含める場合がある。

(イ) 検問所の設置

エ 緊急交通路等の指定

(3) 交通規制実施上の措置

ア 交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

イ 主要交差点对策

停電等により主要交差点の信号機が作動しない場合は、速やかに電源確保等の必要な措置を講ずるとともに、復旧までの間、警察官等による交通整理を実施する。

(4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

ア 緊急通行車両の対象

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関するもの

(ウ) 被災者の救護、救助その他の保護に関するもの

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの

(カ) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

(ク) 緊急輸送の確保に関するもの

(ケ) その他災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関するもの

イ 規制除外車両の対象

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、次の業務に従事する車両を対象とする。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両は規制除外車両であるが、確認標章の交付はしないことから確認の対象には含まない。

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

（被災地における交通容量の復旧に応じて、前記(ア)～(エ)以外にも対象の範囲を拡大する場合があります。）

ウ 確認手続等の実施者

確認者	確認車両	申請受付及び確認場所
県公安委員会	・市及び国、公共的団体及びその他の者が所有する車両	・県警本部交通規制課 ・新発田警察署 ・交通検問所 ※交通検問は、原則、事前届出済証携帯車両のみ
県知事	・県有車両 ・県管理施設の災害応急対策を実施する車両 ・災害応急対応を実施するため県が調達、借上等をする車両 ・県との災害協定を締結している団体が使用する車両	・県防災局危機対策課 ・新発田地域振興局

エ 確認手続等の実施要領

(ア) 緊急通行車両の確認手続

(イ) 規制除外車両の確認手続等

7 運転者のとるべき措置

新発田警察署は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

(1) 車両を運転中である場合には、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。

イ 停車後はカーラジオやSNS等により災害に関する情報を収集し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

- (2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。
 - ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
 - イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。
- (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る場合は次の措置をとること。
 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - (ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - (イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場合
 - イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。（その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。）

8 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。

9 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第 14 節 海上における災害応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

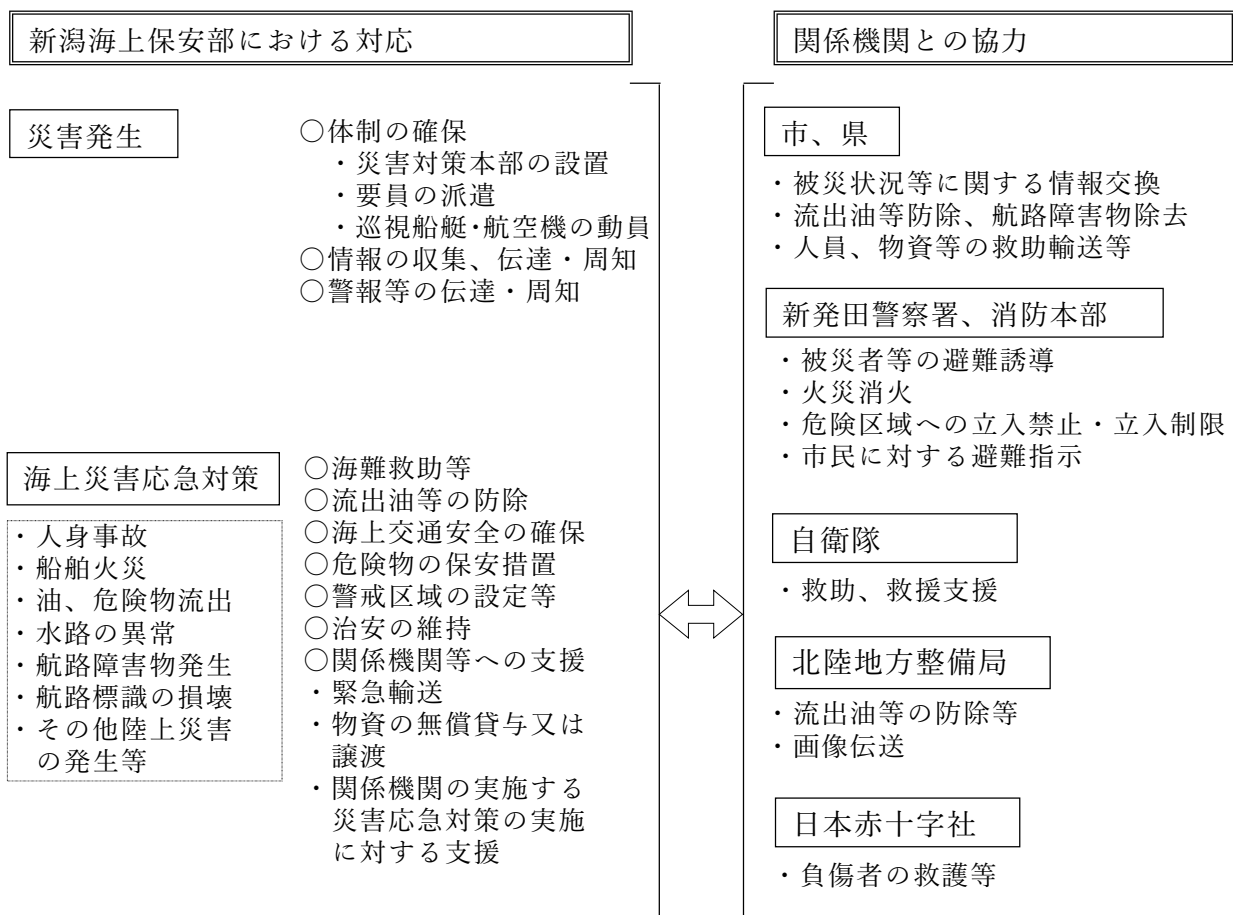
大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、大量の油及び有害液体物質等の流出、沿岸及び海上における火災の発生等甚大な海上災害の発生が予想される。

これら地震による大規模な海上災害に対して迅速かつ的確に対処するため、新潟海上保安部は、必要に応じて対策本部を設置するとともに、関係機関との協力体制を構築し、効果的な災害応急対策を行う。

(2) 達成目標

市は、新潟海上保安部及び県と連携し、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行い、負傷者、被災者等の避難誘導、救助に当たる。

2 新潟海上保安部における応急対策フロー図



3 新潟海上保安部における地震・津波発生時の対応

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

(1) 体制の確保

- ア 対策本部の設置
- イ 要員の派遣

ウ 巡視船艇・航空機の動員

- (2) 情報の収集及び伝達・周知
- (3) 船舶等への津波警報等の伝達・周知

4 新潟海上保安部における海上災害応急対策

新潟海上保安部は、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 海難救助等
- (2) 流出油等の防除
- (3) 海上交通安全の確保
- (4) 危険物の保安措置
- (5) 警戒区域の設定等

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに市長にその旨を通知する。

- (6) 海上における治安の維持

5 新潟海上保安部から関係機関等への支援

新潟計上保安部は、次に掲げる措置を行う。

- (1) 緊急輸送
負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。
- (2) 物資の無償貸付け又は譲与
- (3) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

6 関係機関との協力

地震、津波等による海上災害に対処するため、新潟海上保安部、県、市、新発田警察署、消防本部、自衛隊等はそれぞれの活動状況を相互に把握するとともに、相互に協力し災害応急活動を効果的に行う。

- (1) 市・県
 - ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行う。
 - イ 漁港管理者は関係機関と協力し、漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等に当たる。
 - ウ 新潟海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請する。
 - エ 新潟海上保安部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、自衛隊に対し支援を要請する。
- (2) 新発田警察署
 - ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
 - イ 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
 - ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。

(3) 消防本部

- ア 関係機関と共に、負傷者、被災者等の避難誘導及び救助に当たる。
- イ 初期消火及び延焼の防止に当たっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送及び負傷者の救急措置を行う。
- エ 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒に当たる。
- オ 関係機関の協力を得て、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

(4) 自衛隊

- ア 新潟海上保安部及び県、市からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。
- イ 被災者の捜索及び救助活動に当たっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

(5) 北陸地方整備局

- ア 関係機関と連携し、流出油の防除等災害応急対策に協力する。
- イ 新潟海上保安部等が撮影した画像情報の関係機関への伝送等について協力する。

(6) 日本赤十字社新潟県支部

- 関係機関と連携し、負傷者の救護に当たる。

第 15 節 消火活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

家屋等の倒壊等による同時多発火災に対し、市民等の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) 各主体の責務

ア 市民等の責務

市民等（各家庭、企業・事業所等、学校）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部に通報しなければならない。

イ 消防団の責務

消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

ウ 消防本部の責務

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

エ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防事務組合消防本部）以下この節において「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、被災地消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

オ 県の責務

県は、地震により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(3) 達成目標

発生した火災に対し、市民等の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速・効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

(4) 要配慮者に対する配慮

地域住民、自治会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、避難行動要支援者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保しつつ、初期消火に努める。

(5) 積雪期での対応

ア 市民の対応

(ア) 消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

(イ) 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

イ 消防機関の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(6) 惨事ストレス対策

ア 消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

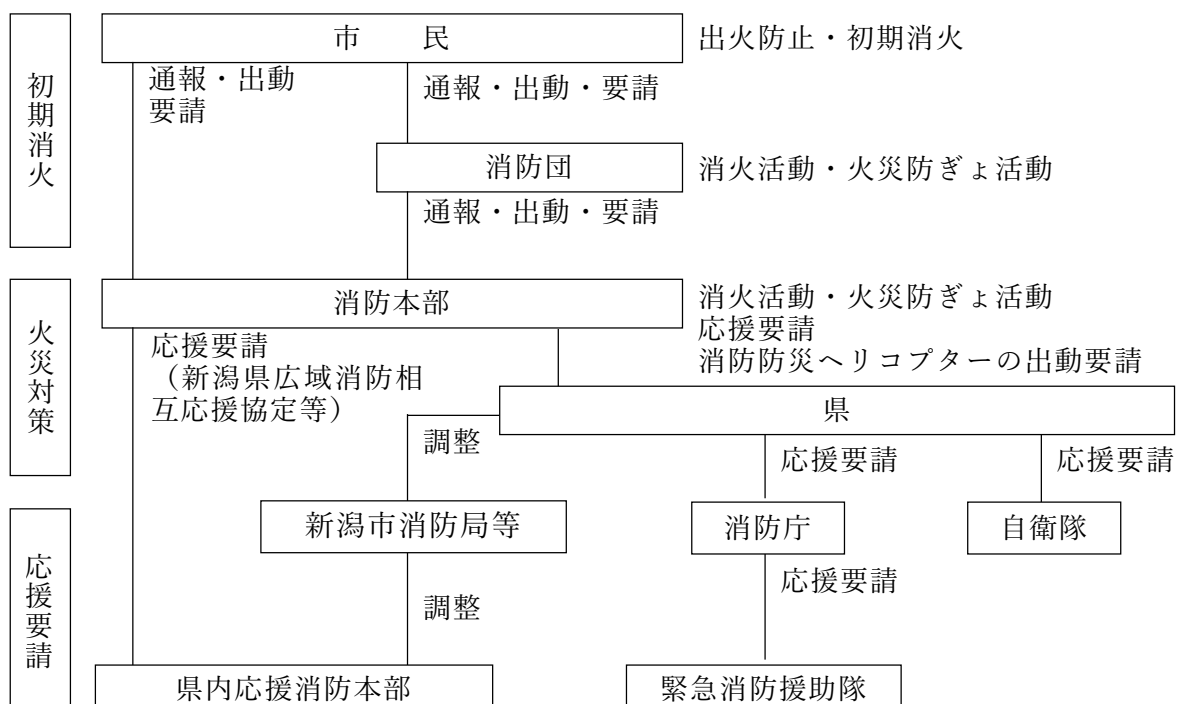
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民	消防本部	○出火・延焼の通報
消防本部、消防団	市、消防団	○出火・延焼等被害状況・消火活動・応援要請
市、消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)、県	○出火・延焼等被害状況、消火活動・応援要請(県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊)
県	消防庁、自衛隊	○出火・延焼等被害状況・消火活動・緊急消防援助隊要請・自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市、消防本部、消防団	市民等	○出火・延焼等被害状況・避難・消火活動
被災地外消防本部又は地域代表消防本部(大規模火災の場合)	市、県、消防本部	○県内広域消防応援部隊出動
県	市、消防本部	○緊急消防援助隊応援出動
消防庁、自衛隊	県	○自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	・市民等（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震が発生した場合は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。 - ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。 - イ 電気のブレーカーを切るとともに、ガスの元栓を閉めるなど、ライフライン復旧時における通電火災などの二次災害の防止に努める。 - ウ 出火した場合は、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。 - エ 消防本部等へ迅速に火災発生を通報する。	消防本部、市（消防団）
自主防災組織	・地域、職場等の自主防災組織は、自らの身の安全が確保できる範囲内で、消防本部・消防団の到着までの間、極力自力消火及び救助活動を行う。	消防本部、市（消防団）
消防団	・消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 - ア 消防団の参集 - 参集の必要な火災を覚知した場合は、速やかに所属分団部へ参集し、消防資機材等を準備する。 - イ 初期消火の広報 - 出動に際しては、市民に対し拡声器等により延焼への警戒を呼びかける。 - ウ 情報の収集、伝達 - 現地の火災状況等を消防署所へ電話、無線等により連絡する。 - エ 消火活動 - 消防部隊が到着するまでの間、市民、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動に当たる。消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。	消防本部
電力会社	・通電火災を防止するため、住居内へ通電を再開する際に住居者等の立ち会いの上通電する。	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
消防本部	・ 消防本部は、火災が発生した場合、消防団等とともに適切な消火活動を行う。 - ア 消防職員の招集 - 火災警報発令時等における電話等を用いた消防職員の招集方法等にもとづき、火災防ぎょ活動に必要な消防職員の迅速な参集を図る。 - イ 火災情報の収集 119番通報、駆けつけ通報、職員の参集途上の情報、消防団・自主防災組織等による無線・電話等による情報、下越森林管理者等からの情報を収集する。 - ウ 緊急車両等の通行路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて警察に対して交通規制及び道路管理者に対して道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 - エ 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災規模に比べ消防力が劣勢であり、大部分の延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路確保の消防活動を行う。 (ウ) 指定避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を行う。 - オ 消防水利の確保 - 消防機関は、あらかじめ作成した水利マップ等により、火災現場の状況に応じた迅速・的確な消防水利の確保を図る。	消防団、県警察、道路管理者
消防団	・ 消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に、「新発田市消防団の運営に関する規定」	消防本部

実施主体	対 策	協力依頼先
	及び「新発田市消防団災害時活動マニュアル」により火災防ぎょ活動に当たる。	
県	・県は、地震により大規模な火災が発生した場合、県警察及び消防防災ヘリコプターのテレビ電送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関に情報提供するとともに、総合調整を行う。消防防災ヘリコプターは、市長の要請に応じて消防活動等を行う。	県警察
新潟海上保安部	・海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内等で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防本部、消防団とともに速やかに消火活動を行う。	消防本部、消防団

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもって消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請依頼を行い、必要な消火体制を確保する。	県、自衛隊
消防本部	1 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。 2 消防本部は、上記1によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。 3 消防本部は、上記1、2の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	隣接消防本部、新潟市消防局、県等
新潟市消防局等	1 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む。）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 2 上記1による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 3 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派	県、消防庁、県内消防本部

実施主体	対 策	協力依頼先
	遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	
県	1 県は、被災地状況や消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び受援に備える。 2 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合、又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 3 新潟県消防防災航空隊は上記1において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 4 県は、市、消防本部からの要請があった場合、又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。 5 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。 自衛隊が消火活動を実施するために必要な、空中消火用資機材等の準備、関係者への協力依頼等を行う。	新潟市消防局等、 県内消防本部、消防庁、第九管区海上保安本部、自衛隊 空中消火用バケツ 依頼先 長野県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県

第 16 節 救急・救助活動計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した市民等に対し、市、県、県警察、消防本部・消防団、自主防災組織、市民等及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して、救急・救助活動を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民等の責務

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防本部等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動に当たる。

イ 市の責務

市は、直ちに市医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

ウ 市及び消防本部の責務

市及び消防本部は、管内の消防力等に対応できない場合は、消防本部を通じて必要に応じ新潟県広域消防相互応援協定及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに市・県地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

エ 消防本部及び消防団の責務

(ア) 直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。

(イ) 救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での市民等の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

オ 新潟県代表消防機関である新潟市消防局（（代表代行：長岡市消防本部及び上越地域消防事務組合消防本部）以下「新潟市消防局等」という。）の責務

広域消防応援の必要がある場合は、消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

カ 県警察本部の責務

(ア) 市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救出・救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察災害派遣隊を要請する等、必要な救出・救助体制を迅速に確立する。

キ 県の責務

(ア) 県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。
また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ク 県及び県警察本部の責務

県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター保有機関（他都道府県、消防機関、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急・救助活動の支援・調整を行う。

ケ 災害派遣医療チーム（新潟DMA T）の責務

県等からの要請または自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のDMA Tの移動、患者の搬送等に活用することができる。

(3) 達成目標

ア 市民等又は自治会、自主防災組織等により迅速な初動対応ができる。

イ 消防職員及び消防団員による救助隊等が迅速に活動を実施できる。

ウ 新潟DMA T、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当が実施できる。

エ 市及び消防本部並びに県が他機関等への応援要請を行い、迅速に必要な救急・救助体制を確立する。

オ ヘリコプター保有機関の相互協力により、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施できる。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 地域住民、市及び消防本部等は、避難行動要支援者の適切な安否確認を行い、救急・救助活動を速やかに実施する。

イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(5) 積雪期での対応

積雪期における救急・救助活動については、地元消防団、自治会、自主防災組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、新発田警察署、消防本部は地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

(6) 惨事ストレス対策

ア 救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ 消防本部においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
市民等、消防団、自主防災組織など	消防本部、新発田警察署 ○被災状況 ○救急・救助要請
消防本部、新発田警察署	県、県警察本部 ○救急・救助、応援 ○ヘリコプターの要請
県、県警察本部	消防庁、警察庁など ○広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、県警察本部 ○広域応援出動
県、県警察本部	消防本部、新発田警察署 ○救急・救助、応援 ○ヘリコプターの出動
消防本部、新発田警察署	市民等、消防団、自主防災組織など ○救急・救助活動

3 業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

市民、市、消防本部、消防団、県、新発田警察署等、地域における初動対応



消防本部、新発田警察署等の救急・救助隊等による救急・救助



新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護



県警察ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整



航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

4 業務の内容

(1) 市民等、市、消防本部、消防団、新発田警察署等における初動活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市民等、自主防災組織等	1 救助すべき者を発見した者は、直ちに消防本部等関係機関に通報する。 2 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両に協力を依頼し、当該車両の運行者はこれに協力する。 3 災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限り協力する。	消防署(所)、県警察、消防団、自主防災組織、市、県等
市、消防本部	・消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。	消防団、県、市、県警察等
消防団	・消防団員は、直ちに自発的に参集し、指揮者は救助隊を編成し、市民等の協力を得て初動時の救急・救助を実施する。	消防署(所)、県警察、市、市民、自主防災組織等
県、新発田警察署	・県(防災局、福祉保健部及び新発田警察署)は、市、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。	市、消防本部、防災関係機関

(2) 消防本部、新発田警察署等の救急救助隊による救急・救助

実施主体	対 策	要請等連絡先
消防本部	1 消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 2 消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急・救助体制を確立する。	消防団、県、県警察

実施主体	対 策	要請等連絡先
	3 出動対象の選定と優先順位の設定、現地での市民等の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。 4 必要に応じ、県警察に救急・救助活動の応援を要請する。	
新発田警察署	・新発田警察署は、市から救出・救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。	

(3) 救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	1 市医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護に当たる。また、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。 2 負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や市の開設した救護所等、現地で行う。 3 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	市医師会、医療機関、医療資器材業者、県警察、県
消防本部	・広域災害救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政機関・医療機関・消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県地域医療政策課、医療機関、医師会等
新潟DMAT	1 被災地内のDMATに関する指揮及び関係機関との調整等（本部活動）を行う。 2 消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 3 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（地域内搬送）を行う。 4 被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長（県立新発田病院））の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。 5 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県、消防本部

(4) 県警察ヘリコプター、県消防防災ヘリコプター等による救急・救助活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市、消防本部、医療機関、その他	・市、消防本部、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは県消防防災ヘリコプターや県警察ヘリコプター等	県、県警察

実施主体	対 策	要請等連絡先
	による搬送を要請する。ただし、医療機関等その他関係機関は、止むを得ない場合を除き、原則として、消防本部、新発田警察署等を通じて要請する。	
県、県警察	1 県及び県警察は、市、消防本部からの要請があった場合、又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。 2 ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部航空運用調整班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。	県、新発田警察署等

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	要請等連絡先
市、消防本部、医療機関、その他	・市、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	・県は、市等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。	新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）
新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）	・新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、県からの出動指示又は市等からの派遣要請があった場合又は出動指示等がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	要請等連絡先
市	・市は、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	県（防災局）、自衛隊
消防本部	1 消防本部は、管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。 2 消防本部は、上記1によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れる。	隣接消防本部、新潟市消防局（各地区代表消防本部）、新潟市消防局、県等

実施主体	対 策	要請等連絡先
	3 消防本部は、上記1・2の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。	
新潟市消防局等	1 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡（消防本部からの事前情報を含む）が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整・対応を行う。 2 上記1による要請又は要請の可能性の連絡があった場合、新潟市消防局等は、緊急消防援助隊の応援要請についても県（災害対策本部統括調整部救援救助班又は防災局消防課又は危機対策課）と協議を開始するとともに、必要に応じて職員を県に派遣する。 3 緊急消防援助隊の要請又は要請の可能性が生じた場合、新潟市消防局等は直ちに職員を県に派遣し、消防応援活動調整本部の設置の支援等を行う。	県、消防庁、県内消防本部
県	1 県は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請が行われ、新潟市消防局内に応援調整本部が設置された場合は、職員を派遣する。 2 県は、被災地状況や消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請と受援の準備をする。 3 県は、市から緊急消防援助隊の応援要請を受けた場合又は要請に備える必要がある場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防応援活動調整本部を県災害対策本部統括調整部又は防災局消防課に設置する。 4 県消防防災航空隊は上記2において、緊急消防援助隊航空部隊に関する事項を所管する。 5 県は、消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、消防庁長官に緊急消防援助隊を要請する。 6 県は、市の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急・救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請及び第九管区海上保安本部に救援要請を行い、必要な救急・救助体制を確保する。	新潟市消防局等、県内消防本部、消防庁、第九管区海上保安本部、自衛隊
県警察本部	・ 県警察本部は、災害の規模が大きく、県内部隊	警察庁、関東管区

実施主体	対 策	要請等連絡先
	では対処できず、警察庁、関東管区警察局又は他の都道府県警察に対し、援助要求を行う必要があると認められる場合は、公安委員会の承認を受け、援助の要求に係る手続きを行い必要な体制を確保する。	警察庁、他都道府県警察

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	要請等連絡先
市、消防本部	・市及び消防本部は、県内広域消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急・救助活動に当たる。	
県	1 救急・救助活動に係る総合調整は、県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、消防応援活動調整本部、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施する。 2 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の調整を行い、必要に応じ、消防機関とDMATの連携体制を確立する。 3 県（福祉保健部）は、広域災害救急医療情報システム等により、救急医療機関の情報を収集して情報を提供するとともに、医療従事者及び医療資器材等の確保を行い、円滑な救急活動の実施を図る。	消防庁、新潟市消防局等、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部
県警察	・県、消防本部等と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の円滑な救出・救助活動の実施を図る。	
市、消防本部、緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部、ドクターヘリ基地病院、他県のドクターヘリ、新潟DMAT	・災害現場で活動する関係機関の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。	

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	要請等連絡先
市、消防本部	・市及び消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は新発田警察署等に要請を行う。	県、県警察
県	1 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプター	

実施主体	対 策	要請等連絡先
	の活動は、新潟県消防防災航空隊が消防応援活動調整本部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。 2 県災害対策本部統括調整部は、航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運航に努める。 3 県災害対策本部統括調整部は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 4 県災害対策本部保健医療教育部はドクターヘリの活動及び動態情報を把握し、統括調整部と連携して効率的かつ安全な運航に努める。 5 ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。	
緊急消防援助隊、県警察、自衛隊、第九管区海上保安本部、ドクターヘリ基地病院、他県のドクターヘリ	・ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。	

第 17 節 医療救護活動計画

1 計画の方針

(1) 基本計画

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制のもと、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護活動を行うものとする。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、発災直後に医療機関等から必要な情報収集を行う。
- (イ) 県と情報を共有し、市民等の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。
- (ウ) 災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動を実施する必要があると認めたときは、医師会に対し、医療救護活動の協力を要請するものとする。

イ 県の責務

- (ア) 県は、新潟大学医歯学総合病院等関係機関と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院等関係機関が透析医療機関の患者受入を調整する。
- (イ) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。
- (ウ) 県は、県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣に関する調整を依頼する。

ウ 市及び県の責務

県災害ボランティア支援センターと情報を共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

エ 新発田保健所の責務

新発田保健所は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため、県災害保健対策現地本部を設置する。

オ 医療機関等の責務

- (ア) 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。
- (イ) 災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院（県立新発田病院））は、後方病院として主に被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。
- (ウ) 新潟DMA T指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (エ) 新潟DPAT登録医療機関は、県からの要請により、DPATを派遣し、被災地域の医療提供体制を支援する。
- (オ) 新潟県看護協会は、県からの要請により、災害支援ナースの派遣を調整し、被災地域の医療提供体制を支援する。

- (カ) ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。
- (キ) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。
- (ク) 県立新発田病院等の拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

カ 医師会の責務

災害時における医療救護活動に関する協定に基づき、市からの要請があった場合は、直ちに医療救護班を派遣し医療救護活動を実施するものとする。

(3) 活動の調整（主に県が行う）

ア 県災害対策本部

県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、医療関係団体（新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県栄養士会、新潟県災害リハビリテーション連絡協議会等）、新潟DMAT、新潟DPAT、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と、被災地域における医療ニーズなどの情報を共有した上で、救護班の派遣調整等の医療救護活動の調整を行う。

イ DMAT

県は災害時に、参集したDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT新潟県調整本部のほか、必要に応じてDMAT活動拠点本部等を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DMAT新潟県調整本部	県災害対策本部	1 県内で活動する全DMATの指揮調整、DMAT新潟県調整本部以外の各DMAT本部の設置、指揮調整 2 県災害対策本部及び消防等の関係機関との連携・連絡及び調整
DMAT活動拠点本部	参集拠点となる災害拠点病院（県立新発田病院）	1 参集したDMATの指揮調整、DMATに病院支援、現場活動、地域医療搬送等の役割付与 2 消防等の関係機関との連携及び調整
DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所	DMATが複数活動する病院（県立新発田病院等）、現場	1 病院支援活動、現場活動するDMATの指揮調整 2 トリアージ、搬送、緊急治療の役割付与
DMAT・SCU指揮所	被災地内のSCU	1 SCU、航空機内で活動するDMATの指揮調整 2 搬入担当、診療担当などの役割を付与

ウ DPAT

災害時に、参集したDPATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DPAT調整本部のほか、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
DPAT調整本部	県災害対策本部	1 全DPATの指揮調整、拠点本部を指

		揮 2 県災害対策本部及びD P A T事務局等の関連機関との連携・連絡及び調整
D P A T活動拠点本部	活動フェーズに応じ、適切な場所に設置	1 D P A T調整本部、保健所等との連携及び調整 2 参集したD P A Tの指揮調整

エ 災害医療コーディネーター

県は、被災地での医療救護の窓口となり、医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、新発田保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院（県立新発田病院）、市、新発田保健所及び県地域医療政策課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネートチームとしてコーディネーターを支援する。

オ D H E A T構成員

医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、県保健医療教育部（保険医療調整班）及び新発田保健所を補助する。

(4) 達成目標

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な情報の共有と協力体制により、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護活動を行う。

(5) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	新発田保健所	○県救護センター設置要請 ○県医療救護班等派遣要請
	医師会	○協定に基づく医療救護活動要請
市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）	県地域医療政策課	○新潟D M A T派遣要請
市、医療機関	県障害福祉課	○新潟D P A T派遣要請
市、医療機関	県医師・看護職員確保対策課	○災害支援ナース派遣要請
市、消防本部、医療機関	県地域医療政策課	○ドクターヘリ派遣要請
病院、透析実施機関	県地域医療政策課	○被災状況 ○診療可否 ○患者転送要請 ○受入患者数 ○医療スタッフ要請・提供
診療所（透析実施期間を除く）	新発田保健所	
新発田保健所	県地域医療政策課	○診療所の被災状況等 ○救護センター開設 ○県医療救護班等派遣要請

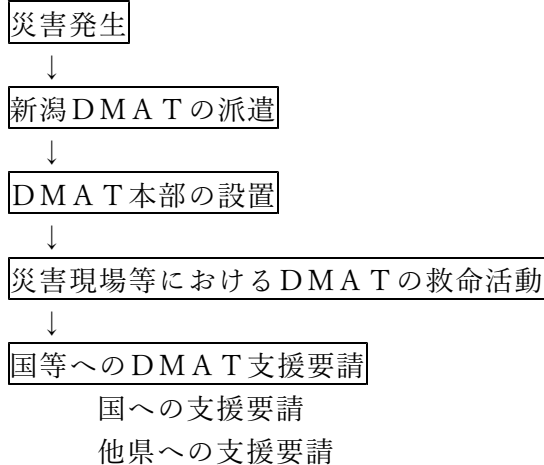
災害医療コーディネーターチーム	災害医療コーディネーター	○被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県地域医療政策課	○県医療救護班等の派遣要請
県地域医療政策課	厚生労働省、他の都道府県	○県外DMATの派遣要請 ○医療救護に関する応援要請
県障害福祉課	厚生労働省、他の都道府県	○県外DPATの派遣要請
県医師・看護職員確保対策課	厚生労働省、他の都道府県	○県外災害支援ナースの派遣要請
県福祉保健総務課	厚生労働省、DHEATの派遣が可能な県等	○DHEAT応援派遣の調整依頼 ○DHEAT応援要請

(2) 被災地へ

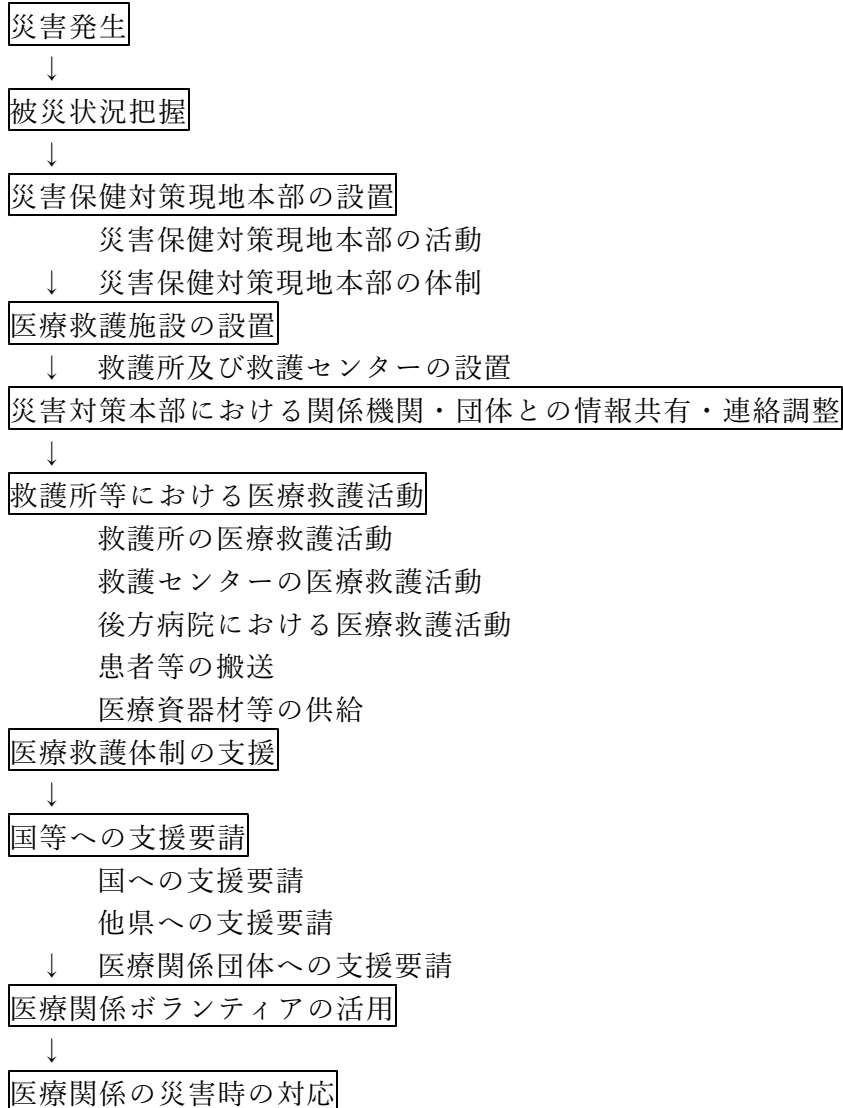
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県地域医療政策課	市、代表消防本部（新潟市消防局）、災害拠点病院（県立新発田病院）	○新潟DMATの派遣
県地域医療政策課	市、消防本部、医療機関	○ドクターヘリの派遣
新発田保健所	市	○県救護センター設置 ○県医療救護班等派遣
医師会		○協定に基づく医療救護班派遣
県地域医療政策課	新発田保健所	○病院、透析実施機関の被災状況等 ○救護センター開設指示 ○新潟DMAT、医療救護班等派遣
県障害福祉課	医療機関、保健所、市	○新潟DPATの派遣
県医師・看護職員確保対策課	市、保健所、医療機関	○災害支援ナースの派遣
他の都道府県、厚生労働省	県地域医療政策課 県障害福祉課 県医師・看護職員確保対策課	○県外DMATの派遣 ○県外DPATの派遣 ○災害支援ナースの派遣 ○医療救護に関する応援
厚生労働省、DHEATの派遣が可能な県等	県福祉保健総務課	○DHEAT応援派遣の調整結果 ○DHEAT応援派遣

3 業務の体系

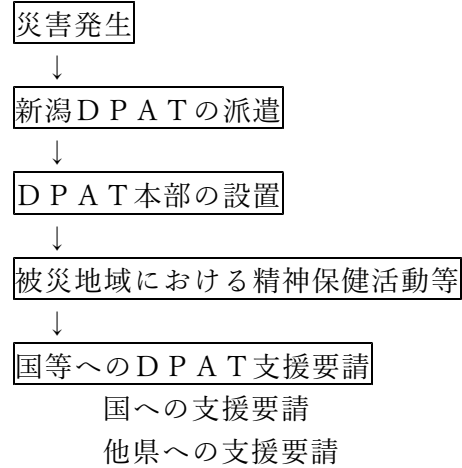
(1) DMA T関係



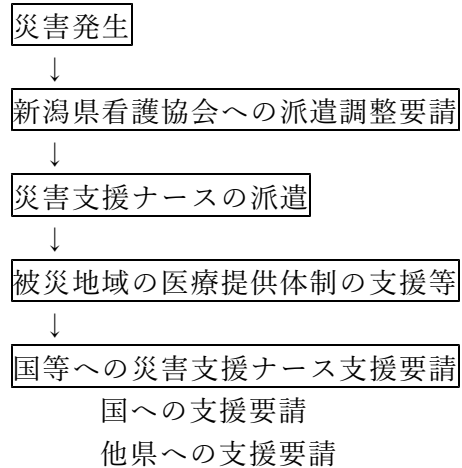
(2) 医療救護活動（DMA Tを除く）



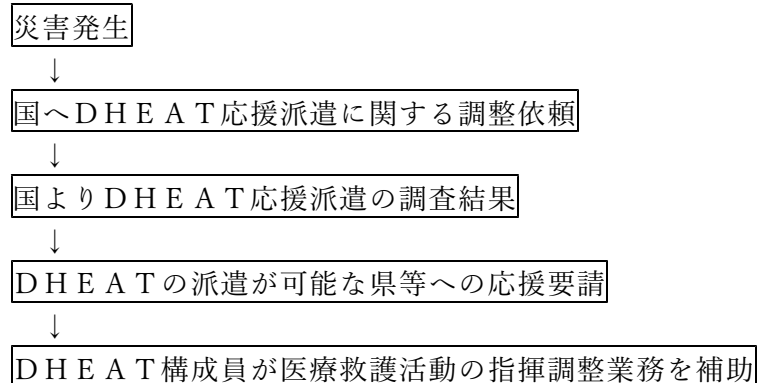
(3) D P A T 関係



(4) 災害支援ナース関係



(5) D H E A T 関係



4 業務の内容

(1) D M A T 関係

ア 新潟D M A T の派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	・市、消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟D M A T 指定医療機関に対し新潟D M A T の派遣を要請する。	新潟D M A T 指定医療機関（県立新発田病院）

新潟DMA T指定医療機関（県立新発田病院）	・県からの要請又は自らの判断により、新潟DMA Tを派遣する。	

イ DMA T本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課	・県内で活動する全てのDMA Tを指揮するDMA T新潟県調整本部を設置する。	新潟DMA T指定医療機関（県立新発田病院）
新潟DMA T指定医療機関	・必要に応じてDMA T活動拠点本部、DMA T病院支援指揮所、DMA T現場活動指揮所を設置する。	災害拠点病院（県立新発田病院）

ウ 災害現場等におけるDMA Tの救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟DMA T	1 被災地内のDMA Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 2 消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） 3 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（地域医療搬送） 4 被災地内で支援が必要な病院の長（主に県立新発田病院）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援） 5 被災地内外を問わず、ヘリコプター、救急車等による患者搬送及び搬送中における診療等の実施（地域医療搬送） 6 自衛隊機等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する間における診療等の実施（広域医療搬送）	県、厚生労働省、消防機関

エ 国等へのDMA T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県立新発田病院（最大拠点病院）、新潟DMA T	・県立新発田病院又は新潟DMA Tは、被災状況等により、県に対し県外DMA Tの派遣を要請する。	県地域医療政策課
県地域医療政策課	・県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外DMA Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(2) 医療救護活動関係（DMA T関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
県地域医療政策課、新潟大学医歯学総合病院等関係機関	・病院及び透析実施機関について以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況（人工透析実施機関については、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み） エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	病院、透析実施機関
新発田保健所	・診療所（透析実施機関を除く。）について、以下の情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）
県地域医療政策課	1 救護所の設置状況 2 救護所及び医療機関への交通	市

イ 災害保健対策現地本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
新発田保健所	1 県災害保健対策現地本部の体制 ア 県災害保健対策現地本部の体制等は保健所長が定める。 イ 県災害保健対策現地本部には、医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集及び伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 2 県災害保健対策現地本部の活動 ア 保健所の行う災害対策に係る情報の収集・発信、連絡、調整、指導及び支援 イ 市との連絡を確保するための市災害対策本部への保健所職員の派遣 ウ 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	市

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	市医師会、市歯科医師会
新発田保健所	・医療救護活動が長期間に及ぶと見込まれる場	市医師会、市歯科

	合などに、新発田保健所に救護センターを設置する。	医師会

エ 救護所等における医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕を伴う医療救護活動） イ 災害拠点病院等への移送手配 ウ 医療救護活動の記録 エ 死亡の確認 オ 救護所の患者収容状況等の活動状況報告 2 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	市医師会、市歯科医師会
	3 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	
新発田保健所	・設置した県救護センターにおいて、一般医療及び歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。 ア 精神科患者の治療 イ 避難所への巡回診療及び相談 ウ 精神科医療機関への移送手配	市医師会、市歯科医師会
県地域医療政策課	1 ドクターヘリの派遣等 災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。 2 医療資器材等の供給 ア 災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配付、服薬指導等を行うため、県薬剤師会と連携し、市災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。	

実施主体	対 策	協力依頼先
	イ 市、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、日本産業・医療ガス協会関東地域本部、県薬剤師会、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合へ供給を要請し確保する。 ウ 県は、医療機関から輸血用血液等血液製剤の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。 3 医療救護班等の派遣 県医療救護班及び県歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。	
災害拠点病院（県立新発田病院）	・災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ イ 医療救護班の派遣等	県地域医療政策課
県医療救護班等	・医療救護活動に必要な医療資器材を携行し、その補充は県に要請する。	県地域医療政策課

オ 国等への支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・市医師会又は市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	市医師会、市歯科医師会
県地域医療政策課	・被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。 ア 厚生労働省への支援要請 厚生労働省に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。 イ 他都道府県への支援要請 災害協定を締結している隣接県等に対し、医療救護活動の支援を要請する。 ウ 医療関係団体への支援要請 (ア) 県医師会への支援要請 協定に基づき県医師会に対し、医療救護活動の支援を要請する。 (イ) 県歯科医師会への支援要請 協定に基づき県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	厚生労働省、他都道府県、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社新潟県支部

実施主体	対 策	協力依頼先
	(ウ) 日本赤十字社新潟県支部への支援要請契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。	
県	・被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
新発田保健所	・市医師会又は市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	市医師会、市歯科医師会
県医師会	1 県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2 市医師会に対し、医療救護活動の支援を要請する。	市医師会
県歯科医師会	1 県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。 2 市医師会又は市歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。	市歯科医師会
市医師会、市歯科医師会	・支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。	

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・県の設置する災害救援ボランティア支援センター及び市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害救援ボランティア支援センター、市災害ボランティアセンター
県地域医療政策課	・県災害ボランティア支援センターとともに市災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。	県災害ボランティア支援センター、市災害ボランティアセンター

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	・災害時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	

(3) D P A T 関係

ア 新潟D P A Tの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	・被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省（D P A T事務局）からの要請を受け、新潟D P A Tの派遣を要請する。	新潟D P A T

イ D P A T本部の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	・県内で活動する全てのD P A Tを指揮するD P A T調整本部を設置する。	D P A T統括者 日本D P A T医療機関

ウ 災害現場等におけるD P A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
新潟D P A T	1 被災地内のD P A Tに関する指揮及び関係機関との調整等の実施（本部活動） 2 被災地域における精神医療の提供、精神保健活動の支援、被災した医療機関や支援者への支援を行う。	県、厚生労働省

エ 国等へのD P A T支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	・県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外D P A Tの派遣を要請する。	厚生労働省

(4) 災害支援ナース

ア 災害支援ナースの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
県医師・看護職員確保対策課	・被災地域において看護支援の需要が増大する等、県が必要を判断した場合、又は被災都道府県知事又は厚生労働省からの要請を受け、災害支援ナースの派遣を決定する。	県看護協会

イ 災害支援ナースの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県看護協会	・ 県内医療機関に対して、災害支援ナースの派遣を要請し、派遣チームを調整する。	医療機関

ウ 被災地域における災害支援ナースの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
災害支援ナース	・ 被災地域の医療機関や市が設置する避難所等において看護活動を行う。	県、厚生労働省

エ 国等への災害支援ナース支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県医師・看護職員 確保対策課	・ 県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外災害支援ナースの派遣を要請する。	厚生労働省

(5) D H E A T関係

ア D H E A Tの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県福祉保健総務課	(ア) 県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整依頼を行う。 (イ) D H E A Tの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等

イ D H E A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
D H E A T構成員	・ 医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、県保健医療教育部及び保健所を補助する。	

第 18 節 防疫及び保健衛生計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来したり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

イ 市の責務

市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

ウ 県の責務

県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するとともに、必要に応じて、これらの対策を円滑に実施するための調整を行う。

また、県内での相互支援だけでは防疫及び保健衛生活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A T の応援派遣に関する調整を依頼する。

エ 市及び県の責務

市及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、厚生労働省に対して、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を迅速に要請する。

(3) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

(4) 積雪期での対応

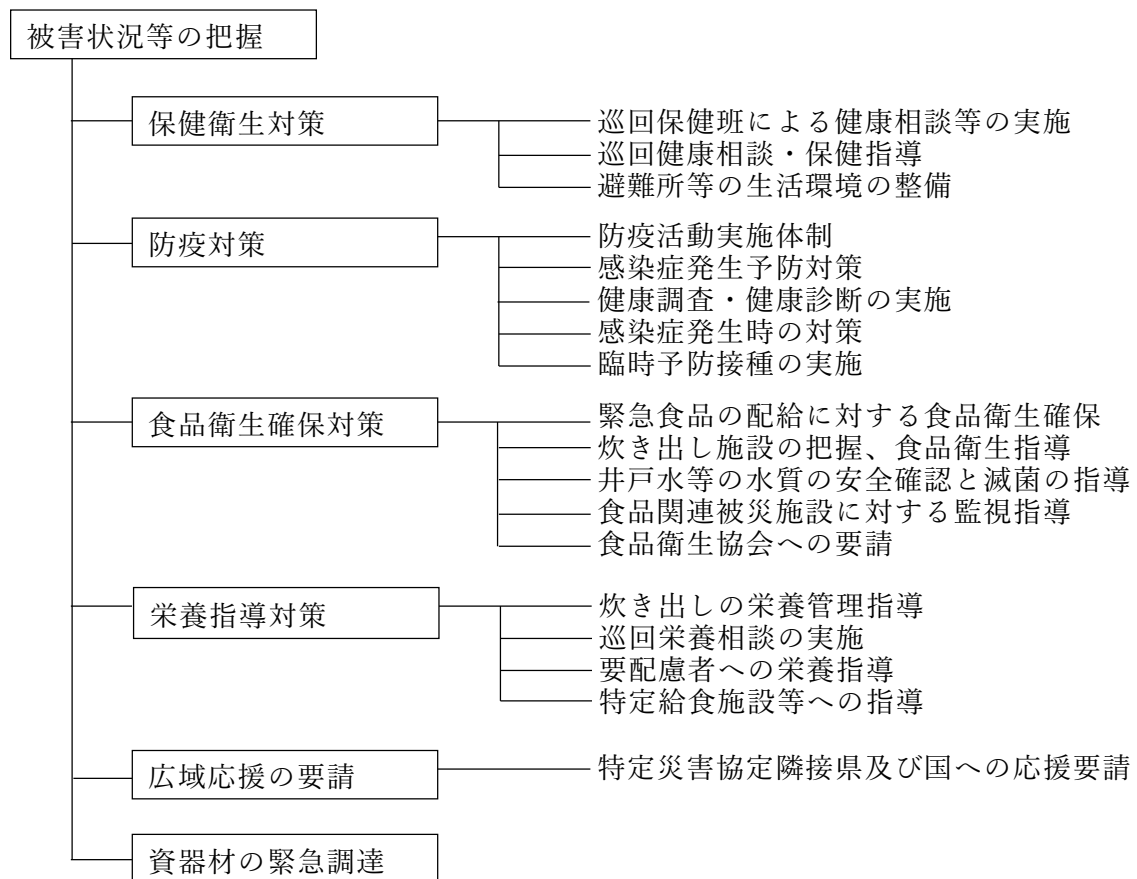
ア 冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。

イ 雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期する。

2 被害状況等の把握

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び損壊家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 特定給食施設等の被害状況

3 業務体系図



※ 各業務は必要に応じて共同で実施する。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
市	1 被災者の避難状況把握及び県への報告 2 避難所等の整備、健康相談等の実施 3 避難所等の生活環境整備 ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類及び寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠及び休養の確保 カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔 キ プライバシーの保護
県、新発田地域振興局	1 巡回保健班による健康相談等の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等追加）被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ 市保健師の協力を得て、巡回計画作成 ウ 県福祉保健総務課：必要に応じて、他の健康福祉（環境）部からの応援態勢を確立

実施主体	対 策
	2 避難行動要支援者の健康状態確認及び保健指導実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部長が保健師を中心として編成（必要に応じて医師、管理栄養士、精神保健福祉相談員等追加）被災地区の避難所、仮設住宅等を巡回 イ ケースへの適切な処遇のため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整 (ア) 要配慮者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導 (イ) 難病患者、精神障がい者等に対する保健指導 (ウ) インフルエンザ等の感染症予防の保健指導 (エ) 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導 (オ) 不安の除去等メンタルヘルスへの対応 (カ) 誤嚥性肺炎予防等のための口腔保健指導 3 避難所等の生活環境の整備 ア 避難所、仮設住宅等における状況把握及び被災者への指導・助言 イ 市が実施する生活環境の整備への助言・協力

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
市	1 防疫活動実施体制 被災の規模に応じて、迅速に防疫活動ができるよう防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講じる。また、災害の規模により市単独で対応ができない場合は、県に防疫活動の支援を要請する。 2 感染症発生予防対策の実施 ア 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に消毒剤を散布して感染症発生予防対策を実施する。 イ パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導するとともに、台所、トイレ及び家の周囲の清潔及び消毒方法を指導する。 ウ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持し、ごみの処理及びし尿の処理を重点に実施する。 エ トイレ、台所等を中心に消毒を実施する。 オ 県が定めた地域内でねずみや衛生害虫等の駆除を行う。 3 感染症発生時の対策実施 ア 台所、トイレ、排水口等の消毒を実施する。 イ 汚物及びし尿は消毒後に処理する。
県、新発田地域振興局	1 防疫活動実施体制 ア 災害規模に応じ、市の防疫活動を指導・支援 イ 新発田地域振興局健康福祉環境部は、必要に応じて、同部に災害防疫対策本部を設置 ウ 被災状況に応じ、自衛隊に防疫活動の支援要請 2 感染症発生予防対策の実施

実施主体	対 策
	市と協力し、感染症発生動向の把握、予防教育及び啓発活動を予防宣伝実施 3 健康調査及び健康診断の実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部は、緊急度に応じ、計画的に実施（浸水地域住民、集団避難場所の避難者及び応急仮設住宅入居者を重点に実施） イ 新発田地域振興局健康福祉環境部は、健康調査の結果、必要な場合は検便等の健康診断実施 4 感染症発生時の対策実施 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部は、入院が必要な感染者等（感染者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置。交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害をまぬがれた地域内の適当な医療機関へ収容 イ 新発田地域振興局健康福祉環境部は、濃厚接触者（感染者等と飲食を共にした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施 5 臨時予防接種の実施又は実施指示 ア 県感染症対策・薬務課は、疾病のまん延予防上必要のあるとき、対象者又は期日を指定して、新発田地域振興局健康福祉環境部へ臨時予防接種の実施を指示 イ 市が実施することを特に適当と認めるときは、市長に指示

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
新発田地域振興局	1 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 市及び食品調製施設に対し監視指導を実施（市の被災地区への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づくもの） 2 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 市の協力を得て実施。特に仮設の炊き出し施設に対しては、食品衛生監視員が原料の調達、保管及び調理についての指導を実施 3 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 普段使用していない井戸水等を飲料水等に使用する場合、その水質の安全確認と滅菌を被災者に指導 4 食品関連被災施設に対する監視指導 食品衛生監視員が営業施設の被災状況を確認し、食品の安全確保及び施設・設備の監視指導を実施 ア 冠水食品の廃棄の指導 イ 機能損失食品（冷蔵、冷凍品）の廃棄の指導 ウ 施設・設備等の洗浄消毒の指導 5 食品衛生協会への要請 下越地区食品衛生協会へ被災状況の把握を要請。食品衛生指導員の協力を得て、被災施設に対する指導実施
県（生活衛生課）	・ 必要に応じて、地域機関間からの応援体制を確立

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
新発田地域振興局	1 炊き出しの栄養管理指導 健康福祉環境部は市設置の実施現場へ管理栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を実施、併せて給食業者への食事内容の指導実施 2 巡回栄養相談 避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養状態の確認及び栄養・食生活相談を実施 3 要配慮者への栄養指導 乳幼児、妊産婦、高齢者、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等で食事療法が必要な被災者に対する栄養相談や特別用途食品の手配等に関する支援を実施 4 特定給食施設等への指導 給食設備や給食材料の確保、調理方法等について指導 ※1～4について、市栄養士等と連絡を図りながら実施する。
県（健康づくり支援課）	1 災害の状況により、栄養指導班編成の上、栄養指導を実施 2 被災地区の規模、状況に応じて県栄養士会へ支援要請

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
県	・県内だけでは体制の確保ができない場合、災害協定を締結している隣接県等及び国に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
市	1 防疫資器材等の備蓄及び調達の計画作成及び実施 2 防疫資器材等の整備状況を新発田地域振興局健康福祉環境部に報告 3 緊急時、防疫資器材等の不足による確保を新発田地域振興局健康福祉環境部へ要請
県、新発田地域振興局	1 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市へ情報提供 2 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 3 緊急時の防疫資器材等の調整 ア 新発田地域振興局健康福祉環境部は、管内調整を実施し、調整がつかない場合は、県感染症対策・薬務課へ確保要請 イ 県感染症対策・薬務課は、防疫薬品業界団体へ協定に基づく供給要請

(7) D H E A T関係

ア D H E A Tの派遣調整

実施主体	対 策	協力依頼先
県福祉保健総務課	(ア) 県内での相互支援だけでは医療救護活動の指揮調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に対して、D H E A Tの応援派遣に関する調整依頼を行う。 (イ) D H E A Tの派遣が可能な県等に対して応援要請を行う。	厚生労働省 D H E A Tの派遣が可能な県等

イ D H E A Tの活動

実施主体	対 策	協力依頼先
D H E A T構成員	・医療救護活動に係る指揮調整業務が円滑に実施されるよう、県保健医療教育部及び保健所を補助する。	

第 19 節 こころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

避難所等における被災住民等の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く避難生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民等のこころの健康保持・増進に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生じることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障がい者等に十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

イ 市の責務

(ア) 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

(イ) 必要に応じてこころのケア対策の支援を県に要請する。

(ウ) 市職員のこころの健康保持・増進に努める。

ウ 県の責務

(ア) 国の「災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動要領」に基づき、県は、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）等の体制整備に努める。

(イ) 被災地域において精神医療や精神保健活動への需要が増大する等、ＤＰＡＴの派遣が必要と判断した場合、日本ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(ウ) 必要に応じて、国及び他都道府県に対して、ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(エ) ＤＰＡＴを編成したときは、その旨を厚生労働省に報告する。

(オ) 被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

エ 報道機関の責務

(ア) 不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

(イ) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

オ 精神科医療機関の責務

(ア) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(イ) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

カ 精神保健福祉医療関係機関・団体の責務

県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

(3) 活動の調整

ア ＤＰＡＴ運営委員会

ＤＰＡＴに関する運営体制、活動の検証等について検討協議を行うため、ＤＰＡＴ運営委員会を開催する。

イ D P A T活動

県内に大規模災害等が発生し、D P A Tの派遣を要することが想定される場合は、県はD P A Tの活動を統括するために、D P A T調整本部を設置する。D P A T調整本部はD P A T統括者（精神科医師）が統括する。

必要に応じてD P A T活動拠点本部を設置する。

本部名	設置場所	主な役割
D P A T調整本部	県災害対策本部	1 災害対策本部、災害医療本部、災害医療コーディネーター、D M A T調整本部、国等との連絡及び調整 2 D P A T派遣の開始及び終結の決定、D P A Tの派遣要請・派遣先調整 3 被災地域で活動するD P A Tの指揮、調整、ロジスティクス 4 D P A T活動拠点本部の設置
D P A T活動拠点本部	活動のフェーズに応じ、適切な場所に設置	1 D P A T調整本部、D M A T活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整 2 D P A T調整本部の指揮下で、参集したD P A Tの統括

(4) 達成目標

ア 発災直後から情報収集に努め、発災から概ね48時間以内に活動できる日本D P A Tにおいて、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神科医療ニーズへの対応等を行う。

イ 日本D P A Tの後に中長期に渡り活動するD P A Tにおいて、本部機能の継続や、被災地での精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援、被災した医療機関への専門的支援、支援者への専門的支援等を行う。

(5) 要配慮者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県障害福祉課	厚生労働省	県外D P A Tの派遣要請
県障害福祉課	他の都道府県	県外D P A Tの派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
厚生労働省	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣
他の都道府県	県障害福祉課	県外D P A Tの派遣

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
県障害福祉課	1 D P A T調整本部の設置 2 D P A Tの派遣要請・受入れ調整	厚生労働省、D P A T事務局、新潟D P A T、精神科医療機関
D P A T	1 D P A T調整本部、D P A T活動拠点本部において、D P A Tの指揮調整、情報収集、関係機関等との連絡調整等の本部活動を行う。 2 E M I SやJ－S P E E D、関係機関からの情報等を基に、被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等の精神保健医療ニーズを把握する。 3 活動内容の情報発信を行う。 4 被災地での精神科医療の提供を行う。 5 被災地での精神保健活動への専門的支援を行う。 6 被災した医療機関への専門的支援（患者避難への支援を含む）を行う。 7 被災者への専門的支援を行う。	

第 20 節 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

児童生徒等が災害から受けるこころの衝撃は、大人より大きく、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的な不調等へ適切に対応して、児童生徒等のこころの健康保持・増進に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市教育委員会の責務

(ア) 市教育委員会は、カウンセラー派遣計画、該当学校教員への説明会等について迅速かつ、確実に各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員への説明会」に係る会場の手配を行う。

(イ) 保育園や家庭児童相談室等、児童に関する施設、相談窓口では、こころのケアに十分に配慮した対応を行い、関係機関と連携し適切な対策を講じる。

(ウ) 被災した児童生徒等の対応にあたる職員についても、こころの健康保持・増進に努めるものとする。

イ 学校の責務

(ア) 「該当学校教員への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、児童生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

(イ) カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。

(ウ) 教員による児童生徒等への早期カウンセリングの実施。

ウ 県の責務

(ア) 地震発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校開始直後からカウンセラーを派遣する。

(イ) 市の学校に対して臨床心理士を派遣し、カウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」を実施する。

(ウ) 地震の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

エ 下越教育事務所の責務

下越教育事務所は、カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内。

(3) 達成目標

ア 災害救助法を適用する市の学校すべてに対して、災害発生から1週間後をめぐりに「該当学校教員への説明会」を実施する。

イ 災害救助法を適用する市の学校すべてに対して、災害発生から2週間後をめぐりにカウンセラー派遣を開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮

こころのケアに関する保護者の理解を深め、家庭でのこころのケアの在り方等について、ガイドとなるパンフレット等を配付する。

2 情報の流れ

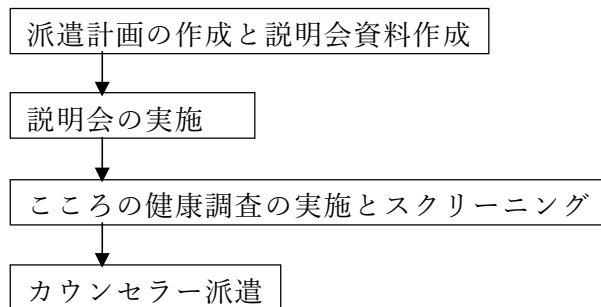
(1)被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
学校	県教育委員会	○カウンセラーによるこころのケアが必要な児童生徒等、実施児童生徒数及び個別相談票の報告
市教育委員会	県教育委員会	○こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	市教育委員会	○カウンセリング実施日、説明会実施日
市教育委員会	学校	

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付及び実態把握	県
県	・こころのケア説明会及びカウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

第 21 節 廃棄物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において、大量に発生する地震・津波に伴う生活ごみやがれき類、し尿などを迅速かつ適切に処理するとともに、生活環境を保全し市民生活の早期安定を確保する必要がある。このため、市は、被災状況に応じて、国・県をはじめ、新発田地域広域事務組合及び関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

(ア) ごみ処理

- a 避難所での生活ごみについて、市の指示する分別等のごみの排出に協力する。
- b 家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。
- c ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等の便乗ごみ（災害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄等は行わない。

(イ) し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、市の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

イ 市の責務

(ア) 災害ごみの処理

- a ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のごみ収集委託業者の収集能力を把握し、速やかに収集体制を整え、ごみの収集及び処理が困難な場合は、県との災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定に基づき応援要請するとともに、必要に応じて近隣市町村、民間団体等にも応援を要請し、迅速な災害ごみの収集・処理を行う。
- b 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。
- c 災害対策本部が収集した被害状況等により、災害ごみの発生量を予測し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。
- d 災害ごみが大量に発生する場合は、仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。また、必要に応じて臨時集積場を確保する。
- e ごみの収集方法を決定し市民に対して、ごみの分別や排出方法、収集時期、ルールの順守等についての的確な周知を図る。
- f ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- g 仮置場を設置した場合は、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、環境汚染の未然防止等、周辺的环境対策を適切に実施する。
- h 大量の災害ごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、新発田警察署の協力（交通規制）を得て、仮置場までの運搬ルートを確保する。

(イ) 災害がれき処理

- a 災害対策基本法第64条第2項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- b 災害対策本部が収集した損壊家屋の被害状況を把握し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（がれき処理対策）を策定する。
- c 災害がれきが大量に発生する場合は、仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。また、必要に応じて臨時集積場を確保する。
- d 災害がれきの処理方法を決定し市民に対して、的確な周知を図る。
- e 災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量化とリサイクルに努める。
- f 宅地内に堆積した土砂や流木、損壊家屋のがれき類等は、原則として被災者が処分するが、必要に応じて、市の関係部局が連携し、その支援を行うよう努める。
- g 仮置場を設置した場合は、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、環境汚染の未然防止等、周辺の環境対策を適切に実施する。
- h 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、市民相談窓口を設けて支援体制を充実させる。
- i 被災住宅の解体修繕に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速かつ的確に運用を図る。
- g 災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村、民間団体等にも支援を要請する。

(ウ) し尿処理

- a し尿処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のし尿収集・運搬委託業者の収集能力を把握し、速やかに収集体制を整え、し尿の収集及び処理が困難な場合は、県及び近隣市町村、民間団体等にも応援を要請し、迅速なし尿の収集・処理を行う。
- b 避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。
- c 災害対策本部が収集した被害状況等により、し尿の発生量を予測し、あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する。

ウ 県の責務

- (ア) 必要に応じ災害廃棄処理実行計画を策定する。
- (イ) 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。
- (ウ) 県及び他市町村の職員の応援派遣等により市を支援する。
- (エ) 市が行う災害廃棄物処理対策に対する技術的な援助を行う。
- (オ) 市から災害廃棄物処理に関する事務の一部を委託された場合には、その事務を実施する。

(3) 達成目標

ア ごみ収集

生活ごみ等の収集は、概ね3～4日以内に開始する。災害ごみの収集は、概ね3日～4日以内に開始し、7～10日以内での収集完了に努める。

イ し尿収集

し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

ウ 災害がれきの収集

災害がれきの収集は、概ね1か月以内に開始する。

(4) 要配慮者に対する配慮策

市は、避難行動要支援者の家庭からのごみ収集等へのボランティアの派遣について、市災害ボランティアセンターとの調整を図る。

2 情報の流れ

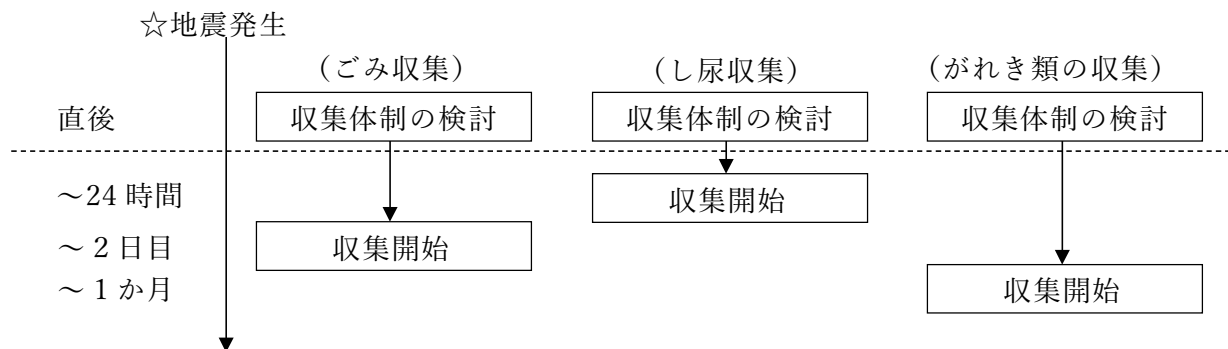
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	○ごみ、し尿収集のニーズ
市	県	○広域支援の必要性
県	協定先・団体	○広域支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○広域支援の情報
市	避難所、避難者	○ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 災害ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	1 市が行う避難所等のごみの分別及び排出に協力する 2 各家庭においては、市の指示に従い、ごみの分別及び排出を行う。	市
市	1 ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のごみ収集委託業者の収集能力を把握し、速やかに収集体制を整える。 2 災害ごみの発生量を予測し、被害規模に応じた実行計画（ごみ処理対策）を策定する。 3 避難所の生活ごみの収集体制を整備する。 4 仮置場や臨時集積場の位置、ごみの分別、排出方法等について市民に周知する。	県災害対策本部、 新発田警察署、新 発田地域広域事務 組合、近隣市町村 関係団体、ごみ収 集委託委託業者、 県ボランティア支援セン ター、市災害ボラン ティアセンター

実施主体	対 策	協力依頼先
	5 ごみの収集及び処理が困難な場合は、速やかに県及び近隣市町村、民間団体等に支援を要請する。 6 被害状況に応じて、仮置場及び臨時集積場を設置するとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確認する。 7 必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。	
県	1 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地でのごみ収集に協力する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害ごみの処理に協力する。	
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(2) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・市の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれき類の処理に協力する。	市
市	1 災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 2 被害規模に応じた災害がれき発生量を推計し、実行計画（がれき処理対策）を策定する。 3 災害がれきが大量に発生する場合は、仮置場候補地の中から仮置場を選定し、設置・管理を行う。また、必要に応じて臨時集積場を確認する。 4 市民等に災害がれき処理の方法を周知する。 5 災害がれきの処理体制を整備し、災害がれきの収集及び処理が困難と判断した場合は、速やかに県及び近隣市町村及び民間団体等にも支援を要請する。 6 損壊家屋が多数に上る場合は、市民相談窓口を設置する。	県、協定団体等、自衛隊、新発田地域広域事務組合、廃棄物処理・運搬業者

実施主体	対 策	協力依頼先
	7 被災住宅の解体等に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速かつ的確に運用を図る。	
県	1 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
自衛隊	・県からの要請及び災害廃棄物の撤去等に係る連携対応間マニュアルに基づき、災害がれきの処理、緊急を要する危険家屋の解体を支援する。	
(一社)新潟県産業資源循環協会	・市及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	・市及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	
(公財)新潟県環境保全事業団	・県からの要請に基づき、災害がれき処理に協力する。	
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

(3) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・仮設トイレの維持管理に協力し、市のし尿収集に協力する。	市
市	1 し尿処理施設の被害状況と稼働見込み（処理可能数量）及び市内のし尿収集・運搬委託業者の収集能力を速やかに把握する。 2 被害規模に応じた実行計画（し尿処理対策）を策定する。 3 避難所等の避難者数や仮設トイレの設置状況を把握し、し尿の収集・処理体制を整備する。 4 し尿の収集・処理体制を整備し、し尿の収集及び処理が困難な場合は、速やかに県及び近隣市町村及び民間団体等にも支援を要請する。	県、協定団体、し尿収集・運搬委託業者等
県	1 市からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 2 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等、環境省関東地方環境事務所、他都道府県、県内市町村
新潟県環境整備事業協同組合	・市及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	

(一社)新潟県浄化槽整備協会	・市及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査及び応急復旧に協力する。	
環境省関東地方環境事務所	1 必要に応じ、職員を派遣し、市の初動対応を支援する。 2 ブロック協議会構成員を中心とした連携・協力体制を構築する。	

第 22 節 トイレ対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが使用できない被災者に対し、仮設トイレ及び簡易トイレの提供、トイレトレーラーの設置により、被災地の環境衛生の維持を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

地震発生から「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市の責務

(ア) 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)

(イ) 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

(ウ) 自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

(エ) 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ 県の責務

県は、市の把握したニーズや被災の状況に応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等について市を支援する。

(3) 達成目標

ア トイレ利用の確保

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震後 ～12 時間	☐ 避難所公共トイレの使用 ☐ 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレ等によるトイレ確保 ☐ トイレトレーラー設置によるトイレ確保 ☐ 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
地震後 ～1 日目程度	☐ 企業・団体から仮設トイレ等を調達（県内流通在庫）
地震後 12 時間～2 日目程度	☐ 企業・団体から仮設等トイレを調達（県外流通在庫）
地震後 2 日目程度～	☐ 需要に応じてトイレ追加・再配置 ☐ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯又は簡易トイレを供給

イ トイレ用品の確保

トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。

ウ トイレ管理の実施

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

ウ 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

(5) 快適な利用の確保

ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び携帯トイレ・簡易トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

カ 市は、スフィア基準に沿って、災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には約 20 人当たり 1 基、女性用と男性用トイレの比率は 3：1、トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回として、トイレの個数を確保する。

キ 市は、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

2 情報の流れ

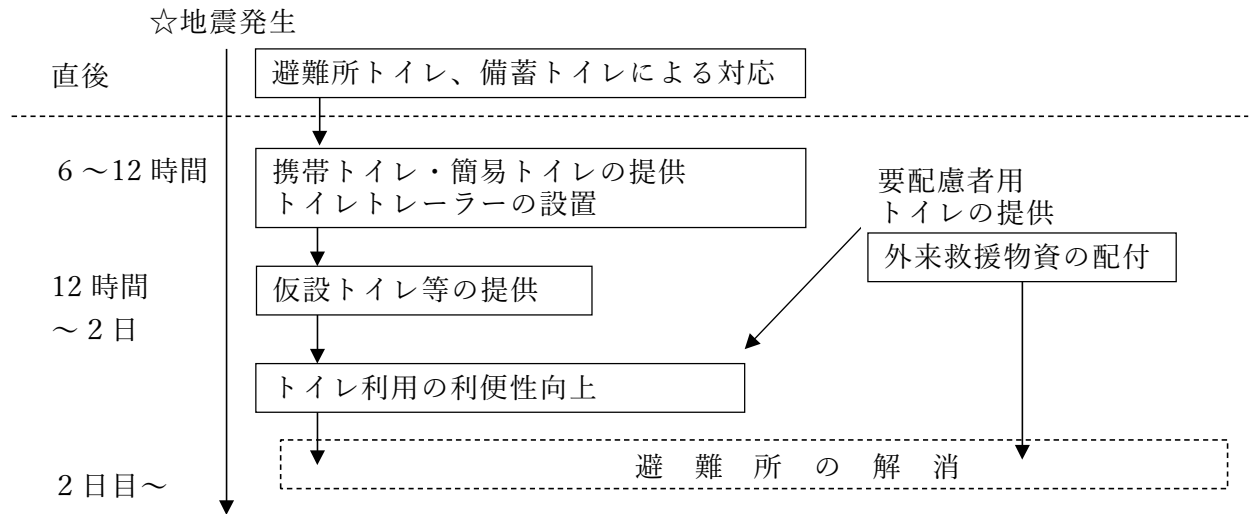
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	○被災地ニーズ
市	県	○集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	○調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○供給予定情報
市	避難所、避難者	

3 業務の体系



4 トイレの調達

(1) 備蓄の携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 2 避難者に対して、携帯トイレ、簡易トイレ及びマンホールトイレ等の適切な利用方法を周知する。 3 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送及び県からの緊急供給で補う。 4 市社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災害対策本部、市社協、県災害ボランティア支援センター
県	・市からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	(公)新潟県トラック協会
(公)新潟県トラック協会	・県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(2) 仮設トイレ（レンタル）等及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 2 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 3 義援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）。 4 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	自治会、企業・団体等、県
県	1 市からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。	企業・団体、他都道府県

	2 企業・団体等に対して、トイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	
企業・団体等	・県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第 23 節 入浴対策計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、身体の清潔の保持のため、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 旅館組合、又は被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- (イ) 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- (ウ) 県への支援要請

イ 県の責務

- (ア) 自衛隊に対する入浴支援要請
- (イ) 県内市町村及び隣接県への協力要請
- (ウ) 新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請

ウ 旅館組合及び入浴施設管理者の責務

被災を免れた旅館組合及び入浴施設管理者等は、市の要請により施設の開放に積極的に協力するものとする。

(3) 達成目標

入浴機会の確保は、地震の発生から概ね3日を目安とする。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、入浴施設までの交通手段を確保する。

イ 市及び県は、要配慮者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等を確保する。

ウ 市及び県は、要配慮者への入浴施設情報の広報を徹底する。

エ 乳幼児に対する配慮

- (ア) 沐浴に必要な物品の確保
- (イ) 乳幼児の沐浴や皮膚ケアを行うため助産師、助産師会への協力要請
- (ウ) 乳幼児の沐浴サービスに関する広報の徹底

(5) 積雪期での対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、新潟県生活衛生同業組合連合会への協力要請の強化を図る。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

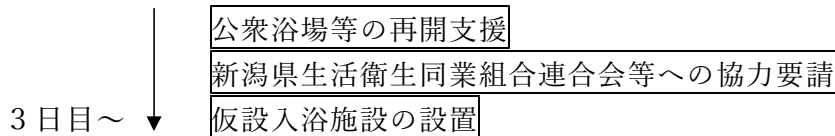
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	○仮設入浴施設設置要請 ○入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、新潟県生活衛生同業組合連合会	○入浴支援要請 ○施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○入浴施設確保情報
市	避難所、避難者	○入浴施設開設予定情報 ○入浴サービス提供情報

3 業務の体系

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 公衆浴場等の再開支援

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 2 要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。 3 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	新潟県生活衛生同業組合連合会（入浴施設管理者等）

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災対本部
県	・市の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

(3) 新潟県生活衛生同業組合連合会等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等への協力要請を行う。 2 市のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	新潟県旅館ホテル生活衛生同業組合等
県	・市の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、新潟県生活衛生同業組合連合会又は近隣県を通じて他県の旅館ホテル生活衛生同業組合等へ支援の要請を行う。	旅館組合等

第 24 節 食料・生活必需品等供給計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、被災者及び災害応急従事者等に対し、主要食料・副食及び生活必需品等を供給する必要があるときは、県及び災害救援協定企業、民間事業者、防災関係機関等との相互連携により、流通在庫等を確保し、速やかに供給する。

また、地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生 12 時間後からとする。

なお、交通の途絶等により地域が孤立した場合には、緊急輸送等により物資等が提供されるよう努める。

さらに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、地震発生から「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という。）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ 市の責務

- (ア) 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。
- (イ) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。
- (ウ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県や災害協定締結企業等の協力事業者に支援を要請する。
- (エ) 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。
- (オ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

ウ 県の責務

- (ア) 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。
- (イ) 県は、物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。
- (ウ) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。
- (エ) 物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、市と情報共有を図りながら、相互に協力するよう努める。

エ 指定地方行政機関等の責務

- (ア) 物資輸送拠点が開設された場合、その運用に協力する。
- (イ) 物資等の調達、輸送について、県を支援する。

(3) 達成目標

ア 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

(ア) 地震～12時間以内

市民等による自己確保又は避難所等の備蓄食料

(イ) 地震12時間後～

おにぎり、パン等の簡単な調達食

(ウ) 地震24時間後～

災害救援協定事業者からの食料供給、自衛隊等による配送食（暖かいもの）

(エ) 地震72時間後～

自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、市民等による現地炊飯（炊き出し）（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

イ 生活必需品（本節6(1)も参照のこと）

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）及び衛生材料（ガーゼ、洗浄綿、緊急手当用品等）、乳児用粉ミルクと使い捨て哺乳瓶、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は概ね24時間以内に行うことを目標とする。

ウ 公的備蓄品

非常用発電機、投光器、簡易トイレなどは、あらかじめ指定避難所に備蓄し効果的な使用に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震24時間後～）

イ 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（地震24時間後～）

(5) 積雪期での対応

ア 市は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

イ 市は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

2 情報の流れ

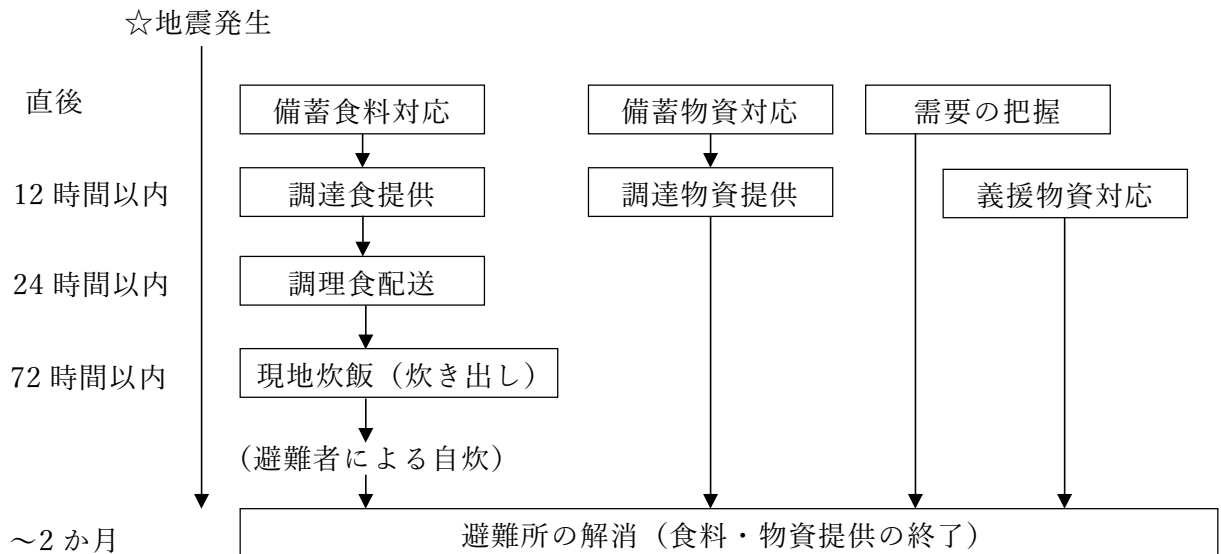
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災害対策本部	○被災地ニーズ
市災害対策本部	県災害対策本部 協定締結事業者	○集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先企業、他県	○調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部、協定締結事業者	市災害対策本部	○供給予定情報
市災害対策本部	避難所、避難者	

3 業務の体系



4 食料品の供給

(1) 市の実施体制

ア 食料供給対象者

市は、次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給与を行う。

- (ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- (イ) 住家の被害によって炊事ができない者
- (ウ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者
- (エ) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- (オ) 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要としている者
- (カ) その他災害により食料が必要な者

イ 調達する主な食料品

- (ア) 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
- (イ) 乳児用ミルク、牛乳
- (ウ) 副食品（缶詰、漬物、佃煮）、調味料（味噌、醤油、塩、砂糖）
- (エ) あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- (オ) その他被災地域周辺で容易に調達できる生鮮野菜類

ウ 調達体制

物資の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、毛布、簡易トイレなど必要最低限の備蓄以外は、災害救援協定締結企業から調達するとともに、協定企業のもつ管理の十分行き届いた流通備蓄を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

エ 供給体制

市は、被災住民に食料を供給する場合、各段階を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。

市は、炊き出しを実施する場合、次により行う。

- (ア) 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは、仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- (イ) 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日本赤十字奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用する。

オ 広域的調達体制

(ア) 他市町村への要請

市は、必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結市町村等に次の事項を明示して応援を要請する。

a 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項

b 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

(イ) 県への要請

市は、応援協定締結市町村等への応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

a 品目別の調達要請量

自己の調達可能量、他市町村等への調達要請の有無及び調達見込量

b 引渡を受ける場所及び引受責任者

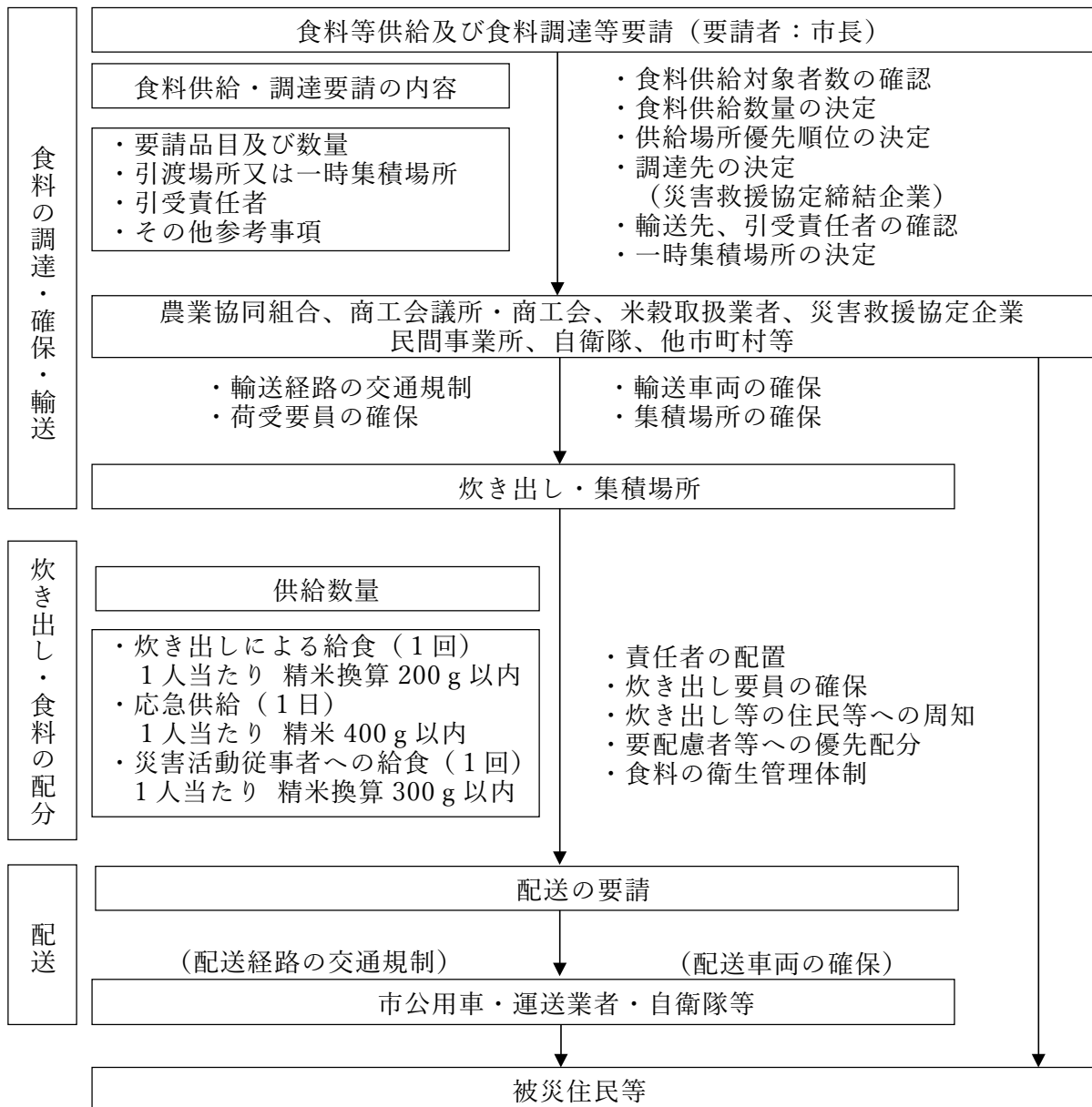
c 連絡担当部署及び連絡責任者

d 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ 食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び衛生指導については、第3章第18節「防疫及び保健衛生計画」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

5 食料調達・供給フロー図



6 生活必需品の供給

(1) 市の実施体制

ア 生活必需品供給対象者

市は、次のいずれかに該当する者に対して、生活必需品の給与を行う。

- (ア) 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、生活必需品の持ち合わせがない者
(イ) 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、生活必需品の調達ができない者

イ 生活必需品の範囲等

- (ア) 寝具（毛布、布団等）
(イ) 被服（肌着等）
(ウ) 炊飯道具（鍋、炊飯器、包丁等）
(エ) 食器（茶碗、皿、はし等）
(オ) 保育用品（哺乳びん、おむつ等）
(カ) 光熱材料（マッチ、ローソク、コンロ等）

- (キ) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、生理用品等）
- (ク) 生理用品（女性用生理用品・下着、大人用おむつ等）
- (ケ) その他（暖房器具、使い捨てカイロ等）

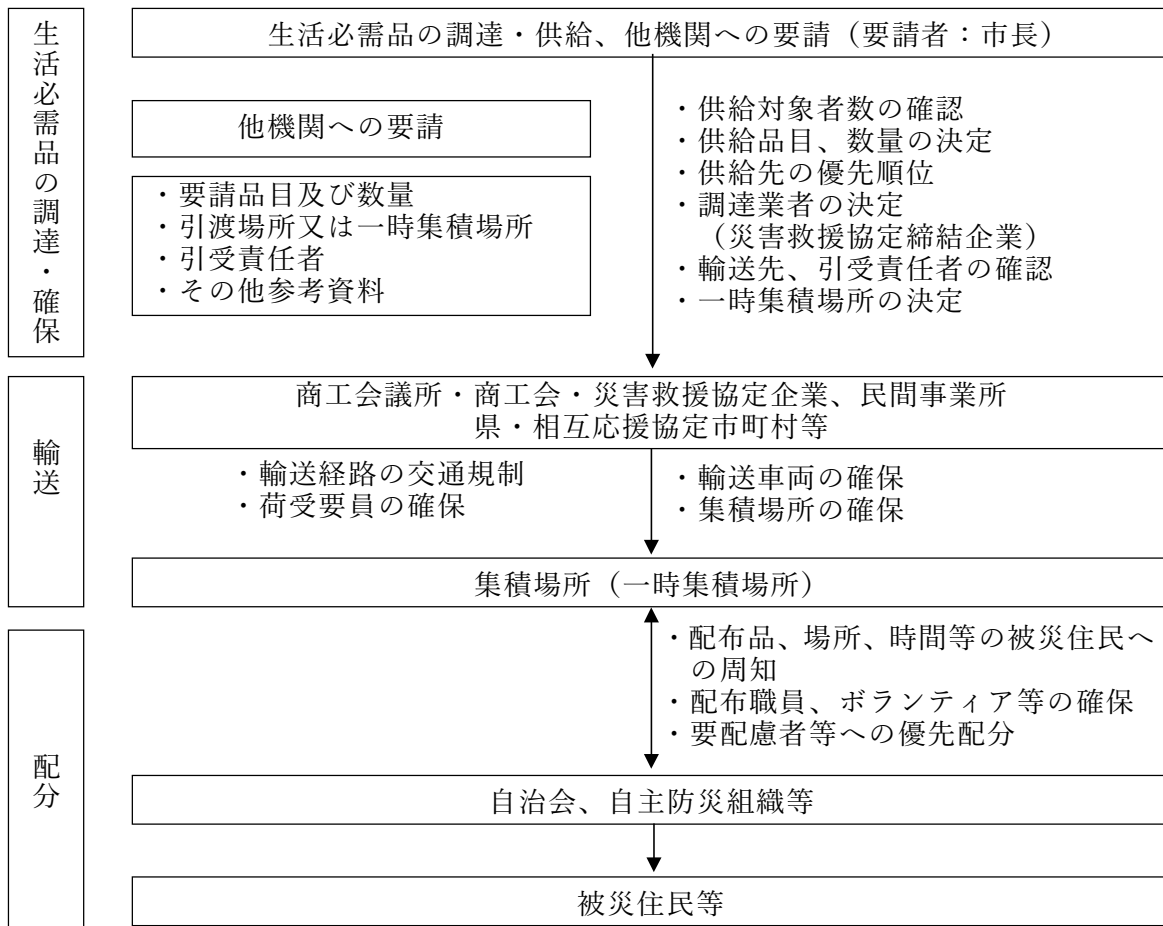
ウ 調達体制

- (ア) 災害救援協定締結企業から調達する。
- (イ) 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達、供給を依頼して調達する。

エ 供給・配分

- 市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。
- (ア) 生活必需品を供給するときは、各避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び需給の適正を図る。
- (イ) 市民への事前周知を徹底し、公平な配分を図る。
- (ウ) 要配慮者への優先配分を図る。

7 生活必需品等供給フロー図



8 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12 時間程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、自主防災組織、企業等	1 自ら備蓄した物資等により対応する。 2 市職員とともに避難所等の保存食料・物資等を避難者に配分	市
市	1 避難所等に職員を派遣し、避難者数とニーズを把握する。 2 避難所で不足する物資等を災害救援協定企業や他の保管場所からの配送又は県若しくは日本赤十字社からの緊急提供で補う。	県、日本赤十字社新潟県支部、市町村社協ボランティアセンター、自治会等
県、日本赤十字社新潟県支部、災害救援協定企業	1 必要に応じて、物資輸送拠点を開設する。 2 市からの要請に基づき、不足する物資等を市、避難所等へ配送（以下「プル型支援」という。）する。 3 市の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 ※プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラック協会、自衛隊、新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（住民避難 12 時間～24 時間程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難者のニーズ把握 2 避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 3 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 4 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	自治会等、協定業者等、県
県	1 市からの要請により、プル型支援を行う。 2 市の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。また、プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	協定事業者、他の都道府県
災害救援協定企業・団体等	・市及び県から調達要請があった物資等を指定された市又は避難所へ配送する。	

(3) 調理食配送による提供（住民避難 24 時間程度～72 時間程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。	県、市ボランティアセンター

実施主体	対 策	協力依頼先
	2 日本赤十字社・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。 3 避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	
県	1 市からのニーズを把握する。 2 自衛隊に給食支援を要請する。 3 炊飯部隊駐留場所を確保する。	自衛隊
自衛隊	・給食支援（調理及び配送）を行う。	

(4) 現地炊飯による提供（住民避難 72 時間以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 2 自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 3 ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。	県、市ボランティアセンター
県	・市の希望を取りまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。	自衛隊
自衛隊	・県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。	

(5) 被災者による自炊（住民避難 2 週間以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在看込みと自炊の意思を伝える。	市
市	1 被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 2 調理器具の貸付け及び食材、燃料等の提供を行う。	県

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	1 市からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。	国、指定地方行政機関等、運送事業者

実施主体	対 策	協力依頼先
	2 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、国又は指定地方行政機関等に対し、必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。 3 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 4 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	
指定地方行政機関等	1 県からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請または要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずる。 2 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。 3 運送事業者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、必要物資の運送を行うべきことを書面により指示する。	運送事業者
運送事業者	・物資の調達、輸送の代行において、県又は指定地方行政機関等を支援する。	県、指定地方行政機関等

(7) 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 受入れ物資を配布する。 2 被災地ニーズを逐次把握する。	ボランティアセンター、自治会等、新潟県倉庫協会
県	1 義援物資の送付先市町村を紹介する。 2 物資が過剰とならないよう、市が把握した被災地ニーズを県ホームページや報道機関等を通じて情報を発信する。 3 県トラック協会に輸送を依頼する。	報道機関、(株)新潟県トラック協会

(8) 燃料の調達・供給

実施主体	対 策	協力依頼先
市、重要施設（病院等）	・ 災害対応や住民の生命維持に必要な燃料の不足が見込まれる場合は、県に対し燃料の緊急供給を要請する。	県
県	1 市や重要施設から燃料の緊急供給の要請があった場合は、県石油業協同組合に対し、優先的に燃料の供給を要請する。 2 被災状況の程度に応じ、国等へ緊急用燃料の確保を要請する。 3 燃料類の供給見通しについて県民に広報するとともに、節度ある給油等及び省エネを呼び掛ける。 4 市町村は複数にまたがる場合には、必要に応じ、市町村への燃料供給に係る調整に努める。	県石油業協同組合、政府災害対策本部

第 25 節 要配慮者の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じる。

また、市、県等の行政と日頃、避難行動要支援者の身近にいる地域住民、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織、関係団体及び社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働により支援を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 災害発生直後は地域住民、民生委員、消防団、自治会、自主防災組織、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、特に要配慮者の安全を確保する。
- (イ) 必要に応じ、県、防災関係機関に協力を要請し、避難行動要支援者の情報の共有を行う。
- (ウ) 避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者についての避難支援や安否確認を迅速に実施する。
- (エ) 避難後は、要配慮者支援の窓口となり、県及び市民等、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。
- (オ) 外国人、視聴覚障がい者等に対して、特性に配慮した適切な情報提供や避難施設の整備等の支援を行う。

イ 県の責務

- (ア) 市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員、DWA T等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。
災害の規模等必要に応じて、厚生労働省に対し、他の都道府県のDWA Tの派遣の調整を依頼する。
- (イ) 外国人に対して情報提供と支援を行うほか、市が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等の責務

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等の協力を得て、施設外の要配慮者の安全確保の協力を努める。

なお、社会福祉施設等のうち、特別支援諸学校及び幼稚園における応急対策は、本節の記述に配慮するほか、第3章第28節「学校等における応急対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 企業等の責務

要配慮者を雇用している企業等及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

オ 国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の責務

- (ア) 国際交流協会

市及び県の国際交流協会は、市及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

- (イ) 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、市に報告する。

カ 市民、自治会、自主防災組織等の責務

市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で特に、要配慮者の安全確保に努める。

キ 避難行動要支援者及び保護責任者の責務

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

(3) 達成目標

ア 避難誘導対策

避難行動要支援者をもれなく避難誘導する。

イ 避難所の設置・運営 ※以下「避難所」には福祉避難所を含む。

(ア) 避難所において、要配慮者に対して良好な生活環境を確保する。

(イ) 避難所での生活が困難な要配慮者は、社会福祉施設等への緊急入所・入院等により避難させる。

ウ 生活の場の確保

応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

エ 保健・福祉対策

要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保等を行う。

オ 外国人支援対策

(ア) 外国人の被災・避難状況を確認する。

(イ) 多言語支援窓口を設置し、情報提供、相談の実施等を行う。

(4) 積雪期での対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

2 情報の流れ

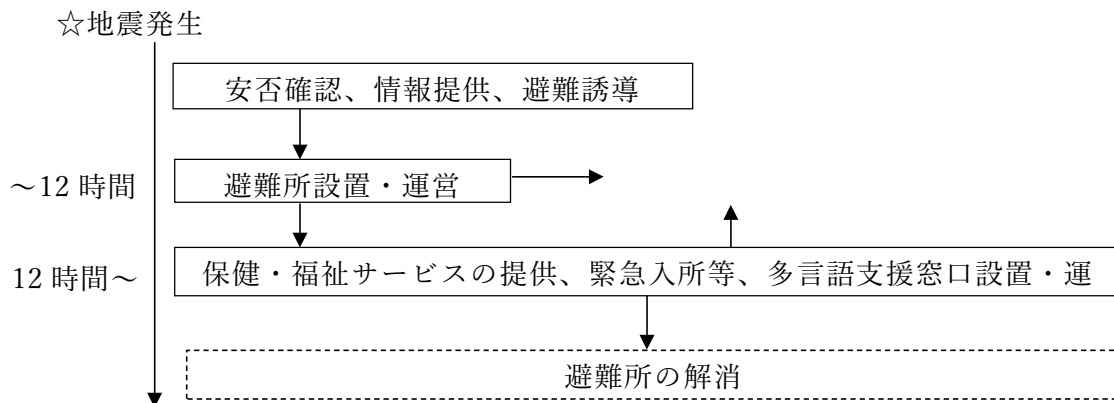
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者、民生委員、自治会、介護保険事業者、福祉関係者等	市	○要配慮者の安否や保健・福祉等のニーズ
市	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	○要配慮者の集約された各種ニーズ ○職員、DWA T等応援要請
県	国、他都道府県、市、介護保険事業者、社会福祉施設、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会等	○要配慮者への各種サービス要請 ○職員派遣要請 ○DWA T派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○サービス、派遣予定等の情報
市、介護保険事業者、社会福祉施設等	避難所、避難者等	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難指示等の発令基準に基づき高齢者等避難、避難指示等を伝達	自治会、民生委員等
	・ 避難行動要支援者の避難所への誘導及び移送	新発田警察署、消防本部、介護保険事業者、自治会等
	・ 避難所での避難行動要支援者の安否確認及び生活環境の確保	介護保険事業者、自治会、NPO、ボランティア等
	・ 社会福祉施設等への緊急入所	介護保険事業者、消防本部、社会福祉施設等
避難支援者等	・ 避難行動要支援者に対し災害情報の伝達、安否確認、避難誘導等の必要な避難支援の実施	

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 公的宿泊施設での一時収容	公的宿泊施設等
市、県	・ 公営住宅等の確保	他市町村、都道府県等
県	・ 旅館及びホテルの確保	県旅館ホテル生活衛生同業組合

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 応急仮設住宅の確保	国、建設事業者、 (公)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、 こころのケア等により要配慮者の健康を確保	県、保健関係団体、 他市町村、他都道府県等
介護保険事業者、 社会福祉施設等	・ 避難所、応急仮設住宅等での治療及び介護の必 要な要配慮者の緊急入所	県、市等

(4) 情報提供

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 要配慮者への的確な情報提供	報道機関、N P O、 ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	・ 外国人の被災・避難状況の確認	外国人雇用企業、 留学生が所属する 学校、国際交流関 係団体等
市、県	・ 多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の 実施	国際交流協会、外 国人雇用企業、留 学生が所属する学 校、国際交流関係 団体等
国際交流協会等	・ 通訳・翻訳ボランティア等の確保	県内外の国際交流 団体

第 26 節 建物の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民等の安全の確保を図る。

全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用に当たっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努める。

イ 市の責務

(ア) 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の要否を決定する。

(イ) 実施本部を設置し、判定を実施する。

(ウ) 自力で応急危険度判定が実施できない場合は県に支援を要請する。

(エ) 判定結果の集計を行い県に報告する。

(オ) 応急危険度判定の目的の周知徹底を図る（被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する）。

(カ) 必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

ウ 県の責務

(ア) 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。

(イ) 被害が大規模で、他の都道府県の応援が必要であると判断したときは、広域支援本部となるブロック幹事都道府県（以下、「ブロック幹事県」という）に応援を要請する。

(ウ) 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報提供する。

(エ) 民間判定士の災害補償制度の手続きを行う。

(オ) 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

エ 国土交通省及び北陸地方整備局の責務

広域支援本部長の支援要請により、他の都道府県の支援本部及び建築関係団体に応援の協力を求め、判定活動の支援調整を行う。

オ 建築士会等の建築関係団体の責務

建築士会等の建設関係団体は、判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

カ 応急危険度判定士の責務

(ア) 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。

(イ) 判定士への情報連絡に協力する。

(ウ) 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(3) 達成目標

応急危険度判定は概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は地震発生の翌日からとし、概ね 10 日間を目安に判定活動を終了する。

ア 地震発生後 1 日目

県内判定士による判定活動の開始

- イ 地震発生後 3 日目
県外判定士による判定活動の開始
 - ウ 地震発生後 10 日目
判定活動の終了
 - エ 地震発生後 10 日以降
判定結果に対する相談業務への移行
- (4) 要配慮者に対する配慮策
- ア 応急危険度判定の目的の周知徹底(被災宅地危険度判定調査や住家被害認定調査など、他の調査との必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する)
 - イ 必要に応じて判定結果に対する相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

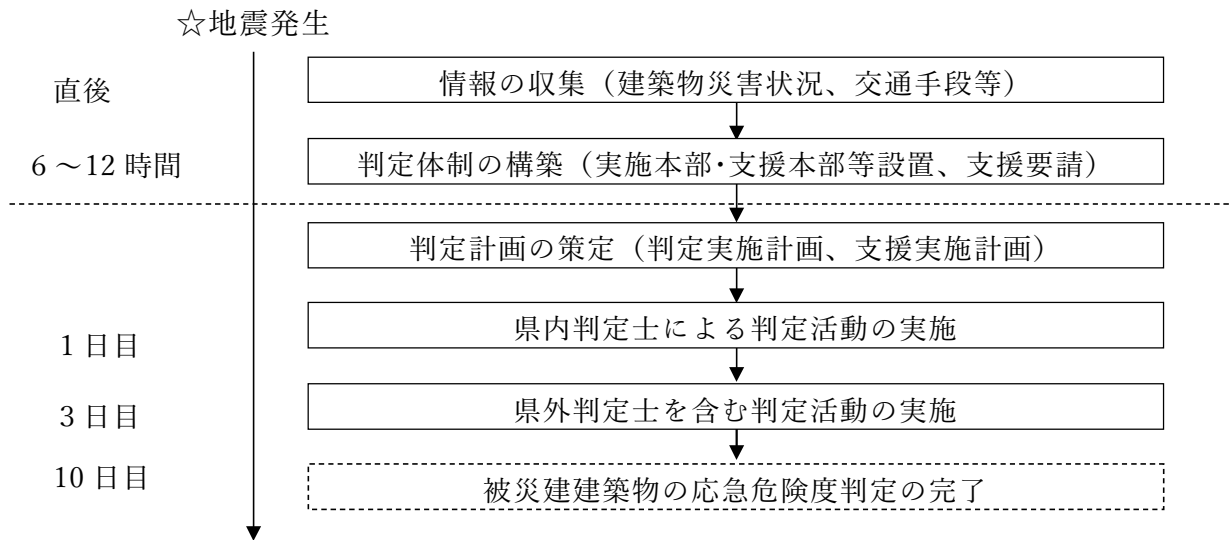
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
判定士	市（実施本部）	○建築物の被災状況
市（実施本部）	県（支援本部）	○判定実施の要否、実施計画 ○判定支援要請の有無及び内容
県（支援本部）	ブロック幹事県(広域支援本部)	○広域支援要請の有無及び内容 ○判定拠点までの交通事情等
ブロック幹事県(広域支援本部)	国土交通省(全国支援本部)	○判定応援要請及び他の都道府県との支援調整要請の有無及び内容
県（支援本部）	建築関係団体	○確保が必要な判定士の数 ○判定拠点までの交通事情等
県（支援本部）	市町村（被災地以外）	○判定士派遣等の要請の内容 ○判定拠点までの交通事情等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市（実施本部）	市民等	○判定実施状況等の広報
県（支援本部）	市（実施本部）	○支援予定情報 ○被災地及び周辺の被害状況等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対 策	協力依頼先
判定士	・ 建築物等の被害状況を市に連絡	
市（実施本部）	1 建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。 2 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。	建築関係団体、県
県（支援本部）	1 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 2 市への情報提供を行う。	県災害対策本部
国土交通省（全国支援本部）	1 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。 2 県への情報提供を行う。	

(2) 判定体制の構築

実施主体	対 策	協力依頼先
市（実施本部）	1 実施本部、判定拠点を設置する。 2 判定コーディネーターを配置する。 3 県に支援要請を行う。	県
県（支援本部）	1 支援本部を設置する。 2 (公)新潟県建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。 3 その他の市町村に協力を要請する。 4 ブロック幹事県に広域支援を要請する。	(公)新潟県建築士会、市町村（被災地以外）、国土交通省、ブロック幹事県
国土交通省（全国支援本部）	1 全国支援本部を設置する。 2 建築関係団体に協力を要請する。	建築関係団体

(3) 判定計画の作成

実施主体	対 策	協力依頼先
市（実施本部）	1 判定実施の可否を決定する。 2 判定実施計画を作成する。	

実施主体	対 策	協力依頼先
	3 地元判定士を参集する。 4 市民等への周知及び広報を行う。	
県（支援本部）	1 支援実施計画を作成する。 2 応援判定士の派遣の調整を行う。 3 判定資機材等を調達する。 4 輸送方法を確保する。	
国土交通省（全国支援本部）	・他の都道府県の支援本部との応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	

(4) 判定・支援の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市（実施本部）	1 判定士の受入れを行う。 2 判定資機材を判定士に供給する。 3 判定士を実施地区に誘導する。 4 判定結果を県に報告する。	
県（支援本部）	1 応援判定士の実施本部に派遣する。 2 判定資機材を実施本部に提供する。 3 判定結果のとりまとめを行う。 4 民間判定士補償制度の手続を行う。	
国土交通省（全国支援本部）	・応援判定士の派遣に係る支援調整を行う。	
判定士	1 判定拠点への移動手段、食料、宿泊先等を確保する。 2 判定業務を行う。	

第 27 節 宅地等の応急危険度判定計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、地震や降雨等により、宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して、二次災害を防ぐため、大規模地震発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

(2) 各主体の責務

ア 被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の責務

(ア) 宅地判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努める。

(イ) 宅地判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。

イ 市の責務

(ア) 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

(イ) 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

(ウ) 市長は、被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施のための支援を県知事に要請する。

(エ) 市長は、宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

(オ) 市長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

(カ) 市長は、応急危険度判定制度について、ホームページ、広報紙、(株)エフエムしばた等を通じて、市民等に周知するものとする。

ウ 県の責務

(ア) 県は、市の協力を得て宅地判定士の養成に努め、講習会等を通じながら育成及び啓発を行う。

(イ) 県知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。

(ウ) 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、県知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

(エ) 県知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

(オ) 県知事は、国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。

エ 国土交通省の責務

(ア) 国土交通省は、県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。

(イ) 国土交通省は、県から危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。

オ 宅地擁壁技術協会の責務

県知事からの要請があった場合は、宅地判定士の派遣等に協力する。

(3) 達成目標

ア 実施の決定

(ア) 市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね 24 時間以内に決定する。

(イ) 県知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、概ね 24 時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。

イ 対象区域及び宅地の決定

市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね 72 時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

ウ 実施体制の調整

(ア) 市長は、危険度判定の実施に際し、概ね 72 時間以内に宅地判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。

(イ) 県知事は、市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、概ね 72 時間以内に支援措置を講じる。

エ 危険度判定の実施

市長は、実施体制の調整後速やかに宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

2 情報の流れ

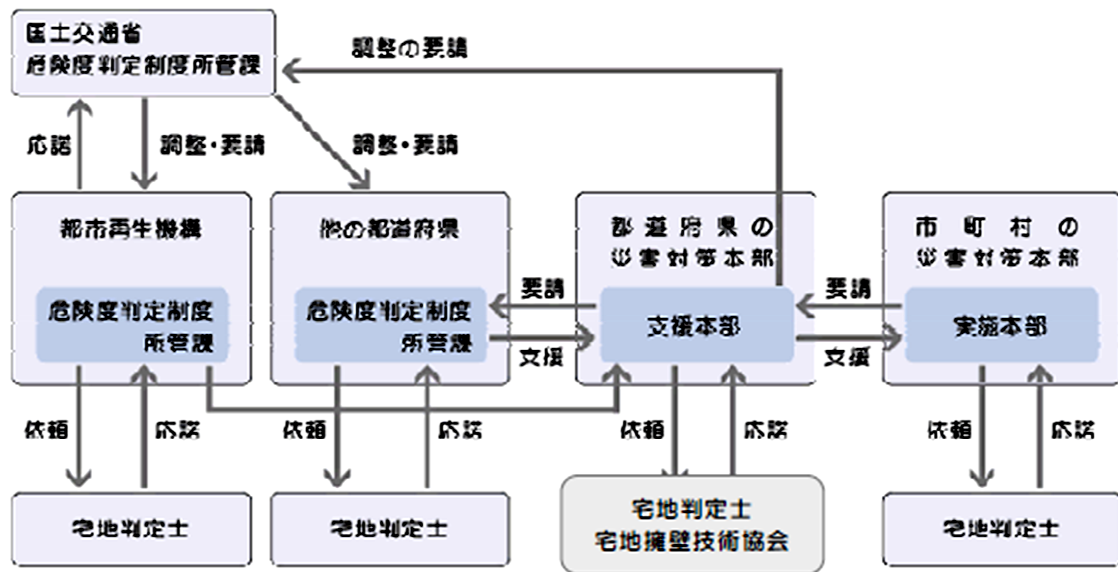
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
宅地管理者（地権者）	市	○宅地の被災情報
市	県	○宅地の被災情報 ○支援要請の有無
県	国土交通省	○宅地の被災情報 ○支援調整要請の有無
県	宅地擁壁技術協会	○支援要請の有無

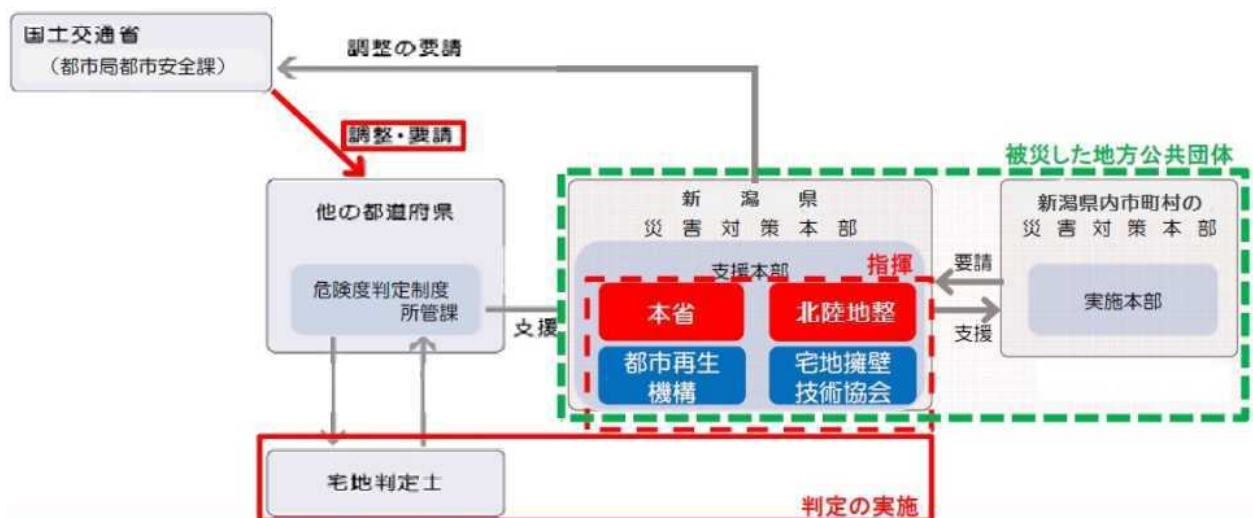
(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
宅地判定士	宅地管理者（地権者）、 第三者（通行人など）、 市	○被災宅地の危険度判定結果

3 業務の体系



【県が市支援を行うことが困難な場合】



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
宅地判定士	・危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努める。	
市	1 大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。 2 危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。 3 被災の規模等により必要があると認めるときは、危険度判定の実施等のための支援を県知事に要請する。 4 宅地判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。	県、宅地判定士

実施主体	対 策	協力依頼先
	5 二次災害を防止し、又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。 6 必要に応じ、判定結果に対する相談窓口を設置する。	
県	1 市長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士及び宅地擁壁技術協会に協力を要請する等、支援措置を講じる。 2 被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、県知事は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講じる。 3 市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、国土交通省又は他の都道府県に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。 4 国土交通省又は他の都道府県から危険度判定の実施のための支援要請があった場合は、宅地判定士の派遣等、支援措置を講じる。	宅地判定士、宅地擁壁技術協会、国土交通省、他の都道府県
国土交通省	1 県から宅地判定士の派遣等について調整要請を受けたとき、又は災害の規模が極めて大きく、広範囲にわたり、多数の都道府県の支援を必要とすると認めたときは、都道府県間の宅地判定士の派遣等を調整し、併せて都道府県及び都市再生機構に宅地判定士の派遣を要請する。 2 県からの危険度判定の実施について支援の要請を受けたときは、危険度判定を支援するとともに、都市再生機構等に対して協力を要請する。	他の都道府県都市再生機構等

第 28 節 学校等における応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時において、学校（小学校、中学校、幼稚園、保育園等含む。以下同じ。）をはじめとする関係機関は、迅速かつ適切に対応し、児童生徒等の安全を確保する。

(2) 各主体の責務

ア 学校の責務

(ア) あらかじめ定めていた学校の危機管理マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の在校時、登下校時間帯、夜間・休日等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

(イ) 指定避難所の学校又は臨時に避難所となった学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっては、自主的に避難してきた市民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

(ウ) 被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

イ 市の責務

各学校の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

ウ 県の責務

(ア) 各学校や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。

(イ) 被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

(3) 達成目標

中越大震災クラスの地震に際しても、被災後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開する。

(4) 積雪期での対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

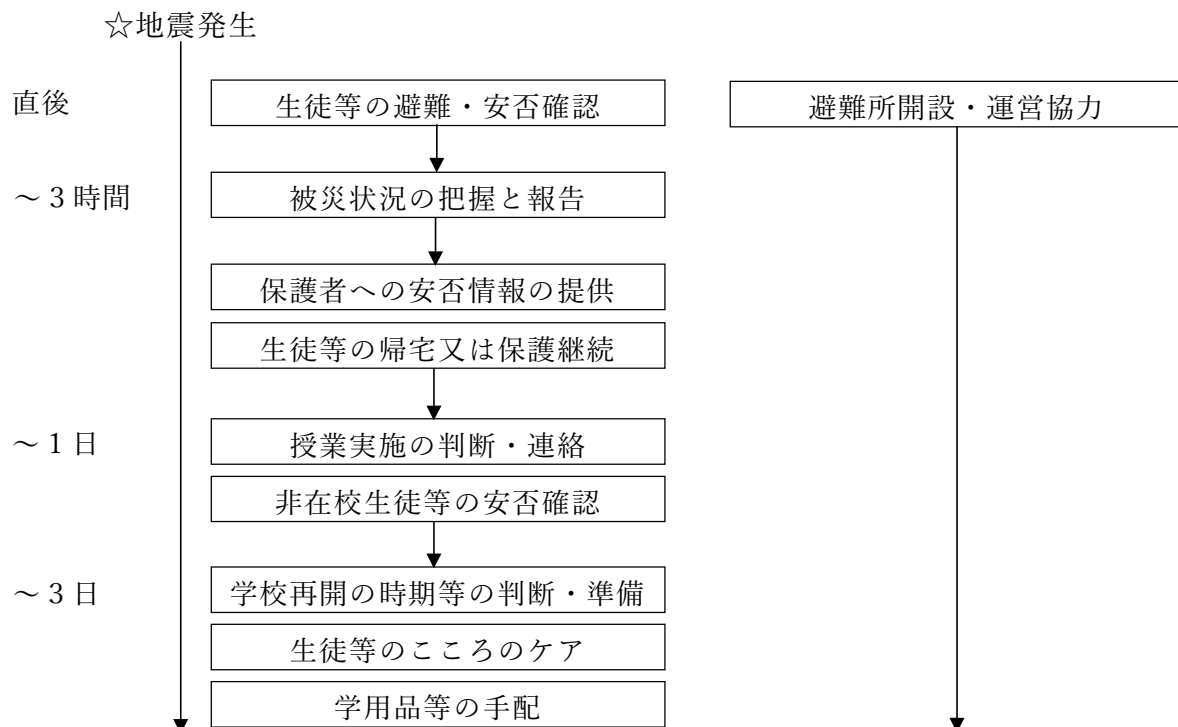
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
私立学校、大学等	県	○被害状況、臨時休業等
市立学校	市教育委員会	○被害状況、臨時休業等
市教育委員会	下越教育事務所 → 県教育委員会	○集約された被害状況、臨時休業等
県立学校	県教育委員会	○被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	私立学校、大学等	○指導、助言等
県教育委員会	県立学校	
県教育委員会 →下越教育事務所	市教育委員会	
市教育委員会	市立学校	
市、県	生徒等、保護者	○学校被害状況、臨時休業等

(注) 緊急を要する場合や、市教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接市教育委員会や市立学校、又は、市立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 学校における業務の体系



4 学校における業務の内容

(1) 生徒等の安全確保のための措置

ア 生徒等の避難・安否確認

(ア) 生徒等が在校している場合

a 生徒等の掌握・避難

生徒等の在校時に地震が発生した場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する）。

b 避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行

方不明者等がいる場合は、直ちに消防本部に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び搜索活動を行う。

(イ) 登下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記(ア)と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難してきた生徒等から状況を聴き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

(ウ) 夜間・休日等の場合

a 教職員の参集

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

b 生徒等の安否確認

地震により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ 被災状況の把握と報告

学校は、次に掲げるところによち、生徒等の避難の状況、生徒等及び教職員の安否並びに学校施設の被災状況をあらかじめ指定された経路で速やかに市

（県）に報告する。夜間等で調査が危険な場合等には、可能な範囲で速やかに第1報を行い、その後詳細が判明するに従い、第2報以下を行う。

(ア) 公立学校

学校の所在する地域で震度4以上の地震が観測された場合に、人的・物的被害の有無に関わらず必ず報告する。

(イ) 私立学校

人的・物的被害が生じた場合に、直ちに報告する。

ウ 保護者への安否情報の提供

学校は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ 生徒等の下校又は保護継続

(ア) 避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認した上で下校させなければならない。

(イ) 幼稚園、小学校及び特別支援学校等については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者に迎えに来てもらう。

(ウ) 保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下におくする。

オ 授業実施の判断・連絡

校長は、教職員の出勤の可否、学校施設の被災状況、生徒等の被災状況、通学路の安全性等を総合的に判断し、授業を実施するか否かを判断する。

なお、決定した内容は、あらかじめ定めた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定された経路で速やかに市及び県等に報告する。

カ 非在校生徒等の安否確認

地震でかなりの被害が発生した場合において、地震発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

(2) 教育活動の再開に向けた措置

ア 学校再開時期等の判断・準備

校長は、施設の応急危険度判定の結果、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ 生徒等の心のケア

(ア) 臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。

(イ) 学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ 学用品等の手配

学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、市立学校にあっては市教育委員会に、県立学校にあっては県教育委員会に、その他の学校にあっては学校設置者に報告する。

(3) 学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、市長から指示又は依頼があったとき若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは、学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア 教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

(ア) 校長

施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

(イ) 副校長・教頭

校長の命を受け、避難所や自治会・自主防災組織等との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

(ウ) 主幹教諭・教諭

校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。

(エ) 養護教諭

学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

(オ) 栄養教諭・学校栄養職員等

学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

(カ) 事務職員等

行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ 校舎等を避難場所として使用するときの注意

(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力が得られるようにする。

(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。

また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

(エ) 障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、市に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

5 市の業務内容

(1) 情報の集約・伝達

ア 市立学校の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達するとともに、県からの情報を市立学校に伝達する。

イ 学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、ホームページや(株)エフエムしばたを活用して広報し、保護者等への伝達に努める。

(2) 学校への支援

市は、次の事項について、学校の取組を支援する。

ア 学校施設の危険度判定のため、専門家を派遣又は斡旋する。

イ 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する等により、支援する。

ウ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

(3) 学用品等の支給

市は、学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

6 県の業務内容

(1) 情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、市民等への広報に努める。

(2) 学校や市への支援

以下の点等について、学校の取組を支援する。

ア 県立学校施設の危険度判定を行う。

イ 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

ウ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

エ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び市に斡旋する。

第 29 節 文化財応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時において、文化財所有者をはじめとする関係機関等は、文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じる。

(2) 各主体の責務

ア 文化財所有者及び責任管理者（以下、文化財所有者等」という。）の責務

(ア) 地震により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、市等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

(イ) 文化財所有者等は市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないように必要な措置を講じる。

イ 市の責務

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講じる。

ウ 県の責務

県は、市や文化財保護指導員等からの報告・連絡などを通じて、文化財の被害状況把握に努めるとともに、必要に応じて県から文化財担当職員を現地に派遣して状況確認を行い、応急措置等への協力及び指導・助言を行う。

(3) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者等は、余震・降雪等による被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者等は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その原状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

ウ 史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者等は可能な限り被害状況の把握に努め、余震・降雪等による二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講じるよう対応する。

市及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、文化財所有者等又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、文化財所有者等と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

(3) 文化財所有者等

危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、市等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を求める。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、文化財所有者等に対する指導・助言の仲立ちをする。

イ 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて文化財所有者等からの相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて文化財所有者等からの相談や協力要請に応じる。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財

市を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(2) 未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に市を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

第 30 節 障害物の処理計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震及び津波により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、漁港、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、物資輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する輸送路等を確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。
- (イ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

イ 県の責務

- (ア) 県災害対策本部生活基盤対策部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。
- (イ) 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (ウ) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

ウ 道路管理者等の責務

- (ア) 道路管理者等（市及び国、県及び東日本高速道路㈱）は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告するとともに、障害物を除去する。
特に、道路啓開計画の対象路線（以下「啓開計画路線」という。）については、最優先に実施する。
- (イ) あらかじめ締結してある民間団体等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- (ウ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、新発田警察署の協力を得て排除する。
- (エ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、市と県は協力し排除する。

エ 河川、漁港管理者等の責務（市及び国、県）

(ア) 河川管理者、漁港管理者は、その所管する河川区域、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部生活基盤対策部に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。

(イ) 新潟海上保安部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報し、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 達成目標

輸送路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。

地震発生から 3 時間以内	輸送路等の障害物情報収集
地震発生から 24 時間～72 時間以内	啓開計画路線の障害物の除去
地震発生から 24 時間以内	その他の輸送路等の障害物の除去

ただし、人命救助等に必要な緊急輸送道路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(4) 積雪期での対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、道路管理者等があらかじめ整備してある除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定するとともに、その実施に当たるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

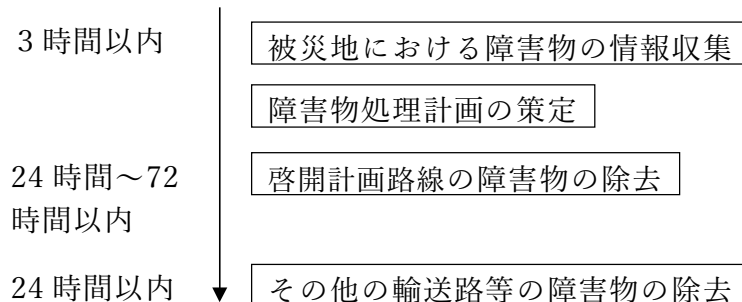
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
市	県（施設管理者）	○被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	
その他の施設管理者		

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	市	○障害物除去に関する情報
	施設管理者	

3 業務の体系（地震発生からの達成目標の目安）

☆地震発生



4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
県	1 障害物除去を必要とする道路、河川、漁港等の公共管理施設の情報を収集する。 2 建物関係障害物の情報を収集する。	
道路管理者等	・管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
河川、漁港管理者	・管理区域の航路等の障害物の状況を調査し、県災害対策本部生活基盤対策部に報告する。	
新潟海上保安部	・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、その旨を県災害対策本部生活基盤対策部に通報する。	

(2) 啓開計画路線の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 ・災害時に、適切な管理のなされていない空家に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。	
県	1 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 2 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者
道路管理者等	1 管理区域の道路の障害物を除去する。 2 特に、あらかじめ定められた啓開計画路線については、最優先に実施する。 3 あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	応援協定締結事業者等
河川、漁港管理者	・管理区域の航路等について、沈船、漂流物等によ	

実施主体	対 策	協力依頼先
	り船舶の航行が危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。	
新潟海上保安部	・海難船舶又は漂流物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。	
応援協定先企業・団体等	・県からの応援協定に基づく要請により、輸送路等の障害物を除去する。	

第 31 節 遺体等の搜索・処理・埋葬計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模な地震では、家屋等の倒壊、火災、津波等により、多くの死者を出すことがある。市は、県及び関係機関相互の協力により、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

イ 県の責務

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

ウ 県警察本部、新潟海上保安部及び自衛隊等関係機関の責務

県警察本部、新潟海上保安部及び自衛隊等関係機関は、市及び県等が迅速に業務が推進できるよう支援するものとする。

(3) 業務内容

遺体等の搜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

遺体等の搜索	防災関係機関と協力した搜索活動
遺体の収容	遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

(4) 関係者に対する配慮

一連の業務に当たっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

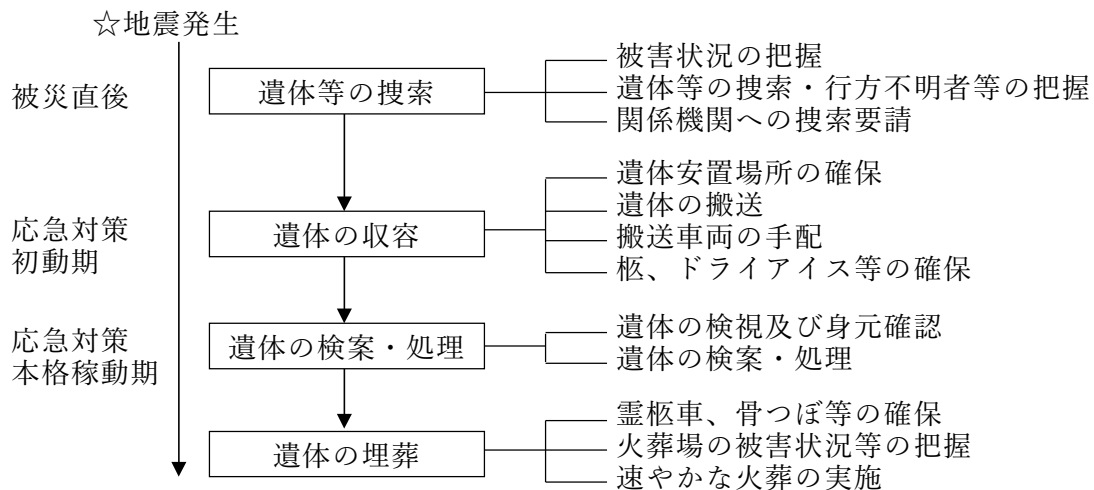
2 情報の流れ

被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	○搜索状況の報告 ○自衛隊への応援要請依頼 ○搬送車両不足分の手配依頼 ○柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ○霊柩車が不足する場合の手配依頼 ○骨つば等が不足する場合の手配依頼 ○死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ○火葬場の被災状況の報告 ○広域火葬の応援要請 ○近隣市町村への応援要請

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	新発田地域広域事務組合（火葬場設置者）	○広域火葬の協力要請 ○火葬場の割振りの通知
	要請先	○自衛隊への応援要請（市の要請による） ○(社) 県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請（市の要請による） ○葬祭関係団体に対する柩、ドライアイス等の協力要請（市の要請による） ○県内市町村等への応援要請（市の要請による） ○市の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び(社)県医師会へ要請

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 遺体等の搜索

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 県警察本部、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行う。 2 県に搜索状況を報告するとともに、市からの依頼により自衛隊等関係機関と協力して遺体等の搜索を行う。	警察本部、第九管区海上保安本部、自衛隊等関係機関
県	・県内の被害状況の把握を行うとともに、市からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
新発田警察署、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関	1 遺体等の搜索を市と協力して行う。 2 新発田警察署は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	市

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校敷等）を確保し、関係機関に連絡する。 2 搬送車両が不足する場合は、(公)県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。 3 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。	寺院、学校等、 (公)県トラック協会、 葬祭関係事業者
県	1 市から搬送車両の手配要請があった場合、(公)県トラック協会に協定に基づき要請する。 2 市から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。	(公)県トラック協会、 葬祭関係団体
新発田警察署、新潟海上保安部、自衛隊等関係機関	・遺体の搬送を行う。	
(公)県トラック協会	・搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行うものとする。	
葬祭関係団体	・県協定に基づき、柩、ドライアイス等の確保をする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 日本赤十字社新潟県支部及び(一社)県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 2 新発田警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部、(一社)県医師会等、新発田警察署等、(一社)県歯科医師会等
県	・市の行う遺体の検案・処理について、日本赤十字社新潟県支部及び(一社)県医師会に協定に基づき要請する。	日本赤十字社新潟県支部、(一社)県医師会
県警察本部、新潟海上保安部	1 収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 2 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	
日本赤十字社新潟県支部、県医師会	1 死因その他の医学的検査を行う。 2 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 搬送車両が不足する場合は、(公)県トラック協会に手配するよう県に要請する。 2 骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係団体に手配するよう県に要請する。 3 死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。	(公)県トラック協会 葬祭関係団体 厚生労働省
火葬場	1 災害時の火葬体制を確立しておく。 2 被災状況等を県及び市に報告するとともに、速やかに火葬を行う。	
県	1 市から搬送車両の手配要請があった場合は、(公)県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 2 市から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係団体に協定に基づき協力を要請する。 3 市又は火葬場設置者から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	(公)県トラック協会 葬祭関係団体
(公)県トラック協会	・搬送車により、県との協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係団体	・県との協定に基づき骨つぼ等を確保する。	

5 身元不明遺体の取扱い

- ア 市が新発田警察署その他関係機関に連絡し、調査に当たる。
- イ 新発田警察署は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。
- ウ 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱う。

6 広域応援体制の整備

- ア 市は、自ら遺体等の搜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県に応援要請し、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- イ 県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行い、次の体制を整えておく。
- (ア) 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制
- (イ) 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制
- (ウ) 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができる体制

第 32 節 愛玩動物の保護対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民等が動物を同行して被災者が避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県が県獣医師会及び県動物愛護協会等と設置する「動物救済本部」を通じ飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。

(2) 達成目標

市は、「動物救済本部」と協力し、避難所及び仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

また、飼い主と動物と一緒に避難できる避難施設を設置するよう配慮する。

(3) 各主体の責務

ア 飼い主の責務

(ア) 災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

(イ) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ 市の責務

(ア) ペットを同行して避難できる避難所の情報をあらかじめ市民に提供するよう努めるとともに、避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。

(イ) 避難所を設置するに当たり、愛玩動物を同行した避難者を適切に受け入れるとともに動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(ウ) 避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況把握に努め、県と協働し「動物救済本部」に対し、情報提供及び活動を支援する。

ウ 県の責務

(ア) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

(イ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

(ウ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

(エ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援を行う。

(オ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

(カ) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

(キ) 必要に応じ、国、他都道府県、政令市及びペット災害支援協議会等への連絡調整及び要請を行う。

エ (社)新潟県獣医師会（下越支部）の責務

(ア) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

- (イ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の市・県からの要請に備える。

オ (社)新潟県動物愛護協会（下越支部）の責務

- (ア) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。
(イ) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

カ 動物救済本部の責務

- (ア) ペットフード等支援物資の提供
避難した動物に対し、ペットフードや飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。
(イ) 動物の保護
県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。
(ウ) 相談窓口の開設
被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。
(エ) 動物の一時預かり
被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。
(オ) 飼い主さがし
被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。
(カ) 仮設住宅での動物飼育支援
仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
(キ) 被災動物の健康管理支援
被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。
(ク) ボランティア及び募金の受付・調整・運営
ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

(4) 活動調整

県災害対策本部（保険医療教育部）、市災害対策本部

(5) 達成目標

被災者が安心して安全に避難できるようにするため、ペット同行避難を受け入れる避難所を開設し、飼い主が自らの責任の下、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

被災者が、応急仮設住宅に入居する際にも、ペットを適切に飼養し続けることができるよう支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

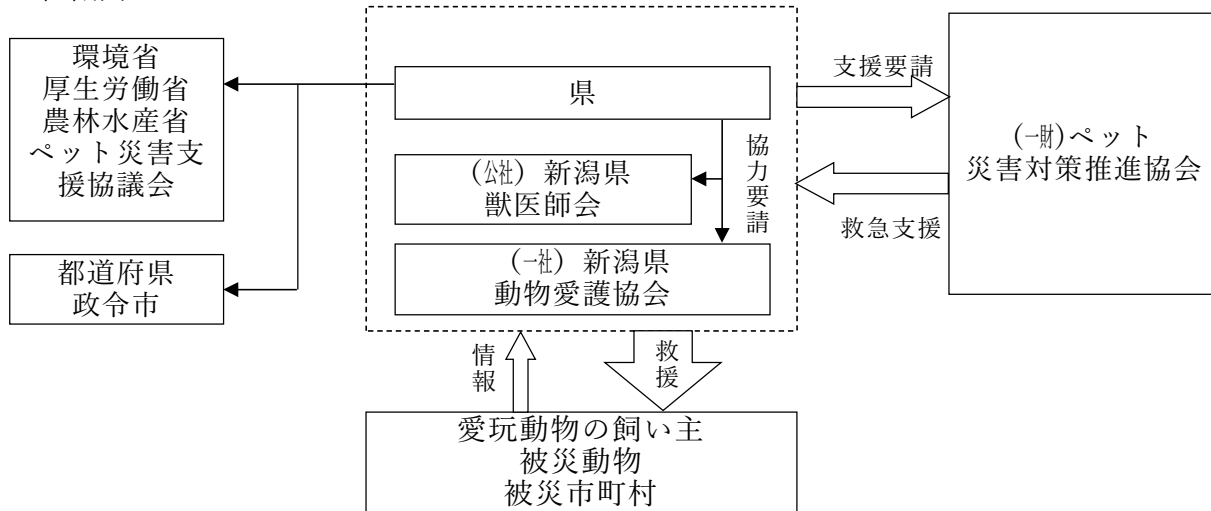
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市災対本部	○ペット同行避難者の状況 ○被災者ニーズ
市災対本部	県・動物救済本部	○集約された被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県・動物救済本部	市災対本部	○ペット関連の支援内容
市災対本部	避難所、避難者	

3 業務の体系

組織図



☆地震発生

	市	県・動物救済本部
～1日	動物同行避難所設置	危険動物の飼育状況確認 負傷動物等の保護
～3日	避難所ニーズの把握	相談窓口の開設 動物救済本部の設置
～7日		避難所での動物飼育支援、物資提供 ペットの一時預かり
～2月	仮設住宅の設置	仮設住宅での動物飼育支援

4 業務の内容

動物同行避難者や被災したペットへの対応

実施主体	対 象	協力依頼先
被災者（ペットの飼い主）	1 自分の安全を確保し、ペットを同行して避難所へ避難する。 2 避難先において、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する。	市
市	1 動物を同行した避難者を受け入れられる避難所を設置するとともに、動物救済本部等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。 2 避難所でのペットの状況等について県及び動物救済本部に情報提供する。	県、動物救済本部

実施主体	対 象	協力依頼先
	3 避難者に動物飼育関連物資を配布する。 4 市民へ動物救護や飼養支援に関する情報を提供する。 5 仮設住宅の設置にあたり、被災者のペット飼育について配慮する。	
県	1 動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会や県動物愛護協会など関係団体等と協力体制を確立し、「動物救済本部」を設置する。 2 危険動物の飼育状況を確認し、安全のための措置を講ずる。 3 負傷動物や飼い主不明のペットを保護する。 4 動物救済本部と協力し、被災者のペット飼育に関する相談窓口を開設する。 5 環境省や他の自治体及びペット災害支援協議会等との連絡調整及び支援要請を行う。	県獣医師会、県動物愛護協会、環境省、ペット災害支援協議会
新潟県獣医師会	1 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2 避難所等において、被災動物の健康管理支援を行う。	
新潟県動物愛護協会	1 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 2 被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。	
動物救済本部	1 被災動物支援に関し、募金の受付や調整を行い、動物救済基金を運用する。 2 被災者のニーズに応じてペット飼育関連物資を調達し、市の災害対策本部に提供する。 3 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 4 被災のため、一時的に飼育できなくなった動物や迷子動物の一時預かりを行う。 5 被災のため、飼い主を失った動物の新たな飼い主さがしを行う。 6 被災動物の健康管理支援を行う。 7 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 8 ボランティアの受付、調整を行う。	

第 33 節 災害時の放送

1 計画の方針

(1) 基本方針

放送機関は、放送事業者による地震や津波等の発生に関する緊急放送は、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

なお、地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

(2) 達成目標

ア 放送事業者は、関係法令及び気象庁との申し合わせにより情報の通知を受け、内容的に正確に放送する。

イ 市及び県から避難指示等の発令とその介助などの放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。

(3) 緊急放送の要請

市又は県は、災害のため有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する方法及び手続きは、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

市が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、市民等への緊急の避難呼びかけとする。

イ 全県波放送局の連絡先

局 名	情報受信責任者
N H K 新潟放送局	コンテンツセンター長
B S N 新潟放送	報道担当部長
N S T 新潟総合テレビ	報道制作部長
T e N Y テレビ新潟放送網	報道部長
新潟テレビ 21	報道グループ長
エフエムラジオ新潟	放送事業本部副本部長

(4) その他緊急を要する情報の提供

市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(5) コミュニティ放送局等への情報提供

災害緊急放送に関する協定に基づき、(株)エフエムしばたに災害に関する情報を逐次提供する。

情報提供の手続き、手段については、新発田市災害緊急放送要領による。

資料編（応援協定に関する資料【新発田市災害緊急放送に関する協定（株式会社エフエムしばた）】）を参照。

機関名	情報受信責任者
(株)エフエムしばた	放送局長

2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）

県内各放送機関は、市・県から緊急放送の要請があった場合には、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」により遅滞なく正確に発信する。

また、地震に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従うものとする。

第 34 節 公衆通信の確保

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

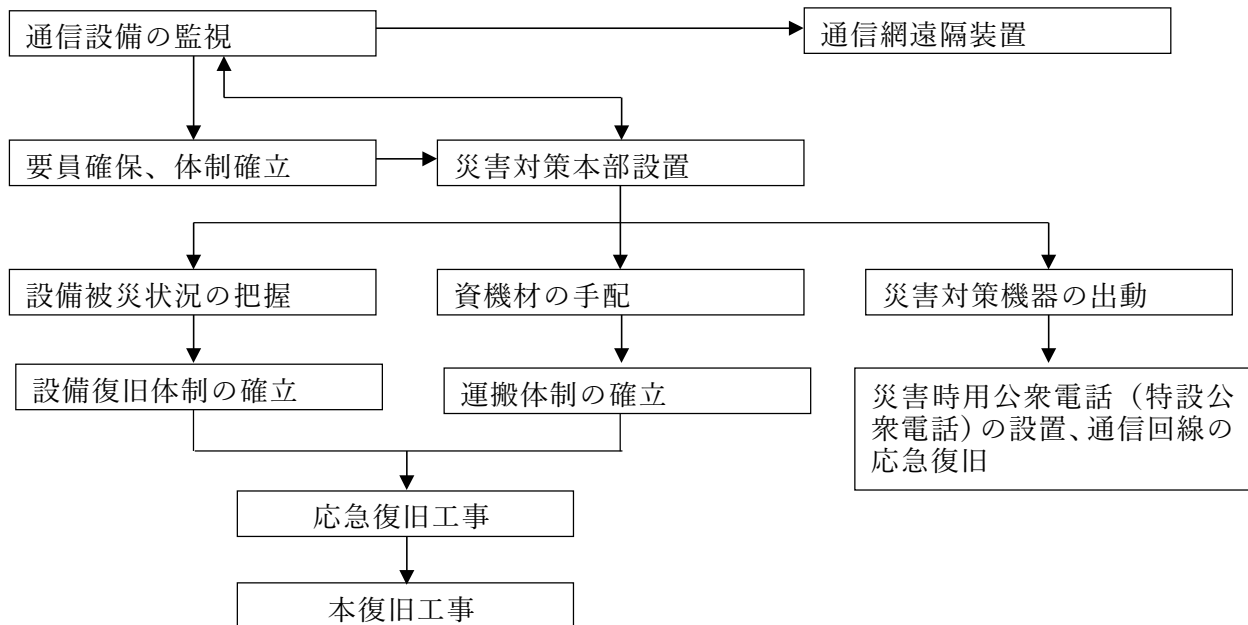
また、広報車及びインターネット等により市民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 w e b 171 の利用を可能とし被災地の民生の安定を図る。

(2) 達成目標

東日本電信電話(株)新潟支店は、市及び防災関係機関の通信確保を早期に実施する。

また、広報車及びインターネット等により市民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル 171、w e b 171 の利用を可能とし被災地の民生の安定を図る。

2 公衆通信施設（N T T 東日本/N T T ドコモ）応急対策フロー図



3 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

地震災害の発生又は発生するおそれのある場合は、N T T 東日本新潟支店及びN T T ドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 地震災害警戒本部

エ 災害対策本部

(3) 新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(4) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T Tグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(5) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

(6) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛星車

キ その他応急復旧用諸装置

(7) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、N T T東日本及びN T Tドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

通信用機材等の運搬や道路被害状況等の情報共有が必要な場合は、県に協力を要請するものとする。なお運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(8) 災害用伝言サービスの提供

震度6弱以上の地震発生時及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板w e b 171及び災害用伝言板サービスの利用を可能とする。

4 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車又はインターネット（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示灯）により地域の住民及び関係機関に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況、見通し
- (2) 通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況
- (3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置場所の周知
- (4) 住民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

6 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T東日本及びN T Tドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、N T T東日本本社災害対策室及びN T Tドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

N T T東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめるうえ持株会社災害対策本部及び各支店災害対策室へ要請する。

第 35 節 電力供給応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

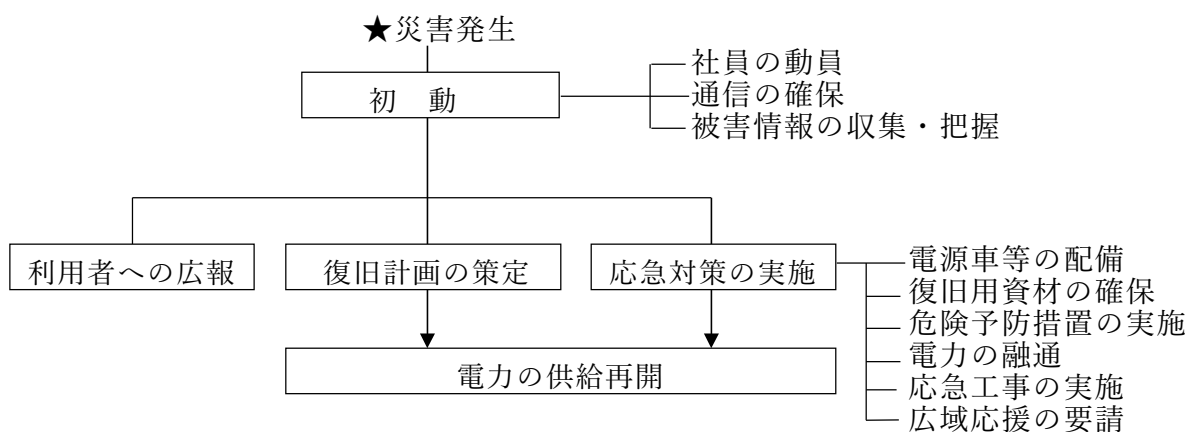
電力供給機関は、災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から市民の安全を守るため被災箇所の迅速・的確な復旧を実施するものとする。

(2) 達成目標

東北電力(株)新発田電力センター及び新潟技術センターは、市、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速かつ的確な復旧工事を実施する。

停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図る。

2 電力供給施設応急対策フロー図



3 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

東北電力及び東北電力ネットワークは、災害が発生した時は非常災害対策本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生が予想され、災害に備えた体制を整えるべきと判断した場合
第 1 非常体制	新潟県および東北 6 県で非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または非常災害が発生し、必要と認めた場合
第 2 非常体制	新潟県および東北 6 県を含む国内広域で大規模な非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断した場合、または大規模な非常災害が発生し、早期復旧が困難であり長期化は懸念される場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、新発田電力センター管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で新発田電力センターのみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関係機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

県が災害対策本部を設置した場合、東北電力及び東北電力ネットワークは必要に応じリエゾンを県に派遣し、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、各種調整を図る。

被害状況把握のため、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する場合は、県は可能な範囲で協力する。

(5) 新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

4 応急対策

(1) 電源車等の配備

ア 県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

イ 県は、国、電気事業者等との調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は電源車等の配備に努める。

(2) 復旧資材の確保

ア 新発田電力センターの対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、当該地方自治体の災害対策本部に要請して確保する。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、市、県、新発田警察署、消防本部等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 電力の融通

非常災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、本店・本社対策組織は、電力広域的運営推進機関の指示などに基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

(5) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

5 復旧計画

復旧計画の策定に当たっては病院、公共機関、広域避難場所等を優先することとし、具体的には国、県及び市災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

6 利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、CATV局及びコミュニティFM局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得るものとする。

7 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、各電力会社で締結している「各社間の協定」等により実施する。

また、関係工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第 36 節 ガスの安全、供給対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市及び新発田ガス(株)、その他ガス事業者は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設の影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止する。供給を停止した場合は、事前に定める復旧計画書に基づき、安全で効率的な復旧を進める。

また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、ガス栓を閉止する等の地震発生時にとるべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

イ 市の責務

市は、二次災害防止のための広報を行う。

ウ 県の責務

県は、LPガス充てん事業所及びLPガス販売事業者（以下「LPガス事業者」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。

また、二次災害防止のための広報を行う。

エ ガス事業者等の責務

都市ガス事業者、LPガス充てん事業者及びLPガス販売事業者（以下「ガス事業者」という。）等は、次の事項を行う。

(ア) ガス供給設備の安全点検

(イ) 二次災害防止のための広報

(ウ) 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

(エ) 都市ガス事業者（新発田ガス(株)）は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行う。

(オ) LPガス事業者は、地震発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

(カ) LPガス事業者は、市の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

(キ) LPガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

(3) 達成目標

(ア) 都市ガス事業者（新発田ガス(株)）

地震発生後 ↓	☐ ガス供給設備等の被害状況の把握 ☐ 供給停止判断・措置 ☐ 二次災害防止措置 ☐ 県への報告 ☐ 消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後 概ね 14 日	☐ 供給再開完了 （注）

（注）大規模な被害が生じた場合を除く。

(イ) LPガス事業者

地震後 1時間	○充てん所及び販売施設等の被害状況の把握
地震後 3時間	○二次災害防止措置
地震後 2日	○消費先の緊急点検完了
地震後 3日	○充てん所及び販売施設等の復旧（注1） ○消費先安全確認完了（注2）

（注1）大規模な被害が生じた場合を除く。

（注2）安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検に当たり、燃焼器具の点検を併せて行う。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯のガス栓の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

(5) 積雪地域での対応

市民は、積雪期の地震発生に当たっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

(6) 新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田ガス㈱は、新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、消防本部、新発田警察署	ガス事業者	○供給支障等状況 ○ガス漏れ、事故等発生状況
ガス事業者	市、県、消防本部、新発田警察署	○ガス漏れ、事故等発生状況（軽微なガス漏れを除く。）
	市、県	○供給支障等状況及び停止状況 ○復旧状況及び見込情報
	報道機関	○二次災害防止に関する注意事項 ○供給状況
	復旧支援団体等	○復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
ガス事業者、市、県	被災者	○二次災害発生防止情報 ○供給支障等状況 ○復旧状況及び見込情報
県	ガス事業者	○安全確保の指導
復旧支援団体等		○復旧支援予定情報

3 業務の体系

(1) 都市ガス事業者（新発田ガス㈱）

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断 県への報告 消費先の安全確認、供給再開	供給停止	供給停止状況等
発生後 概ね 14 日	供給再開完了		復旧状況等

(2) LP ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
地震後 1 時間	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理	
3 時間			二次災害防止措置
2 日	消費先の緊急点検完了		
3 日	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了		

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	1 地震発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏えい時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 2 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地域住民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。 3 ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	消防本部、新発田警察署 ガス事業者
ガス事業者	1 二次災害防止のための広報を行う。 2 ガス供給設備の安全点検を行う。 3 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。	報道機関、市、県、復旧支援団体等

実施主体	対 策	協力依頼先
	4 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。 また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。	
市	・ 二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、県
県	1 LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 2 LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。 3 二次災害防止のための広報を行う。	ガス事業者団体等 報道機関、市

第 37 節 給水・上水道施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持及び人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

市民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、市民の不安解消に努める。

また、報道機関への対応について、市の個別の被害状況等については、市で対応することを基本とし、県では全般的な被害状況等について対応する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄したもので賄うよう努める。

イ 水道事業者（水道局）の責務

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

ウ 市の責務

市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

エ 県の責務

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

(3) 達成目標（応急給水目標水量）

地震発生から3日以内は1人1日3ℓ、1週間以内に20～30ℓ、2週間以内に30～40ℓの給水量を確保し、概ね1ヶ月以内に各戸1給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

地震発生からの日数	目標水量	用 途
地震発生～3日目まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保
概ね1ヶ月以内	各戸1給水栓	

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者への給水に当たっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

(5) 積雪期及び地域性を踏まえた対応

ア 積雪期

積雪期においては、応急対策が困難となるおそれがあるため、必要に応じて県を通じ国へ自衛隊等の派遣を要請する。

イ 中山間地

- (ア) 中山間地では、その地盤条件や周辺の地形条件によって、孤立集落が発生したり、地域全体に大きな被害が生じるおそれがあるため、関係課等と協議し、効率的な応急対策を図る。
- (イ) 中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて県を通じ国へ自衛隊等の派遣を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市、水道事業者(水道局)	県、関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ○被災直後 ・水道施設の被害、断減水の状況 ・市全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 ○応急復旧開始後・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	○全般的な水道施設等の被災状況 ○応援部隊の派遣要請 ○全般的な復旧状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、水道事業者(水道局)	○広域的な被害情報 ○応援要請に関する助言 ○飲料水の衛生確保対策 ○支援制度に関する情報
市、水道事業者(水道局)	市民等	○断減水の影響範囲 ○応急給水及び応急復旧の実施方法 ○飲料水の衛生確保対策 ○応急復旧の見通し

3 業務の体系（業務スケジュール）

☆地震発生後

直後 ～3時間 ～6時間 ～12時間	3リットル／日 生命維持	○被害状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
3日		◆応急給水活動 第1段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急復旧活動 第1段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関等への応急復旧
1週間	20～30リットル 最低生活 水量	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第2段階 ・仮設給水栓の設置 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
2週間	30～40リットル 生活水量 の確保	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等の使用 （生活用水）	第3段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
1か月	各戸1 給水栓	第4段階 各戸1給水栓の設置 応急復旧の完了	

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	・市は、水道事業者と連絡を取り、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 - ア テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認 - イ 職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録 - ウ 関係課等から情報収集	水道工事業者
県	1 必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 2 必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	（注）日本水道協会 新潟県支部、県水道協会等

(2) 市民等への広報や報道機関への対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	・市は、水道事業者と連絡を取り、被害状況（断減水の影響区域等）や応急給水の方法（浄水場、配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車	報道機関

実施主体	対 策	協力依頼先
	や給水タンク等による運搬給水) について市民等に広報・周知するとともに報道機関へ対応する。	
県	・全般的な被害状況等の情報や飲料水の衛生確保対策について、市民に広報するとともに報道機関へ対応する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水道事業者(水道局)	1 二次災害の防止措置 ・水道施設で火災が発生した場合の速やかな消火活動 ・配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 ・消防本部へ情報提供し、消火活動へ配慮 ・消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ・上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置 2 被害発生地区の分離	
県	二次災害の防止措置 ・有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等へ取水停止等を要請 ・緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について市を通じて市民等に周知・指導	市町村、水道事業者、(社)日本水道協会新潟県支部

(4) 応急対策の方針決定

市及び水道事業者は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、速やかに応急対策の方針を決定する。応急給水活動と応急復旧活動は相互に関連を保ちながら実行するとともに、応急給水の方法、復旧の見通し等に関する情報を被災住民へ逐次広報・周知することにより、不安の解消に努める。

また、県は市の被害が甚大なとき、応援部隊の派遣について、関係機関との調整を図る。

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水道事業者(水道局)	1 被害状況の見積もり 主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数等を迅速かつ的確に見積もり、地区別を考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 2 応援要請の必要性判断 動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、応援要請の必要性を判断する。	(社)日本水道協会新潟県支部、水道工事業者
県	・市の被害が甚大なとき、応急対策計画の立案及	(社)日本水道協会

	び技術支援ができるように応援の要請について配慮する。	新潟県支部、県水道協会

(5) 応急給水活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	1 被害状況に応じて地区別に給水方法を選定する。 2 病院、避難場所、社会福祉施設等の優先順位を明確にする。 3 衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 4 日報、写真等により活動状況を記録する。	
県	1 緊急用井戸等の使用について、必要に応じて職員等を派遣し、衛生確保の実施について指導する。 2 必要に応じて水道法第40条に基づく水道用水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対 策	協力依頼先
市、水道事業者（水道局）	1 取水、導水、浄水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 2 病院、避難場所、社会福祉施設等を優先的に通水させるなど優先順位を明確にする。 3 他のライフライン担当課等（道路、下水道、ガス等）と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 4 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 5 日報、写真等により活動状況を記録する。	各ライフライン事業者
県	・異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン担当課等と協議する。	各ライフライン事業者

第 38 節 下水道等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため、地震被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

このため、震災時には速やかに管理施設の被害状況を把握するとともに、ポンプ施設、処理施設においては、最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保する。

(2) 各主体の責務

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）の責務

(ア) 地震により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠等が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力する。

(イ) 下水道等施設の被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

(ウ) 地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市の責務

(ア) 被災時には、直ちに被災調査及び復旧工事に着手する。

また、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講じる。流域関連公共下水道においては流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講じる。

(イ) 下水道等施設が被害を受けた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

(ウ) 携帯トイレ・簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

ウ 県の責務

(ア) 市の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

(イ) 流域下水道施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講じる。

(ウ) 被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに市へ連絡し、市から下水道利用不能地域の情報を市民に周知できるようにする。

(エ) 被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

(3) 達成目標

ア 下水道等施設復旧はおおむね次の計画を目安にする。

地震後 ～3日目程度	○市民への情報提供、使用制限の広報 ○処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
地震後 3日目程度 ～1週間程度	○応急調査着手、応急計画策定 ○施設応急対策実施
地震後 1週間程度 ～1か月程度	○本復旧調査着手 ○応急復旧着手・完了

地震後 1 か月～	○本復旧調査完了、本復旧計画策定 ○災害査定実施、本復旧着手

イ 市及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧事業の早期完成を図る。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者用のトイレを設置する。

イ 市及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないようする。

(5) 積雪地域での対応

市及び県は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

2 情報の流れ

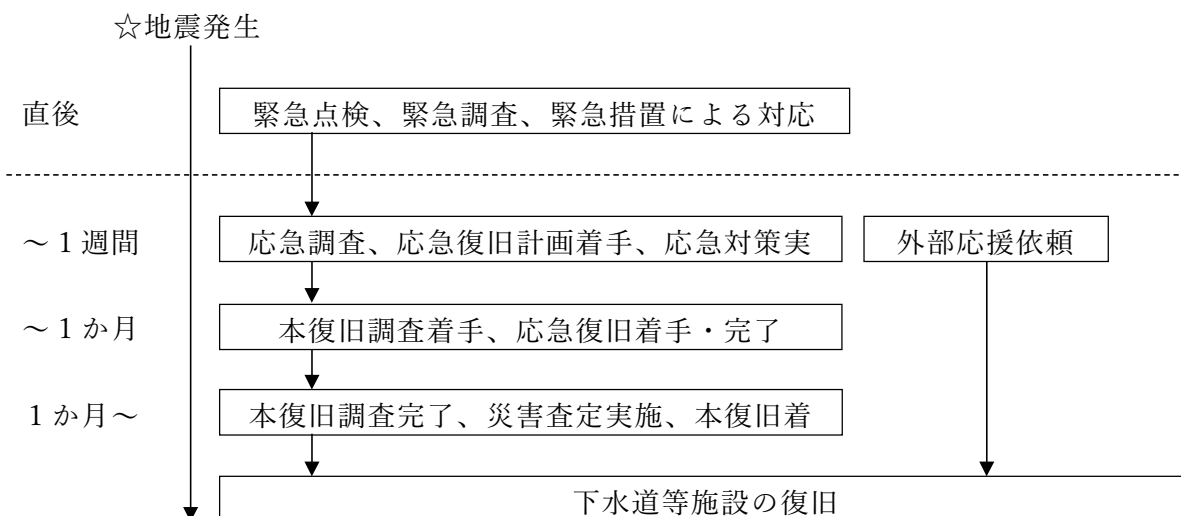
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	市	○被災地ニーズ
市	県	○集約された被災地ニーズ ○被災地情報、応援依頼等
県	(協定先) 企業・団体、 他県、国、市	○集約された被災地ニーズ ○被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○支援情報 ○流域下水道の被害情報
市	避難所、避難者	○復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急点検、緊急調査、緊急措置による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者	・マンホール、路面状況又は処理場の異状が確認できた場合に自治会長や市へ報告する。	市
市	1 下水道等施設、市管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告 2 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 3 流域下水道関連公共下水道の緊急点検及び緊急調査の実施並びに流域下水道施設管理者の県への連絡及び調整	県、地方共同法人日本水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等
県	1 流域下水道施設の緊急点検及び緊急調査の実施 2 緊急調査に基づく応急復旧計画の策定 3 流域関連公共下水道管理者の市への連絡及び調整 4 市の被害状況の把握 5 被災状況の国への報告・連絡調整	国、市、(公)新潟県下水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、(公)日本下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会
(公)新潟県下水道公社	・県の指示に基づき、流域下水道施設を点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急措置等を実施する。	本部、支所等
地方共同法人日本下水道事業団	・県及び市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部、他県支部
(一社)地域環境資源センター	・県及び市からの要請に基づき、現地での調査に協力する。	本部
(公)日本下水道管路管理業協会	・県及び市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	本部、他県支部等
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市からの要請に基づき、現地での調査に必要な機材調達及び調査実施に協力する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。 2 仮設用資材調達に努める。 3 市民等に応急復旧状況等を周知する。 4 県に緊急復旧状況等を連絡する。 5 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター、協定事業者等
県	1 応急復旧計画に基づき、緊急復旧を実施し、流域下水道施設利用を再開する。 2 仮設用資材調達に努める。	市、(公)新潟県下水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、(公)日本

実施主体	対 策	協力依頼先
	3 市を通じて市民等に応急復旧状況等を周知する。 4 市の応急復旧状況等を把握する。 5 避難所等に連結する流域下水道施設を優先的に復旧する。	下水道管路管理業協会、(一社)新潟県下水道維持改築協会、協定事業者等
(公)新潟県下水道公社	1 県の指示に基づき、応急復旧に協力し、流域下水道施設利用を再開する。 2 県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。	本部、支所等
地方共同法人日本下水道事業団	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)地域環境資源センター	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部
(公)日本下水道管路管理業協会	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	本部・他県支部等
(一社)新潟県下水道維持改築協会	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	
(公)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県及び市からの要請に基づき、応急復旧に協力する。	

(3) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 県に支援、応援を依頼する。 2 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 3 応援者の受入体制を整備する。	県、協定市町村、協定事業者等
県	1 協定他県、協定政令市、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 2 応援者の受入体制を整備する。	協定他県、協定政令市、協定事業者等

(4) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 2 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 3 本復旧計画に基づき、下水道施設等の本復旧を実施する。 4 市民等に本復旧状況等を周知する。 5 避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。	県、協定市町村、地方共同法人日本下水道事業団、(一社)地域環境資源センター
県	1 災害復旧が速やかに行えるよう、市、国と連	市、(公)新潟県下

実施主体	対 策	協力依頼先
	絡調整を行う。 2 災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。 3 本復旧計画に基づき、流域下水道施設の本復旧を実施する。 4 市を通じて市民等に本復旧状況等を周知する。 5 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。	水道公社、地方共同法人日本下水道事業団、(公)日本下水道管路管理業協会、(社)新潟県下水道維持改築協会
(公)新潟県下水道公社	1 県の指示に基づき、本復旧に協力し、流域下水道施設利用を再開する。 2 県の指示に基づき、仮設用資材調達に努める。	本部、支所等
地方共同法人日本下水道事業団	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(社)地域環境資源センター	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部
(公)日本下水道管路管理業協会	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	本部・他県支部等
(社)新潟県下水道維持改築協会	・市及び県からの要請に基づき、本復旧に協力する。	
(公)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	・県及び市からの要請に基づき、本復旧に協力する。	

第 39 節 危険物等施設応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等は、地震発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

このため、危険物等取扱施設については、災害による施設の被害を最小限に食い止め、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力して、これから施設被害を軽減するための対策を確立する。

(2) 各主体の責務

ア 事業者等の責務

事業者等は、地震等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

イ 消防本部の責務

消防本部は、地震等による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と協力して被害の拡大防止を図る。

ウ 市の責務

市は、危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示等を行う。

エ 県の責務

県は、地震による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 達成目標

地震等による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類取扱施設、高圧ガス施設、毒物劇物取扱施設、有害物質取扱施設、放射性物質使用施設等の損傷による二次災害を防止する。

(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者の避難等を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防本部	○災害・危険物等の種類
消防本部	市、県、新発田警察署等	○人的被害状況
県	防災関係機関	○被害の拡大見込 等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	市、県、消防本部、新発田警察署等	○災害・危険物等の種類 ○人的被害状況 ○被害の拡大見込 等
県	防災関係機関 ・関東東北産業保安監督部 ・北陸地方整備局等	

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

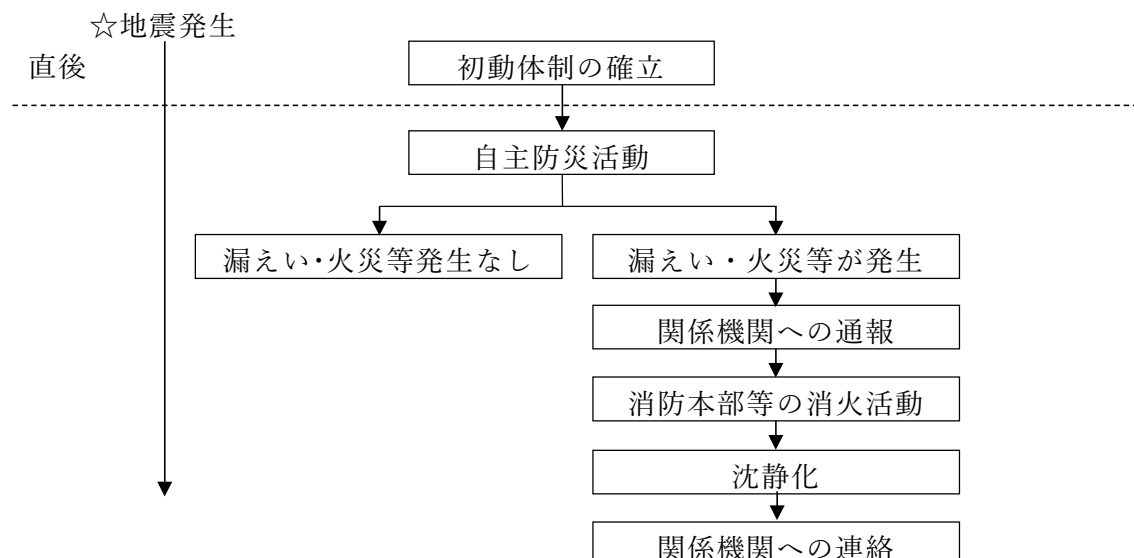
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	○防災資機材の調達可能量等
県	消防本部	○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況 ○緊急消防援助隊の派遣状況等
	市	○災害広報及び避難誘導の要請
消防本部	災害発生事業所	○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

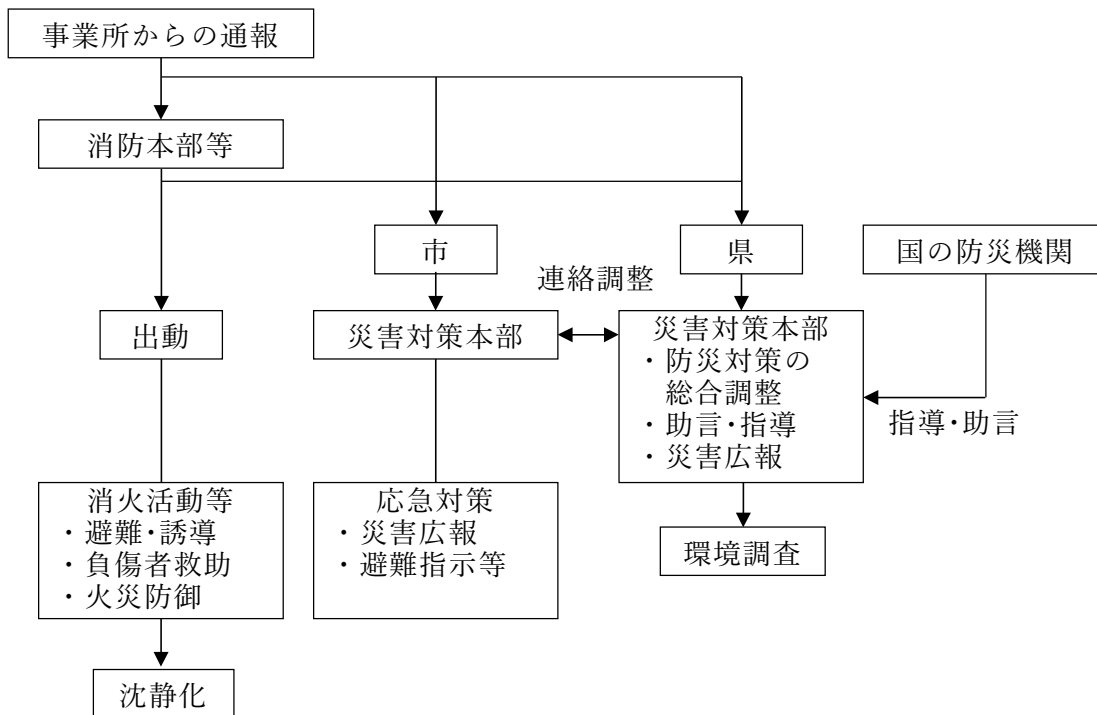
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	○防災資機材の調達可能量等
県	市 災害発生事業所	○災害広報及び避難誘導の要請 ○関係機関等との連絡調整事項 ○防災資機材の調達状況等
消防本部	災害発生事業所	○関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 市・県等における業務の体系



4 業務の内容

(1) 地震発生時の共通の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。	
事業所	1 地震発生時には直ちに応急点検を実施する。 2 地震により被害を受けた場合は、消防、県、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 3 地震により被害を受けた場合は、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 4 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講じる。 5 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	消防本部、新発田警察署、隣接事業所
県	・ 消防本部等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により市民等の	

実施主体	対 策	協力依頼先
	生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。	
消防本部	・事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防御活動を実施する。	

(2) 地震発生時の個別対応

実施主体	対 策	協力依頼先
火薬類取扱事業所	・災害により火薬類が危険な状態になり又はそのおそれがある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて関係者以外の者が近づくことを禁止する等安全な措置を講じる。	
高圧ガス取扱事業所	・高圧ガス施設、設備、販売施設等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、県等への通報、高圧ガス関係団体へ応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所は、この他に販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行う。	
有害物質取扱事業所	・有害物質取扱施設、設備等からの大気への排出、公共用水域への流出及び地下への浸透の有無を確認し、流出等の拡大防止を図るとともに、県等への通報、周辺住民への避難指示及び被害状況調査を行う。	
放射性物質使用施設等の管理者	1 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。 2 放射線あるいは放射性同位元素の漏えいの発生又はそのおそれがある場合は、放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のある時は放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、その場所の周辺には縄を張り、又は標識灯を設け、かつ見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止する。	
県	1 県知事が許可した危険物施設等について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。 2 毒物劇物貯蔵施設等について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該毒物劇物貯蔵施設等の管理者等に対し、	

実施主体	対 策	協力依頼先
	毒物劇物の回収、毒性の除去等の必要な措置を講じることを命じる。 3 有害物質取扱施設等について、人の健康の保護及び生活環境を保全することに支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
消防本部	・危険物施設について、災害が発生するおそれがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、当該施設等の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。	
高圧ガス関係協会	・高圧ガス取扱事業所等の被害情報収集、整理及び防災機関、高圧ガス取扱事業所等からの応援要請に対応する。	

(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市民等	・危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は、速やかに市又は消防本部、新発田警察署、海上保安機関等の関係機関に通報連絡する。	
市	1 付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。 2 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講じる。対象となる飲料水が専用水道設置者から給水される場合は、専用水道設置者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。	
事業所	・関係機関と密接な連絡を保つとともに、防除対策を迅速、的確に実施する。	
消防本部	・災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進する。	
新潟海上保安部	・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、避難指示等を行う。	
国及び県	1 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者等に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。 2 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。	

(4) 市民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市、消防本部	・災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び緊急告知FMラジオ等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	(株)エフエムしばた
事業所	・地域住民の安全を確保するため、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民等への広報や避難誘導等の協力を求める。	
県	・関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の必要性等について広報するとともに、ラジオ・テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
新潟海上保安部	・危険物等施設で災害が発生し、付近の船舶等に対し危険が及ぶおそれがある場合は、巡視船艇等により火気使用の禁止、船舶交通の制限又は禁止等を周知する。	県、市、消防本部、事業所

第 40 節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路管理者等は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

(2) 達成目標

市は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について、関係機関と密接な連携のもと、応急対策を迅速かつ的確に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	道路管理者等	○被害の場所・状況 ○集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等		
道路管理者等（地域）	同左（対策本部）	

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路管理者等（対策本部）	同左（地域）	○道路管理者等間の連絡情報等
道路管理者等	関係機関	○被災状況及び復旧見込み
	市民等	○道路情報

3 業務の体系

震度 4 以上の地震発生

■ 被災状況の把握

↓

■ 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

↓

■ 施設の緊急点検

↓

■ 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

道路管理者等は、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、各管理者の定めに応じて道路パトロールを実施し、災害時の応援業務協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に啓開計画路線の状況は、最優先に情報収集する。

(2) 通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア 通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ 道路情報の周知

(ハ)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(3) 施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物及び異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

(4) 道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア 道路啓開

(ア)道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者等が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする啓開計画路線を優先する。

(イ)関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。

また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、県知事に派遣 要請を依頼する。

(ウ)放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、道路管理者等としてその区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(エ)道路啓開は災害時の救援、救護活動のため一刻も早く緊急通行車両が道路を通れるようにすることが目的であるため、必要最低限の道路幅を確保する。

(オ)道路上の障害物の除去について、道路管理者等と新発田警察署、消防本部、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また、集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。

ウ 道路情報の周知

(ハ)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

(5) 道路占用施設（道路法以外の道路を含む）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者等に通報するとともに、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者等は必要に応じて協力、支援等を行う。

(6) 円滑な道路交通確保対策

新発田警察署は、地震等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

ア 信号機等の緊急措置

地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、新発田警察署は迅速にこれに対処するため、被災地域内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置するほか、既設の非常用電源装置を併用して、被災地域並びに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

イ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警察本部交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

ウ 交通規制の実施

大規模な地震が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

(7) 市民に対する広報

道路管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

エ その他広報を行う必要がある事項

第 41 節 漁港施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震により漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。また、地震による施設の破損箇所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携し迅速な対応を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

市民及び企業等は、地震発生後、漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、消防本部又は新発田警察署へ通報する。

イ 市の責務

市民・企業等から港湾・漁港施設の被災の通報を受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、県へ通報する。また、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

(3) 達成目標

市は、速やかに被災概要調査を行い、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(4) 積雪期での対応

積雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 情報の流れ

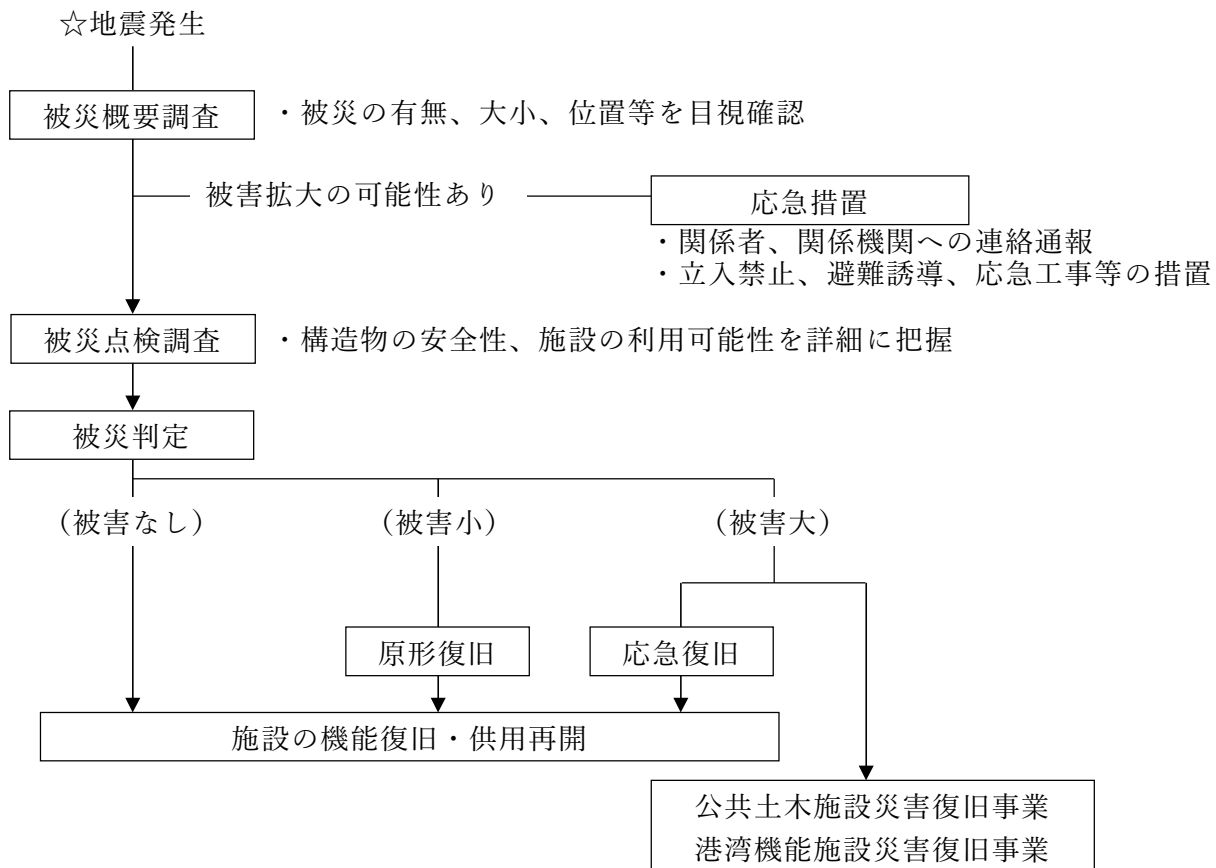
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民等、消防本部、新発田警察署、新潟漁業協同組合北蒲原支所	市、県	○被災施設の情報
市	県	
県	北陸地方整備局 各協会等	○応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、消防本部、新発田警察署	○応急対策情報 ○復旧進捗情報
市	市民等、消防本部、新発田警察署	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等に避難に対する勧告、指示及び避難誘導を実施する。 2 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。(ただし、震度4未満であっても、局地的な地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。)	新潟漁業協同組合 北蒲原支所等

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 人的被害発生防止のための対策の実施 パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が	県、消防本部、新発田警察署、新潟漁業協同組合北蒲原支所等

実施主体	対 策	協力依頼先
	生じやすいため、人的被害の発生を防止するべく、立入禁止措置を講じる。 2 応急措置の実施 被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。 3 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。	

(3) 障害物の処理

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合、市災害対策本部及び北陸地方整備局に報告すると共に障害物除去等を実施する。	新潟漁業協同組合 北蒲原支所等

(4) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。	新潟漁業協同組合 北蒲原支所等

(5) 施設利用者及び市民等に対する広報

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び関係機関へ周知する。 2 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民及び関係機関へ周知する。	新潟漁業協同組合 北蒲原支所等

第 42 節 鉄道事業者の応急対策

1 計画の方針

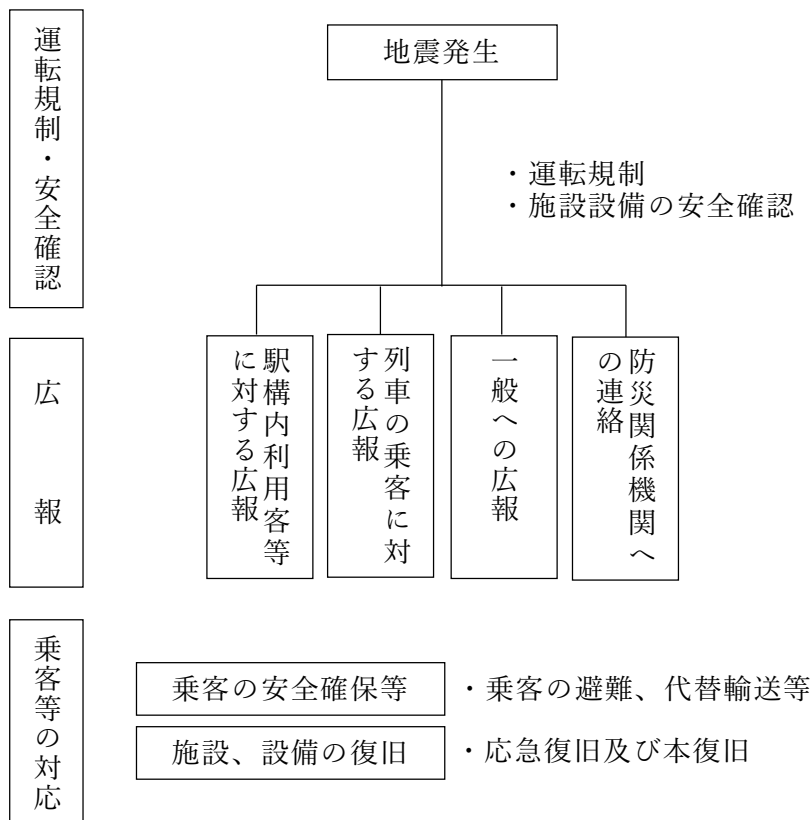
(1) 基本方針

東日本旅客鉄道(株)新潟支社、日本貨物鉄道(株)新潟支店（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

(2) 達成目標

各鉄道事業者は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行う。災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため、応急工事を実施する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 新発田市防災会議連絡員の派遣

新発田市防災会議連絡員室が設置されたときは、通信機器を携行した職員を速やかに派遣し、情報の収集伝達及び災害対策に関する連絡調整を行う。

(2) 地震時の運転基準及び運転規制区間

地震発生時及び津波警報等発表時には、その強度等により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア 地震時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定める。

規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）	
25ガル未満	3カイン以上～6カイン未満 40ガル未満	所定運転
3カイン以上～6カイン未満 25ガル以上～40ガル未満	6カイン以上～12カイン未満 40ガル以上～80ガル未満	注意運転
6カイン以上 40ガル以上	12カイン以上 80ガル以上	運転中止

（上越・北陸新幹線については、18カイン以上で列車の運転を見合わせる。）

※使用基準単位（カイン、ガル）は各鉄道事業者による。

イ 津波警報等発表時の取扱い

津波注意報発表	要注意区間の情報収集
津波警報発表	運転中止
大津波警報発表	運転中止

(3) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

- (ア) 災害の規模
- (イ) 被害範囲
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 不通線区
- (オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

- (ア) 停車地点と理由
- (イ) 災害の規模
- (ウ) 被害の状況
- (エ) 運転再開の見込み
- (オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防本部に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講じる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を輸送指令に速報し、連絡を受けた輸送指令は県、市、新発田警察署、消防本部等に協力を依頼する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

エ 道路や河川等の災害復旧工事との連携

被災鉄軌道の早期復旧のため、鉄軌道事業者が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

なお、各鉄道事業者は、必要に応じ広域的な応援態勢が的確に機能するよう、北陸信越運輸局に調整を求める。

(7) 市民等に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立すると共に、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。また、(株)エフエムしばた等に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

(8) 市・県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに市・県へ報告する。

(9) 情報収集・伝達先

鉄道事業者		勤務時間内	(勤務時間外)
J R 東日本新潟支社	企画総務部経営戦略ユニット (鉄道事業部指令・サービス品質改革ユニット（輸送指令）)	TEL:025-248-5104 FAX:025-248-5112	TEL:025-248-5165 FAX:025-248-5166
J R 貨物新潟支社	新潟支店 (貨物指令室)	TEL:025-248-5151 FAX:025-248-5152	TEL:025-247-0522 FAX:025-247-0516

第 43 節 治山・砂防施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

治山・砂防等管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能確保を図るため、応急体制を整備するとともに、関係機関の緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、治山・砂防施設の被災、又は土砂災害やその前兆現象等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。

イ 市の責務

市は、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。

また、市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

(3) 達成目標

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、主として要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(5) 積雪地域での対応

ア 市は、地域の自主防災組織等と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

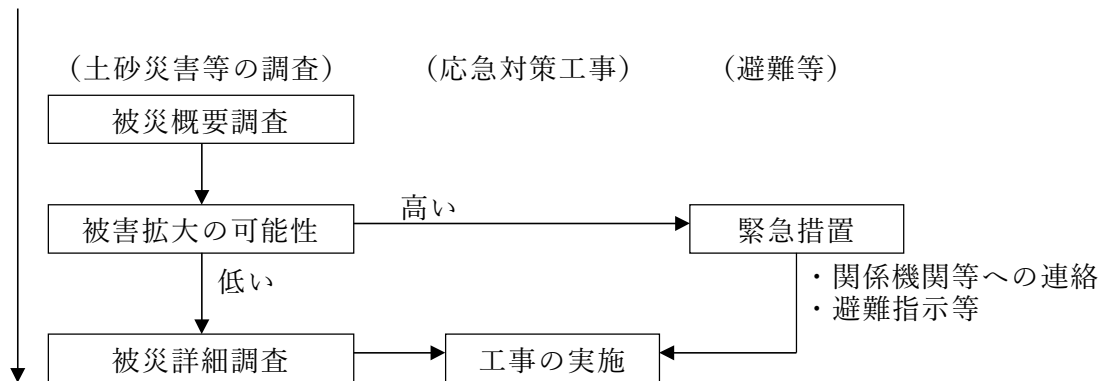
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民等、新発田警察署	市	○被害情報 ○危険箇所等の情報
市	県	○被害情報 ○危険箇所等の情報 ○避難情報
市、県	企業等	○調査・応急対策工事指示
県	国(林野庁、北陸農政局、北陸地方整備局等)	○被害情報 ○危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県・国	市	○防災情報 ○調査結果 ○応急対策工事の実施状況 ○土砂災害緊急情報
市	市民等、新発田警察署	○防災情報 ○調査結果 ○応急対策工事の実施状況 ○避難指示等

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。	
市、県、国	1 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 2 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 3 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 4 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。	新潟県治山ボランティアセンター、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県砂防ボランティア協会、北陸地方防災エキスパート、(一社)新潟県建設業協会(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)新潟県測量設計業協会、(一社)新潟県地質調査業協会
県、国	1 被災概要調査結果及び状況の推移を市も含め関係市民等に連絡する。	

実施主体	対 策	協力依頼先
	2 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第29条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県、国	1 被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 2 ワイヤースセンサーや伸縮計などの感知・観測機器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)新潟県地質調査業協会

(3) 避難指示等の発令

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。 2 異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県、国	・ 迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告や土砂災害に関する防災情報を提供する。	

第 44 節 河川・海岸施設の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

河川・海岸管理者は、震災時による施設の損壊箇所の機能確保を図るため、応急対策を行うとともに、関係機関の緊密な連携のもと、被害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市民の責務

市民は、河川・海岸施設の被災を確認したときは、遅滞なく市、県、消防本部及び新発田警察署へ連絡する。

イ 市の責務

(ア) 市は、市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたとき及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認したときは、県へ連絡する。

(イ) 施設の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

ウ 県・国の責務

県・国は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速・的確な応急対策を実施する。

(3) 達成目標

被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から 24 時間以内に応急工事に着手する。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設等の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う。

(5) 積雪地域での対応

ア 積雪期では、雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と事前に協議しておく。

イ 県は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、消防防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

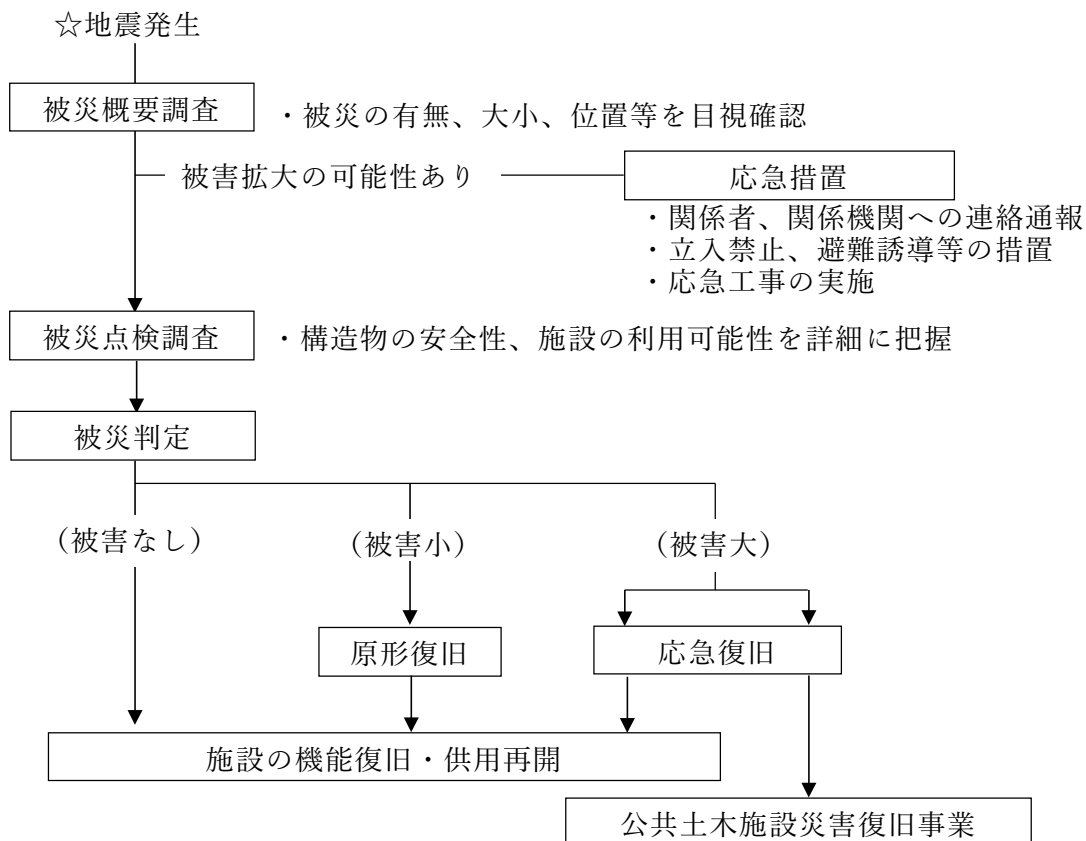
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市民等、新発田警察署、消防本部	市	○施設被災の通報
市	県	○詳細な施設被災情報
県	協定先機関	○被災点検 ○応急対策調査及び応急工事指示

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
	国	○点検実施状況 ○津波情報 ○点検結果（被災状況） ○緊急復旧情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市、新発田警察署、消防本部	○施設被害の規模と状況の推移 ○応急工事の状況報告
市	市民等、新発田警察署、消防本部	○施設被害の規模と状況の推移 ○応急工事の状況報告 ○避難指示等の発令

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び市民の安全確保

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民等に対する避難のための勧告、指示(緊急)及び避難誘導等を実施する。	
北陸地方整備局、 県	- 被災状況の把握及び施設の緊急点検 震度4以上の地震が発生した場合、関係機関と連携して被害情報の収集に努めるほか、二次被害の危険性が低下した後、各管理者の定めに応じてパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設、重要水防箇所等の防災上重要な施設(箇所)の緊急点検を実施する。 - 点検及び巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。 - 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立入禁止等必要な措置を実施する。 - 施設等の被災により市民等に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに市、消防本部、新発田警察署等へ通報する。	各協会、建設技術センター、地域創造センター

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
北陸地方整備局、 県	- パトロール及び緊急点検で、施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。 - 河川管理施設及び許可工作物 - 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置 堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、適切な応急措置を実施する。 - 低標高地域での浸水対策 低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。 - 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策 浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切工事を行	各協会、建設技術センター、地域創造センター

実施主体	対 策	協力依頼先
	うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。 (4) 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言 許可工作物の損傷の復旧等については、震災を受けた地域の早急な復旧・復興を期するため、施設占用者に適切な指導及び助言を行う。 頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設は、堤防や周辺構造物に与える影響が大きいため、施設管理者は、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。 (5) 油や危険物の流出等の事故対策 地震により発生した危険物や油の流出等の事故については、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。 (6) その他河川管理に関する事項の調整 震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整が錯綜することが予想される河川管理に関する事項の調整に当たっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。 3 ダム施設 (1) 貯水位制限等の対策 地震後の点検等により異状が認められた場合には、その程度に応じて貯水位制限等ダムに作用する外力を低減するための対策を実施する。 (2) 止水処理等の応急措置 地震後の点検により異状が認められた場合は、その程度に応じた対策を実施するとともに臨機に止水処理等の応急措置を講じる。 (3) 関係機関への通知と市民への周知 地震後の点検によりダム施設に漏水若しくは変形又はダムの挙動異状が認められ、かつ急速に拡大するおそれがある場合は、各ダムの操作規則に基づき、関係機関への通知及び市民等への周知を行う。 (4) その他ダム施設の管理に関する事項	

実施主体	対 策	協力依頼先
	関係機関や利水者間の調整等ダムの最小限の機能維持のための調整を行うものとする。 4 海岸保全施設 (1) 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施 被災箇所については、地震後の津波、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が生じやすいことから、人的被害の発生を防止するため立入禁止措置を講じる。 (2) 海岸保全施設の応急措置 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講じる。 (3) 被災箇所の巡視等危険防止のための監視 地震により被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。 (4) その他海岸保全施設の管理に関する事項調整 海岸保全施設においては、津波、波浪等を原因とした海難事故や漂流物等の処理に関する問題が予想されるため、県は海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。	

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
市	各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点において、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。	協定事業者等
北陸地方整備局、県	各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会

(4) 市民等に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民等へ逐次連絡する。 2 地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事	

実施主体	対 策	協力依頼先
	の状況等は、市民等、新発田警察署、消防本部等へ逐次連絡する。 3 被災した施設の被害規模が拡大し、市民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難指示等を発令する。	
北陸地方整備局、 県	1 地震後は、気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を市や新発田警察署、消防本部等へ逐次連絡する。 2 各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても市や新発田警察署、消防本部等へ逐次連絡する。	

第 45 節 農地・農業用施設等の応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されるため、管理者である市、県、土地改良区等は、事前に被害を軽減するための措置を行う。

また、地震発生時には、関係機関と連携し各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し機能確保に努める。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

イ 県の責務

県は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

ウ 土地改良区・施設管理者等の責務

土地改良区・施設管理者等は、地震発生直後の地震情報の収集・連絡に当たるとともに、市等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(3) 達成目標

市は、次のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

ア ダム、ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、概ね 3 時間以内に緊急措置を実施する。

イ 地震発生から 6 時間以内に被災概要調査、点検調査を行うとともに、必要に応じて、二次災害防止措置を講じる。

ウ 緊急的に機能回復を図る必要のある施設等は、地震発生後 24 時間以内に応急復旧を行う。

(ア) 農業用ダム・ため池の点検及び報告については、以下のとおりとする。

a 高さ15m以上の農業用ダム・ため池

対象地震	次のいずれかに該当するもの ・ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計の、地震動の最大加速度 2.5 gal 以上 ・対象ダム周辺の観測震度が 4 以上
目視による速報	目視による外観点検（1 時間以内に報告）
一次点検	目視による外観点検（3 時間以内に報告）
二次点検	詳細な外観点検と計測点検（24 時間以内に報告）
報告方法	管理者はあらかじめ定められた連絡体制に基づき報告

b 防災重点ため池等

対象ため池	・ 防災重点ため池 ・ 高さ 15m以上の農業用貯水施設のうち、近代的技術基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規定が定められているもの
点検ため池	震度 4 の場合は、高さ 15m以上の対象ため池
緊急点検	目視による外観点検（24 時間以内の報告）
報告方法	市は原則としてため池防災支援システムにより報告

(2) 頭首工、排水機場、地すべり防止施設その他施設の点検及び報告については、以下のとおりとする。

頭首工及び排水機場、地すべり防止施設その他事業実施中の工事現場で、被災により市民等に危険を及ぼす可能性のあるものは、震度 5 弱以上になった場合に緊急点検を行い、24時間以内に報告を行う。

(3) 緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずる。また、緊急的に機能回復を行う必要のある農地・農業用施設等においては、速やかに応急復旧を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

2 情報の流れ

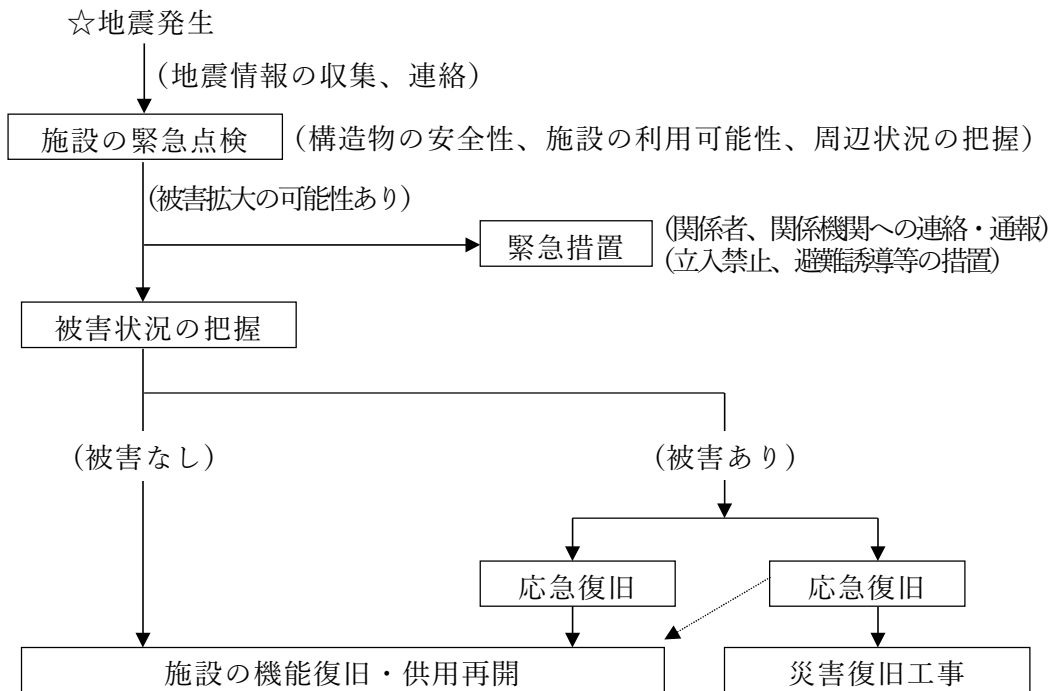
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
土地改良区、施設管理者等	市	○被害情報 ○危険箇所等の情報
県	北陸農政局	
市	県	○被害情報 ○避難情報等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○県管理施設の被害情報
市	土地改良区、施設管理者等	○緊急資材等調達・輸送情報 ○応急工事の実施予定等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 土砂災害等危険箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	1 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 2 危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 3 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局、他関係機関、建設業協会、専門技術者等
土地改良区、施設管理者	1 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 2 危険性が高い箇所については、関係機関や市民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	市、県、他関係機関、建設業協会、専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（揚排水機場等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 3 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県他関係機関、建設業協会、専門技術者等
県	1 専門技術者等を活用して、県管理施設の被災	北陸農政局、市、他

	構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。 3 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	関係機関、建設業協会、専門技術者等
土地改良区、施設管理者	1 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 2 パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講じる。	県、市、他関係機関、建設業協会、専門技術者等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 2 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県、他関係機関、建設業協会等
県	1 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 2 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局、市他関係機関、建設業協会等
土地改良区、施設管理者	1 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 2 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県、市、他関係機関、建設業協会等

(4) 集落間の連絡農道及び基幹農道の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 2 通行が危険な道路については県、新発田警察署等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	県、他関係機関、建設業協会等
土地改良区、施設管理者	1 避難路や緊急輸送路の確保のため優先して応急復旧と障害物の除去を実施する。 2 通行が危険な道路については県、警察機関等に通報するとともに通行禁止等の措置を講じる。	県、市、他関係機関、建設業協会等

第 46 節 農林水産業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

市は、震災時において、農林水産業生産基盤の被災、農林水産業施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊、治山施設の被災等が予想されることから、農林水産業関係団体等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

(2) 各主体の責務

ア 農林水産業生産者及び農林水産業用施設の所有者・管理者の責務

- (ア) 地震に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等に努める。
- (イ) 施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに災害発生時に応急措置を施すことができるよう、平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。
- (ウ) 被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市及び関係団体等へ速やかに連絡する。

イ 関係団体の責務

(ア) 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

(イ) 新潟県農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、市と県に情報提供するとともに、二次災害の発生防止等について必要な応急措置を講ずる。

(ウ) 新潟県農業協同組合中央会

- a 農業協同組合及び農業協同組合連合会等の協力を得ながら、県域の農業被害を把握するとともに、農業協同組合等を通じ農作物及び農業用施設の被害状況に応じた二次被害の応急措置を講ずる。
- b 農協系統で取りまとめた農業被害情報を、速やかに県へ報告する。

(エ) 全国農業協同組合連合会新潟県本部

県からの要請により農業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(オ) 森林組合・木材組合

- a 市、新潟地域振興局等と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、市及び新発田地域振興局へ報告する。
- b 市、新潟地域振興局等と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

(カ) 新潟県森林組合連合会・新潟県木材組合連合会

県からの要請により林業・木材産業被害の応急対策のための関連機材の確保を行う。

(キ) 漁業協同組合

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に協力し、把握する。

(ク) 新潟県漁業協同組合連合会・新潟県内水面漁業協同組合連合会

県からの要請により水産被害の二次災害防止や応急対策のための措置を講ずる。

ウ 市の責務

- (ア) 関係団体の協力を得ながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、新発田地域振興局及び新潟地域振興局等に報告する。
- (イ) 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- (ウ) 県、関係団体等の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

エ 県の責務

- (ア) 新発田地域振興局及び新潟地域振興局は、市からの報告及び自らの調査により被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。
- (イ) 新発田地域振興局及び新潟地域振興局は、必要に応じ市及び関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。
- (ウ) 県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。
- (エ) 被害状況に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(3) 達成目標

市は、次のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

ア 24時間以内に緊急被害状況調査を取りまとめる。

イ 被害状況により、3日以内に二次災害防止するための指導及び指示を行う。

ウ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

(4) 積雪期での対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。

2 情報の流れ

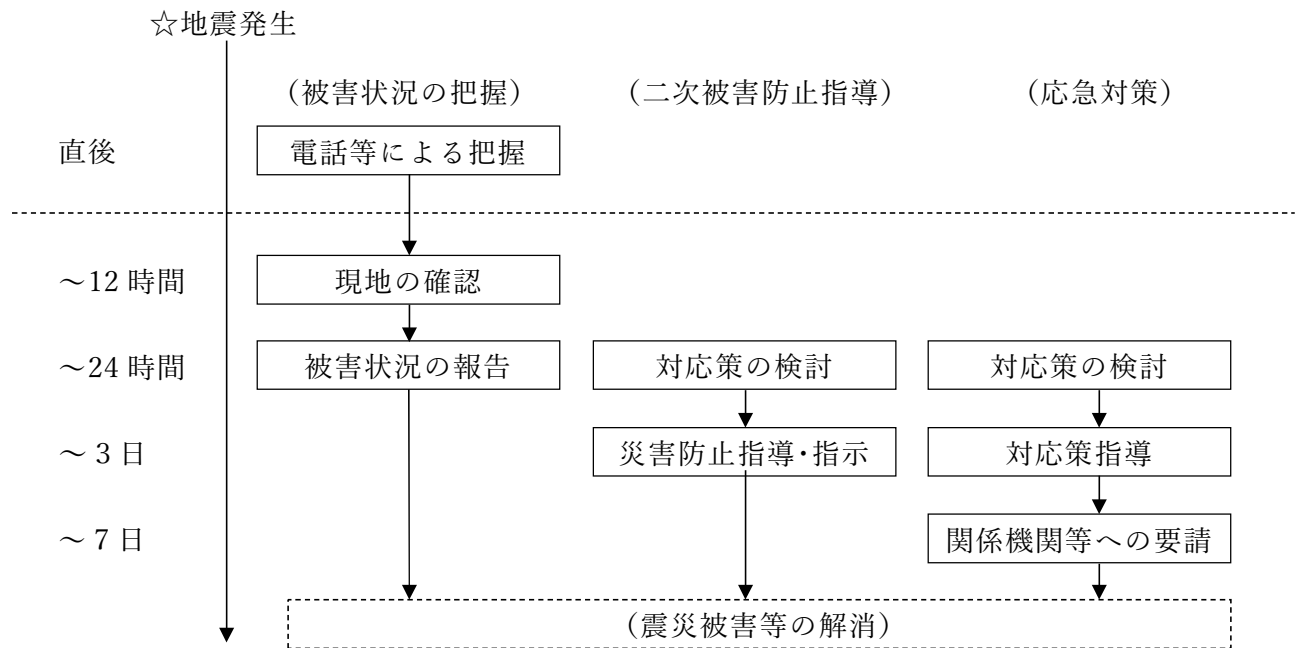
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	市	○被害状況
市	新発田地域振興局及び新潟地域振興局	○被災者ニーズ
新発田地域振興局及び新潟地域振興局	県災害対策本部	○集約された被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	新発田地域振興局及び新潟地域振興局	○応急対策等の内容
新発田地域振興局及び新潟地域振興局	市	○具体的な指導

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、県新発田地域振興局に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等
県新発田地域振興局	・ 市からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。	市
県	・ 県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域並びに面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。	

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 (1) 余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置 (2) 農業用燃料の漏出防止措置 (3) 農薬の漏出防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県新発田地域振興局	・農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 (1) 農作物の病虫害発生予防のための措置 (2) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 (3) 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 (4) 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 (5) 種苗の供給体制の確保 (6) 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	・被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市等と連絡をとりながら、家畜飼養者の被害状況調査等に協力する。	
市	・家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、農業共済組合
県、県新発田地域振興局、県下越家畜保健衛生所	・市等の協力を得ながら、県新発田地域振興局及び県下越家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。(困難な場合は、他地域から支援)	市、全農県本部、県酪農業協同組合連合会、県農業共済組合連合会、(公社) 県畜産協会、(公社) 県獣医師会

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
農業協同組合、農業共済組合	・市からの指示及び依頼を受け、二次災害防止対策に協力する。	
市	・家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 (1) 畜舎の二次倒壊防止措置 (2) 停電発生農場への電源供給 (3) 生存家畜の救出 (4) 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による市民等への危害防止措置	農業協同組合、農業共済組合
県	・二次災害防止及び応急対策の調整をする。 (1) 二次災害防止対策への協力	市、全農県本部、県酪農業協同組合

実施主体	対 策	協力依頼先
	(2) 関係機関及び団体への協力要請	連合会、県農業共済組合連合会、 (公社)県畜産協会、 (公社)県獣医師会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・ 県と連絡をとりながら、下記の応急対策を実施及び協力する。	
県、県新発田地域振興局、県下越家畜保健衛生所	・ 市の協力を得ながら、下記の応急対策を講じる。 (1) 死亡・廃用家畜の処理 ・ 死亡家畜の受入れ体制確保 ・ 死亡家畜の埋却許可 ・ 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査 ・ 家畜廃用認定 ・ 家畜緊急輸送 (2) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置 ・ 家畜飼養者に対する衛生指導 ・ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒 ・ 家畜伝染病予防接種体制の確保 (3) 動物用医薬品及び飼料等の供給 ・ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請 ・ 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請	新潟県化製興業(株)、県福祉保健部、新潟市、県食肉衛生検査センター、県農業共済組合連合会、県家畜商協同組合、農業協同組合、農業共済組合、(公社)新潟県畜産協会、(公社)新潟県獣医師会、県動物薬品器材協会、(公社)新潟県獣医師会、全農県本部、県酪農業協同組合連合会

(3) 林産物及び林産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等	1 市及び関係団体へ被害状況及び緊急措置を連絡する。 2 近隣の生産者等は県が協力依頼した関係団体と協力し、被害状況と必要な緊急措置等の情報を交換する。	関係団体
関係団体	1 市、県新潟地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 2 市、県新潟地域振興局等と連絡をとりながら、情報を収集する。	市、県新潟地域振興局

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 県新潟地域振興局等へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 2 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	関係団体、県新潟地域振興局
県新潟地域振興局	1 県災害対策本部へ管内の被害状況と必要な緊急措置等を取りまとめ連絡する。 2 市及び関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	市、関係団体
県	1 県新潟地域振興局から報告のあった被害状況及び必要な緊急措置を取りまとめる。 2 必要に応じ、さらに被害情報を収集するとともに、連絡要員を派遣する。	市、関係団体

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者等、関係団体	・市からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	市、関係団体、県新潟地域振興局等
市	・緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 (1) 倒木等の除去 (2) 林業等関係施設の倒壊防止措置 (3) 燃料、ガス等漏出防止措置	県新潟地域振興局等
県新潟地域振興局	・市に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	
県	・県新潟地域振興局等へ二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給を行う。	

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
生産者、関係団体	・林産物、製材品及び林業等関係施設の生産・利用の再開に向けた応急対策を講じる。	県新潟地域振興局、関係機関
関係団体、市、県新潟地域振興局	・相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 (1) 林地に亀裂又は地すべりが生じている場合は、シートで覆う等の拡大防止措置 (2) 病虫害発生予防措置 (3) 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 (4) 応急対策用資機材の円滑な供給	

	(5) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	
県	・必要に応じ、応急対策用資機材の供給・確保について関係機関に協力を要請する。	関係機関

(4) 水産物及び水産施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 水産物及び水産施設の被害状況を把握する。 2 被害状況を県に報告する。	漁業協同組合等
県	1 市からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 2 被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
市	1 流出した船舶、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。 2 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。 3 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。 4 水産用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため漁業協同組合等、水産用施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。 (1) 余震等による施設の倒壊防止策 (2) 燃料・餌料等の漏出防止措置 (3) 水産用医薬品等の漏出防止策	新潟海上保安部 漁業協同組合
県	・油拡散防止措置等に対して協力要請を受けたときは、関係機関と連絡をとりながら、必要な措置を講じる。	第九管区海上保安本部、漁業協同組合連合会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
市、県	1 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕を行う。 2 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。 3 冷凍・冷蔵水産物の受入先の確保及び移送について、必要な措置を行う。 4 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。	漁業協同組合連合会

	5 養殖水産物移送に必要な措置を行う。	
県	・施設被害の復旧に関して、急を要する場合は、市又は漁業協同組合に対し災害査定前着工の指示を行う。	

第 47 節 商工業応急対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

震災時において、商工業の事業資産の損害を最小限に食い止め、事業の継続、又は早期復旧を図る。

また、緊急時における企業活動への支援を行う。

(2) 各主体の責務

ア 企業・事業所等の責務

企業・事業所等は、災害による事業中断を最小限に食い止めるため、リスクマネジメントの実施に努め、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

イ 商工団体の責務

(ア) 会員・組合員等の被災状況を把握する。

(イ) 商工会・商工会議所は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

ウ 市の責務

(ア) 企業・事業所等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(イ) 被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

(ウ) 行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

エ 県の責務

(ア) 中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(イ) 商工団体、主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

(ウ) 市を通じ中小企業の直接被害件数及び被害額を把握する。

(エ) 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

(オ) 必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

(カ) 被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

(キ) 報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※(オ)～(キ)は被災状況により対応

(3) 達成目標

ア 企業・事業所等は、災害発生時において、事業資産の損害を最小限に食い止めるため、事業の継続、又は早期復旧を可能とするために必要な初動対策を講じる。

イ 市は県と協力し、災害発生後 24 時間以内に被災地の主な商工業の被害概要を把握する。

ウ 市は、関係機関の協力を得ながら、災害発生後 7 日（特に被害が多き場合は 15 日）以内に中小企業の直接被害額を把握し、県に報告する。

エ 市及び県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後 7 日以内に関係機関の協力を得ながら現地相談窓口を設置する。

2 情報の流れ

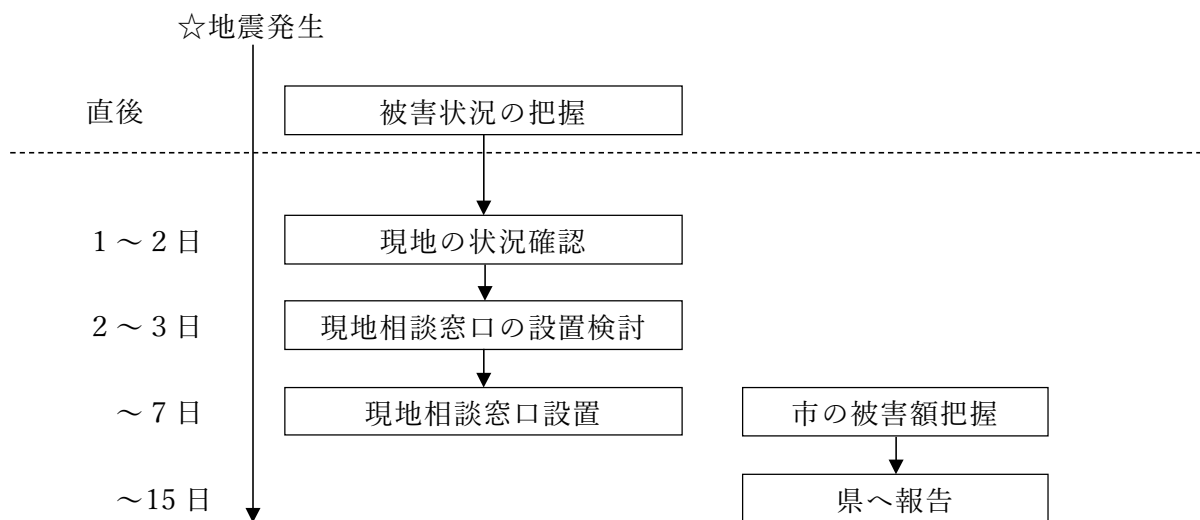
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
商工会・商工会議所等商工団体、地場産地企業・産地組合、商店街組合、大規模小売店、共同店舗、工業団地等進出企業観光施設、市	○被害状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県	市、商工団体
市、商工団体	企業・事業所

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
市	・管内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業(事業所)、商工団体
県	1 県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。 2 技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。 3 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。 4 国に被害状況を報告する。	企業(事業所)、商工団体、市

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地の状況に応じ、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。	金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。	(公財)にいがた産業創造機構、市、商工会・商工会議所、新潟県信用保証協会、政府系金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。	報道機関、旅行代理店等

第 48 節 応急住宅対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住家の応急修理を実施してその援護を推進する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

- (ア) 被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。
- (イ) 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- (ウ) 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- (エ) 市営住宅の空き家を仮住宅として提供する。
- (オ) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。

イ 県の責務

- (ア) 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。
- (イ) 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- (ウ) 県営住宅の空き家を仮住宅として提供する。
- (エ) 民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。
- (オ) 市が実施する被災建築物応急危険度判定業務及び被災宅地危険度判定業務を支援する。

(3) 達成目標

応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

(4) 要配慮者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅(福祉仮設住宅)やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(5) 積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

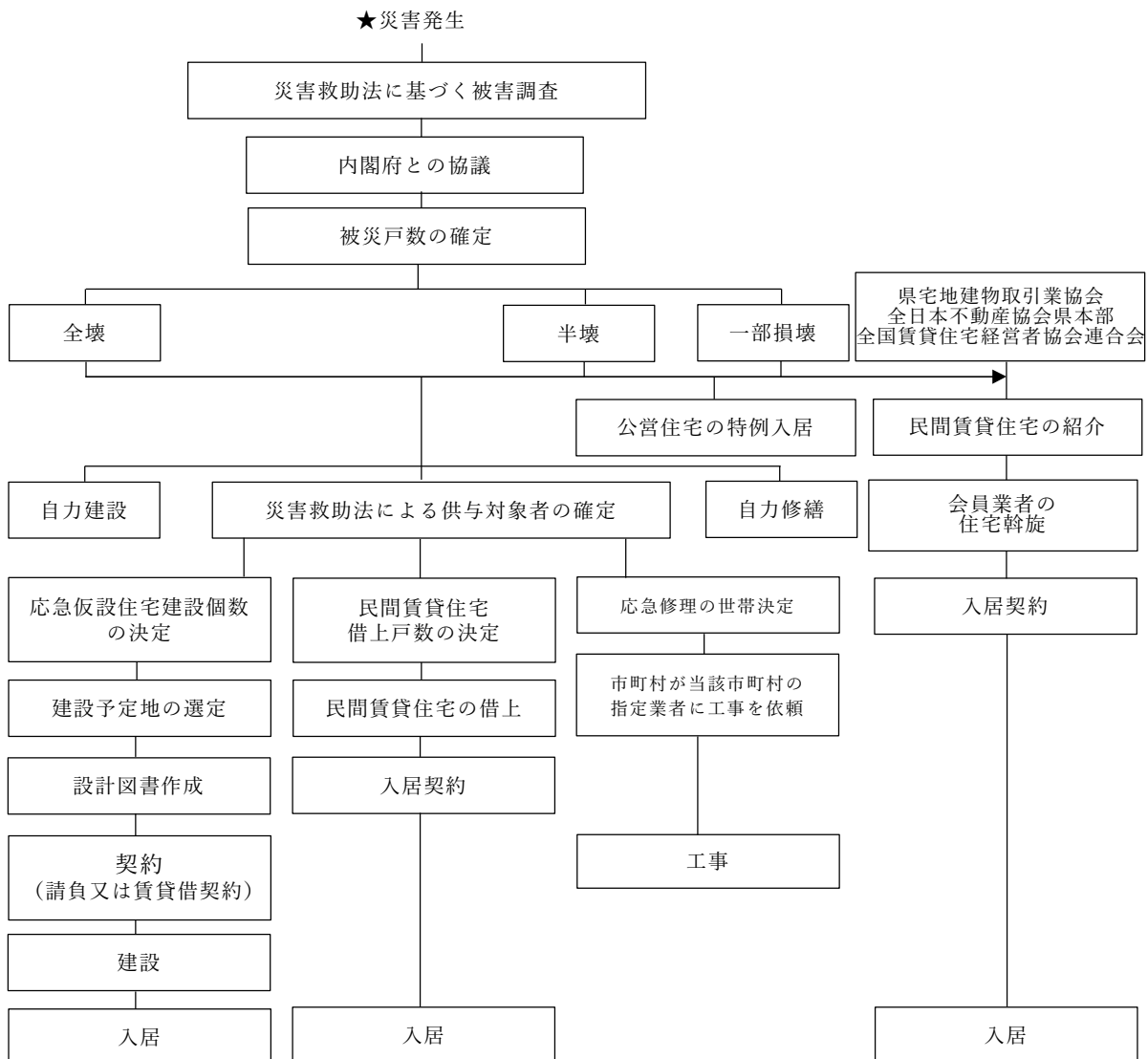
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	○住宅の被害状況 ○応急仮設住宅の入居希望 ○応急修理の希望 ○公営住宅等の入居希望

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
市	県	○住宅の被災戸数 ○応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 ○応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	市	○応急仮設住宅の供与決定 ○応急修理事務の委任
市	被災者	○応急仮設住宅の入居申込み手続 ○応急修理の申込み手続
県		○応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要 ○公営住宅等の空き家情報

3 業務の流れ



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 応	協力依頼先
市	・ 災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。(災害発生から1週間以内を目途) (1) 住宅及び宅地の被害状況 (2) 被災地における住民の動向 (3) 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望	県
県	・ 災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。 (1) 市調査に基づく被災戸数(災害発生から1週間以内を目途に確定) (2) 市の住宅に関する要望事項 (3) 市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定 (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項 (5) その他住宅の応急対策実施上の必要事項	市

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 応	協力依頼先
市	1 建設候補地の選定 (1) 市は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。 建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議しておく。 (2) 建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。 2 入居者の選定及び管理 入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。 (1) 入居要件 応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。 - ア 住家が全壊、全焼又は流失した者 - イ 居住する住家がない者 - ウ 自らの資力では、住宅を確保することができない者	

実施主体	対 応	協力依頼先
	(2) 入居者の選定 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。 (3) 管理 県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努める。 (4) 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から原則2年以内とする。	
県	1 建設による供与 (1) 建設の方針 ア 建設用地の選定 建設場所については、市があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便性、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。 イ 建物の規模及び費用 (ア) 1戸当たりの建物面積及び費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、事前に内閣総理大臣に協議し、規模及び費用の調整を行う。 (イ) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣に協議の上、当該輸送費を別枠とする。 ウ 建設の時期 (ア) 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議して延長する。 (イ) 応急仮設住宅の供与は、災害発生から2か月以内を目途とする。	市、(一社)プレハブ建築協会、(一社)新潟県建設業協会、(一社)全国木造建設事業協会、(公社)新潟県宅地建物取引業協会、(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、その他建設業関係団体

実施主体	対 応	協力依頼先
	エ 二次災害への配慮 応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。 2 応急仮設住宅の建設方法 (1) 県知事は協定を締結した建設業関係団体等のあっせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ県知事は、市長に建設を委任することができる。 (2) 市長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。 3 協力要請 県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。 4 入居者の選定及び管理の委任 応急仮設住宅の設置完了後、県知事は速やかに市長と委託協定を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。 5 民間賃貸住宅借上げによる供与 (1) 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。 ただし、状況に応じ県知事は、市長に借上げを委任することができる。 (2) 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。	

(3) 被災住宅の応急修理の実施

実施主体	対 応	協力依頼先
市	1 応急修理の対象者 (1) 以下の全ての要件を満たす世帯 ア 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域 内に住家を有すること。 イ 半壊、大規模半壊又は一部損壊（準半壊）の被害を受けたこと。 ウ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。 エ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。※	

実施主体	対 応	協力依頼先
	※応急修理を行う被災者のうち、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅として利用できない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者は、応急修理中に応急仮設住宅を利用することが可能。（災害発生日から原則6か月） (2) 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし） 災害のための住家が半壊（焼）若しくは半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者については、県又は市町村において、所得証明書等により資力を把握し、客観的に資力がないことを確認するとともに、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。 2 応急修理の範囲 屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛星設備等の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施する。 3 応急修理の費用 応急修理に要する費用は、県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準の範囲内とする。 4 応急修理の期間 災害が発生した日から、原則として3か月以内（国の災害対策が設置された災害においては6か月）に完了する。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣と協議の上、必要最小限度の期間を延長するものとする。 5 応急修理の手続 後述「応急修理事務手続き」を参照 6 制度の広報 広報紙、ホームページ等を通じ、分かりやすい広報を行う。	

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対 応	協力依頼先
市、県	1 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続による。) 2 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、他の都道府県に提供を要請する。 3 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。	近隣市町村、隣接県

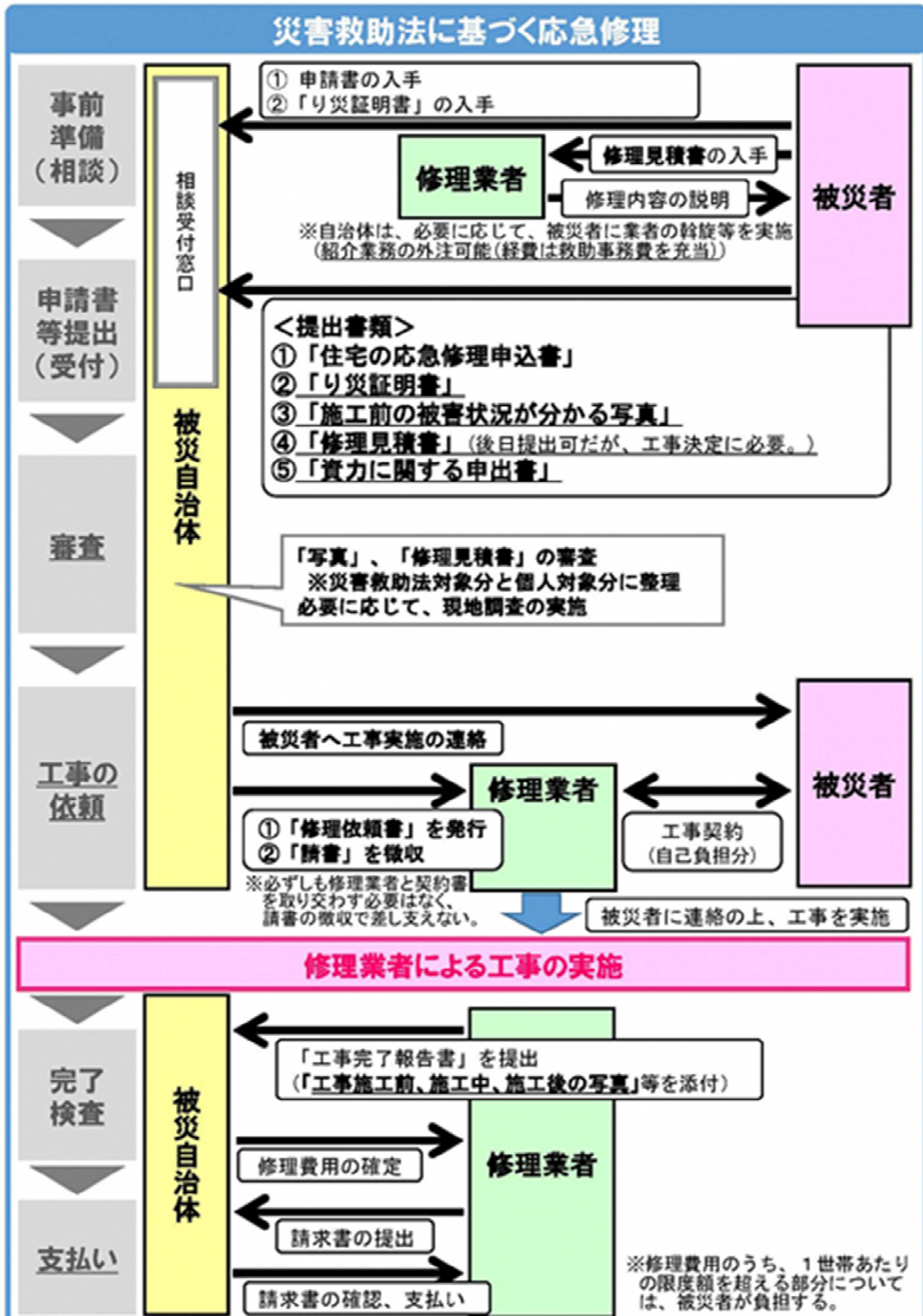
(5) 民間賃貸住宅の紹介・あっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
県	・災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定及び災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定に基づき協力要請を行う。	(公)新潟県宅地建物取引業協会、(公)全日本不動産協会新潟県本部
(公)新潟県宅地建物取引業協会、 (公)全日本不動産協会新潟県本部	・県の要請を受け、会員の宅地建物取引業者に対し、被災者への媒介を行うよう協力を求める。	(公)新潟県宅地建物取引業協会会員業者、(公)全日本不動産協会新潟県本部会員業者
(公)全国賃貸住宅経営者協会連合会	・県の要請を受け、被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供を行う。	

(6) 住宅建設資材のあっせん

実施主体	対 応	協力依頼先
県	・新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給斡旋要請を行う。	新潟木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸、隣接県

住宅の応急修理の手続き及び流れ



第 49 節 被害認定調査・罹災証明書発行対策

1 計画の方針

(1) 基本計画

市は、災害対策基本法、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他被災者支援対策を実施するため、家屋の被害の度合いを判定し罹災証明書を発行する。

(2) 各主体の責務

ア 市民及び企業等の責務

市民及び企業等は、罹災証明書の目的を理解し、市及び国、県が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。

イ 市の責務

(ア) 被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。

(イ) 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

(ウ) 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用方針」及び市が作成した被害認定運用マニュアル等を参考に、被害認定調査を実施する。

(エ) 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

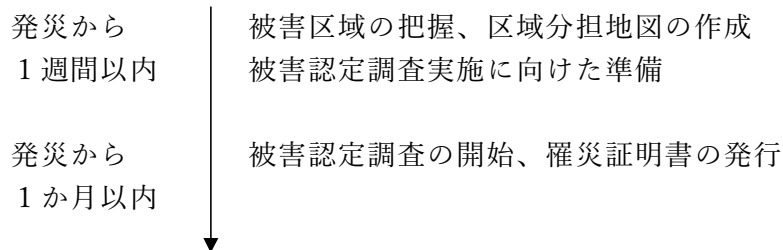
(オ) 市民に対して、各種支援や減免に関する情報提供を行う。

(3) 達成目標

罹災証明書は、被災者に対する義援金の支給、又は被災生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、関係部局と調査内容を調査し迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

2 業務の体系

☆地震発生



3 業務の内容

(1) 情報収集

ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を参考に、被災状況等の情報収集を行う。

イ 被害が広範囲にわたる場合は、自治会長等に連絡し被害状況の事前照会を行う。

ウ 得られた情報から、被害地域の予測を行う。

(2) 被害認定調査準備

ア 腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

イ 画版、下げ振り、メジャー、デジタルカメラ、携帯電話、電卓、水平器、懐中電灯、雨具、安全靴、手袋、水筒、ヘルメット等、調査時に必要な備品の調達

- ウ 調査票、調査済票、住宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地把握のための必要書類の準備
- エ 被害状況調書、罹災証明書等、各種様式の準備
- (3) 市民への周知
被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。
- (4) 応援体制
 - ア 市の建築技師への共同調査依頼
 - イ 被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請
- (5) 被害認定調査
「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）及び被害認定運用マニュアル等による被害認定調査の実施
- (6) 被災台帳の作成
 - ア 各家屋、所有者ごとの被災台帳（被害状況調書）の作成
 - イ 被災者台帳（被害状況調書）をもとに、罹災証明書を発行
- (7) 罹災証明の対象
罹災証明は、災害対策基本法、第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。なお、住家以外の場合で証明の必要なときは、罹災証明書の摘要欄にその旨の記載をする。あるいは、被災の程度を限定しない被災証明を発行する。
 - ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
 - イ 流出、床上浸水、床下浸水
 - ウ 全焼、半焼
- (8) 罹災証明書の発行
罹災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるものとし、市長が発行する。

4 新潟県及び県内市町村共同利用型 被災者生活再建支援システム

- 上記を円滑に行うため、新潟県及び県内市町村で運用する同システムを利用する。
- また、新潟県において同システムの操作研修会等が毎年行われるため、関係職員の研修会への派遣を行う。

第 50 節 ボランティアの受入れ計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。また、災害ボランティアセンターと県支援センターで活動調整を行う。

(2) 各主体の責務

ア 新発田市社会福祉協議会の責務

(ア) 災害ボランティアセンターを運営する。

(イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行い、県外の行政機関、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を図る。

イ 市の責務

(ア) 新発田市社会福祉協議会と協議し、ボランティアセンターを設置する場所（体育館等の公共施設）を指定する。

(イ) 災害ボランティアセンターを支援し、県災害対策本部との情報共有を図る。

(ウ) 市災害対策本部は、災害ボランティアセンターを設置・運営する新発田市社会福祉協議会をはじめ、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等の様々なボランティア団体等と、被災者のニーズや支援活動の情報を共有する場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

ウ 災害ボランティアセンターの責務

災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、市と新発田市社会福祉協議会が協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

(ア) 被災地や被災者のボランティアニーズの把握を行う。

(イ) 上記、把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティアニーズに基づいた情報の発信を行う。

(ウ) ボランティアの受入を行う。

(エ) ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。

(オ) その他、ボランティアニーズに基づいた活動を行う。

エ 県支援センターの責務

(ア) 災害が発生し、ボランティア活動の必要があるとき、県と新潟県社会福祉協議会が協議し、県支援センターを、新潟ユニゾンプラザに設置する。

(イ) 災害ボランティア活動に係る情報の受発信及び災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営支援などを行う。

オ 新潟県社会福祉協議会の責務

(ア) 県支援センターの運営を統括する。

(イ) 県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

カ 県の責務

(ア) 県支援センターを支援し、市災害対策本部との情報共有を図る。

(イ) 県外の行政機関、県内外の支援団体などと、災害ボランティアセンター等の支援体制について調整を行う。

2 業務の体系

☆災害発生	
24 時間以内	・ 県、市、新潟県社会福祉協議会、新発田市社会福祉協議会等が、被災状況の把握
2 日目～	・ 災害ボランティアセンターの設置 ・ 県支援センターの設置
3 日目～	・ ボランティア受入れ体制の検討、準備
受入れ体制完了後	・ ボランティアの募集 ・ ボランティアの受入れ

3 業務の内容

(1) 県支援センターの運営

実施主体	対 応	協力依頼先
県社会福祉協議会	・ センター運営に係る総括及び資金管理	全国社会福祉協議会、被災地以外の市町村社会福祉協議会
県	1 センター運営に係る支援 2 センター運営に係る資機材の提供	国や他県等の行政機関
日本赤十字新潟県支部	・ センターに職員を派遣し運営を支援	他県の赤十字支部
新潟県共同募金会	・ センターに職員を派遣し運営を支援	他県の共同募金会
県内 N P O ・ 日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	・ センターに職員を派遣し運営を支援	県内外の N P O 等
新潟県災害ボランティア調整会議	・ センター運営に係る協力	構成団体

(2) 災害ボランティアセンターの運営

実施主体	対 応	協力依頼先
新発田市社会福祉協議会	・ 災害ボランティアセンター運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の市町村社会福祉協議会
市	・ 災害ボランティアセンター運営に係る支援	県内外の市町村等の行政機関
県支援センター	・ 災害ボランティアセンター運営に係る広域調整や、資機材調達の支援	国や他県等の行政機関
県社会福祉協議会	・ ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
県内 N P O ・ 青年	・ ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を	県内外の N P O 等

実施主体	対 応	協力依頼先
会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会	支援	
新潟県災害ボランティア調整会議	・災害ボランティアセンター運営に係る協力	構成団体の市支部など

4 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所	災害ボランティアセンター	○ボランティアニーズ
災害ボランティアセンター	県支援センター、市災害対策本部	○集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県支援センター、市災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	○集約された被災地におけるボランティアのニーズやボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ
県災害対策本部	協定先企業・団体	○ボランティア活動に必要な人員、資機材等のニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	○支援・協力予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、市災害対策本部	
県支援センター、市災害対策本部	災害ボランティアセンター	
災害ボランティアセンター	避難所、被災者	

第 51 節 義援金の受入れ・配分計画

1 計画の方針

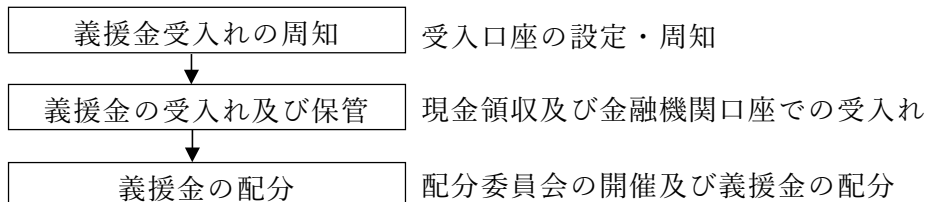
(1) 基本方針

大規模な災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、確実、迅速に被災者に配分する。

(2) 達成目標

市は、義援金の適正な管理に努め、配分に当たっては、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保し、適正かつ円滑な配分を行う。

2 義援金の受入れ・配分フロー図



3 義援金受入れの周知

市は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、県を通じ、日本赤十字社新潟県支部及び県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 受入窓口（市、市社会福祉協議会）

4 義援金の受入れ及び保管

市は、次により義援金を受け入れる。

(1) 受入窓口

一般からの義援金の受入窓口は会計班（会計課）とする。

(2) 現金の受入れ

ア 一般から現金領収した義援金は、寄託者等へ現金領収書を発行し、歳入歳出外現金の「災害見舞金」として受け入れる。

イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」として受け入れる。

(3) 義援金の管理

ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害見舞金として管理する。

イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、「災害救助事業特別会計」の歳入として管理する。

5 義援金の配分

(1) 義援金配分委員会の設置

市は、県、日本赤十字社新潟県支部及び県共同募金会等の義援金受入団体及び寄託者等に寄託された義援金について、「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定する。

(2) 義援金配分委員の選任会

義援金配分委員会の委員は、副市長（防災監）、地域安全課長（副防災監）、総務対策部長、財務・物資・会計対策部長、市民支援対策部長、医療・福祉対策部長で構成し、委員長は、副市長（防災監）をもって充てる。

特に必要があると認めるときは、社会福祉関係者、その他関係団体の代表者等を委員とすることができる。

(3) 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第 52 節 義援物資対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 全国から寄せられる大量の義援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となることから、被災地が必要としているものの情報の的確な発信や民間業者との連携などにより、より迅速に被災地へ必要な物資を送り届ける。

イ 小口及び同梱の義援物資については、仕分け作業のために人員の不足を招くことから、善意を十分理解した上で、必要に応じ廃棄する。

ウ 上記のことからも、可能な限り、義援金での支援を呼びかける。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

(ア) 避難所の配置職員等により、物資のニーズを逐次把握するとともに、物資の適切な集積拠点を確保する。

(イ) 発災直後は、大量の物資を迅速かつ的確に被災者へ供給することが必要であることから、市は、災害救援協定等に基づき協定企業等から調達する。

(ウ) N P O等と協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。

イ 県の責務

(ア) 市の物資のニーズ等を集約し、被災地ニーズに合った物資支援が可能となるよう努める。

(イ) 県ホームページ、報道機関等を通じて、発災 6 時間後には、被災地ニーズに関する情報を全国へ発信する。

(3) 達成目標

ア 災害発生直後において、救援を必要としている被災者に対し、迅速かつ的確な供給が必要なことから、市は他市町村との災害応援協定及び企業との災害救援協定等に基づき、食料、生活物資等を迅速に必要な量を調達し供給する。

イ 市は、報道機関等の協力を得て、災害発生直後に不特定多数の個人からの義援物資を活かすことが困難であることについての理解と協力を呼びかけ、小口及び同梱の義援物資については原則受け取らないという情報配信により、災害発生直後の義援物資の抑制に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、N P O・ボランティア	市	○被災地ニーズ
市	県	○集約された被災地ニーズ ○物資取扱方針
県	物資提供者	○物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
物資提供者	県	○物資提供の申出
県	市	○供給予定情報
市	被災者、避難所、NPO・ボランティア	○供給情報

3 業務の体系

直後～ 6 時間後	☆地震発生				
	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)		
	物資取扱方針に基づく 電話・メール・FAX 対応	物資取扱方針	被災地 ニーズ	交通情報	
1 日目以降	物資取扱方針に基づく 電話対応	物資取扱方針、被災地 ニーズ 交通情報	被災地 ニーズ	交通情報	
市災害対策本部 縮小時期	電話対応（申出の御礼、 受入停止の説明）	義援物資受入れの 停止宣言	被災地 ニーズ		

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	1 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び協定事業者及び提供申出者等からの提供可能量の把握 2 配送等にかかる道路・交通情報の把握	協定事業者、提供申出者、協定市区町村、県災害対策本部(生活基盤対策部)、NPO、ボランティア等

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	物資取扱方針 ・被災地のニーズ ・被災地状況 ・必要としているもの以外は原則受け入れない方針等をいち早く、市ホームページや報道機関等を通じて情報発信する	報道機関、県災害対策本部等

(3) 義援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
市災害対策本部	1 被災地が必要としているもの、必要数、送付場所及び送付方法を的確に知らせ、提供を受ける。 2 在庫管理を実施しながら、避難所・避難場所等へ必要な物資を配布する。 3 集積場所 (市施設) ① サンビレッジしばた ② 市維持管理事務所 ③ 月岡カリオンパーク ※その他、必要に応じた市有施設等 (民間施設) ① イオン新発田店駐車場 ② コメリパワー新発田店駐車場	協定事業者、提供 申出者、協定市区 町村、県災害対策 本部 等

第 53 節 災害救助法による救助

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合、県は速やかに所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) 各主体の責務

ア 市の責務

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

イ 県の責務

県は政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を市へ派遣する。

ウ 日本赤十字社

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力する。

(3) 達成目標

法を適用すべき災害が発生した場合は迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

(4) 積雪期での対応

ア 法の適用

県の運用基準に基づき、迅速に法を適用する。

イ 要配慮者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記 1「豪雪対応における要配慮者の状況把握」及び別記 2「雪処理担い手確保スキーム」により支援を行う。

ウ 広域避難への配慮

被災状況により、他県・他市町村へ避難者が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

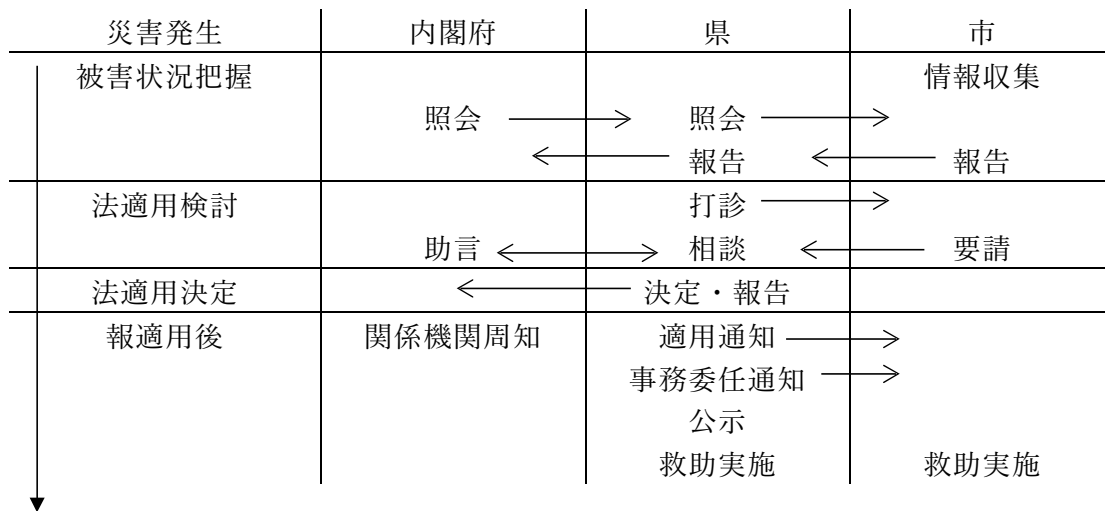
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	市	○被害情報、被災者のニーズ
市	県	○被害情報、法適用の要請
県	国	○被害情報、法適用相談等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	○法適用に際しての技術的助言
県	市	○法適用決定、救助事務の委任
市	被災者	○法適用決定

3 業務の体系（フロー図）



4 災害救助法の適用

- (1) 県知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第2条）
- (2) 県知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（法第13条第1項、県法施行細則第17条）
- (3) 市長は、上記(2)により市長が行う事務を除くほか、県知事が行う救助を補助するものとする。（法第13条第2項、県法施行細則第17条）
- (4) 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに県知事に情報提供し、その後の処置に関して県知事に協議するものとする。（県法施行細則第3条）

5 災害救助法の適用基準

- (1) 基準の内容
法による救助は次により行う。
ア 適用単位は、市の区域単位とする。
イ 同一災害によることを原則とする。例外として、
（ア）同時点又は相接近して異なる原因による災害
（イ）時間的に接近して、市の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
ウ 市又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。
- (2) 適用基準
次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。
ア 住家の滅失した世帯数が、市の人口に応じ、災害救助法施行令別表第1の世帯数以上であるとき
イ 県下の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数がアの2分の1以上であるとき
ウ 県下の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が多数であるとき

- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき

6 災害救助法が適用されない場合の救助

県知事は、法が適用されない災害に際して、市長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例（以下「条例」という。）に基づき、その費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

(1) 法が適用されない場合の救助

原則として市長が実施するものとし、救助内容をあらかじめ法による救助に準じて、本計画及び市災害救助条例に定める。

(2) 条例の適用

市長は、被害の程度が条例に定める適用基準に該当し、条例の適用を受けようとする場合は、救助の種類及び内容について、速やかに県と協議しなければならない。

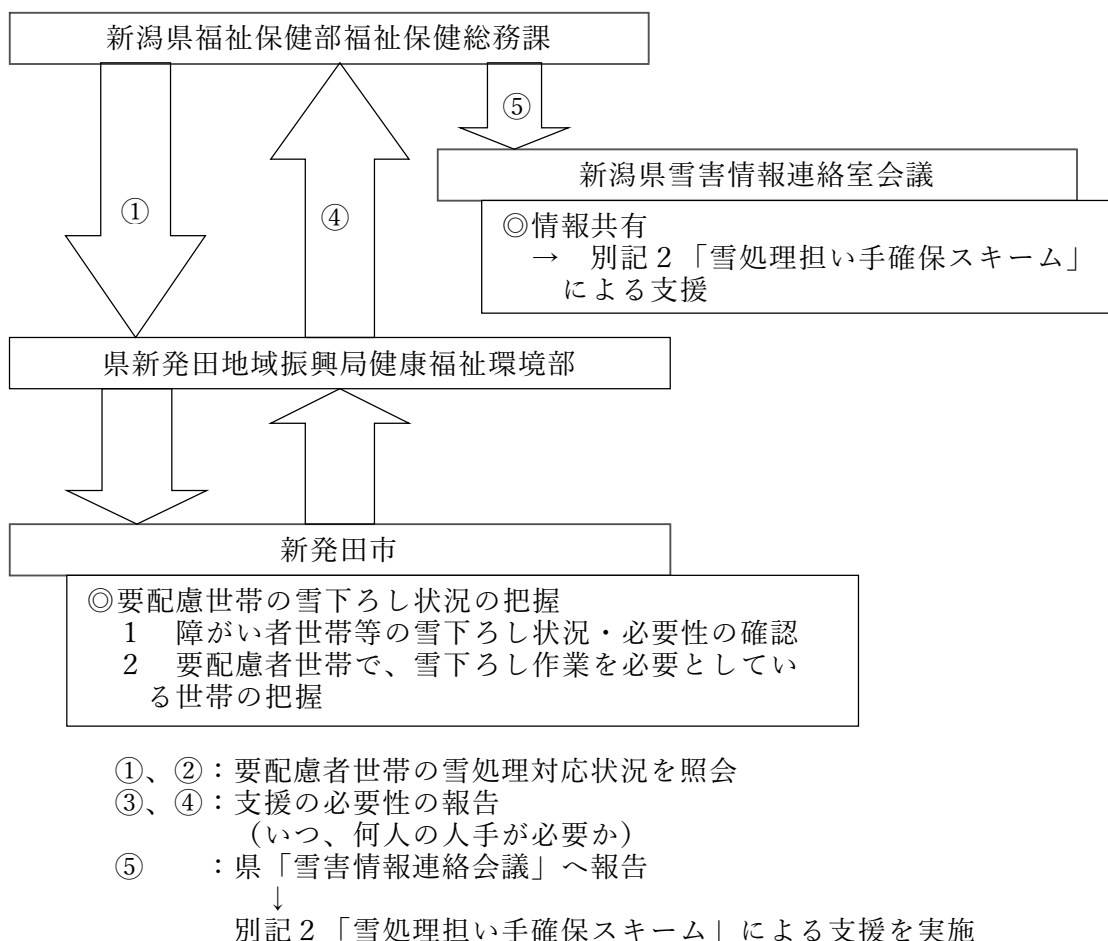
(3) 条例適用基準

ア 市の人口に応じて、条例第2条に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合

イ 県知事が特に必要と認めた場合

(別記1)

豪雪対応における要配慮者の状況把握



第 1 編 震災等共通対策

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	民生安定化対策.....	416
第 2 節	融資・貸付その他資金等による支援計画.....	423
第 3 節	公共施設等災害復旧対策.....	435
第 4 節	災害復興対策.....	439

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

基本方針

市、国、県及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた市民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 計画の体系



3 被災者のための相談、支援

市、国及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 相談窓口の開設

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報すると共に、避難所及び市庁舎などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を、整備する。

(2) 相談窓口の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

市及び県は、被災者台帳の積極的な作成・活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

エ 市は、「大規模災害時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」等を踏まえ、平時から、災害時に迅速・的確な被災者生活再建支援を行うための体制整備に努める。

オ 県は、研修等の実施等により、市の体制整備や市町村間の応援体制構築の支援に努める。

カ 国〔総務省〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

4 罹災証明書の発行

市は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し遅滞なく罹災証明書を発行する。また、平時から住家の被害認定調査の担当者育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築、業務を支援するシステムの活用等を計画的に進める。

県は、市の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要に応じて市町村間の支援を調整する。また、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、平時から必要な研修の実施に努めるとともに、研修参加者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

5 雇用の安定

(1) 特別相談窓口等の設置

新発田公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ 近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

(2) 被災者の雇用促進

- ア 新発田公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。
- イ 被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配慮し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

(3) 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

(ア) 証明書による失業の認定

新発田公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行う。

(イ) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

新発田公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

厚生労働省新潟労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業 2／3、中小企業 3／4）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

(ア) 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

(イ) 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

(ウ) 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

厚生労働省新潟労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対し、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融措置

災害時、被災地における通貨の円滑な供給及び金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

イ 現金供給のための輸送及び通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送及び通信手段の活用を図る。

ウ 通貨及び金融の調節

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨及び金融の調節を行う。

(2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 決済システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないように考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ 資金の貸付け

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行えるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

ア 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融機関団体（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

(ア) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

(イ) 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

(ウ) 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(エ) 損傷日本銀行券及び貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

イ 被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げる金融上の措置などを可及的速やかに要請する。

(ア) 有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

(イ) 預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

(ウ) 保険金の支払いについては、できる限り迅速に行けるよう配慮し、保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に市民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、(3)及び(4)に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

7 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

(1) 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあり、市民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。さらに、必要に応じ近県に対し、製材品の供給要請を行う。

(2) 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、被災市及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 国有財産の活用

財務省関東財務局新潟財務事務所は必要に応じ、市を通じ、公務員宿舍の空き室について無償で貸付けを行う。また、更地である国有財産についても、仮設住宅用地その他の必要に応じ、無償で貸付けを行う。

9 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等は、それらの制度の普及・促進に努める。

10 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 市税の特例措置

市は、被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は新発田市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が市の全部又は広範囲の地域にわたる場合、市長は適用地域及び延長期日を指定する。

(イ) その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は30日以内を限度として延長する。(市税条例第8条第3項)

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、止むを得ない理由があると認められるときは、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免等

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

(ア) 個人市民税

災害により住宅又は家財等について損害を受けた場合

(イ) 固定資産税

災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合

(ウ) 都市計画税

災害により土地又は家屋について損害を受けた場合

(エ) 特別土地保有税

災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合

オ 国民健康保険料、保育料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免する。

(2) 市及び国の特例措置

市及び国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付：新発田郵便局長が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除：日本郵便㈱信越支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 日本郵便㈱信越支社長が決定する。

(イ) 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は中央共同募金会にあてた小包又は現金書留に限る。

(ウ) 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる事がある。

ア 避難指示等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
避難指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等を移転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

各電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。(以下は過去の例)

- ア 電気料金の支払期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約内容に限る)
- エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
- イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除(関東経済産業局長の認可が必要)
- ウ 不使用月のガス料金(基本料金)の免除

12 市民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 広報車、広報紙、チラシ等
- (3) 市ホームページ、(株)エフエムしばたによるラジオ放送等
- (4) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講じる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障がいを受けた者には見舞金を支給する。

(2) 達成目標

市は、市民が自ら行う生活再建に向けた自助努力には限界があることから、被災住宅復興のための資金融資、災害により死亡した方の遺族に対し、弔慰金、見舞金等の支給を行う。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口	担当課
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市	社会福祉課
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長（社会福祉協議会）	社会福祉課
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障がいを受けた者	市	社会福祉課
	(4) 被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	（公財）都道府県センター	社会福祉課
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市	社会福祉課
	(6) 生活福祉資金 ア 福祉費（災害臨時経費） イ 福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	市社会福祉協議会（民生委員）	社会福祉課
	(7) 母子父子寡婦福祉資金	母子家庭、父子家庭、寡婦	県	（社会福祉課）新発田地域振興局健康福祉環境部
	(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関	建築課
	(9) 新潟県被災者住宅復興資金	県知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	市、金融機関	
	(10) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行	農林水産課
	(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関	
	(12) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市、金融機関、県信用保証協会	商工振興課

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(令和7年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
1 1つの市町村において 5世帯以上の住家が滅失 した災害	1 実施主体 市(市条例による)	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 〃 兄弟姉妹 (※)	死亡者1人につき主 たる生計維持者の場 合 500万円 それ以外の場合 250万円
2 新潟県内において5世 帯以上の住居の滅失した 市町村が3以上ある場合 の災害	2 経費負担 ①対象災害区分が1～ 4の場合 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金の支給等 に関する法律)	※ 兄弟姉妹にお いては、死亡した 者の死亡当時その 者と同居し、又は 生計を同じくして いた者に限る。ま た、当該配偶者、 子、父母、孫又は祖 父母のいずれも存 在しない場合に限 る。	支給の制限
3 新潟県内において災害 救助法第2条に規定する 救助が行われた災害	②対象災害区分が5の 場合 県1/2 市1/2 (新潟県災害弔慰金等 に関する要綱)		1 当該死亡者の死 亡がその者の故意 又は重大な過失に より生じたもので ある場合
4 災害救助法第2条に規 定する救助が行われた市 町村を含む県が2以上あ る災害 (以上、平成25年内閣府告 示第230号による)			2 災害弔慰金の支 給等に関する法律 施行令(昭和48年 政令第374号)第 2条に規定する内 閣総理大臣が定め る支給金が支給さ れた場合
5 新潟県内において新潟 県災害救助条例が適用さ れた市町村が1以上ある 場合の災害			3 災害に際し、市 長の避難の指示に 従わなかったこと 等市長が不適当と 認めた場合

問い合わせ窓口：社会福祉課

(2) 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
(令和7年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
1 1つの市町村において 5世帯以上の住家が滅失 した災害	1 実施主体 市(市条例 による)	災害弔慰金の支 給等に関する法 律別表に掲げる 程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計維持 者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円
2 新潟県内において5世 帯以上の住居の滅失した 市町村が3以上ある場合 の災害	2 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4 (災害弔慰金 の支給等に 関する法 律)		支給の制限
3 新潟県内において災害 救助法第2条に規定する 救助が行われた災害			1 当該障がい者の障害がその者の 故意又は重大な過失により生じた ものである場合
4 災害救助法第2条に規 定する救助が行われた市 町村を含む県が2以上あ る災害(以上、平成25年			2 災害弔慰金の支給等に関する法 律施行令(昭和48年政令第374号) 第2条に規定する内閣総理大臣が 定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示 に従わなかったこと等市長が不適 当と認めた場合

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
内閣府告示第 230 号 による)			

問い合わせ窓口：社会福祉課

(3) 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活を支援する。(令和 7 年 4 月 1 日現在)

対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支援対象世帯	支援額	問合せ窓口
1 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 2 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村の区域に係る自然災害 3 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 4 1 又は 2 の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万未満のものに限る。）に係る自然災害 5 1～3 区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）に係る自然災害 6 1 若しくは 2 の市町村を含む都道府県又は 3 の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）	1 事業主体 新潟県（※） ※支援金の支給に関する事務は、(公財)都道府県センターへ委託している。 2 経費負担 国 1/2 県 1/2 (被災者生活再建支援法(平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号))	左記の被害により 1 住宅が「全壊」した世帯 2 住宅は半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	別表のとおり	(公財)都道府県センター

(別表)

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。(※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の 3 / 4 の額)					
① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）					
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—
②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）					
住宅の再建方法	建築・購入	補修	賃貸		
支給額	200 万円 (100 万円)	100 万円 (50 万円)	50 万円 (25 万円)		
※支給額下段は、中規模半壊の場合の額。					
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円					

(4) 災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。(令和7年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円 に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円とする。	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年(特別の事情がある場合は5年)
	2 実施主体 市(市条例による)	2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円	2 償還期間 10年 (据置期間を含む)
	3 経費負担 国2/3 県1/3		3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
	4 対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	4 貸付利率 年3%以内で市が条例で定める率(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年5%

問い合わせ窓口：社会福祉課

(5) 生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

ア 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 低所得世帯等（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） 2 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） 3 障がい者世帯（障がいの者の属する世帯、但し、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 貸付の日から 6 ヶ月以内 2 償還期間 7 年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明を添付のこと

イ 生活福祉資金（福祉費（住宅改修経費））

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 低所得世帯（生活保護基準額の概ね 1.7 倍以内） 2 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な 65 歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね 2.5 倍以内） 3 障がい者世帯（障がいの者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 4 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1 「生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号）」 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会（民生委員）	貸付限度 250 万円以内	1 据置期間 貸付の日から 6 ヶ月以内 2 償還期間 7 年以内 3 貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4 保証人 原則連帯保証人を立てる。 但し、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明を添付のこと

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

(令和7年4月1日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子父子寡婦福祉法施行令第7条、第31条の5及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率（年利） 無利子又は1.0%（連帯保証人の有無による）

問い合わせ窓口：社会福祉課

* その他（特例措置）

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子父子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉法施行令第19条、第31条の7及び第38条、附則第7条及び附則第8条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子父子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子父子寡婦福祉法施行令第17条、第31条の7及び第38条	支払期日までに支払われなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子父子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子父子寡婦福祉法施行令第8条、第31条の6及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上 30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上 30,000円未満 6か月 30,000円以上 45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子父子寡婦福祉法第32条第3項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

(7) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

市及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（令和7年4月1日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等		
1 建設 罹災住宅の被害 「半壊」以上	建設資金（整地資金含む） 土地取得の場合 3,700 万円 土地取得しない場合 2,700 万円	償還期間 35 年以内 据置期間 3 年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
2 住宅購入 罹災住宅の被害 「半壊」以上	購入資金（土地取得資金含む） 3,700 万円	償還期間 35 年以内 木造（一般）25 年以内 据置期間 3 年間（その分償還期間延長） 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）
3 補修 罹災住宅の被害 「り災証明書」交付	補修資金 1,200 万円	償還期間 20 年以内 据置期間 1 年間 利率 1.13%（団体信用生命保険に加入しない場合）

問い合わせ窓口：建築課

(8) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業（問い合わせ窓口：建築課）

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

〔利子補給〕

事業主体	市
利子補給期間	5 年間
補助対象	被災者が借入れた貸付残高に対して、市が交付する利子補給金（補給率が 1 % を超える場合は 1 % が限度）
補助率	1 / 2

〔貸付金〕

貸付対象	住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上受けてもなおかつ資金が不足する者
貸付限度額	建設、購入 800 万円（50 万円以上 10 万円単位） 補修 400 万円（50 万円以上 10 万円単位）
貸付利率	
〔当初 10 年〕	住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス 1 %
〔11 年目以降〕	住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(9) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

（令和7年4月1日現在）

資金の種類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200万円 激甚災害の場合は250万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	3～6年以内 激甚災害の場合は4～7年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補填に充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合2,500万円 連合会5,000万円 激甚災害の場合は組合5,000万円、連合会7,500万円	6.5%以内	3年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

(10) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。

（令和7年4月1日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.15～1.70%	25年以内	10年以内
		災害のため必要とする長期運転資金				
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合、農協・同連合会等	1.15～1.70%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	1.15～1.70%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 (1) 農業施設の復旧	(1) 農業を営む者	1.15～1.70%	(1) 15年以内	(1) 3年以内
		(2) 被災果樹の改植又は補植	(2) 農協・同連合会 ((1) への転貸に限定)	1.15～1.70%	(2) 25年以内	(2) 10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	1.15～1.70%	15年以内	5年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、	1.15～1.70%	20年以内 (林業経営改善計画に基づく)	3年以内 (林業経営改善計画にもと)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
			5割法人、林業振興法人		もの25年以内)	づくもの7年以内)
林業関係資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	1.15～1.70%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	1.15～1.70%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤防等の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合は除く）、5割法人、漁業を営む者	1.15～1.70%	20年以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合、5割法人・団体、特定事業を共同で行う漁業者			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）、5割法人・団体、漁業振興法人	1.15～1.70%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復旧	漁業を営む者	1.15～1.70%	15年以内	3年以内
農林漁業共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	一定の要件を満たす農業者、林業者又は漁業者	1.15～1.65%	10年以内	3年以内

（申込方法）農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

（貸付限度）原則として8割で、額は各資金によって異なる。

（注）この他、新潟県農林水産業振興資金の融資や一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農林漁業家等に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

（11）中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- （ア）被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。
- （イ）関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。
- （ウ）金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- （エ）中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(ウ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等

(ア) 融資制度

(令和7年4月1日現在)

機関名	区分	融 資 条 件 等		申込窓口
県 地 域 産 業 振 興 課	ト セ ー フ テ ィ ネ ッ ツ 資 金 (経 営 支)	1 資金使途	運転資金・設備資金(土地の取得資金を除く。また、県内設置に限る。)	(取扱金融機関) 第四北越銀行、大光銀行、信用金庫、信用組合、三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、商工中金、八十二銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、J A バンク新潟県信連、北新潟農協、新潟かがやき農協、えちご中越農協、みなみ魚沼農協、魚沼農協、えちご上越農協、佐渡農協
		2 対象企業	県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。	
		3 融資限度	3,000 万円(別枠)	
		4 融資利率	融資期間 3 年以内 年 1.30% 融資期間 3 年超 5 年以内 年 1.50% 融資期間 5 年超 7 年以内 年 1.70%	
	援 枠 ()	5 融資期間	7 年以内(うち据置期間 2 年以内)	
	自 然 災 害 要 件	6 担 保	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる	
		7 保 証 人	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる	
		8 信用保証	新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	
市	地 方 産 業 育 成 資 金	1 資金使途	運転資金・設備資金	
		2 対象企業	中小企業者(市長の定めるところによる)	
		3 融資限度	1,000 万円(被災状況に応じて市長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可)	
		4 融資利率	保証付き(責任共有対象外) 年 1.85% 保証付き(責任共有対象) 年 2.05% 保証なし 年 2.35%	
		5 融資期間	運転資金 5 年以内(うち据置期間 6 ヶ月以内) 設備資金 7 年以内(うち据置期間 6 ヶ月以内) (災害規模により市長が認めた場合は融資期間を超えることも可)	
		6 担 保	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる	
		7 保 証 人	金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる	
		8 信用保証	市長の定めるところによる。	
日本政策金融公庫 「国民生活事業」	災 害 貸 付	1 資金使途	設備資金、運転資金	日本政策金融公庫 (国民生活事業) 新潟、三条、長岡、高田各支店
		2 対象企業	災害により被害を受けた中小企業者	
		3 融資限度	それぞれの融資限度額に 1 災害につき 3,000 万円を加えた額	
		4 融資利率	それぞれの融資制度の利率(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)	
		5 融資期間	それぞれの融資制度の期間以内	
		6 担 保	公庫の定めるところによる	
		7 保 証 人		

機関名	区分	融 資 条 件 等		申込窓口
日本政策金融公庫 「中小企業事業」	災害復旧貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫 (中小企業事業)新潟支店及び代理店
		2 対象企業	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3 融資限度	直接貸付 別枠 1 億 5,000 万円 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円	
		4 融資利率	基準利率。(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。)	
		5 融資期間	運転 10 年以内 設備 15 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	
		6 担 保	} 公庫の定めるところによる	
		7 保 証 人		
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1 資金使途	既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)	商工組合中央金庫 新潟支店及び長岡支店
		2 対象企業	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者	
		3 融資限度	金庫所定の限度内	
		4 融資利率	金庫所定の金利	
		5 融資期間	運転資金 10 年以内(うち据置期間 3 年以内) 設備資金 20 年以内(うち据置期間 3 年以内)	
		6 担 保	} 金庫の定めるところによる	
		7 保 証 人		
		8 信用保証		

(イ) 保証制度

機関名	区分	融 資 条 件 等		申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1 保証対象要件	激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者、小規模企業者、組合(市長の証明を要する。)	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
		2 保証限度額	個人・法人 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円	
		3 保証料率	年 0.80%	
新潟県信用保証協会	セーフティネット保証(4号要件)	1 保証対象要件	経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者(市長の証明を要する。)	
		2 保証限度額	個人・法人 2 億 8,000 万円 組合 4 億 8,000 万円	
		3 保証料率	年 0.80%	

4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施するものとする。

(1) 相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知するものとする。

(2) 制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

ア 市災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布
(県等の支援制度及び市個別制度の周知)

イ 県災害対策本部が実施するもの

- (ア) 広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布
- (イ) 新聞紙面による周知
- (ウ) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

ウ 金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

(3) 地域メディアの活用

コミュニティーFM（株）エフエムしばた）に積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第3節 公共施設等災害復旧対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

公共施設等の地震による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて市民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等により被害を受けた市からの要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、この事務の遂行に支障のない範囲で、権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。また、高度の技術又は機械力を要する工事等について、必要に応じ国に権限代行制度による支援を要請する。

(2) 達成目標

市は、被災の状況から地域の特性に配慮し、迅速な原状復旧、又はさらに安心・安全なまちづくりなど中長期的な復興計画を勘案し、復旧の基本方針を定める。

また、災害に強い社会基盤の整備のため、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とし、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画の体系

被害状況調査及び集計	—— 被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	—— 災害復旧の基本方向の決定
激甚災害指定の促進	—— 激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	—— 助成・財政援助の内容及び担当窓口
市民及び関係団体等に対する情報提供	—— 情報提供の分担及び方法

3 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

施設管理者は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、市災害対策本部事務局及び所管課等にその状況を速やかに報告するものとし、所管課等は、県の所管部局に報告するものとする。※第3章第7節「被災状況等収集伝達計画」参照

(2) 被害状況の集計

被害報告を受けた所管課等は、集計結果を速やかに市災害対策本部事務局に報告するものとし、市災害対策本部事務局及び所管課等は、県の関係部局に集計結果を報告するものとする。

(3) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(1) 公共土木施設災害復旧事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金)	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 漁港 下水道 公園 水道施設	国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	新発田地域振興局地域整備部 新発田地域振興局地域整備部 新発田地域振興局地域整備部 新発田地域振興局地域整備部 新潟地域振興局農林振興部 新発田地域振興局地域整備部 新潟地域振興局農林振興部 新発田地域振興局地域整備部 新発田地域振興局地域整備部 新発田地域振興局地域整備部 流域下水道事務所 新発田地域振興局地域整備部 福祉保健部生活衛生課
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設 (農業用共同利用施設) (林業用共同利用施設) (漁業用共同利用施設)	農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省	新発田地域振興局農業振興部 新潟地域振興局農林振興部 農林水産部水産課 新発田地域振興局農業振興部 新潟地域振興局農林振興部 農林水産部水産課
(3) 文教施設等災害復旧事業(公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 文部科学省	教育庁財務課 教育庁生涯学習推進課 総務管理部大学・私学振興課 観光文化スポーツ部文化課文化財係
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金) (医療施設等災害復旧費補助金) (上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金) (保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金) (精神保健福祉法) (廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱)	社会福祉施設等 医療施設等 水道施設 感染症指定医療機関 精神障がい者 社会復帰施設等 廃棄物処理施設	厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 環境省	新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 福祉保健部子ども家庭課 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 福祉保健部生活衛生課 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部 新発田地域振興局健康福祉環境部

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の窓口
(5) 都市災害復旧事業（都市施設等） 堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設）、市街地の堆積土砂	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
(6) 公営住宅等災害復旧事業（公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	新発田地域振興局地域整備部
(7) その他の災害復旧事業 ①工業用水道（予算措置） ②中小企業（激甚法）	工業用水道施設 中小企業共同施設	経済産業省	企業局施設課 産業労働部地域産業振興課小規模企業支援班
(8) 災害復旧に係る市町村に対する財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	総務部市町村課

4 復旧の基本方向の決定

市は被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定めるものとする。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

5 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

- (1) 県知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。
- (2) 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする
- (3) 県関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

6 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

(1) 災害復旧事業に係る助成

市民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講じる。

(2) 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講じる。

7 市民及び関係団体等に対する情報提供

市及び県は、市民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、市民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部から、個別分野の情報は所管課等からも提供する。

8 暴力団排除の推進

新発田警察署は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 災害復興対策

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動や被災者の生活の緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、市及び県は、市民等、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、市民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策及び防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

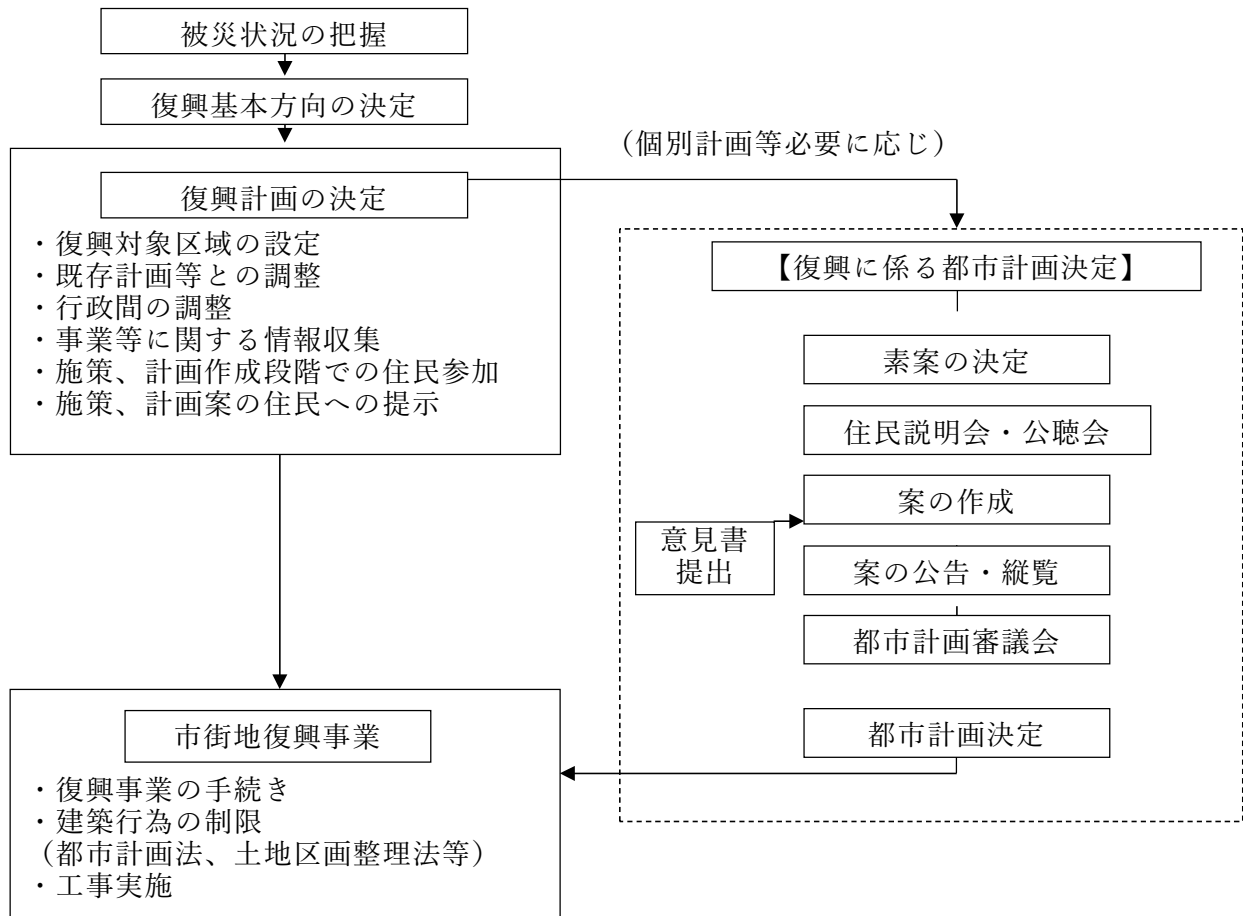
本節では、新潟県地域防災計画における復興対策の記述を例にとり、本市の自然・社会条件を踏まえ、市民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を念頭におき、必要な事項を定める。計画の策定に当たっては、広く市民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女共同参画の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

(2) 達成目標

市は、早期に復興計画を作成し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等に分かりやすく示し、復興に対する意思統一を図るとともに、個別具体的な復興事業への理解と協力を促進する。

また、各種復興事業の相互関係を明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高める施策を展開する。

2 都市復興対策の手順



3 復興基本方向の決定及び復興計画の作成

(1) 組織・体制の整備

- ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。
- イ 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。
- ウ 復興対策の遂行に当たり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。他の自治体に対し、技術職員の応援を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

(2) 復興基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、市及び県が主体となって市民の意向を尊重しつつ協働して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

(3) 復興計画の作成

- ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が

関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 市及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（市及び県の連携、国との連携、広域調整）を行う。

ウ 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

エ 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

オ 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

カ 県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努める。

キ 復興計画作成に当たり、市及び県の長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(4) 機動的、弾力的推進手法の検討

市及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4 防災まちづくり

(1) 市及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で「コンパクトな都市」など都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3) 市及び県は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4) 市及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分市民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。

ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

- (5) 市及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティ（快適性）の観点から、その問題の重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 市及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人員の広域応援などに関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報等を市民に対し提供する。
- (8) 市及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (9) 市及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

第 2 編 津波災害対策

第 1 章 津波災害対策

第 1 節	総則.....	443
第 2 節	災害予防.....	451
第 3 節	災害応急対策.....	473
第 4 節	津波避難計画.....	478
第 5 節	災害復旧・復興計画.....	489

第1節 総則

1 計画の目的

本節は、本市における津波災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するもので、津波災害に対する災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある津波災害から市域及び市民生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 市民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 基本理念

ア 市民・事業者等に求められる役割

- (ア) 津波による人的被害を軽減する方策は市民等の避難行動が基本となることから、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。
- (イ) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努める。
- (ウ) 市民及び事業者は、災害又はこれにつながるような事象への関心を高め、市民等が主体となって「自らの命は自らが守る」という意識を持ち行動するよう努める。
- (エ) 市民及び事業者は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し自らの社会的な責務を果たせるよう努める。
- (オ) 藤塚浜沿岸付近の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として新発田市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

イ 地域に求められる役割

- (ア) 自ら避難することが地域住民の避難に繋がるとともに、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となって、避難の呼びかけ並びに率先避難を行う。
- (イ) 津波浸水想定区域内にある消防団は、新潟気象台からの大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の情報を入手するまでは原則として避難を優先し、また、津波が想定される場合の消防団員の活動上の安全を確保するため、活動の最小化に努める。
- (ウ) 市民及び事業者は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならず、地域において「自らの地域は自らで守る」意識を共有するよう努める。
- (エ) 市民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- (オ) 事業者は、その立地地域において、市民の行う防災活動への協力に努める。

ウ 市、県及び防災関係機関に求められる役割

- (ア) 市、県及び防災関係機関は、災害時の市民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

- b 業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
 - d 市、県及び国の研修機関等の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みの構築
 - e 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平時からの構築
 - f 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地・国有財産の有効活用
- (イ) 県、市町村及び防災関係機関は、平時から、市民等が主体的かつ適切に避難をはじめとする行動がとれるように支援の強化・充実に努める。
- (ウ) 市、県及び防災関係機関は、市民及び事業者が公の支援を遅滞なく適切に受けられる、確実な周知に努める。
- (エ) 市、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市、県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
- (オ) 市、県及び防災関係機関は、相互の連携・協力のための体制を整備し、広域的な応援・受援体制の強化・充実に努める。
- (カ) 市、県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (キ) 市、県は、市民及び事業者による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。
- (ク) 県及び市は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。
- (ケ) 市は、藤塚浜沿岸付近の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認められるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 支援と協力による補完体制の整備
- 市、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、事業者・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努めるとともに、連絡先の共有の徹底等の実効性の確保に努める。
- オ 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策
- (ア) 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。
- (イ) 計画の策定及び実施に当たっては、男女共同参画及び性的少数者の視点から見て妥当なものであるよう配慮する。
- カ 感染症対策の観点を取り入れた防災対策
- 感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- キ 複合災害の配慮

積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、本章第2節及び第3節において具体的な対応策を示す。

ク 計画の実効性の確保

市、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、連携して以下のとおり取り組む。

- (ア) 過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。
- (イ) 関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うよう努める。
- (ウ) 研修や訓練を通じて非常時の意思疎通に齟齬を来さないよう「顔の見える関係」を構築し信頼関係を醸成するよう努めるとともに、計画内容への習熟を図る。

ケ 市全体の防災力の計画的な向上

市は、県及び防災関係機関と協議し、特に災害時の人的被害軽減対策についての具体的な達成目標の設定に努めるとともに、市民・事業者にも広く参画を求めて、市全体の総合的な防災力向上を市民運動として推進する。

(2) 防災関係機関及び市民の責務

市、県並びに市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）は、所管事項について、概ね次の事務又は業務を行うものとし、相互に協力するよう努めなければならない。

ア 市の責務

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、津波災害から市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

- (ア) 防災関係機関、県、消防本部、NPO、ボランティア、事業者・団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。
- (イ) 消防本部と協力のもと、消防職及び消防団員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、待避ルールの確立と津波災害時の消防団活動等を明確化させ、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。
- (ウ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (エ) 男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
- (オ) 平時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダー育成を図る。

イ 県の責務

県は、市を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、以下の対策を講じる。

- (ア) 政府、防災関係機関、NPO、ボランティア、事業者・団体及び市民等の協力を得て防災活動を実施する。
- (イ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ウ) 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市へ情報提供するなど周知啓発を図る。

また、女性センター・男女共同参画センター等が、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができるよう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。

(エ) 市の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(オ) 平時から自主防災組織やNPO等、ボランティア団体等の活動支援やリーダー育成を図る。

(カ) この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。

ウ 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、津波災害から市の地域及び市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

オ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防対策の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び県その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

カ 市民・事業者

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に、声を掛け合いながら率先して避難するとともに、平時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

市民・事業者は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、市、県、国、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(3) 各機関の事務又は業務の大綱

各機関の事務又は業務の大綱については、「地震対策編第1編第1章2節」の『各機関の事務又は業務の大綱』を、準用する。

3 津波浸水想定

断層モデル

県が平成29年11月に発表した断層モデルのうち、市に最も影響のある以下のものをいう。

ア 断層モデルの諸元

断層モデル	F 34 (村上と栗島間の海峡)
想定主体	新潟県
モーメントマグニチュード (Mw)	7.7
緯度 (°)	39.0485、38.4894
経度 (°)	139.7337、139.3120
上端の深 (km)	1.1
走向 (°)	211,197
傾斜角 (°)	45
滑り角 (°)	106,97

長さ (km)	71.9,52
幅 (km)	19.7
食い違い量 (cm)	545

4 市の地形特性に応じた対策の方向性

(1) 市の地形特性

ア 市の海岸線の総延長は 3.144 kmと短いものの、県立紫雲寺記念公園海水浴場やオートキャンプ場、漁港を有しており、夏期やイベント時に多くの市民が集まる。

イ 落堀川などの河川や新発田川放水路などの水路があり、津波の遡上による被害が発生する可能性がある。

(2) 市における津波対策の方向性

津波災害対策においては、緊急対応、応急対策、復旧対策、予防活動、啓発活動等の対策を考える際に、被害の様子を具体的に想起しながら、対策を検討する必要がある。

(3) 地域の類型化

市は県の地域類型により「海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）」、「河川遡上地域（早期避難地域）」及び「津波避難者受け入れ地域」に区分されていることを踏まえ、方向性を示す。

ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）

(ア) 海沿い地域

背後地に崖、斜面が迫っているなど、平地部が狭く、海岸沿いに集落が所在し、道路が整備されている地域であって、地震発生から短時間のうちに津波の直撃を受け、海岸道路が長距離に渡って浸水するほか、道路が決壊した場合には集落の孤立が発生するおそれがある地域

(イ) 川沿い地域

地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域

イ 河川遡上地域（早期避難地域）

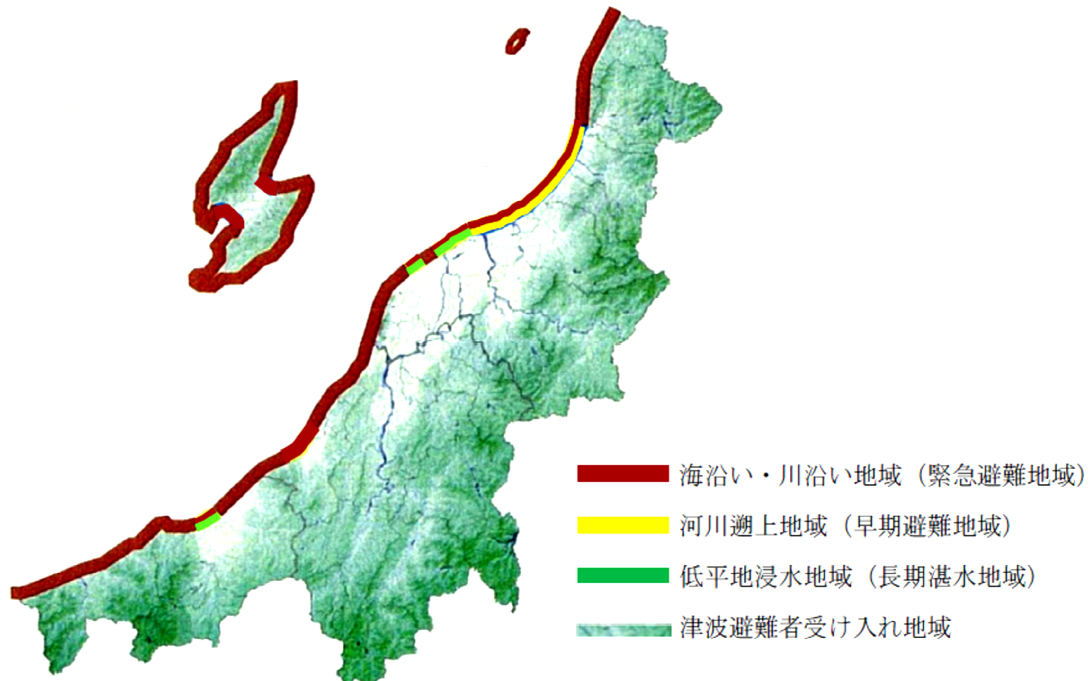
大きな河川や湖沼をはじめ、中小河川にも津波が遡上し海岸から離れていても津波の破壊力や浸水の影響がおよぶ可能性があり、内陸部での浸水や家屋の破壊がおよぶ地域

ウ 津波避難者受入地域

津波による浸水の影響がないことが想定される地域（現在の知見では想定することが困難な地震発生により、浸水の危険が全くないわけではない）

エ 地域類型と浸水開始時間の目安

地域類型	浸水開始時間の目安
海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）	浸水開始時間 30 分以内
河川遡上地域（早期避難地域）	浸水開始時間 30 分以上 120 分未満
津波避難者受け入れ地域	浸水なし



(4) 地域特性に応じた対策の方向性

ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性

(ア) 想定される事態

a 被害

- (a) 海沿い地域では、集落等が海岸沿いに集中し、地震発生後すぐに津波が到達し、大きな被害を受ける。
- (b) 川沿い地域では、地震の揺れによって堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生し、続いて、河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大する。
- (c) 地震、津波等の被災による道路の損壊が発生する。
- (d) 一時避難場所等が孤立する可能性がある。

b 避難情報の伝達

モーターサイレン等の機能喪失によって、津波警報情報の伝達が遅れる。

c 避難行動

- (a) 津波の直撃を受けることが想定され、一刻も早く高台等への避難が必要となるが、避難の遅れが想定される。
- (b) 走行中の自動車内においては情報の伝達が困難であり逃げ遅れが発生する危険性がある。
- (c) 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定される。

(イ) 対策

a 二次災害の防止

- (a) 津波により浸水するおそれがある指定緊急避難場所の耐浪化の検討

- (b) 孤立した指定緊急避難場所等への支援や移送方法の検討
- b 避難情報伝達
 - (a) 多様な情報伝達体制の整備
 - (b) 情報の発信者から受信者まで一連の情報伝達体制の強化
- c 避難
 - (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、企業や大学、NPO 等の関係団体と連携した市民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
 - (b) 指定緊急避難場所、指定避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
 - (c) 避難経路の検討
 - (d) 高台への避難路の整備の検討
 - (e) 避難経路の誘導案内方法の検討
 - (f) 具体的な避難経路と避難先を想定した実地的な訓練
 - (g) 要配慮者の避難支援対策の検討
 - (h) 徒歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段の検討
- イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性
 - (ア) 想定される事態
 - a 被害
 - (a) 堤防道路や橋梁は、被害の発生が予想されるので避難路としては使えない。
 - (b) 河川に近い地域については甚大な被害が予想される。
 - (c) 堤防、護岸、水門、堰、排水機場等の河川管理構造物が被災する。
 - b 避難情報伝達
 - 市街地から離れた河川の上流部においては、避難情報の伝達が遅れる可能性が高い。
 - c 避難行動
 - 津波警報や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定される。
 - (イ) 対策
 - a 河川管理施設等の対応
 - (a) 水門・樋門等を閉める/閉めない、誰が閉める/閉めないなどのルール化
 - (b) 河川遡上の浸水域、浸水深を地域で確認する手段の検討
 - b 避難情報伝達
 - 堤防道路、橋梁などの車や人の往来がある場所等の情報伝達手段の検討
 - c 避難
 - (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、企業や大学、NPO 等の関係団体と連携した市民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発
 - (b) 指定緊急避難場所、指定避難所の選定・見直しの実施、整備の検討
 - (c) 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討）
 - (d) 避難に際して、河川沿いを避けた避難となるため、避難経路を誘導案内する仕組みの検討
 - (e) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練
 - (f) 要配慮者の避難支援対策の検討
 - (g) 徒歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段の検討

ウ 津波避難者受け入れ地域における対策の方向性

(ア) 想定される事態

- a 津波浸水はなくても、揺れによる被害が発生する。
- b 津波浸水区域からの多数の者が避難してくる。

(イ) 対策

- a 胎内市、聖籠町など近隣市町村同士の相互応援の確認
- b 広域支援体制に係る相互応援協定の確認
- c 応援職員等の派遣体制の整備
- d 避難者の受け入れ体制の整備

5 複合災害時の対策

「地震対策編第1章第4節」を準用する。

6 地震被害想定

「地震対策編第1章第5節」を準用する。

7 緊急地震速報と地震情報

「地震対策編第1章第6節」を準用する。

8 津波防災地域づくりの推進に関する対応方針

(1) 津波災害警戒区域等の指定

市は、県による津波災害特別警戒区域及び災害危険区域の指定を受け、必要な措置を講ずるものとする。（令和2年1月28日 県指定）

第2節 災害予防

1 防災教育計画

(1) 計画の方針

「震災対策編第2章第1節」の『計画の方針』を準用する。

(2) 市民・事業者等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 市の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- (イ) 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承
- (エ) 各家庭でのいざという時の連絡先や避難場所等に関する話し合い
- (オ) 緊急地震速報を受けたときの適切な行動
- (カ) 特別警報（大津波警報）、津波警報又は津波注意報が発表されたときの適切な行動
- (キ) 強い揺れ（震度4以上）又は弱くても長い時間のゆっくりした揺れを感じたときの適切な行動
- (ク) 呼び掛け避難及び率先避難
- (ケ) 原則として徒歩による避難をすること

イ 地域の役割

- (ア) 自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- (イ) 地域住民による地元の地震被害危険箇所及び浸水被害が想定される地域の把握・点検・確認
- (ウ) 次世代への災害被災経験の伝承
- (エ) 呼び掛け避難及び率先避難
- (オ) 津波浸水想定区域内にある消防団の津波警報等の情報入手までの適切な行動及び消防団員の活動の安全確保の取組

ウ 事業者の役割

- (ア) 市の地震及び津波に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- (イ) 災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時にも事業が継続できるよう、事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

(3) 市の役割

市は、県、国、消防本部、学校、福祉関係者、事業者、NPO、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

ア 市立学校における防災教育

県教育委員会が提供する防災教育プログラムを活用して、児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

イ 社会教育における防災学習の推進

市民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

ウ ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

市は、県が示す津波浸水想定図等を踏まえ、津波ハザードマップを作成し、公開するとともに、市民に配布し、津波ハザードマップについて、ハザード情報の背景、解釈の仕方から、津波の特徴や、それにより住民に起こりうる具体的な被害を想起できるよう周知することで正しい理解と津波災害に対する避難行動等の普及啓発に努める。

エ 市民に対する防災知識の普及

市民の津波災害時における心得等防災に関する知識の普及を図るため、次に定めるところにより防災知識の普及に努めるものとする。

(ア) 普及の内容

防災知識の普及について、周知徹底を図る必要がある事項を重点的に普及するものとする。

a 津波に関する一般知識

(a) 津波の特性に関する情報

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続すること。

(b) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震及び津波は自然災害であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や指定緊急避難場所・指定避難所自体の被災もありえることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があること。

(c) 津波浸水想定周知

b 市地域防災計画の概要

c 自主防災組織の意義

d 平時の心得

(a) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄

(b) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

(c) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具ブロック塀等の転落防止対策

(d) 避難路及び指定緊急避難場所・指定避難所の把握

(e) 災害時の家庭内の連絡体制(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておく

(f) 要配慮者の所在の把握

(g) 飼い主による家庭動物の処置についての検討

e 災害時の心得

(a) 強い揺れやゆっくりとした揺れを感じたときにとるべき行動

強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

(b) 津波警報等の発表時や避難指示(緊急)発令時にとるべき行動

津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること。

(c) 災害情報、避難情報等の入手方法

(d) 早期避難、率先避難の重要性

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難することが重要であること。また、その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努めること。

(e) 負傷者や要配慮者の避難支援等

(f) 初期消火活動等

(g) 緊急避難場所や避難所での行動

(i) 普及の方法

報道機関等の協力を求めるほか、次に掲げる方法により普及促進を図るものとする。

a テレビ、FMラジオ及び新聞等の利用

b ホームページ、広報しばた及び広報車の利用

c 啓発用パンフレット及びリーフレットの利用

d 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

e 起震車の利用

オ 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民の災害教訓を伝承する取組を支援する。

カ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

(ア) 要配慮者及び家族の防災学習

(イ) 民生委員等地域の福祉関係者の防災学習

(ウ) ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

(エ) 外国人受入先（事業者、学校、観光・宿泊施設）の防災学習

キ 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

ク 消防本部と協力した消防職・消防団の防災教育・研修

(4) 県の役割

ア 学校における防災教育の推進

イ 社会教育における防災学習の推進

ウ 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

エ 市民に対する防災知識の普及

オ 災害教訓の伝承

カ 市に対する防災に関する基礎情報の提供

(ア) 市が実施する防災教育に対し、国及び関係機関の協力を得て必要な情報提供を行う。

(イ) 公共土木施設に係るデータの提供、土木関連防災用語の解説、ハザードマップの基礎となる防災情報等の提供、その他市の要請に応じ可能な範囲での情報提供を行う。

(ウ) 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、必要に応じ、調査分析結果や映像を含めた各種資料等の情報提供とその解説のために研修会を開催する。

(エ) 平時から県総合防災情報システム及びホームページ等により防災情報を発信し、防災教育基礎情報を提供する。

(オ) 市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応を含め、緊急地震速報に関する情報提供を行う。

キ 市職員への防災教育の支援

- (ア) 市職員の専門的な防災教育機会の創出
- (イ) 市の防災教育に必要な情報の提供
- (ウ) 消防学校における消防職・団員の防災教育・研修

ク 県職員への防災教育、防災部門の人材育成

(5) 防災関係機関の役割

ア 新潟地方気象台

新潟地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図るものとする。

(ア) 避難行動に関する知識

(イ) 津波の特性や津波に関する知識

(ウ) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること

(エ) 津波警報等の発表時にとるべき行動

(オ) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること

イ その他の防災関係機関

「震災対策編第2章第1節」の『防災関係機関の役割』を準用する。

2 防災訓練計画

「震災対策編第2章第2節」を準用する。

3 自主防災組織育成計画

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、通信、交通の途絶等により、行政、警察、消防等関係機関の防災活動（公助）だけでは限界があり、市民自らが自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要であり、「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより効果的に災害被害の軽減を図ることができる一方で、地域の自然的、社会的条件や市民の意識等は、地域によって様々であり、活動の具体的範囲及びその内容を画一化することは困難である。

そこで、地域の実情に応じた自主防災組織の結成が進められることが必要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、市民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(2) 自主防災組織の概要

ア 組織

自治会、町内会単位など地域において防災活動を効果的に行うことができる組織とする。

イ 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくために、組織を取りまとめる会長を置き、会長のもとに、副会長ほか自主防災活動に参加する住民一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要がある。

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班など、それぞれの地域の実情に応じた班編成を定めることが望ましい。

なお、地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させることも必要である。

ウ 活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

(ア) 平常時の活動

- a 情報の収集伝達体制の整備
- b 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- c 火気使用設備器具の点検
- d 防災資機材等の整備及び管理
- e 危険箇所の点検・把握
- f 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

(イ) 災害時の活動

- a 初期消火の実施
- b 地域内の被害状況等の情報収集
- c 救出救護の実施及び協力
- d 市民に対する避難指示(緊急)等の情報伝達
- e 市民に対する呼びかけ避難、率先避難及び避難誘導
- f 避難行動要支援者の避難支援
- g 給食・給水及び救助物資等の配分

エ 市民の取組

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、住民一人一人が防災の主体となり、自治会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、地域ごとの避難先を自主防災組織等が事前に把握できる体制を整備する等、防災知識及び技術の習得に努める。

また、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始する。

避難に際しては、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難の呼びかけ並びに率先避難に努めなければならない。

オ 市の取組

(ア) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、市民に対し、津波による人的被害を軽減する方策は市民等の避難行動が基本となることから、強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始することを周知し、徹底するほか、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、(一社)自治総合センターの助成事業、国県及び市単独助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(イ) 訓練の支援

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施すると共に、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援するものとする。

(ウ) 自主防災リーダーの養成

市民の自発的な活動である自主防災組織の取組を推進するには、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

その際、女性の参画の促進に努める。

カ 自主防災組織と消防団との連携

消防団は市民等により構成される消防機関であり、消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進にも努める。

4 都市防災計画

(1) 計画の方針

「震災対策編第2章第4節」の『計画の方針』を準用する。

(2) 市民・事業者の役割

「震災対策編第2章第4節」の『市民及び企業等の役割』を準用する。

(3) 市及び県の役割

ア 津波に強いまちの形成

(ア) 市及び県は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた避難手段を検討し、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(イ) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画等と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(ウ) 市及び県は、地域防災計画、都市計画等各種関連する計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画、都市計画等を担当する職員に対する防災教育など、津波防災の観点からのまちづくりに努め、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(エ) 県は津波浸水想定を設定し、津波災害警戒区域の指定を行い、市はそれらを踏まえ、地域防災計画に必要事項を規定するとともに、県と協力し津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

(オ) 市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、垂直避難が可能となる施設整備に加え、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を

図るものとする。庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

- (カ) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、市民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (キ) 市及び県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。
- (ク) 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るとともに、緊急ヘリポートの確保に努めるものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が推進する一般配送事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (ケ) 市及び県は、漁港施設等津波の危険性の高い地域で働かざるを得ない人員の命を守る施設の整備を検討するものとする。
- (コ) 市及び県は、甚大な津波被害が予想される場合、地盤の高い場所に都市を移すことも検討するものとする。
- (サ) 市は、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

イ 避難関連施設の整備

- (ア) 市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- (イ) 市は、緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。
- (ウ) 市及び県は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

ウ 建築物の健全化

- (ア) 市及び県は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震耐浪化など津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。
- (イ) 市、学校設置者及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策について努めるものとする。

エ ライフライン施設等の機能確保

(ア) 市及び県は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

(イ) 市及び県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

オ 危険物施設等の安全確保

市及び県は、危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(4) ライフライン事業者の役割

ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

なお、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

(5) 防災関係機関の役割

「震災対策編第2章第4節」の『防災関係機関の役割』を準用する。

5 集落孤立対策計画

「震災対策編第2章第5節」を準用する。この場合において「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

6 建築物等災害予防計画

(1) 計画の方針

地震又は津波により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命をはじめ、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震又は津波が発生した後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な公共建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

ア 基本方針

(ア) 防災上重要な公共建築物等の災害予防

市及び県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設、防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性及び不燃性の確保を図ることとする。また、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

その他、防災上重要な公共建築物等の災害予防については、「震災対策編第2章第7節」を準用する。

(イ) 不特定多数の者が利用する施設等の災害予防

市、県、国及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に、配慮するものとする。

その他、不特定多数の者が利用する施設並びに一般建築物の災害予防については、「震災対策編第2章第7節」を準用する。

イ 要配慮者に対する配慮及び積雪の対応

要配慮者に対する配慮及び積雪の対応については、「震災対策編第2章第7節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪地域での対応』をそれぞれ準用する。

(2) 市民・事業者、市、県及び防災関係機関の役割

市民・事業者、市、県及び防災関係機関は、計画の方針に基づき必要な災害予防に努めるほか、それぞれの主体がその役割を担うこととし、その役割については、「震災対策編第2章第7節」の『市民及び企業等の役割』、『市の役割』、『県の役割』及び『防災関係機関の役割』をそれぞれ準用する。

7 道路・橋梁等の地震・津波対策

(1) 計画の方針

「震災対策編第2章第8節」の『計画の方針』を準用する。この場合において、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

(2) 各道路管理者等の行う地震・津波対策

道路管理者である市、東日本高速道路株式会社、国土交通省、県はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、各道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

ア 道路施設の整備・強化

(ア) 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

(イ) 重要構造物

a 橋梁

(a) 耐震補強

平成8年道路橋示方書より古い耐震設計基準に基づき設計した橋梁は点検等を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

(b) 新設橋梁

次に拠り設計する。（国土交通省都市局長、道路局長通知「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成29年7月21日））

(ウ) 道路付帯施設

道路付帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

a 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

b 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。また、道路管理者は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

c 避難階段等の設置

津波災害発生時に、道路を緊急避難場所として活用できるようにするため、避難の安全性を検討した上で、避難階段等の整備を行う。

イ 防災体制の整備

(ア) 情報連絡体制の整備

各道路管理者は、災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

(イ) 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時救援協定等を結んでいる事業者・団体などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(ウ) 道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線又は区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

(エ) 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、道路施設等に海拔情報を表示し、道路利用者に海拔情報を提供するなど、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

8 漁港施設の地震・津波対策

(1) 市及び各主体の責務

ア 事業者等は、平時より関係機関と情報交換を行い、地震又は津波の発生に備え防災体制を整える。

イ 市は、地震又は津波の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と連携し対応の整備を図る。比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、耐震強化岸壁、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

ウ 漁港管理者（市）は、老朽化した漁港施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

エ 県は、施設の点検及び被害の状況の把握において、ヘリや無人航空機等も活用し、迅速な調査ができるように、関係機関と協議する。

(2) 事業者等の役割

ア 漁港内に所在する事業者等は、地震又は津波の発生に備え防災訓練を行い、緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関及び事業者相互の協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

イ 漁港内にある石油等の危険物を保管・輸送をする事業者は、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき各管理施設（岸壁建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(3) 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動を図るため、各防災関係機関は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

9 河川・海岸施設の地震・津波対策

(1) 計画の方針

ア 基本方針

市、県、国は、津波による被害を防止し、又は軽減するために、河川及び海岸保全施設の整備を計画的に進めるものとする。各施設においては、設計対象の津波高を超えた場合でも、その施設の効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観にも配慮するものとする。

イ 要配慮者に対する配慮及び積雪期での対応

「風水害等対策編第1編第2章第12節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪期の対応』をそれぞれ準用する。

(2) 市及び県の役割

「風水害等対策編第1編第2章第12節」の『市の役割』及び『県の役割』をそれぞれ準用する。

(3) 防災関係機関の役割

ア 北陸地方整備局

(ア) 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、県・市等が行う、被災状況、県・市等のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に対する支援を行う。

(イ) 必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災県、市等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行う。

(ウ) 災害対策を円滑に行うため必要のある場合には、原則として県・市等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機の支援を行う。

(エ) 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、県・市等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行う。

イ その他の防災関係機関等

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、防災関係機関は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

10 農地・農業用施設等の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第13節」を準用する。ただし、津波発生時において点検する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

この場合において、「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

11 防災通信施設の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第14節」を準用する。この場合において、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

12 コミュニティ放送等放送事業者の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第15節」を準用する。この場合において、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

13 電気通信事業者の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第16節」を準用する。この場合において、「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

14 電力供給事業者の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第17節」を準用する。

15 ガス事業者の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第18節」を準用する。「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」、「地震」とあるのは「地震又は津波」、「地震対策」とあるのは「地震又は津波対策」と読み替えるものとする。

16 上水道の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第19節」を準用する。「地震発生後」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」、「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

17 下水道の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第20節」を準用する。「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」、「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

18 危険物等施設の地震・津波対策

「震災対策編第1編第2章第21節」を準用する。「耐震改修」とあるのは「耐震及び耐浪」、「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

19 火災予防計画

「震災対策編第1編第2章第23節」を準用する。「地震及び防火」とあるのは「地震、津波及び防火」、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

20 水防管理団体の体制整備

「風水害等対策編第1編第2章第23節」を準用する。

21 廃棄物処理体制の整備

「震災対策編第1編第2章第24節」を準用する。「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

22 救急・救助体制の整備

「震災対策編第1編第2章第25節」を準用する。

23 医療救護体制の整備

「震災対策編第1編第2章第26節」を準用する。「災害発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

24 避難体制の整備

(1) 計画の方針

ア 基本方針

地震又は津波による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容並びに避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

(ア) 浸水、地盤の液状化、地域の潜在的な危険の事前周知

(イ) 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(ウ) 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令

(エ) 避難誘導体制の整備

(オ) 指定緊急避難場所・避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

イ 要配慮者に対する配慮、積雪期での対応及び広域避難への配慮

要配慮者に対する配慮、積雪期での対応及び広域避難への配慮については、「震災対策編第1編第2章第27節」の『要配慮者に対する配慮』、『積雪期での対応』及び『広域避難への配慮』を、それぞれ準用する。

(2) 市民の役割

ア 市民等に求められる役割

(ア) 市民・事業者の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

a ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

b 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと。

c 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

- d 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。
 - e 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解しておくこと。
 - f 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、自らの判断で迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始すること。
 - g 自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを意識し、避難をする際は、ともに声を掛け合いながら迅速に避難するなど避難を呼びかけるとともに、率先して避難すること。
 - h 徒歩による避難を原則とすること。
- (イ) 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務
- 下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。
- a 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - (a) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - (b) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - (c) 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - (d) 近隣の事業者、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - (e) 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
 - b その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - (a) 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
 - (b) 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - (c) 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。
- (ウ) 地域に求められる役割
- a 市民の役割
 - 相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。
 - b 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること。
 - c 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
 - d 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。
 - e 避難時において避難を呼びかけ、率先して避難すること。
 - f 水防団員（消防団員）の活動上の安全を確保すること
- (エ) 事業者等の役割
- 地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。
- a 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
 - b 必要に応じて施設を帰宅困難者や市民等に避難場所として提供すること。

(3) 市の役割

ア 津波避難計画の策定

市は、県が提示する津波避難計画策定指針を参考とし、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定に努め、その内容を市民等に周知徹底を図る。

イ 情報伝達体制の整備

- (ア) 市は、実情に応じて、非常参集体制の整備を図るとともに、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (イ) 市は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
- (ウ) 市は、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ）携帯電話（新発田あんしんメール、緊急速報メール等）、ワンセグ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等やIP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (エ) 市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、新潟県総合防災情報システムに集約できるよう努めるものとする。
- (オ) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (カ) 市は、小学校就学前の子供達の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (キ) 市は、情報の収集・連絡体制の整備を図り、その際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

ウ 避難指示等の発令基準の策定

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準及び伝達内容をあらかじめ定めるものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

エ 避難誘導体制の整備

- (ア) 市は、津波発生時の避難については、徒歩による避難を原則とすることの周知に努めるとともに、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。
- (イ) 市は、消防職団員（水防団員）、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、市民等に周知するものとする。
- (ウ) 市は、高齢者や障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、要配慮者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

- (エ) 市は、学校等が保護者との間で、「学校防災マニュアル作成の手引き」等を参考にしながら、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

オ 避難場所の指定等

- (ア) 市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

- (イ) 市は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保又は流通備蓄により確保し、食料、水、備蓄菜、マスク、消毒液、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布、ブルーシート、土のう袋等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

- (ウ) 市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるとともに、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

また、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備の整備とともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るよう努める。

- (エ) 市は、指定避難所において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するほか、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- (オ) 市は、避難場所として利用可能な道路等盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努めるものとする。

- (カ) 市は、市民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

- (キ) 飼い主による家庭動物の処置についての検討をする。

- (ク) 市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(ケ) 即応体制の整備

- a 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民若しくは職員等に鍵の管理を委託するよう努める。
- b 避難所管理に当たる職員を事前に指定するよう努める。
- c マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のための必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- d 避難所として指定する施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- e 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておく。

- f 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する
 - g 感染症等発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
 - h 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
 - i 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
 - j やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
- (コ) 福祉避難所の指定
- a 市は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のため、地域の実情により必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。
 - b 福祉避難所として指定する施設は、バリアフリー化されているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とするよう努める。
 - c 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
- (カ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底を努める。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (キ) 指定緊急避難場所の誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号と使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示に努めるとともに、標識の見方に関する周知に努める。
- (ク) 市は、指定緊急避難場所と指定避難場所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。
- (ケ) 市は、各地域において、避難可能場所の現状を把握し、整備するとともに、道路管理者等の協力を得て、避難路等の確保を検討する。
- (コ) 市は、災害時に住民が集団で避難することが予想される指定緊急避難場所以外の施設等について、平時から把握に努める。
- カ 広域避難に係る体制の整備
- (ア) 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備
- a 市は、避難の際に必要な市民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

b 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難市民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

c 災害の想定によっては必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所等を、近隣市町村に設けられるよう、調整する。

(イ) 広域避難の受け入れに備えた体制整備

a 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

b 市は、避難者への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

キ 住民避難誘導訓練の実施

(ア) あらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示(緊急)が発出された際、市民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

(イ) 市民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

(ウ) 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布又はホームページ等で公開して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。なお、それらの作成又はホームページ等での公開にあたっては、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

(4) 県の役割

ア 津波避難計画策定指針の策定

イ 情報収集・連絡体制の整備

ウ 県民への防災に関する情報の提供

エ 市町村の避難体制整備の支援

(ア) 地域の危険情報の市への提供

a 津波による浸水想定区域図を策定・提供する。

b 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を市と共有する。

(イ) 市による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援

a 県から市への津波警報等の迅速な伝達体制を維持する。

b 市の避難指示等発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。

c 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市への情報支援体制を確立する。

d 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市の発する避難指示等の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。

e 市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

(ウ) 避難所等の確保への協力

a 指定避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

- b 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。
 - c ホテル・旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。
 - d 感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）発生時における自宅療養者等の避難について、災害発生前から市と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。
- (エ) 関係機関との情報交換体制の整備
- a 介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
 - b あらかじめ介護保険施設、障がい者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
 - c 避難市民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。
- (オ) 避難場所が孤立した場合の搬送支援
- 津波浸水等の事情により市民が避難した避難場所等が孤立した場合において、中長期的な避難先となる指定避難所及び指定避難場所等へ避難者を搬送するための体制を整備する。
- オ 広域避難に係る市の調整等
- (ア) 他市町村への広域避難の発生に備えるための市の体制整備の支援
- 市民が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難市民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換の上、市に情報提供を行う。
- (イ) 広域避難の受け入れに備えるための市の体制整備の支援
- 市民が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が必要な協定を締結する。
- (ウ) 県は、大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域避難に係る応援協定の締結や、被災者の移送が円滑に実施されるよう交通事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (エ) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (5) 関係機関の役割
- 「震災対策編第1編第2章第27節」の『関係機関の役割』を準用する。

25 要配慮者の安全確保計画

「震災対策編第1編第2章第28節」を準用する。

26 食料・生活必需品等の確保計画

「震災対策編第1編第2章第29節」を準用する。この場合において、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

27 学校等の地震・津波防災対策

「震災対策編第1編第2章第30節」を準用する。この場合において、「地震」とあるのは「地震又は津波」、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

また、市、学校設置者及び県は、浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、各主体が所管する施設等において、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各学校の実情等に踏まえた津波対策に取り組むものとする。

28 文化財の地震・津波防災対策

「震災対策編第1編第2章第31節」を準用する。この場合において、「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」、「地震時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

29 ボランティア受入体制の整備

「震災対策編第1編第2章第32節」を準用する。

30 事業者の事業継続

(1) 計画の方針

事業者は、災害時に自らの果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業者等において防災活動を推進するとともに、災害時における重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用する。なお、事業者の事業継続に関して、本節に記載のない事項については、「震災対策編第1編第2章第33節」を準用する。

(2) 市及び県の役割

- ア 市及び県は、事業継続ガイドラインに基づき、事業者等が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及啓発を実施するものとする。
- イ 市及び県は、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、事業者等が地域の防災訓練等への参加や防災体制の整備等を行うよう働きかけるものとする。
- ウ 市及び県は、事業者等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、事業者等の防災力向上の促進を図るものとする。
- エ 市は、事業者等に対し、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(3) 事業者の役割

- ア 事業者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災市民の救出など地域の一員として防災活動に参加するよう努める。
- イ 事業者は、自主的な防災組織を作り、地域の自主防災組織と連携をとり、地域の安全の確保に努めるものとする。
- ウ 事業者は、災害時に果たすべき役割を認識し、各事業者等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- エ 事業者は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続場の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

(4) 商工団体の役割

- ア 事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。
- イ 会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について積極的に啓発する。
- ウ 行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

31 行政機能の保全

(1) 計画の方針

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。なお、行政機能の保全に関して、本節に記載のない事項については、「震災対策編第1編第2章第34節」を準用する。

(2) 市及び県の取組

ア 防災拠点の整備

- (ア) 市及び県は、行政関連施設について、設置基準を明確にし、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を目指す。
- (イ) 市及び県は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努める。
- (ウ) 市及び県は、防災拠点の被災を想定し、又は想定を超えた被害の発生に備え、代替の施設の確保を検討し、また、県は、広域で甚大な災害の発生を想定した人的又は物的資源、並びに情報の集積拠点とともに、広域防災拠点の設置を検討する。

イ 防災中枢機能の確保

- (ア) 市及び県は、津波災害に対して、それぞれ防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備に努めるとともに、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備にも努める。
- (イ) 市及び県は、防災中枢機能を果たす施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、L P ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。
- (ウ) 市及び県は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

ウ 業務継続性の確保

- (ア) 市及び県は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

- (イ) 市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- (ウ) 市及び県は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- (エ) 市及び県は、職員の派遣要請やニーズを迅速に把握し、速やかに職員派遣調整ができるよう自己完結型の職員派遣に係る体制及び制度の充実について検討する。
- (オ) 市及び県は、あらかじめ災害対応に必要な資格又は経験を有する人材の情報を集約する仕組みの構築を検討する。
- (カ) 市及び県は、機能喪失した庁舎機能の補完方法を検討する。

エ データの保全

- (ア) 市及び県は、災害対応におけるＩＣＴ部門の重要性を認識し、職員のＩＣＴリテラシー向上を図るとともに、住民に対してＩＣＴリテラシーの向上を図る。
- (イ) 市及び県は、ＩＣＴ環境を整備し、行政データのバックアップポリシーの確立を検討する。
- (ウ) 市及び県は、業務継続計画に基づき、業務に必要となる行政データの保存を行い、複製の別途保存を含め、必要なバックアップ体制を整備する。
また、速やかに復元できるよう、併せて必要な体制を整備する。
- (エ) 市及び県は、他の市町村、通信事業者、基幹データ産業との連携を検討するとともに、県外自治体との連携強化を検討するものとする。

(3) 防災関係機関の取組

防災関係機関は、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

第3節 災害応急対策

1 防災関係機関の活動体制

(1) 計画の方針

市、県及び国を始めとした防災関係機関は、市に津波災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、相互協力体制を構築し、被災者の救援救助を強力に推進する体制を整備する。

ア 情報の収集・連絡体制の整備

情報を収集し、危機の発生に即応し、迅速に初動対応を開始するため、24時間の連絡体制を整備する。

イ 市の災害対策本部等の体制の整備

「震災対策編第1編第3章第1節」を準用する。

2 市の配備体制

(1) 平日夜間・休日の宿直及び警戒体制

市は平時から24時間の連絡体制を構築し、災害発生時に備えるとともに、大規模な災害が発生した場合は、迅速に市長、副市長、幹部職員等に連絡し、必要な職員を配備する。

(2) 災害発生時の迅速な初動対応の実施

「新発田市災害時行動マニュアル」に定める。

3 防災関係機関の相互協力体制

「震災対策編第1編第3章第3節」を準用する。

4 災害時の通信確保

「震災対策編第1編第3章第4節」を準用する。

5 被災状況等収集伝達計画

「震災対策編第1編第3章第6節」を準用する。

6 広報計画

「震災対策編第1編第3章第7節」を準用する。

7 避難所運営計画

「震災対策編第1編第3章第9節」を準用する。

8 避難所外避難者の支援計画

「震災対策編第1編第3章第10節」を準用する。

9 自衛隊の災害派遣計画

「震災対策編第1編第3章第11節」を準用する。

10 輸送計画

「震災対策編第1編第3章第12節」を準用する。

なお、浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター等を利用した輸送を行う。

11 警備・保安及び交通規制計画

「震災対策編第1編第3章第13節」を準用する。

12 海上における災害応急対策

「震災対策編第1編第3章第14節」を準用する。

13 消火活動計画

「震災対策編第1編第3章第15節」を準用する。

14 救急・救助活動計画

「震災対策編第1編第3章第16節」を準用する。

15 水防活動計画

(1) 計画の方針

津波又は地震により、堤防、護岸、水門、樋管など、河川、海岸又はため池等の施設に被害が生じ、又は生じるおそれがあるときで、水防活動を行う必要がある場合、市（水防管理団体）及び県は必要な措置をとるものとする。

このとき、水防活動に従事する者の避難時間の確保など、安全を確保した上で、避難誘導及び水防活動を実施しなければならない。

(2) 業務の内容

津波に対する水防活動については、市水防計画の定めるところによる。

(3) 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

水防警報及び水防情報の提供を行う河川については、市水防計画の定めるところによる。

16 医療救護活動計画

「震災対策編第1編第3章第17節」を準用する。

17 防疫及び保健衛生計画

「震災対策編第1編第3章第18節」を準用する。

18 こころのケア対策計画

「震災対策編第1編第3章第19節」を準用する。

19 児童生徒等に対するこころのケア対策計画

「震災対策編第1編第3章第20節」を準用する。

20 廃棄物の処理計画

「震災対策編第1編第3章第21節」を準用する。

21 トイレ対策計画

「震災対策編第1編第3章第22節」を準用する。

22 入浴対策計画

「震災対策編第1編第3章第23節」を準用する。

23 食料・生活必需品等供給計画

「震災対策編第1編第3章第24節」を準用する。

なお、浸水等により孤立した地域等については、船舶、ヘリコプター等を輸送手段として利用し、必要な食料、飲料水、生活必需品等その他物資等の供給を行う。

24 要配慮者の応急対策

「震災対策編第1編第3章第25節」を準用する。

25 建物の応急危険度判定計画

「震災対策編第1編第3章第26節」を準用する。

26 宅地等の応急危険度判定計画

「震災対策編第1編第3章第27節」を準用する。

27 学校等における応急対策

「震災対策編第1編第3章第28節」を準用する。

28 文化財応急対策

「震災対策編第1編第3章第29節」を準用する。

29 障害物の処理計画

「震災対策編第1編第3章第30節」を準用する。

30 遺体等の捜索・処理・埋葬計画

「震災対策編第1編第3章第31節」を準用する。

31 愛玩動物の保護対策

「震災対策編第1編第3章第32節」を準用する。

32 災害時の放送

「震災対策編第1編第3章第33節」を準用する。

33 公衆通信の確保

「震災対策編第1編第3章第34節」を準用する。

この場合において、「地震災害」とあるのは「地震又は津波災害」と読み替えるものとする。

34 電力供給応急対策

「震災対策編第1編第3章第35節」を準用する。

35 ガスの安全、供給対策

「震災対策編第1編第3章第36節」を準用する。

この場合において、「地震発生時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは津波が発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

36 給水・上水道施設応急対策

「震災対策編第1編第3章第37節」を準用する。

この場合において、「震災時」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」、「地震発生直後」とあるのは「地震又は津波発生直後」と読み替えるものとする。

37 下水道等施設応急対策

「震災対策編第1編第3章第38節」を準用する。

この場合において、「地震」とあるのは「地震又は津波」、「地震発生」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時」と読み替えるものとする。

38 危険物等施設応急対策

「震災対策編第1編第3章第39節」を準用する。

39 道路・橋梁トンネル等の応急対策

「震災対策編第1編第3章第40節」を準用する。

40 漁港施設の応急対策

「震災対策編第1編第3章第41節」を準用する。

41 鉄道事業者の応急対策

「震災対策編第1編第3章第42節」を準用する。

42 治山・砂防施設等の応急対策

「震災対策編第1編第3章第43節」を準用する。

43 河川・海岸施設の応急対策

「震災対策編第1編第3章第44節」を準用する。

44 農地・農業用施設等の応急対策

「震災対策編第1編第3章第45節」を準用する。但し、津波発生時において点検及び報告する施設は、津波浸水区域内の施設等を対象とする。

この場合において、「地震発生直後の地震情報」とあるのは「地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある時の気象情報」と読み替えるものとする。

45 農林水産業応急対策

「震災対策編第1編第3章第46節」を準用する。

46 商工業応急対策

「震災対策編第1編第3章第47節」を準用する。

47 応急住宅対策

「震災対策編第1編第3章第48節」を準用する。

但し、住宅資機材の斡旋については次表のとおりとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

実施主体	対 応	協力依頼先
県	新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。 また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会及び木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給斡旋要請を行う。 応急仮設旧宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）を通じて、又は資機材関係省庁（防災基本計画(内閣府)第3編第2章に定める「資機材関係省庁」をいう。）へ行う。	新潟木材組合連合会、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸、隣接県、非常本部等、資機材関係省庁

48 ボランティアの受入れ計画

「震災対策編第1編第3章第50節」を準用する。

49 義援金の受入れ・配分計画

「震災対策編第1編第3章第51節」を準用する。

50 義援物資対策

「震災対策編第1編第3章第52節」を準用する。

51 災害救助法による救助

「震災対策編第1編第3章第53節」を準用する。

第4節 津波避難計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 迅速な避難

強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海岸及び河川から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。

また、津波警報が発表されたときも、同様とする。

避難にあたっては、徒歩によることを原則にしつつ、状況に応じて車避難を選択できるよう、最適かつ安全な避難方法を地域ごとに検討していく。

自ら率先した避難行動を取ることが、他の地域住民の避難を促すことを理解し、迅速に避難する。その際、声掛けをするなどして、避難を促すよう努める。

イ 津波に対する理解

津波は、第一波より第二波、第三波など後続の波が大きくなる可能性があることや、第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、津波が発生後、数時間から場合によっては一日以上にわたって継続する可能性があることを理解するとともに強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、津波警報、津波注意報が解除されるまでは避難を継続する。

また、日本海側で発生する津波は、地震の規模に比べて波が高く、震源から沿岸までの距離が近いため、到達までの時間が短いという特徴があることや、波が大陸に跳ね返り、何度も押し寄せることにより、長時間警戒を続けなければならない可能性があることに留意する。

ウ 津波に関する想定及び予測の不確実性

地震及び津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があることや、避難場所・避難所の孤立や避難場所・避難所自体の被災もあり得ることから、津波に関する想定及び予測には不確実性があることを理解する。

エ その他

地震又は津波の被害により孤立した市民を、ヘリコプター又はボートを活用して避難させる。

(2) 要配慮者に対する配慮及び積雪期での対応

「震災対策編第1編第3章第8節」の『要配慮者に対する配慮』及び『積雪期での対応』を準用する。

2 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」といった、災害を具体的にイメージできる表現を用いて発表し、非常事態であることを伝える。また、避難の継続や応急活動を支援するため、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることに加えて、津波の今後の見通し等についても伝達・解説する。なお、予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波 警 報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超(10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津 波 警 報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津 波 注意報	予想される津波の高さが高いところ 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- エ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- オ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

3 津波情報

(1) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報地区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（m単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※ア）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※イ）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ア 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- イ 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

ア 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。

また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

イ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ウ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(2) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- (ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- (イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- (ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- (イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

(1) 津波予報

気象庁は地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

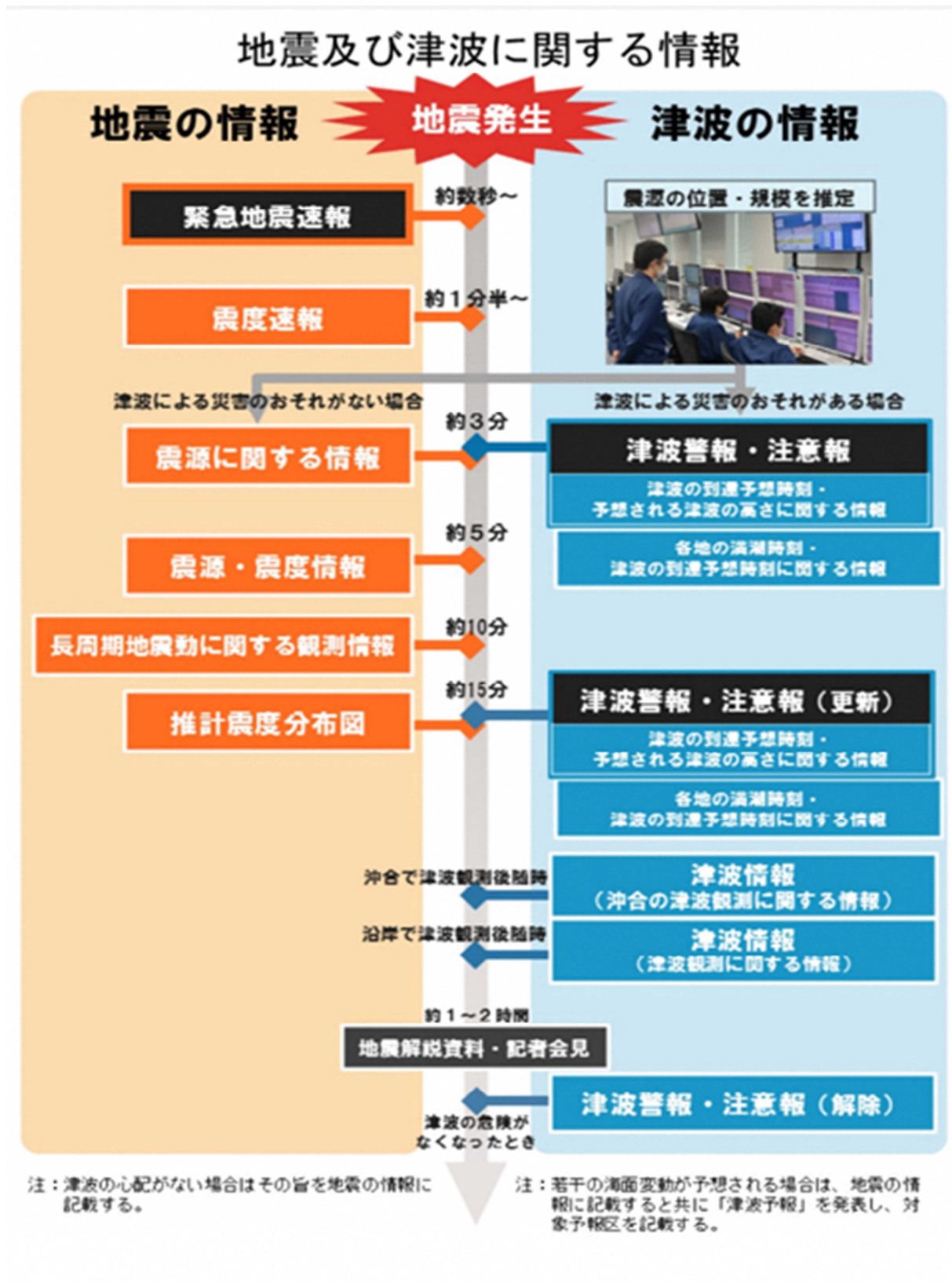
津波予報の発表基準とその内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表
	津波警報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波予報区

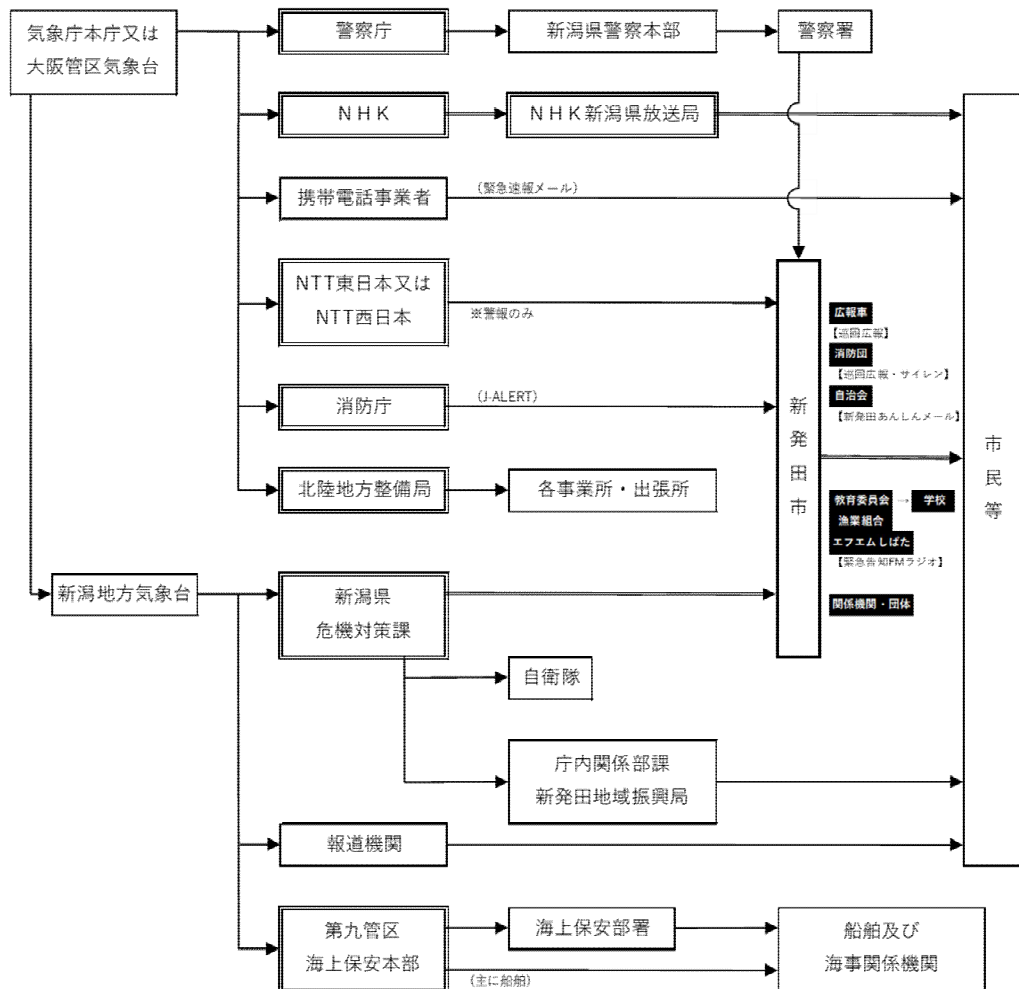
予報区	区域
上中下越	佐渡市を除く県内市町村
佐渡	佐渡市

5 地震及び津波警報等の発表の流れ



6 業務の内容

(1) 津波警報等の伝達



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

ア 市

市は、津波警報等の伝達を迅速かつ正確に、市民、観光客等に伝達する。伝達に際しては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した緊急告知FMラジオ、災害情報共有システム（Lアラート）、モーターサイレン、携帯電話（緊急速報メール・新発田あんしんメール）、広報車等の多様な情報伝達手段を活用して行うものとする。

イ 県

県は、県防災行政無線その他の方法により、市町村に伝達するほか、防災関係機関に伝達する。

ウ その他防災関係機関

その他防災関係機関は、「風水害等対策編第1編第3章第4節」に準じて、関係機関等に対して情報伝達を行う。

(2) 避難指示等の実施

ア 市

(7) 市は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、公表するよう努める。

(イ) 津波に関する避難指示の発令基準は次のとおりとする。

区 分	気象情報等	対象範囲	求める行動
避難指示	新潟県上中下越に 津波注意報が発表 された場合	藤塚浜沿岸	直ちに海岸から離れる
	新潟県上中下越に 津波警報が発表さ れた場合	藤塚浜全域	直ちに高台など安全な場所 に避難する
	新潟県上中下越に 大津波警報が発表 された場合	藤塚浜全域 及び 落堀川沿岸	直ちに高台など安全な場所 に避難する
上記以外の避難情報の発令は、津波の状況など総合的に判断し、避難指示を発令する			

(ウ) 市は、地震又は津波が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を津波等から保護し、津波等の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立退きを勧告し、又は急を要するときは避難のための立ち退きを指示することができる。このとき、必要があると認めるときは、その立退き先を指示することができる。市は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。

(エ) 市は、必要と認める地域の居住者等に対して、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。市は、これらの指示を行ったときは、速やかに県に報告する。

(オ) 市は、避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し、助言を求めることができる。また、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。。

(カ) 市は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示し、県に報告する。

(キ) 市は、避難指示等の発令に当たっては、居住者等が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理するなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。このとき、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者に配慮する。

(ク) 市は、避難指示、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとするときは、居住者等に対して、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動した緊急告知FMラジオ・割込み放送、災害情報共有システム(Lアラート)、携帯電話(緊急速報メール・新発田あんしんメール)、広報車等の多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

(ケ) 市は、地震又は津波が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、

警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(コ) 市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

イ 県

(ア) 県は、地震の規模、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項を、公表するよう努める。

(イ) 県は、市が行う発令基準の策定や見直しを支援するものとする

(ウ) 県は、市が行う避難指示等又は屋内での退避等の安全確保の指示に関し、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言する。

(エ) 県は、市が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、市に代わって、避難の指示等を実施する。

ウ その他防災関係機関等

市による避難の指示ができないと認めるとき、又は市から要求があったとき、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に避難のための立退きを指示することができる。立退き先を指示したときは、直ちに市に通知するものとする。

水防管理者（市長）は、津波によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示することができる。

指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕の長又は指定地方行政機関の長は、市から避難指示等又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合に助言を求められたときは、その所掌事務に関して必要な助言をするものとする。

(3) 避難誘導及び救助

ア 市

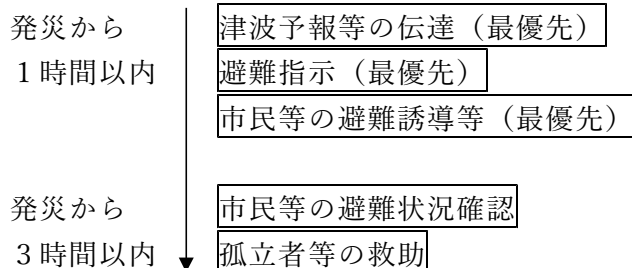
(ア) 市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、市民や自主防災組織、消防本部、県警察、学校等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な避難行動に関する計画の策定を推進し、併せて、消防団員等の避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での行動ルール、待避の判断基準も定めるものとする。

(イ) 市は、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

(ウ) 市は、津波警報又は津波注意報が発表された場合、若しくは津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示等を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達及び避難誘導に心がけるものとするほか、配慮に当たっては、「震災対策編第1編第3章第8節」に定めるところによる。

a 救助フロー

☆津波発生のおそれ



b 市民等の避難誘導

実施主体	対 策
市	適切な避難場所・避難路を指示するとともに、新発田警察署、消防本部、消防団、自治会・町内会、自主防災組織等の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして市民等を迅速かつ安全に避難させる。
実施主体	対 策
県	必要に応じて自衛隊に災害派遣を要請し、救助及び避難誘導への協力を依頼する。
海岸付近に存する施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限する。

c 消防団員の安全配慮

- (a) 団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。
- (b) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (c) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (d) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (e) 指揮者は、必要に応じ、ライフジャケット着用を指示する。

イ 県

- (ア) 県は、市が策定すべき津波避難計画に係る指針を策定する。
- (イ) 県は、市における津波避難計画策定及び避難訓練の実施を支援する。

(4) 避難所等の確保

ア 市

- (ア) 市は、災害時に必要に応じて、指定避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。
- (イ) 市は、避難所の開設が必要な場合、「震災対策編第1編第3章第9節」及び市避難所運営マニュアルの定めるところにより、避難所を開設する。
- (ウ) 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置し、維持することの適否を検討する。

イ 県

県は、市からの報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、必要に応じて支援及び調整を行う。

(5) 避難所相互の移送

市は、避難場所から避難所・福祉避難所等に移送するときのルール化及びその移送方法を検討する。

(6) 広域避難対策

ア 市

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、市の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合におい

て、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該受入れに係る協議を求める。

イ 県

(ア) 県は、市からの協議の要請があった場合、他の都道府県と被災者の受入れ等に関する協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

(イ) 県は、市から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行うものとする。

(7) 帰宅困難者対策

市及び県は、津波等の災害により交通が途絶したときは、帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

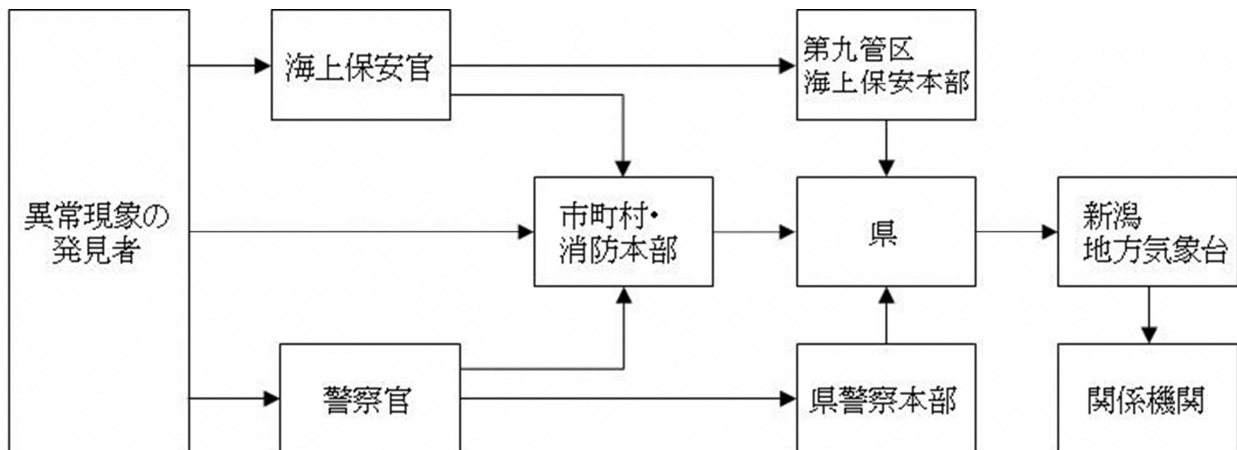
(8) 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに、市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合、市及び消防本部が受けたときは県に、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県に、速やかに通報する。

県は、速やかに新潟地方気象台に通報する。

異常現象発見時の速報系統図



第5節 災害復旧・復興計画

1 民生安定化対策

「震災対策編第1編第4章第1節」を準用する。

2 融資・貸付その他資金等による支援計画

「震災対策編第1編第4章第2節」を準用する。

3 公共施設等災害復旧対策

「震災対策編第1編第4章第3節」を準用する。

この場合において、「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

4 災害復興対策

「震災対策編第1編第4章第4節」を準用する。

この場合において、「避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等」とあるのは「必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等を基本的な」と読み替える。

また、次に掲げる事項を『防災まちづくり』に加える。

市及び県は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、市民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。

新発田市地域防災計画 震災対策編
(令和7年12月 修正)
編集発行：新発田市防災会議
(事務局：新発田市地域安全課)

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号
TEL 0254-28-9510 FAX 0254-24-9005
